

世界6資産分散ファンド

愛称: コアシックス

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年11月27日)

この目論見書により行なう世界6資産分散ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月26日に関東財務局長に提出しており、2025年11月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	28
4【手数料等及び税金】	32
5【運用状況】	35
第2【管理及び運営】	58
1【申込（販売）手続等】	58
2【換金（解約）手続等】	59
3【資産管理等の概要】	60
4【受益者の権利等】	63
第3【ファンドの経理状況】	65
1【財務諸表】	68
2【ファンドの現況】	308
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	310
第三部【委託会社等の情報】	311
第1【委託会社等の概況】	311
1【委託会社等の概況】	311
2【事業の内容及び営業の概況】	313
3【委託会社等の経理状況】	314
4【利害関係人との取引制限】	352
5【その他】	352
約款	353

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

世界6資産分散ファンド

(以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「コアシックス」とします。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%(税抜1.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1口単位または1円単位※（当初元本1口＝1円）

※分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年11月27日から2026年11月25日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払ください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内及び外国（新興国を含みます。）の各株式、国内及び外国（新興国を含みます。）の各債券を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(世界6資産分散ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特 殊 型
	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			
不動産投信					
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分 固定型))					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

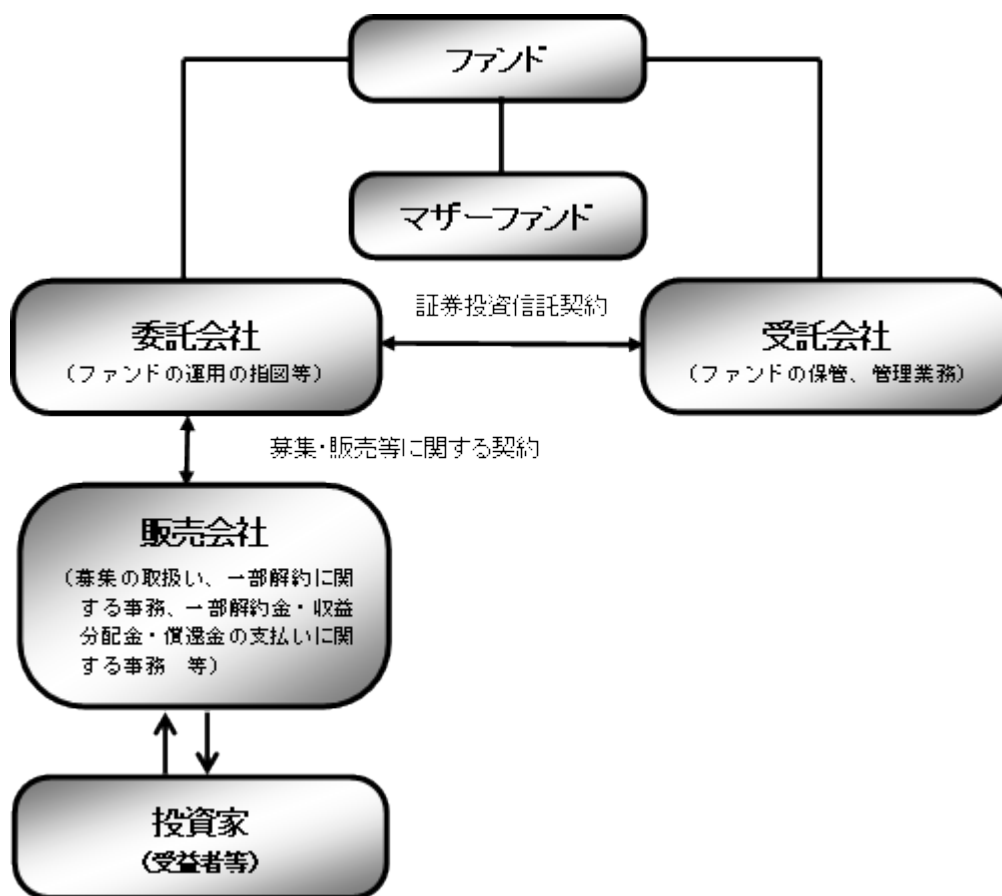
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2018 年 5 月 15 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	世界 6 資産分散ファンド
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025 年 10 月末現在)■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

●ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

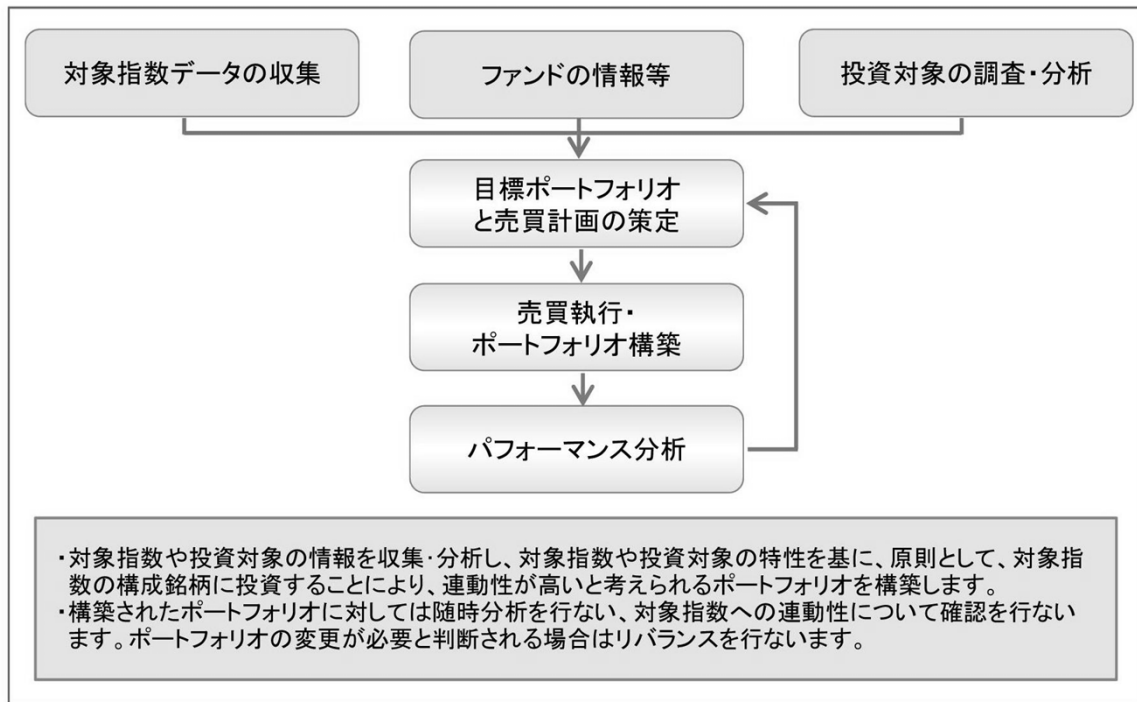
マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	1/6	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）*1
新興国株式マザーファンド	1/6	新興国の株式（DR（預託証券）*を含みます。）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）*2
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	1/6	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）
外国債券マザーファンド	1/6	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1/6	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）*3

※Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の

株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

- *1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *3 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

●合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

●各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表

の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの

決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

各マザーファンドへの投資を通じて、国内及び外国（新興国を含みます。）の各株式、国内及び外国（新興国を含みます。）の各債券を実質的な主要投資対象とします。

■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
国内株式マザーファンド	わが国の株式
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	わが国の公社債
外国債券マザーファンド	外国の公社債
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限の④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限りまゝ。）に係る権利
 - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
 - 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券

13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）

20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引^{※1}
4. 為替先渡取引^{※2}
5. 直物為替先渡取引^{※3}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（参考）各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド）

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超える

こととなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

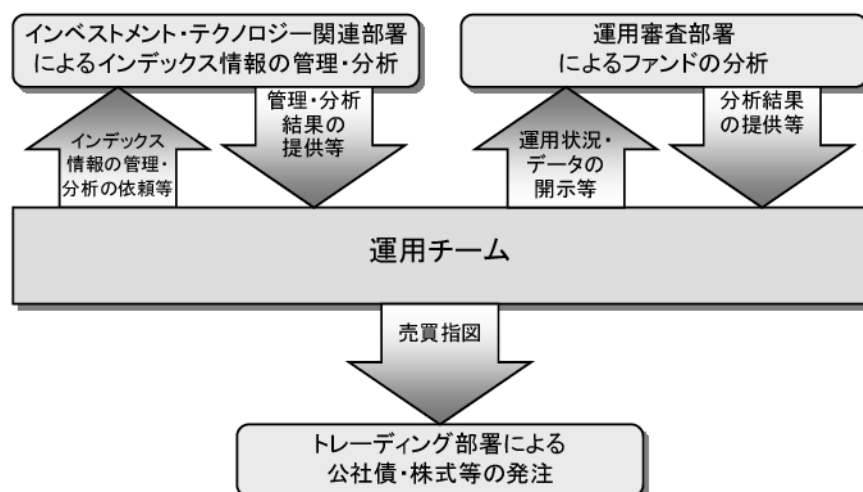
- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

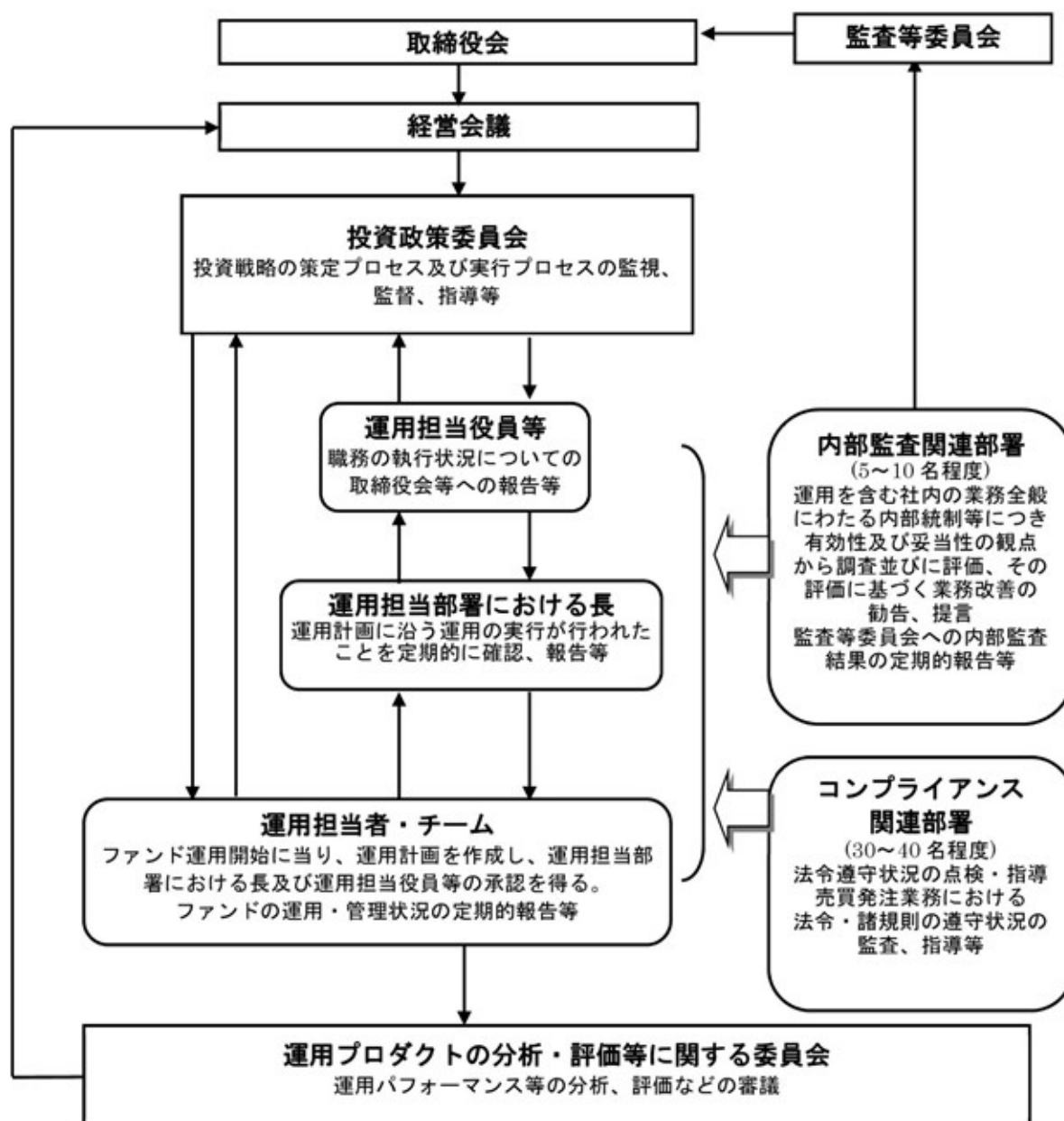
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当

て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

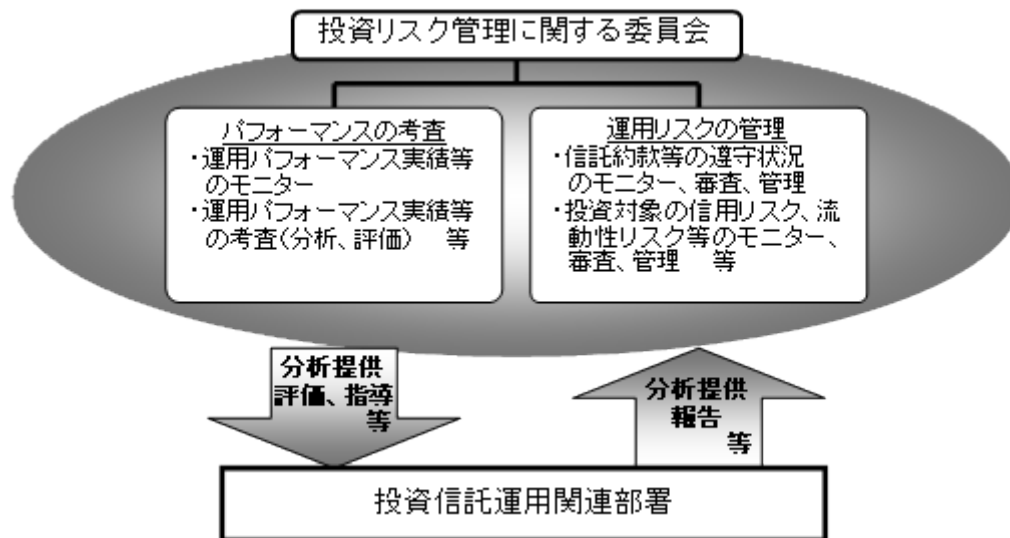
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告

を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

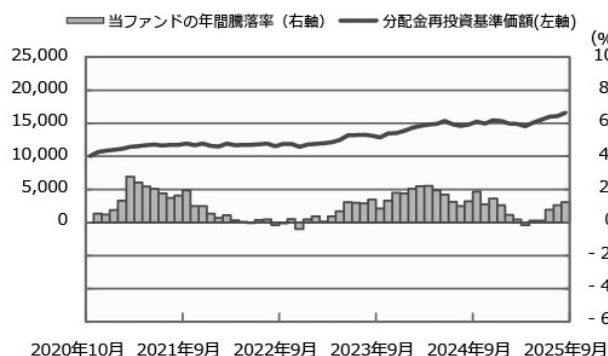
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

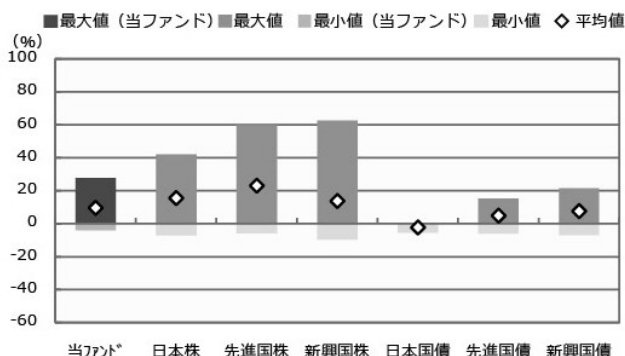


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	9.6	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- ＜代表的な資産クラスの指数＞
- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMSLLCはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.5445%（税抜年0.495%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.23%	年0.23%	年0.035%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払

われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

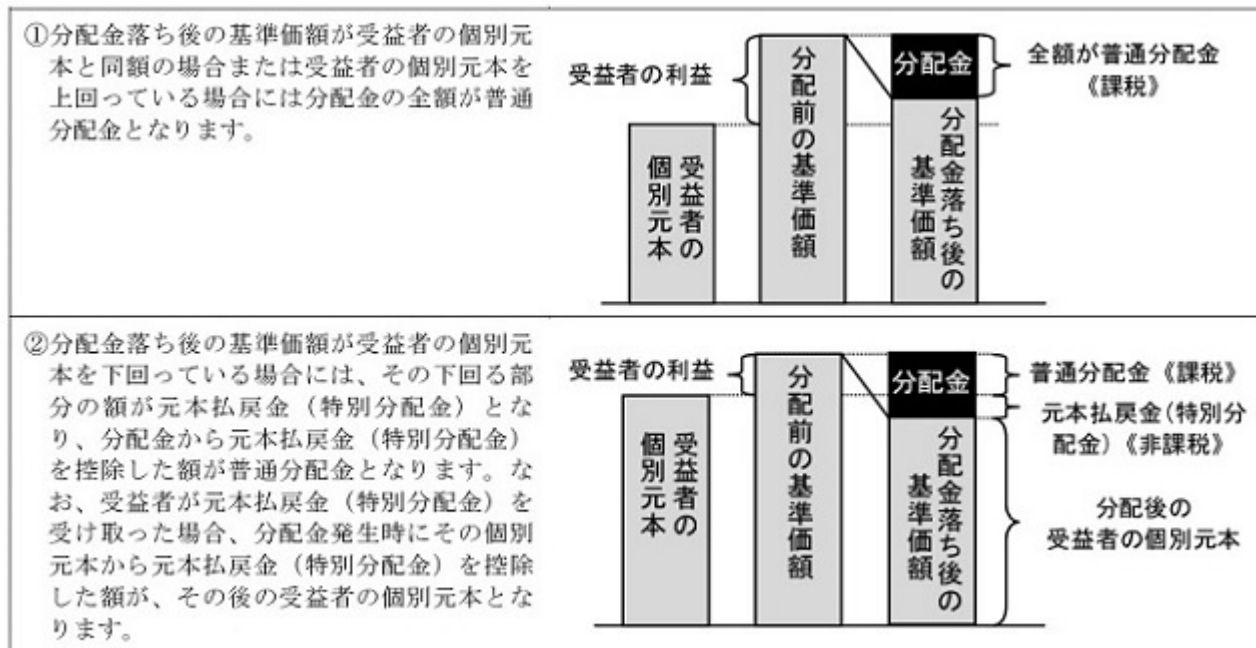
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は 2025 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.57	0.54	0.03

（2023年9月7日～2024年9月6日）

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- *交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- *各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- *各比率は、年率換算した値です。
- *マザーファンドが支払った費用を含みます。
- *その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- *その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は 2025 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

世界6資産分散ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,069,360,999	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	635,090	0.03
合計（純資産総額）		2,069,996,089	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	866,112,651,180	97.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,235,189,464	2.06
合計（純資産総額）		884,347,840,644	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	17,369,730,000	1.96

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,525,376,083,062	74.78
	カナダ	115,980,974,638	3.43
	ドイツ	83,719,795,192	2.47
	イタリア	27,363,158,253	0.81
	フランス	90,585,626,737	2.68
	オランダ	44,538,409,453	1.31
	スペイン	29,476,119,942	0.87
	ベルギー	7,058,849,105	0.20
	オーストリア	1,852,712,633	0.05
	ルクセンブルグ	474,697,976	0.01
	フィンランド	9,251,029,236	0.27
	アイルランド	3,785,801,849	0.11
	ポルトガル	1,789,769,124	0.05
	スイス	704,553,477	0.02
	ジャージー	145,293,382	0.00
	イギリス	124,816,695,925	3.69
	スイス	78,972,897,767	2.33
	スウェーデン	26,217,188,752	0.77
	ノルウェー	5,228,043,534	0.15
	デンマーク	16,420,339,216	0.48
	オーストラリア	55,016,433,721	1.62

	ニュージーランド	1, 543, 470, 952	0. 04
	香港	15, 938, 628, 370	0. 47
	シンガポール	10, 794, 943, 358	0. 31
	イスラエル	5, 525, 250, 587	0. 16
	小計	3, 282, 576, 766, 241	97. 20
新株予約権証券	カナダ	0	0. 00
投資証券	アメリカ	47, 325, 187, 866	1. 40
	フランス	1, 273, 946, 790	0. 03
	イギリス	763, 792, 970	0. 02
	オーストラリア	3, 303, 748, 344	0. 09
	香港	584, 168, 984	0. 01
	シンガポール	878, 780, 503	0. 02
	小計	54, 129, 625, 457	1. 60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	40, 364, 771, 942	1. 19
合計（純資産総額）		3, 377, 071, 163, 640	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	30, 484, 929, 340	0. 90
	買建	カナダ	1, 361, 537, 334	0. 04
	買建	ドイツ	3, 598, 775, 243	0. 10
	買建	イギリス	1, 496, 631, 620	0. 04
	買建	スイス	942, 410, 952	0. 02
	買建	オーストラリア	696, 506, 926	0. 02

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5, 911, 087, 956	2. 92
	メキシコ	3, 711, 119, 984	1. 83
	ブラジル	7, 049, 845, 243	3. 48
	チリ	382, 596, 626	0. 18
	コロンビア	119, 651, 861	0. 05
	ギリシャ	1, 113, 008, 858	0. 55
	イギリス	127, 452, 429	0. 06
	トルコ	895, 451, 150	0. 44
	チェコ	319, 102, 894	0. 15
	ハンガリー	525, 576, 600	0. 26
	ポーランド	1, 953, 359, 554	0. 96
	香港	49, 427, 407, 258	24. 46
	マレーシア	2, 284, 916, 408	1. 13

	タイ	2, 023, 955, 723	1. 00
	フィリピン	758, 957, 076	0. 37
	インドネシア	2, 203, 445, 141	1. 09
	韓国	21, 467, 280, 014	10. 62
	台湾	37, 612, 086, 168	18. 61
	インド	29, 540, 461, 088	14. 62
	カタール	1, 333, 138, 029	0. 65
	エジプト	26, 830, 379	0. 01
	南アフリカ	6, 790, 291, 442	3. 36
	アラブ首長国連邦	2, 808, 567, 382	1. 39
	クウェート	1, 425, 236, 587	0. 70
	サウジアラビア	6, 392, 247, 625	3. 16
	小計	186, 203, 073, 475	92. 16
投資信託受益証券	アメリカ	7, 335, 643, 275	3. 63
投資証券	メキシコ	149, 207, 426	0. 07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8, 354, 395, 865	4. 13
合計（純資産総額）		202, 042, 320, 041	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7, 748, 239, 250	3. 83
	買建	香港	421, 017, 007	0. 20

（参考）国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1, 015, 758, 919, 350	84. 22
地方債証券	日本	61, 267, 170, 263	5. 07
特殊債券	日本	68, 660, 648, 474	5. 69
社債券	日本	56, 496, 193, 100	4. 68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3, 884, 468, 145	0. 32
合計（純資産総額）		1, 206, 067, 399, 332	100. 00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	489, 896, 235, 142	45. 52
	カナダ	21, 210, 202, 493	1. 97
	メキシコ	9, 280, 364, 706	0. 86
	ドイツ	57, 037, 780, 740	5. 30
	イタリア	84, 561, 434, 240	7. 85
	フランス	69, 396, 539, 804	6. 44

	オランダ	12,333,353,727	1.14
	スペイン	53,986,068,002	5.01
	ベルギー	15,612,256,488	1.45
	オーストリア	10,839,139,878	1.00
	フィンランド	5,329,460,673	0.49
	アイルランド	4,900,959,127	0.45
	ポルトガル	4,513,363,557	0.41
	イギリス	59,989,087,671	5.57
	スウェーデン	1,995,084,170	0.18
	ノルウェー	1,779,377,376	0.16
	デンマーク	2,415,659,503	0.22
	ポーランド	7,085,767,122	0.65
	オーストラリア	13,668,427,755	1.27
	ニュージーランド	3,156,368,297	0.29
	シンガポール	4,332,259,729	0.40
	マレーシア	5,401,140,876	0.50
	中国	120,930,183,703	11.23
	イスラエル	4,046,175,090	0.37
	小計	1,063,696,689,869	98.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12,333,902,456	1.14
合計（純資産総額）		1,076,030,592,325	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,975,276,385	9.94
	ブラジル	1,301,985,410	6.55
	チリ	320,219,420	1.61
	コロンビア	717,549,036	3.61
	ペルー	363,890,741	1.83
	ウルグアイ	31,577,198	0.15
	ドミニカ共和国	41,612,855	0.20
	セルビア	46,969,702	0.23
	トルコ	221,773,118	1.11
	チェコ	932,785,822	4.69
	ハンガリー	429,094,883	2.15
	ポーランド	1,500,679,409	7.55
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	620,868,965	3.12
	マレーシア	1,890,726,122	9.51
	タイ	1,676,517,577	8.43
	インドネシア	1,913,451,464	9.63

	中国	1,926,070,218	9.69
	インド	1,928,502,073	9.70
	南アフリカ	1,457,511,174	7.33
	小計	19,297,061,572	97.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	570,630,507	2.87
合計（純資産総額）		19,867,692,079	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

世界６資産分散ファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	142,617,667	2.3962	341,752,994	2.5283	360,580,247	17.41
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド	40,609,116	8.3045	337,240,335	8.5376	346,704,388	16.74
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	94,060,661	3.6283	341,286,209	3.6616	344,412,516	16.63
4	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	170,464,339	1.9897	339,181,587	2.0106	342,735,599	16.55
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	108,533,907	3.1304	339,756,710	3.1396	340,753,054	16.46
6	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド	282,935,565	1.1815	334,288,583	1.1811	334,175,195	16.14

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合 計	99.96

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,385,900	2,751.57	28,577,630,498	2,849.50	29,594,622,050	3.34
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,343,400	1,844.34	22,765,495,666	2,394.00	29,550,099,600	3.34
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,739,600	2,857.97	19,261,607,615	4,259.00	28,703,956,400	3.24
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,019,600	3,842.16	19,286,125,604	3,930.00	19,727,028,000	2.23
5	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	966,600	7,556.83	7,304,434,200	18,685.00	18,060,921,000	2.04
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,945,000	3,462.21	13,658,418,450	4,176.00	16,474,320,000	1.86
7	日本	株式	任天堂	その他製品	1,233,500	11,603.79	14,313,282,754	12,805.00	15,794,967,500	1.78
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,820,100	2,799.89	10,695,861,092	3,531.00	13,488,773,100	1.52
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,450,700	2,756.02	9,510,225,545	3,879.00	13,385,265,300	1.51
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,571,200	3,708.94	9,536,444,328	4,988.00	12,825,145,600	1.45

11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,485,400	8,336.22	12,382,635,270	7,963.00	11,828,240,200	1.33
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,500	7,493.16	10,411,754,194	8,426.00	11,707,927,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,836,900	5,937.72	10,907,008,954	6,269.00	11,515,526,100	1.30
14	日本	株式	三井物産	卸売業	2,971,700	2,914.69	8,661,612,778	3,680.00	10,935,856,000	1.23
15	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,500	22,908.63	9,472,718,964	26,360.00	10,899,860,000	1.23
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	63,279.24	12,371,091,956	55,180.00	10,787,690,000	1.21
17	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	615,700	7,346.26	4,523,093,384	14,650.00	9,020,005,000	1.01
18	日本	株式	N T T	情報・通信業	58,285,400	156.54	9,124,539,810	154.70	9,016,751,380	1.01
19	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,300	4,495.40	7,823,348,932	4,853.00	8,445,675,900	0.95
20	日本	株式	H O Y A	精密機器	376,000	17,723.53	6,664,049,970	20,475.00	7,698,600,000	0.87
21	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,100	2,863.69	5,747,723,103	3,803.00	7,633,001,300	0.86
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,600	4,008.78	6,989,710,925	4,315.00	7,523,634,000	0.85
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,100	1,487.77	6,887,056,872	1,531.00	7,087,152,100	0.80
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,476,200	221.85	6,983,259,736	217.70	6,852,368,740	0.77
25	日本	株式	日本電気	電気機器	1,395,400	3,743.70	5,223,971,412	4,739.00	6,612,800,600	0.74
26	日本	株式	K D D I	情報・通信業	2,753,700	2,653.87	7,307,972,763	2,360.50	6,500,108,850	0.73
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,815,800	3,331.51	6,049,365,774	3,484.00	6,326,247,200	0.71
28	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	139,500	48,646.64	6,786,206,812	45,040.00	6,283,080,000	0.71
29	日本	株式	丸紅	卸売業	1,698,700	2,771.96	4,708,731,642	3,698.00	6,281,792,600	0.71
30	日本	株式	第一三共	医薬品	1,799,200	3,266.69	5,877,438,976	3,315.00	5,964,348,000	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.31
		建設業	2.29
		食料品	2.84
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.64
		医薬品	3.50
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.47
		機械	5.94
		電気機器	17.18
		輸送用機器	6.69
		精密機器	1.92

		その他製品	2.96
		電気・ガス業	1.28
		陸運業	2.38
		海運業	0.52
		空運業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.87
		卸売業	7.16
		小売業	4.40
		銀行業	9.40
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.21
		その他金融業	1.13
		不動産業	1.93
		サービス業	4.05
合　　計		97.93	

(参考) 外国株式MSCIーKOKUSA Iマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,206,800	16,422.10	118,350,811,929	27,073.82	195,115,663,630	5.77
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,411,500	32,403.29	142,947,138,023	37,879.53	167,105,583,652	4.94
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,085,500	56,706.50	118,261,421,342	76,613.64	159,777,762,904	4.73
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,822,100	28,712.06	81,028,325,671	33,076.66	93,345,669,278	2.76
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	641,300	86,065.10	55,193,553,820	110,677.39	70,977,411,490	2.10
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,319,800	25,564.86	33,740,509,779	48,817.75	64,429,669,090	1.90
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,719,000	23,111.63	39,728,893,405	36,334.16	62,458,427,916	1.84
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	856,200	39,528.75	33,844,522,466	65,985.10	56,496,446,730	1.67
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,451,100	23,364.00	33,903,509,565	36,380.31	52,791,477,709	1.56
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	820,800	36,243.33	29,748,530,656	46,999.92	38,577,540,246	1.14
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	400,300	78,237.69	31,318,549,406	74,328.34	29,753,634,502	0.88

12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	237,900	122,135.86	29,056,121,457	108,162.80	25,731,932,214	0.76
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,400	51,043.23	25,797,251,000	50,643.02	25,594,982,712	0.75
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	125,700	140,131.32	17,614,507,552	179,610.32	22,577,017,325	0.66
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,272,900	17,466.14	22,232,660,469	17,005.07	21,645,758,185	0.64
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	252,900	80,897.53	20,458,986,356	84,584.68	21,391,466,381	0.63
17	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	500,400	21,292.82	10,654,929,413	42,097.30	21,065,493,324	0.62
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,296,300	12,757.30	16,537,297,157	15,346.55	19,893,733,284	0.58
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	710,700	24,340.47	17,298,775,728	27,039.58	19,217,033,486	0.56
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	130,950	138,788.75	18,174,387,290	136,503.60	17,875,147,153	0.52
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	668,800	13,707.78	9,167,766,792	26,628.67	17,809,259,044	0.52
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	293,900	53,410.21	15,697,263,613	60,564.38	17,799,872,458	0.52
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	521,700	30,455.73	15,888,757,103	33,224.06	17,332,992,519	0.51
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	116,300	109,372.99	12,720,079,582	144,024.98	16,750,105,755	0.49
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,113,000	6,168.69	13,034,451,743	7,804.28	16,490,463,925	0.48
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	692,500	24,977.19	17,296,704,212	22,857.54	15,828,850,882	0.46
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	航空宇宙・防衛	315,000	29,876.36	9,411,055,554	43,715.63	13,770,424,836	0.40
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	267,900	76,413.17	20,471,089,816	51,390.39	13,767,487,731	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	578,962	24,278.02	14,056,056,796	23,240.16	13,455,174,146	0.39
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	308,400	42,999.37	13,261,007,030	39,351.70	12,136,066,901	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.62
		メディア	0.33
		娯楽	1.57
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.17
		石油・ガス・消耗燃料	3.40
		化学	1.27
		建設資材	0.34
		容器・包装	0.16
		金属・鉱業	1.34
		紙製品・林産品	0.04

	航空宇宙・防衛	2.66
	建設関連製品	0.56
	建設・土木	0.38
	電気設備	1.26
	コングロマリット	0.63
	機械	1.61
	商社・流通業	0.42
	商業サービス・用品	0.55
	航空貨物・物流サービス	0.30
	旅客航空輸送	0.08
	海上運輸	0.03
	陸上運輸	0.85
	運送インフラ	0.08
	自動車用部品	0.08
	自動車	2.08
	家庭用耐久財	0.22
	繊維・アパレル・贅沢品	0.74
	ホテル・レストラン・レジャー	1.78
	販売	0.04
	大規模小売り	3.25
	専門小売り	1.54
	生活必需品流通・小売り	1.66
	飲料	1.02
	食品	0.87
	タバコ	0.66
	家庭用品	0.76
	パーソナルケア用品	0.40
	ヘルスケア機器・用品	1.83
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.28
	バイオテクノロジー	1.47
	医薬品	3.64
	銀行	6.59
	金融サービス	3.00
	保険	2.94
	情報技術サービス	1.24
	ソフトウェア	9.12
	通信機器	0.73
	コンピュータ・周辺機器	5.31
	電子装置・機器・部品	0.62
	半導体・半導体製造装置	10.70
	各種電気通信サービス	0.92

		無線通信サービス	0.21
		電力	1.62
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.70
		水道	0.07
		消費者金融	0.51
		資本市場	3.62
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.67
		専門サービス	0.78
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.60
合 計			98.80

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,319,000	4,698.49	15,594,304,788	6,354.53	21,090,685,070	10.43
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	864,500	9,546.75	8,253,168,968	12,625.80	10,915,004,100	5.40
3	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,313,980	2,362.77	5,467,410,338	3,317.14	7,675,800,245	3.79
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,759,500	684.57	5,996,568,011	837.45	7,335,643,275	3.63
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	638,070	5,916.86	3,775,372,939	8,950.45	5,711,020,012	2.82
6	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	73,570	20,813.93	1,531,281,205	37,098.70	2,729,351,359	1.35
7	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,529,000	1,600.90	2,447,781,572	1,606.00	2,455,584,703	1.21
8	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,311,000	986.69	2,280,255,691	1,024.41	2,367,414,977	1.17
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	820,500	2,332.99	1,914,223,421	2,320.03	1,903,586,256	0.94
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	95,640	16,429.01	1,571,270,546	19,454.14	1,860,594,868	0.92
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,957,000	128.55	1,665,663,577	143.09	1,854,048,227	0.91
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,684,649	731.34	1,232,067,788	1,072.93	1,807,523,845	0.89
13	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	711,500	2,351.76	1,673,282,416	2,278.28	1,621,002,623	0.80

14	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	670,640	2,673.27	1,792,802,794	1,966.56	1,318,856,481	0.65
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	205,538	6,496.83	1,335,345,876	6,403.41	1,316,144,290	0.65
16	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	268,800	3,814.68	1,025,386,145	4,188.83	1,125,958,579	0.55
17	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	21,050	44,142.02	929,189,621	53,353.40	1,123,089,150	0.55
18	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	345,700	3,129.95	1,082,027,074	3,214.71	1,111,328,013	0.55
19	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	447,800	2,550.25	1,142,002,406	2,436.64	1,091,128,288	0.54
20	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	456,900	1,927.33	880,598,758	2,374.63	1,084,971,188	0.53
21	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・部品	261,681	1,901.37	497,553,970	4,145.10	1,084,696,216	0.53
22	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	235,050	3,188.40	749,435,096	4,438.16	1,043,189,508	0.51
23	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	496,500	2,454.18	1,218,503,858	2,077.51	1,031,487,687	0.51
24	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	84,000	9,188.09	771,799,565	11,439.74	960,938,160	0.47
25	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,640,000	104.90	906,416,838	109.61	947,072,736	0.46
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	903,000	897.35	810,313,797	1,023.45	924,179,865	0.45
27	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	328,617	2,512.97	825,806,129	2,613.15	858,728,142	0.42
28	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	810,140	992.58	804,135,662	994.10	805,361,956	0.39
29	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	492,552	1,484.00	730,951,509	1,601.53	788,837,601	0.39
30	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	110,880	4,940.97	547,854,822	7,068.95	783,805,176	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.60
		メディア	0.03
		娯楽	0.97
		不動産管理・開発	1.28
		エネルギー設備・サービス	0.07
		石油・ガス・消耗燃料	3.60
		化学	1.09
		建設資材	0.62
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.98
		紙製品・林産品	0.07
		航空宇宙・防衛	0.84
		建設関連製品	0.01

	建設・土木	0.46
	電気設備	1.08
	コングロマリット	0.90
	機械	0.83
	商社・流通業	0.06
	商業サービス・用品	0.02
	航空貨物・物流サービス	0.21
	旅客航空輸送	0.29
	海上運輸	0.23
	陸上運輸	0.12
	運送インフラ	0.57
	自動車用部品	0.43
	自動車	2.78
	家庭用耐久財	0.31
	繊維・アパレル・贅沢品	0.61
	ホテル・レストラン・レジャー	1.80
	大規模小売り	5.95
	専門小売り	0.66
	生活必需品流通・小売り	1.01
	飲料	0.74
	食品	1.02
	タバコ	0.28
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.41
	ヘルスケア機器・用品	0.04
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.49
	バイオテクノロジー	1.01
	医薬品	1.01
	銀行	15.61
	金融サービス	0.90
	保険	2.63
	情報技術サービス	1.47
	ソフトウェア	0.19
	通信機器	0.23
	コンピュータ・周辺機器	5.71
	電子装置・機器・部品	2.52
	半導体・半導体製造装置	13.45
	各種電気通信サービス	0.98
	無線通信サービス	1.43
	電力	1.02
	ガス	0.22

		総合公益事業	0.10
		水道	0.14
		消費者金融	0.62
		資本市場	0.81
		各種消費者サービス	0.11
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.60
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.48
		専門サービス	0.09
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.63
投資証券	—	—	0.07
合 計			95.86

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	24,000,000,000	92.93	22,303,200,000	92.19	22,127,760,000	0.4	2033/6/20	1.83
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	23,500,000,000	94.08	22,108,800,000	93.28	21,922,210,000	0.5	2033/3/20	1.81
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第46 6回	21,200,000,000	99.67	21,131,932,000	99.66	21,129,192,000	0.5	2026/11/1	1.75
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	19,000,000,000	98.00	18,620,950,000	98.13	18,645,270,000	0.2	2028/3/20	1.54
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	98.11	16,680,060,000	98.18	16,691,280,000	0.4	2028/9/20	1.38
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	16,000,000,000	94.71	15,154,680,000	94.55	15,128,320,000	0.1	2030/9/20	1.25
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	97.78	14,178,390,000	97.89	14,194,920,000	0.3	2028/9/20	1.17
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 56回	14,000,000,000	95.75	13,406,120,000	95.94	13,431,600,000	0.1	2029/9/20	1.11
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	13,000,000,000	95.74	12,446,980,000	94.81	12,325,820,000	0.8	2033/9/20	1.02
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 59回	12,300,000,000	95.36	11,729,291,000	94.87	11,669,748,000	0.1	2030/6/20	0.96
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	11,650,000,000	97.73	11,385,545,000	97.89	11,404,534,500	0.1	2028/3/20	0.94
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 8回	10,500,000,000	98.39	10,330,950,000	98.34	10,326,435,000	0.6	2029/3/20	0.85
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	11,000,000,000	94.42	10,386,200,000	93.63	10,300,180,000	0.5	2032/12/20	0.85

14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 4回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 48回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 3回	10,000,000,000	97.99	9,799,750,000	97.87	9,787,400,000	0.6	2029/9/20	0.81
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第16 5回	10,000,000,000	97.50	9,750,600,000	97.61	9,761,800,000	0.3	2028/12/20	0.80
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 74回	10,000,000,000	95.06	9,506,800,000	94.17	9,417,500,000	0.8	2034/3/20	0.78
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 73回	10,000,000,000	93.78	9,378,200,000	92.97	9,297,200,000	0.6	2033/12/20	0.77
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 66回	10,600,000,000	86.55	9,174,534,000	85.12	9,022,826,000	0.7	2038/9/20	0.74
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 8回	9,000,000,000	100.44	9,040,485,000	99.13	8,921,790,000	1	2030/3/20	0.73
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	9,000,000,000	98.38	8,854,830,000	98.62	8,876,610,000	0.1	2027/6/20	0.73
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 3回	9,000,000,000	98.18	8,836,200,000	98.46	8,862,210,000	0.005	2027/6/20	0.73
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 4回	9,000,000,000	98.37	8,854,110,000	98.25	8,842,860,000	0.7	2029/9/20	0.73
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 75回	9,000,000,000	97.50	8,775,620,000	96.24	8,662,320,000	1.1	2034/6/20	0.71
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 60回	9,700,000,000	89.37	8,669,689,000	88.32	8,567,816,000	0.7	2037/3/20	0.71
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 9回	8,500,000,000	99.47	8,455,695,000	98.99	8,414,660,000	1	2030/6/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第16 7回	8,600,000,000	97.61	8,394,460,000	97.67	8,400,394,000	0.4	2029/3/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 77回	8,500,000,000	97.61	8,297,260,000	96.59	8,210,320,000	1.2	2034/12/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 58回	9,270,000,000	88.40	8,195,327,000	87.37	8,099,199,000	0.5	2036/9/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.22
地方債証券	5.07
特殊債券	5.69
社債券	4.68
合 計	99.67

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,550,000	14,937.63	10,687,877,058	14,949.35	10,696,262,392	4.125	2026/10/31	0.99
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	59,850,000	17,656.87	10,567,640,350	17,513.29	10,481,709,212	2.75	2030/2/25	0.97
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,933.65	10,266,886,137	15,240.13	10,477,593,116	4.375	2034/5/15	0.97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	15,060.72	10,128,336,306	15,078.46	10,140,264,817	4.5	2027/5/15	0.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	14,455.89	9,989,025,609	14,585.87	10,078,841,571	2.375	2027/5/15	0.93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	14,844.25	9,975,340,198	14,888.74	10,005,239,238	3.75	2026/8/31	0.92
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,400,000	15,346.06	9,882,863,389	15,499.80	9,981,873,135	4.625	2031/5/31	0.92
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,400,000	13,849.45	9,750,013,010	14,030.77	9,877,666,134	0.375	2027/7/31	0.91
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,104.97	9,699,708,381	2,102.24	9,687,151,840	1.85	2027/5/15	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,650,000	14,861.38	9,310,656,877	15,067.12	9,439,550,996	4.25	2034/11/15	0.87
11	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	52,100,000	17,827.88	9,288,329,467	17,787.19	9,267,126,162	3.1	2031/7/30	0.86
12	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000	20,494.14	9,406,813,500	20,156.51	9,251,842,267	5.5	2031/1/4	0.85
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,100,000	14,571.67	9,049,011,299	14,650.14	9,097,737,176	2.75	2027/7/31	0.84
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,706.84	8,803,906,949	14,000.82	8,992,730,262	2.875	2032/5/15	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,521.03	8,625,493,680	14,637.92	8,694,929,085	2.625	2027/5/31	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,600,000	13,595.72	8,374,964,505	13,838.86	8,524,738,071	1	2028/7/31	0.79
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,050,000	19,695.91	8,676,052,011	19,301.21	8,502,186,665	4.75	2035/4/25	0.79
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,545.75	8,021,981,229	14,859.21	8,194,855,729	4	2034/2/15	0.76
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,800,000	12,623.40	7,548,797,613	12,941.21	7,738,848,556	0.625	2030/5/15	0.71
20	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,300,000	17,615.88	7,627,677,667	17,552.55	7,600,256,035	2.7	2030/1/31	0.70
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,473.89	7,432,342,655	14,605.36	7,499,852,489	2.875	2028/5/15	0.69
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	14,165.40	7,337,681,314	14,460.55	7,490,565,227	3.5	2033/2/15	0.69
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,950,000	17,629.58	7,395,609,632	17,560.39	7,366,586,446	2.5	2027/5/31	0.68
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,057.23	7,218,391,554	14,260.78	7,322,912,301	2.375	2029/3/31	0.68
25	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,350,000	19,248.29	7,381,722,938	18,582.79	7,126,503,685	4.5	2041/4/25	0.66
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,850,000	14,642.73	7,006,548,362	14,826.06	7,094,271,118	3.625	2030/3/31	0.65
27	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	34,750,000	20,302.07	7,054,971,169	20,176.59	7,011,365,890	4.375	2030/3/7	0.65
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	14,475.38	6,738,289,654	14,773.72	6,877,167,912	3.875	2033/8/15	0.63
29	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	39,280,000	17,425.90	6,844,897,065	17,323.12	6,804,524,010	2.7	2031/2/25	0.63
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,050,000	13,502.41	6,622,936,206	13,792.91	6,765,426,095	4.25	2054/8/15	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.85
合 計	98.85

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	利率 (%)	償還期限	投資 比率

					(円)	(円)	(円)	(円)			(%)
1	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	830,000	2,529.70	209,973,988	2,636.07	218,793,846	10	2029/1/1	1.10
2	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	26,500,000	730.05	193,464,348	768.24	203,584,113	7.75	2034/11/23	1.02
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	9,300,000	2,136.75	198,718,301	2,154.37	200,357,089	—	2027/7/1	1.00
4	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	23,000,000	812.67	186,915,303	818.57	188,271,204	8.5	2030/2/28	0.94
5	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	26,600,000	666.99	177,420,541	705.37	187,629,226	7.75	2042/11/13	0.94
6	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	22,000,000	810.56	178,323,365	851.50	187,331,228	8.25	2032/3/31	0.94
7	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,800,000	792.35	172,733,426	847.71	184,802,683	8.875	2035/2/28	0.93
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	660,000	2,651.69	175,028,053	2,745.35	181,193,566	10	2027/1/1	0.91
9	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,800,000	674.79	160,602,187	745.50	177,430,931	8.75	2048/2/28	0.89
10	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	101,000,000	164.29	165,937,175	165.70	167,365,164	5.79	2030/5/11	0.84
11	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,600,000	700.56	151,323,108	750.53	162,114,526	8.75	2044/1/31	0.81
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,300,000	789.82	152,435,416	820.34	158,326,070	8.5	2029/3/1	0.79
13	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	742.06	146,929,288	789.33	156,287,426	7.75	2031/5/29	0.78
14	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,550,000	782.98	145,243,655	809.37	150,139,340	7.5	2027/6/3	0.75
15	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,300,000	2,345.68	147,777,846	2,353.05	148,242,759	—	2026/7/1	0.74
16	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000	723.30	130,918,060	790.49	143,079,429	9	2040/1/31	0.72
17	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	83,000,000	171.41	142,273,157	171.71	142,521,950	7.3	2053/6/19	0.71
18	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,900,000	893.00	141,987,557	892.10	141,845,436	10.5	2026/12/21	0.71
19	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,900,000	3,601.80	140,470,419	3,632.95	141,685,153	3.828	2034/7/5	0.71
20	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	175.08	140,064,050	176.65	141,323,897	7.32	2030/11/13	0.71
21	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	20,400,000	693.95	141,566,663	690.42	140,845,717	2.75	2029/7/23	0.70
22	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,000,000,000	0.91	137,495,250	0.93	140,599,125	6.5	2030/7/15	0.70
23	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000	508.62	130,208,185	548.00	140,289,230	3.3	2038/6/17	0.70
24	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	88,000,000	162.43	142,945,608	158.99	139,915,925	6.67	2050/12/17	0.70
25	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000	830.99	132,959,253	866.02	138,564,555	8	2030/1/31	0.69
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,000,000	740.73	133,331,821	763.85	137,494,440	7.5	2033/5/26	0.69
27	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	4,014.40	136,489,777	4,017.72	136,602,718	4.5	2030/7/25	0.68

28	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000	3,716.24	133,784,803	3,758.20	135,295,295	4.254	2035/5/31	0.68
29	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000	3,316.55	129,345,673	3,425.53	133,595,935	1.25	2030/10/25	0.67
30	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,300,000	2,101.83	132,415,422	2,092.87	131,851,050	1.79	2032/3/25	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.12
合 計	97.12

②【投資不動産物件】

世界6資産分散ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

世界6資産分散ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 12 月限)	買建	553	日本円	17,368,682,934	17,369,730,000	1.96

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2025 年12月限)	買建	610	米ドル	203,958,252.5	30,365,304,633	204,761,750	30,484,929,340	0.90
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2025年12 月限)	買建	36	カナダド ル	12,564,280	1,343,247,173	12,735,360	1,361,537,334	0.04
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50 株価指 数先物(2025年12 月限)	買建	373	ユーロ	20,390,510	3,557,532,281	20,626,900	3,598,775,243	0.10
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2025年12月 限)	買建	32	豪ドル	7,124,925	697,458,908	7,115,200	696,506,926	0.02
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2025年12月 限)	買建	80	英ポンド	7,466,765	1,492,307,651	7,488,400	1,496,631,620	0.04
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI 株価指数先物 (2025年12月限)	買建	42	スイスフ ラン	5,081,390	947,780,865	5,052,600	942,410,952	0.02

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インターコ ンチネンタ ル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025年12 月限)	買建	768	米ドル	51,915,500	7,729,179,640	52,043,520	7,748,239,250	3.83
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2025年10月限)	買建	43	米ドル	2,766,620	411,894,385	2,827,895	421,017,007	0.20

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

世界6資産分散ファンド

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2018年9月6日)	640	640	0.9607	0.9607
第2計算期間	(2019年9月6日)	1,402	1,402	0.9713	0.9713
第3計算期間	(2020年9月7日)	1,054	1,054	1.0290	1.0290
第4計算期間	(2021年9月6日)	964	964	1.1972	1.1972
第5計算期間	(2022年9月6日)	1,070	1,070	1.1996	1.1996
第6計算期間	(2023年9月6日)	1,361	1,361	1.3473	1.3473
第7計算期間	(2024年9月6日)	1,737	1,737	1.4479	1.4479
第8計算期間	(2025年9月8日)	2,025	2,025	1.6470	1.6470
	2024年9月末日	1,822	—	1.4919	—
	10月末日	1,909	—	1.5382	—
	11月末日	1,875	—	1.5081	—
	12月末日	1,949	—	1.5581	—
	2025年1月末日	1,907	—	1.5467	—
	2月末日	1,873	—	1.5081	—
	3月末日	1,882	—	1.5017	—
	4月末日	1,849	—	1.4701	—
	5月末日	1,908	—	1.5228	—
	6月末日	1,960	—	1.5681	—
	7月末日	1,974	—	1.6131	—
	8月末日	1,992	—	1.6258	—
	9月末日	2,069	—	1.6755	—

②【分配の推移】

世界6資産分散ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2018年5月15日～2018年9月6日	0.0000円
第2計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	0.0000円
第3計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	0.0000円
第4計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0.0000円
第5計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.0000円
第6計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	0.0000円
第7計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	0.0000円
第8計算期間	2024年9月7日～2025年9月8日	0.0000円

③【収益率の推移】

世界6資産分散ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2018年5月15日～2018年9月6日	△3.9%
第2計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	1.1%
第3計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	5.9%
第4計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	16.3%
第5計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.2%
第6計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	12.3%
第7計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	7.5%
第8計算期間	2024年9月7日～2025年9月8日	13.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

世界6資産分散ファンド

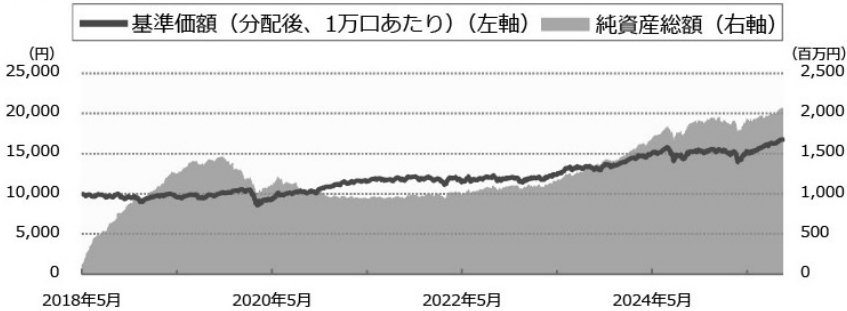
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2018年5月15日～2018年9月6日	667,408,902	1,020,180	666,388,722
第2計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	817,734,446	40,350,052	1,443,773,116
第3計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	243,512,195	662,198,528	1,025,086,783
第4計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	149,335,254	369,081,681	805,340,356
第5計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	148,495,536	61,433,536	892,402,356
第6計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	226,002,934	107,771,554	1,010,633,736
第7計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	338,180,920	148,625,308	1,200,189,348
第8計算期間	2024年9月7日～2025年9月8日	225,085,646	195,506,760	1,229,768,234

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年9月	0 円
2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	16.6
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	16.7
新興国株式マザーファンド	17.4
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	16.1
外国債券マザーファンド	16.5
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	16.6

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.6
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.6
3	ソニーグループ	電気機器	0.5
4	日立製作所	電気機器	0.4
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.0
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.8
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.4

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1.8
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.9
3	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.7
4	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.6
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.5

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (10年) 第371回	国債証券	0.3
2	国庫債券 利付 (10年) 第370回	国債証券	0.3
3	国庫債券 利付 (2年) 第466回	国債証券	0.3
4	国庫債券 利付 (5年) 第157回	国債証券	0.2
5	国庫債券 利付 (5年) 第163回	国債証券	0.2

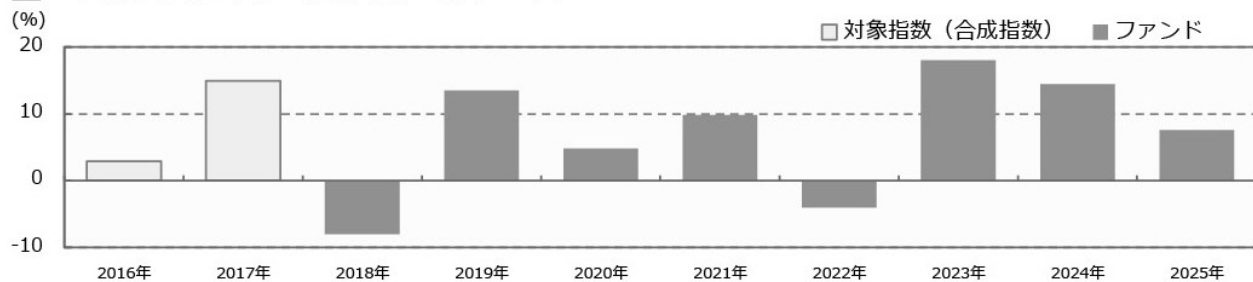
・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.2

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
2	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.2
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
4	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.2
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.2

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2017年は対象指数（合成指数）の年間収益率。（出所：MSCI他）
- ・2018年は設定日（2018年5月15日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指数（合成指数）の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日に該当する場合

・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行

(4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付け

を取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 7 営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2018 年 5 月 15 日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、

上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信

託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

す。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2024年9月7日から2025年9月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界6資産分散ファンドの2024年9月7日から2025年9月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界6資産分散ファンドの2025年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【世界6資産分散ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2024年9月6日現在)	第8期 (2025年9月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,886,629	6,840,198
親投資信託受益証券	1,737,227,382	2,024,787,847
未収利息	51	91
流動資産合計	1,745,114,062	2,031,628,136
資産合計	1,745,114,062	2,031,628,136
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,651,111	876,390
未払受託者報酬	329,499	376,340
未払委託者報酬	4,330,505	4,946,165
その他未払費用	28,175	32,197
流動負債合計	7,339,290	6,231,092
負債合計	7,339,290	6,231,092
純資産の部		
元本等		
元本	1,200,189,348	1,229,768,234
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	537,585,424	795,628,810
(分配準備積立金)	328,219,504	509,158,622
元本等合計	1,737,774,772	2,025,397,044
純資産合計	1,737,774,772	2,025,397,044
負債純資産合計	1,745,114,062	2,031,628,136

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	第8期 自 2024年9月7日 至 2025年9月8日
営業収益		
受取利息	2,785	27,032
有価証券売買等損益	108,798,068	256,523,008
営業収益合計	108,800,853	256,550,040
営業費用		
支払利息	424	-
受託者報酬	601,379	736,763
委託者報酬	7,903,622	9,683,119

その他費用	51,418	63,029
営業費用合計	8,556,843	10,482,911
営業利益又は営業損失（△）	100,244,010	246,067,129
経常利益又は経常損失（△）	100,244,010	246,067,129
当期純利益又は当期純損失（△）	100,244,010	246,067,129
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,693,040	17,570,569
期首剰余金又は期首欠損金（△）	351,006,185	537,585,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	144,974,563	118,218,800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	144,974,563	118,218,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,946,294	88,671,974
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,946,294	88,671,974
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	537,585,424	795,628,810

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年9月7日から2025年9月8日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2024年9月6日現在	第8期 2025年9月8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,200,189,348口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,229,768,234口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4479円 (10,000口当たり純資産額) (14,479円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6470円 (10,000口当たり純資産額) (16,470円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第8期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>39,216,923 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>54,334,047 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>209,365,920 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>234,668,534 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>537,585,424 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,200,189,348 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>4,479 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,216,923 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	54,334,047 円	収益調整金額	C	209,365,920 円	分配準備積立金額	D	234,668,534 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	537,585,424 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,200,189,348 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,479 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>49,069,450 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>179,427,110 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>286,470,188 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>280,662,062 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>795,628,810 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,229,768,234 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>6,469 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	49,069,450 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	179,427,110 円	収益調整金額	C	286,470,188 円	分配準備積立金額	D	280,662,062 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	795,628,810 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,229,768,234 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,469 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	39,216,923 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	54,334,047 円																																																					
収益調整金額	C	209,365,920 円																																																					
分配準備積立金額	D	234,668,534 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	537,585,424 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,200,189,348 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,479 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	0 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	49,069,450 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	179,427,110 円																																																					
収益調整金額	C	286,470,188 円																																																					
分配準備積立金額	D	280,662,062 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	795,628,810 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,229,768,234 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,469 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	0 円																																																					

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第 8 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2024 年 9 月 6 日現在	第 8 期 2025 年 9 月 8 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第 8 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日		第8期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
期首元本額	1,010,633,736 円	期首元本額	1,200,189,348 円
期中追加設定元本額	338,180,920 円	期中追加設定元本額	225,085,646 円
期中一部解約元本額	148,625,308 円	期中一部解約元本額	195,506,760 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第7期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第8期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	96,883,440	229,069,344
合計	96,883,440	229,069,344

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	93,671,817	339,878,820	
		外国債券マザーファンド	108,112,020	338,455,489	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	40,436,301	335,787,087	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	281,757,948	332,897,015	
		新興国株式マザーファンド	141,979,524	340,154,543	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	169,664,251	337,614,893	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	835,621,861	2,024,787,847 100.0%	
合計				2,024,787,847	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「新興国債券（現地通貨建て）マザー

ーフアンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 9 月 8 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	36,520,622,350
株式	865,028,192,180
派生商品評価勘定	174,998,875
未収入金	69,682,260
未収配当金	436,627,091
未収利息	488,195
その他未収収益	34,749,328
差入委託証拠金	418,344,109
流動資産合計	902,683,704,388
資産合計	902,683,704,388
負債の部	
流動負債	
未払解約金	643,426,691
未払利息	13,067,898
有価証券貸借取引受入金	26,483,348,163
流動負債合計	27,139,842,752
負債合計	27,139,842,752
純資産の部	
元本等	
元本	241,303,802,468
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	634,240,059,168
元本等合計	875,543,861,636
純資産合計	875,543,861,636
負債純資産合計	902,683,704,388

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 6284 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(36, 284 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	25, 714, 465, 500 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	242,759,849,857 円
同期中における追加設定元本額	33,311,595,367 円
同期中における一部解約元本額	34,767,642,756 円
期末元本額	241,303,802,468 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	55,154,795 円
バランスセレクト５０	156,147,245 円
バランスセレクト７０	288,542,962 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,260,402,706 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,970,973,501 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,042,411,452 円
野村資産設計ファンド２０１５	18,257,935 円
野村資産設計ファンド２０２０	19,481,854 円
野村資産設計ファンド２０２５	26,363,192 円
野村資産設計ファンド２０３０	50,732,998 円
野村資産設計ファンド２０３５	58,201,103 円
野村資産設計ファンド２０４０	106,306,989 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	17,678,830,932 円
のむらップ・ファンド（保守型）	1,268,482,698 円
のむらップ・ファンド（普通型）	15,668,658,116 円
のむらップ・ファンド（積極型）	12,993,053,408 円
野村資産設計ファンド２０４５	23,982,632 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,206,503,038 円
マイ・ロード	1,586,445,660 円
ネクストコア	16,135,422 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	732,008,397 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,940,254,883 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	695,137,383 円
野村資産設計ファンド２０５０	27,680,170 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	4,721,867 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	3,528,247 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	3,516,906 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	3,751,842 円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	480,978,243 円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	2,828,330,576 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,054,577 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,293,118 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	20,698,181 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,353,050 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	37,489,142 円
野村６資産均等バランス	5,794,502,901 円
世界６資産分散ファンド	93,671,817 円
野村資産設計ファンド２０６０	27,278,572 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,253,124,859 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,117,542,737 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	107,709,110 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	78,404,333 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	148,613,386 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	72,092,666 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	476,379 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,895,052 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	141,276 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,017,294,193 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,256,366 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	16,533,297 円

野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,308,404 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	56,027,591 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	87,735,923 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,783,611,131 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	13,443,843 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	891,624,621 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,624,937,962 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	849,407 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	109,779,747 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,214,813 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	19,746,374 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	33,285,411 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	73,973,196 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,152,660,964 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	20,314,622,881 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,097,717,872 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,846,913,330 円
マイバランスＤＣ３０	2,833,954,232 円
マイバランスＤＣ５０	5,606,136,283 円
マイバランスＤＣ７０	7,418,326,042 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,285,296,067 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,141,518,667 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	112,824,213 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,396,379,505 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,905,266,339 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,072,073,914 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,395,270 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,877,128 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	214,216,904 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	58,722,038 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	72,878,122 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	57,066,118 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,323,352,221 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,116,243,270 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	913,989,972 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,335,605,785 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	61,512,988 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	540,789,171 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	183,983,604 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	211,342,438 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	234,422,679 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	39,773,864 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 9 月 8 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	5,120.00	58,368,000	
		ニッスイ	273,200	1,079.00	294,782,800	

マルハニチロ	40,500	3,544.00	143,532,000	
ユキグニファクトリー	23,300	1,081.00	25,187,300	貸付有価証券 1,800株 (1,600株)
カネコ種苗	7,700	1,426.00	10,980,200	
サカタのタネ	33,100	3,665.00	121,311,500	
ホクト	24,300	1,909.00	46,388,700	
住石ホールディングス	34,300	642.00	22,020,600	貸付有価証券 15,900株
日鉄鉱業	11,000	8,950.00	98,450,000	貸付有価証券 400株
I N P E X	917,500	2,618.50	2,402,473,750	貸付有価証券 176,200株
石油資源開発	149,800	1,247.00	186,800,600	
K&Oエナジーグループ	12,400	3,250.00	40,300,000	貸付有価証券 600株
ショーボンドホールディングス	35,900	5,144.00	184,669,600	貸付有価証券 1,200株
ミライト・ワン	86,500	2,873.00	248,514,500	
タマホーム	17,200	3,755.00	64,586,000	貸付有価証券 7,000株 (2,100株)
第一カッター興業	7,000	1,349.00	9,443,000	
安藤・間	158,300	1,758.00	278,291,400	
東急建設	85,600	1,170.00	100,152,000	
コムシスホールディングス	96,900	3,749.00	363,278,100	
ビーアールホールディングス	40,000	347.00	13,880,000	
高松コンストラクショングループ	20,300	3,375.00	68,512,500	貸付有価証券 100株
東建コーポレーション	5,900	14,430.00	85,137,000	
ヤマウラ	13,800	1,430.00	19,734,000	貸付有価証券 6,400株
オリエンタル白石	101,100	426.00	43,068,600	貸付有価証券 400株
大成建設	173,500	10,140.00	1,759,290,000	
大林組	630,900	2,483.50	1,566,840,150	
清水建設	522,200	2,105.00	1,099,231,000	
長谷工コーポレーション	175,300	2,528.50	443,246,050	
松井建設	17,800	1,442.00	25,667,600	貸付有価証券 400株 (300株)
鹿島建設	423,700	4,541.00	1,924,021,700	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
不動テトラ	12,000	2,745.00	32,940,000	貸付有価証券 800株 (100株)

鉄建建設	12,000	3,500.00	42,000,000	
西松建設	30,500	5,316.00	162,138,000	
三井住友建設	154,100	598.00	92,151,800	
大豊建設	26,400	860.00	22,704,000	貸付有価証券 9,800 株
奥村組	33,800	4,910.00	165,958,000	貸付有価証券 700 株 (600 株)
東鉄工業	21,000	4,435.00	93,135,000	
浅沼組	76,500	907.00	69,385,500	
戸田建設	235,100	1,064.50	250,263,950	
熊谷組	31,500	4,825.00	151,987,500	
矢作建設工業	26,000	2,278.00	59,228,000	
ピーエス・コンストラクション	13,800	1,888.00	26,054,400	
日本ハウスホールディングス	40,800	318.00	12,974,400	貸付有価証券 5,400 株 (100 株)
新日本建設	26,800	1,923.00	51,536,400	
東亜道路工業	33,000	1,711.00	56,463,000	
日本道路	9,600	2,513.00	24,124,800	貸付有価証券 100 株 (100 株)
東亜建設工業	57,700	2,226.00	128,440,200	
日本国土開発	58,500	532.00	31,122,000	貸付有価証券 5,400 株 (200 株)
若築建設	5,700	5,900.00	33,630,000	
東洋建設	55,000	1,744.00	95,920,000	
五洋建設	250,100	1,074.00	268,607,400	
世紀東急工業	27,300	1,599.00	43,652,700	貸付有価証券 2,600 株
福田組	6,500	6,670.00	43,355,000	貸付有価証券 2,300 株 (400 株)
住友林業	495,800	1,796.00	890,456,800	貸付有価証券 65,400 株
大和ハウス工業	576,700	5,507.00	3,175,886,900	
ライト工業	36,400	3,310.00	120,484,000	貸付有価証券 600 株
積水ハウス	579,700	3,463.00	2,007,501,100	貸付有価証券 44,900 株
日特建設	18,300	1,327.00	24,284,100	
北陸電気工事	13,100	1,475.00	19,322,500	
ユアテック	35,300	2,717.00	95,910,100	
日本リーテック	14,900	2,016.00	30,038,400	
四電工	24,000	1,399.00	33,576,000	貸付有価証券 1,100 株

中電工	29,700	3,880.00	115,236,000	貸付有価証券 200株
関電工	104,700	4,039.00	422,883,300	
きんでん	131,100	5,243.00	687,357,300	貸付有価証券 3,600株 (3,600株)
東京エネシス	20,400	1,656.00	33,782,400	貸付有価証券 200株
トーエネック	31,700	1,441.00	45,679,700	貸付有価証券 100株
住友電設	15,600	6,640.00	103,584,000	
日本電設工業	35,900	2,732.00	98,078,800	貸付有価証券 100株 (100株)
エクシオグループ	197,600	2,197.50	434,226,000	
新日本空調	24,800	3,150.00	78,120,000	貸付有価証券 100株 (100株)
九電工	41,300	7,191.00	296,988,300	
三機工業	39,800	5,200.00	206,960,000	貸付有価証券 1,100株
日揮ホールディングス	189,200	1,492.00	282,286,400	貸付有価証券 2,300株
中外炉工業	6,300	4,045.00	25,483,500	貸付有価証券 100株
太平電業	12,700	6,280.00	79,756,000	貸付有価証券 300株
高砂熱学工業	46,100	8,835.00	407,293,500	
朝日工業社	17,800	3,165.00	56,337,000	貸付有価証券 200株 (200株)
明星工業	32,100	1,690.00	54,249,000	貸付有価証券 200株
大気社	48,900	2,951.00	144,303,900	
ダイダン	33,500	6,200.00	207,700,000	
日比谷総合設備	15,600	4,555.00	71,058,000	貸付有価証券 300株 (200株)
飛島ホールディングス	19,600	2,252.00	44,139,200	
フィル・カンパニー	3,400	1,076.00	3,658,400	貸付有価証券 400株 (200株)
テスホールディングス	46,300	374.00	17,316,200	貸付有価証券 22,100株
インフロニア・ホールディングス	200,300	1,523.50	305,157,050	貸付有価証券 13,700株 (13,700株)
レイズネクスト	27,600	1,925.00	53,130,000	貸付有価証券 12,900株
ニッポン	67,900	2,371.00	160,990,900	
日清製粉グループ本社	190,600	1,861.00	354,706,600	
日東富士製粉	3,400	7,160.00	24,344,000	

昭和産業	16,200	3,060.00	49,572,000	
中部飼料	26,600	1,760.00	46,816,000	貸付有価証券 1,100株
フィード・ワン	28,000	1,150.00	32,200,000	貸付有価証券 800株
日本甜菜製糖	10,100	2,821.00	28,492,100	貸付有価証券 200株
DM三井製糖	18,300	3,330.00	60,939,000	
ウェルネオシュガー	10,800	2,575.00	27,810,000	貸付有価証券 700株
森永製菓	75,300	2,723.00	205,041,900	
中村屋	4,800	3,145.00	15,096,000	
江崎グリコ	54,900	5,100.00	279,990,000	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
m e i t o	8,500	2,185.00	18,572,500	貸付有価証券 4,000株
井村屋グループ	10,500	2,567.00	26,953,500	
不二家	13,200	2,590.00	34,188,000	貸付有価証券 400株（200株）
山崎製パン	128,400	3,379.00	433,863,600	貸付有価証券 20,200株（1,200株）
モロゾフ	18,600	1,560.00	29,016,000	貸付有価証券 8,900株（1,500株）
亀田製菓	12,200	4,255.00	51,911,000	貸付有価証券 200株
寿スピリッツ	113,400	1,845.50	209,279,700	貸付有価証券 53,200株（16,900株）
カルビー	87,800	2,754.00	241,801,200	
森永乳業	71,400	3,558.00	254,041,200	
六甲バター	15,600	1,289.00	20,108,400	貸付有価証券 1,100株
ヤクルト本社	266,100	2,458.00	654,073,800	貸付有価証券 125,000株（3,200株）
明治ホールディングス	246,700	3,209.00	791,660,300	
雪印メグミルク	51,600	3,030.00	156,348,000	貸付有価証券 200株
プリマハム	25,800	2,429.00	62,668,200	貸付有価証券 2,500株
日本ハム	79,400	5,793.00	459,964,200	貸付有価証券 1,400株
丸大食品	19,300	2,047.00	39,507,100	貸付有価証券 9,000株
S F o o d s	21,200	2,779.00	58,914,800	貸付有価証券 300株（300株）
柿安本店	8,200	2,741.00	22,476,200	貸付有価証券 3,900株（100株）

伊藤ハム米久ホールディングス	29,300	5,840.00	171,112,000	貸付有価証券 2,000株
サッポロホールディングス	57,400	7,378.00	423,497,200	貸付有価証券 21,600株 (3,700株)
アサヒグループホールディングス	1,440,700	1,879.50	2,707,795,650	貸付有価証券 74,900株 (7,700株)
麒麟ホールディングス	799,200	2,252.00	1,799,798,400	貸付有価証券 114,600株
シマダヤ	5,500	1,754.00	9,647,000	貸付有価証券 400株 (100株)
宝ホールディングス	129,400	1,755.00	227,097,000	貸付有価証券 900株
オエノンホールディングス	57,300	600.00	34,380,000	貸付有価証券 900株 (900株)
養命酒製造	6,300	3,975.00	25,042,500	貸付有価証券 2,000株
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	133,500	2,702.50	360,783,750	貸付有価証券 26,000株
ライフドリンクカンパニー	41,900	2,534.00	106,174,600	貸付有価証券 18,600株 (900株)
サントリー食品インターナショナル	135,100	4,680.00	632,268,000	貸付有価証券 18,800株
ダイドーグループホールディングス	21,700	2,591.00	56,224,700	貸付有価証券 9,900株 (2,200株)
伊藤園	62,100	3,594.00	223,187,400	貸付有価証券 300株
キーコーヒー	21,500	2,001.00	43,021,500	貸付有価証券 10,300株
日清オイリオグループ	27,000	5,370.00	144,990,000	
不二製油	38,300	3,677.00	140,829,100	
J-オイルミルズ	22,000	2,094.00	46,068,000	
キッコーマン	635,700	1,332.50	847,070,250	貸付有価証券 9,400株 (6,200株)
味の素	879,300	4,293.00	3,774,834,900	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
ブルドックソース	10,200	2,163.00	22,062,600	貸付有価証券 400株
キューピー	103,100	4,245.00	437,659,500	貸付有価証券 4,700株
ハウス食品グループ本社	64,600	2,949.50	190,537,700	貸付有価証券 3,400株 (3,400株)
カゴメ	102,600	2,984.50	306,209,700	貸付有価証券 34,500株
アリアケジャパン	19,100	6,230.00	118,993,000	
エバラ食品工業	4,900	2,570.00	12,593,000	
ニチレイ	149,800	1,717.50	257,281,500	貸付有価証券 500株 (500株)
東洋水産	88,900	10,645.00	946,340,500	

イトアンドホールディングス	9,900	2,093.00	20,720,700	貸付有価証券 4,400株 (3,700株)
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	911.00	9,565,500	貸付有価証券 3,700株 (3,500株)
日清食品ホールディングス	238,500	2,867.00	683,779,500	貸付有価証券 87,200株 (10,800株)
フジッコ	19,700	1,663.00	32,761,100	貸付有価証券 2,800株 (400株)
ロック・フィールド	21,500	1,501.00	32,271,500	貸付有価証券 10,100株 (8,500株)
日本たばこ産業	1,165,800	4,783.00	5,576,021,400	貸付有価証券 68,800株
ケンコーマヨネーズ	12,000	1,915.00	22,980,000	貸付有価証券 100株 (100株)
わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,798.00	35,814,400	貸付有価証券 200株
なとり	12,000	2,009.00	24,108,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ファーマフーズ	25,400	971.00	24,663,400	貸付有価証券 700株
ユウグレナ	129,400	460.00	59,524,000	貸付有価証券 48,000株 (10,100株)
紀文食品	16,600	1,206.00	20,019,600	貸付有価証券 7,900株
ピックルスホールディングス	11,200	1,045.00	11,704,000	貸付有価証券 1,400株
理研ビタミン	15,100	2,999.00	45,284,900	
片倉工業	20,500	2,880.00	59,040,000	貸付有価証券 1,000株
グンゼ	27,700	3,845.00	106,506,500	
東洋紡	84,300	1,157.00	97,535,100	貸付有価証券 700株 (400株)
ユニチカ	63,100	217.00	13,692,700	貸付有価証券 29,600株 (100株)
富士紡ホールディングス	7,400	6,820.00	50,468,000	貸付有価証券 100株
倉敷紡績	13,100	7,350.00	96,285,000	貸付有価証券 400株
シキボウ	14,000	1,042.00	14,588,000	貸付有価証券 500株
日本毛織	50,000	1,654.00	82,700,000	
帝国繊維	20,100	3,095.00	62,209,500	貸付有価証券 400株 (200株)
帝人	187,500	1,317.00	246,937,500	
東レ	1,426,500	998.00	1,423,647,000	貸付有価証券 13,800株 (13,800株)

セーレン	37,700	3,175.00	119,697,500	
小松マテーレ	28,300	837.00	23,687,100	貸付有価証券 500株 (300株)
ワコールホールディングス	38,300	5,824.00	223,059,200	
ホギメディカル	26,300	5,380.00	141,494,000	貸付有価証券 500株
T S I ホールディングス	59,400	1,144.00	67,953,600	貸付有価証券 7,700株 (2,900株)
ワールド	30,100	3,085.00	92,858,500	貸付有価証券 5,300株
三陽商会	10,100	3,380.00	34,138,000	
オンワードホールディングス	126,600	691.00	87,480,600	
ルックホールディングス	6,200	2,700.00	16,740,000	貸付有価証券 100株
ゴールドウイン	34,600	7,577.00	262,164,200	貸付有価証券 600株 (100株)
特種東海製紙	9,500	4,360.00	41,420,000	
王子ホールディングス	739,100	835.70	617,665,870	貸付有価証券 47,200株 (40,900株)
日本製紙	101,600	1,253.00	127,304,800	貸付有価証券 8,900株
北越コーポレーション	109,600	1,049.00	114,970,400	貸付有価証券 51,500株 (200株)
大王製紙	98,500	901.00	88,748,500	貸付有価証券 300株
レンゴー	177,800	957.70	170,279,060	貸付有価証券 9,500株 (5,800株)
トモク	11,300	3,415.00	38,589,500	貸付有価証券 900株
ザ・パック	39,100	1,134.00	44,339,400	貸付有価証券 12,700株 (2,000株)
北の達人コーポレーション	82,200	149.00	12,247,800	貸付有価証券 39,600株 (1,000株)
クラレ	260,400	1,815.00	472,626,000	貸付有価証券 30,700株 (200株)
旭化成	1,293,700	1,217.00	1,574,432,900	
レゾナック・ホールディングス	188,600	4,173.00	787,027,800	貸付有価証券 34,900株 (2,100株)
住友化学	1,569,700	477.90	750,159,630	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
住友精化	9,200	4,700.00	43,240,000	貸付有価証券 300株
日産化学	99,700	5,365.00	534,890,500	貸付有価証券 400株 (400株)
ラサ工業	6,900	4,510.00	31,119,000	

クレハ	36,400	4,000.00	145,600,000	貸付有価証券 11,000株 (10,300株)
多木化学	7,600	3,720.00	28,272,000	貸付有価証券 400株 (300株)
テイカ	13,900	1,358.00	18,876,200	貸付有価証券 1,500株
石原産業	32,400	2,512.00	81,388,800	
日本曹達	41,400	3,495.00	144,693,000	
東ソー	260,600	2,374.00	618,664,400	
トクヤマ	63,000	3,495.00	220,185,000	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	24,600	3,420.00	84,132,000	
東亜合成	82,300	1,567.00	128,964,100	貸付有価証券 3,400株
大阪ソーダ	68,200	1,797.00	122,555,400	貸付有価証券 2,300株 (500株)
関東電化工業	41,900	869.00	36,411,100	貸付有価証券 7,500株 (100株)
デンカ	71,000	2,382.50	169,157,500	貸付有価証券 13,000株
信越化学工業	1,735,600	4,437.00	7,700,857,200	
日本カーバイド工業	10,300	2,222.00	22,886,600	
堺化学工業	13,600	2,973.00	40,432,800	貸付有価証券 1,300株 (1,000株)
第一稀元素化学工業	21,300	707.00	15,059,100	
エア・ウォーター	184,100	2,645.00	486,944,500	
日本酸素ホールディングス	189,300	5,442.00	1,030,170,600	貸付有価証券 1,200株
日本化学工業	7,200	2,900.00	20,880,000	
日本パーカライジング	87,000	1,434.00	124,758,000	
高压ガス工業	28,300	1,091.00	30,875,300	貸付有価証券 3,100株
四国化成ホールディングス	22,100	2,184.00	48,266,400	貸付有価証券 800株 (100株)
戸田工業	4,400	1,404.00	6,177,600	貸付有価証券 700株
ステラ ケミファ	10,400	4,260.00	44,304,000	貸付有価証券 300株
保土谷化学工業	12,300	1,773.00	21,807,900	貸付有価証券 2,900株 (100株)
日本触媒	125,000	1,922.00	240,250,000	貸付有価証券 10,500株
大日精化工業	13,200	4,110.00	54,252,000	
カネカ	48,100	4,400.00	211,640,000	貸付有価証券 200株

三菱瓦斯化学	154,200	2,719.50	419,346,900	
三井化学	175,600	3,838.00	673,952,800	
東京応化工業	93,100	4,776.00	444,645,600	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
大阪有機化学工業	16,300	3,025.00	49,307,500	貸付有価証券 1,400株
三菱ケミカルグループ	1,426,800	885.70	1,263,716,760	
KHネオケム	32,500	2,830.00	91,975,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
ダイセル	214,000	1,408.00	301,312,000	貸付有価証券 6,800株 (300株)
住友ベークライト	61,500	5,106.00	314,019,000	
積水化学工業	385,200	2,901.00	1,117,465,200	
日本ゼオン	141,200	1,731.50	244,487,800	
アイカ工業	49,200	3,862.00	190,010,400	貸付有価証券 2,000株
UBE	100,600	2,432.00	244,659,200	貸付有価証券 400株
積水樹脂	25,500	2,212.00	56,406,000	貸付有価証券 2,000株 (100株)
旭有機材	13,000	4,590.00	59,670,000	貸付有価証券 300株 (100株)
ニチバン	12,100	1,992.00	24,103,200	貸付有価証券 200株 (100株)
リケンテクノス	33,600	1,231.00	41,361,600	
大倉工業	10,000	5,320.00	53,200,000	
積水化成成品工業	27,400	373.00	10,220,200	貸付有価証券 1,100株 (600株)
群栄化学工業	4,600	3,450.00	15,870,000	
ダイキョーニシカワ	43,100	779.00	33,574,900	貸付有価証券 1,000株 (300株)
森六	10,500	2,527.00	26,533,500	貸付有価証券 200株
恵和	12,600	1,145.00	14,427,000	貸付有価証券 300株 (200株)
日本化薬	128,200	1,456.50	186,723,300	
カーリット	19,300	1,382.00	26,672,600	貸付有価証券 2,100株 (1,200株)
日本精化	12,900	2,698.00	34,804,200	貸付有価証券 1,200株
扶桑化学工業	18,100	4,780.00	86,518,000	貸付有価証券 1,300株 (500株)
トリケミカル研究所	21,300	2,589.00	55,145,700	貸付有価証券 10,000株
ADEKA	68,000	3,410.00	231,880,000	
日油	224,000	2,703.50	605,584,000	貸付有価証券

				3,500株 (3,500株)
ハリマ化成グループ	15,200	910.00	13,832,000	貸付有価証券 400株
花王	475,300	6,888.00	3,273,866,400	貸付有価証券 44,400株 (5,800株)
第一工業製薬	7,000	5,840.00	40,880,000	貸付有価証券 3,200株 (1,000株)
石原ケミカル	8,300	1,951.00	16,193,300	貸付有価証券 3,900株
三洋化成工業	12,000	4,300.00	51,600,000	貸付有価証券 100株 (100株)
大日本塗料	21,600	1,319.00	28,490,400	貸付有価証券 1,800株
日本ペイントホールディングス	1,036,300	1,041.00	1,078,788,300	貸付有価証券 147,100株 (18,800株)
関西ペイント	155,600	2,518.50	391,878,600	貸付有価証券 10,900株 (9,800株)
中国塗料	44,100	3,565.00	157,216,500	貸付有価証券 300株
藤倉化成	24,700	615.00	15,190,500	貸付有価証券 1,000株 (200株)
太陽ホールディングス	34,000	7,740.00	263,160,000	貸付有価証券 400株 (400株)
D I C	69,300	3,685.00	255,370,500	貸付有価証券 7,100株
サカタインクス	43,400	2,307.00	100,123,800	貸付有価証券 2,900株
a r t i e n c e	36,600	3,185.00	116,571,000	貸付有価証券 800株
富士フイルムホールディングス	1,178,200	3,670.00	4,323,994,000	
資生堂	378,900	2,426.50	919,400,850	貸付有価証券 45,200株
ライオン	224,200	1,635.00	366,567,000	貸付有価証券 10,900株 (700株)
高砂香料工業	13,200	8,140.00	107,448,000	
マンダム	38,700	1,487.00	57,546,900	貸付有価証券 400株
ミルボン	31,400	2,528.00	79,379,200	貸付有価証券 3,300株
コーセー	44,200	5,834.00	257,862,800	貸付有価証券 4,500株
コタ	19,800	1,403.00	27,779,400	貸付有価証券 1,800株 (100株)
ポーラ・オルビスホールディングス	100,200	1,308.00	131,061,600	貸付有価証券 7,500株 (3,100株)
ノエビアホールディングス	17,400	4,630.00	80,562,000	貸付有価証券 200株 (200株)

新日本製薬	11,100	2,381.00	26,429,100	貸付有価証券 5,300株
I-n-e	5,200	1,616.00	8,403,200	貸付有価証券 2,400株 (800株)
アクシージア	12,300	466.00	5,731,800	貸付有価証券 5,500株
エステー	13,400	1,581.00	21,185,400	貸付有価証券 1,800株
コニシ	61,600	1,315.00	81,004,000	
長谷川香料	37,300	2,986.00	111,377,800	貸付有価証券 900株 (900株)
小林製薬	51,200	5,454.00	279,244,800	貸付有価証券 700株 (700株)
荒川化学工業	18,100	1,157.00	20,941,700	貸付有価証券 100株
メック	14,600	3,240.00	47,304,000	貸付有価証券 500株
日本高純度化学	4,900	3,110.00	15,239,000	
タカラバイオ	61,400	927.00	56,917,800	貸付有価証券 3,200株
JCU	21,300	4,620.00	98,406,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
OATアグリオ	7,300	2,510.00	18,323,000	
デクセリアルズ	167,100	1,979.50	330,774,450	貸付有価証券 3,600株 (3,200株)
アース製薬	17,800	5,250.00	93,450,000	
北興化学工業	14,500	1,626.00	23,577,000	貸付有価証券 1,800株
大成ラミックグループ	5,600	2,632.00	14,739,200	貸付有価証券 100株
クミアイ化学工業	87,300	845.00	73,768,500	貸付有価証券 600株 (600株)
日本農薬	29,900	1,039.00	31,066,100	
アキレス	10,600	1,146.00	12,147,600	貸付有価証券 400株 (100株)
有沢製作所	29,400	1,676.00	49,274,400	
日東電工	618,000	3,495.00	2,159,910,000	貸付有価証券 300株 (300株)
レック	25,000	1,216.00	30,400,000	貸付有価証券 3,000株 (500株)
三光合成	24,600	916.00	22,533,600	
ZACROS	15,400	4,205.00	64,757,000	
前澤化成工業	13,800	2,279.00	31,450,200	貸付有価証券 3,400株 (400株)
未来工業	9,300	3,925.00	36,502,500	貸付有価証券 1,000株
JSP	16,000	2,001.00	32,016,000	

エフピコ	43,100	2,659.00	114,602,900	貸付有価証券 3,100株 (3,000株)
信越ポリマー	42,100	1,886.00	79,400,600	
ニフコ	73,100	4,457.00	325,806,700	
バルカー	15,000	3,845.00	57,675,000	貸付有価証券 700株 (500株)
ユニ・チャーム	1,221,400	993.20	1,213,094,480	貸付有価証券 13,000株
協和キリン	229,800	2,601.00	597,709,800	貸付有価証券 11,800株 (600株)
武田薬品工業	1,738,900	4,650.00	8,085,885,000	貸付有価証券 114,400株
アステラス製薬	1,714,200	1,724.00	2,955,280,800	
住友ファーマ	174,000	1,793.00	311,982,000	貸付有価証券 11,600株 (6,600株)
塩野義製薬	648,200	2,693.50	1,745,926,700	
日本新薬	51,200	3,380.00	173,056,000	貸付有価証券 100株
中外製薬	611,700	6,678.00	4,084,932,600	貸付有価証券 26,300株
科研製薬	32,200	3,930.00	126,546,000	
エーザイ	255,000	5,322.00	1,357,110,000	貸付有価証券 600株 (600株)
ロート製薬	206,500	2,587.50	534,318,750	
小野薬品工業	399,700	1,776.50	710,067,050	
久光製薬	38,300	4,340.00	166,222,000	貸付有価証券 9,000株
持田製薬	23,900	3,290.00	78,631,000	
参天製薬	348,900	1,641.00	572,544,900	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
扶桑薬品工業	7,600	2,207.00	16,773,200	貸付有価証券 300株
ツムラ	67,100	3,812.00	255,785,200	貸付有価証券 4,400株 (2,300株)
キッセイ薬品工業	30,500	4,540.00	138,470,000	
生化学工業	37,300	677.00	25,252,100	貸付有価証券 4,200株
栄研化学	30,900	2,485.00	76,786,500	
J C R ファーマ	66,100	660.00	43,626,000	貸付有価証券 17,800株
東和薬品	26,300	3,050.00	80,215,000	
富士製薬工業	14,500	1,590.00	23,055,000	
ゼリア新薬工業	31,000	2,124.00	65,844,000	貸付有価証券 2,100株 (2,000株)
ネクスラファーマ	85,700	1,035.00	88,699,500	貸付有価証券 7,700株 (6,100株)

第一三共	1,794,400	3,704.00	6,646,457,600	
杏林製薬	39,300	1,572.00	61,779,600	
大幸薬品	40,600	319.00	12,951,400	貸付有価証券 21,000株 (500株)
ダイト	26,300	1,240.00	32,612,000	貸付有価証券 600株
大塚ホールディングス	435,200	8,477.00	3,689,190,400	貸付有価証券 25,000株
ペプチドリーム	94,700	1,715.00	162,410,500	貸付有価証券 8,000株 (400株)
セルソース	11,600	607.00	7,041,200	貸付有価証券 2,400株
あすか製薬ホールディングス	16,800	2,501.00	42,016,800	
サワイグループホールディングス	101,000	2,033.50	205,383,500	貸付有価証券 500株 (500株)
日本コークス工業	198,300	103.00	20,424,900	貸付有価証券 23,300株
ニチレキグループ	20,800	2,806.00	58,364,800	貸付有価証券 800株 (100株)
ユシロ	10,100	2,376.00	23,997,600	貸付有価証券 200株
富士石油	51,300	344.00	17,647,200	
出光興産	845,100	1,014.00	856,931,400	貸付有価証券 17,600株
E N E O Sホールディングス	2,958,400	900.80	2,664,926,720	
コスモエネルギーホールディングス	64,400	7,297.00	469,926,800	
横浜ゴム	109,100	5,855.00	638,780,500	貸付有価証券 6,400株
TOYO TIRE	123,500	3,949.00	487,701,500	貸付有価証券 8,900株 (2,500株)
ブリヂストン	572,000	6,996.00	4,001,712,000	貸付有価証券 72,200株
住友ゴム工業	210,800	1,821.00	383,866,800	貸付有価証券 45,500株
藤倉コンポジット	18,800	1,966.00	36,960,800	貸付有価証券 500株
オカモト	10,300	5,150.00	53,045,000	貸付有価証券 200株 (100株)
フコク	11,500	1,932.00	22,218,000	
ニッタ	19,200	4,175.00	80,160,000	
住友理工	37,900	2,258.00	85,578,200	
三ツ星ベルト	27,200	3,815.00	103,768,000	
バンドー化学	29,000	2,057.00	59,653,000	貸付有価証券 400株 (100株)

日東紡績	22,000	6,800.00	149,600,000	貸付有価証券 4,800株
A G C	190,100	4,800.00	912,480,000	貸付有価証券 16,800株 (100株)
日本板硝子	101,100	531.00	53,684,100	貸付有価証券 28,300株 (2,500株)
日本電気硝子	65,200	4,835.00	315,242,000	貸付有価証券 10,700株 (1,800株)
オハラ	7,400	1,263.00	9,346,200	貸付有価証券 100株 (100株)
住友大阪セメント	33,900	4,057.00	137,532,300	
太平洋セメント	120,600	4,189.00	505,193,400	
日本ヒューム	17,100	4,080.00	69,768,000	貸付有価証券 8,200株 (700株)
日本コンクリート工業	37,900	361.00	13,681,900	貸付有価証券 12,700株 (200株)
三谷セキサン	6,900	8,870.00	61,203,000	
アジアパイルホールディングス	27,800	1,319.00	36,668,200	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
東海カーボン	196,700	1,041.00	204,764,700	貸付有価証券 15,500株 (1,500株)
日本カーボン	11,200	4,255.00	47,656,000	貸付有価証券 100株
東洋炭素	16,800	4,090.00	68,712,000	貸付有価証券 4,800株
ノリタケ	21,200	4,745.00	100,594,000	貸付有価証券 300株 (100株)
T O T O	141,900	4,130.00	586,047,000	貸付有価証券 11,200株
日本碍子	217,100	2,416.50	524,622,150	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
日本特殊陶業	159,700	5,574.00	890,167,800	
M A R U W A	8,100	40,340.00	326,754,000	貸付有価証券 500株 (500株)
品川リフラクトリーズ	24,000	1,944.00	46,656,000	貸付有価証券 300株
黒崎播磨	13,300	4,115.00	54,729,500	貸付有価証券 900株 (600株)
ヨータイ	10,000	1,749.00	17,490,000	
フジミインコーポレーテッド	52,500	2,123.00	111,457,500	貸付有価証券 100株
ニチアス	49,400	5,812.00	287,112,800	貸付有価証券 200株
ニチハ	24,500	2,926.00	71,687,000	
日本製鉄	1,018,000	3,443.00	3,504,974,000	貸付有価証券 276,900株 (14,900株)
神戸製鋼所	404,300	1,912.50	773,223,750	貸付有価証券

				25,100株 (10,100株)
中山製鋼所	41,400	699.00	28,938,600	貸付有価証券 2,100株 (1,400株)
合同製鐵	11,200	4,325.00	48,440,000	
J F E ホールディングス	605,700	1,975.00	1,196,257,500	貸付有価証券 5,600株
東京製鐵	56,100	1,662.00	93,238,200	貸付有価証券 4,000株
共英製鋼	19,600	2,396.00	46,961,600	貸付有価証券 400株
大和工業	37,900	10,190.00	386,201,000	貸付有価証券 2,300株 (400株)
東京鐵鋼	8,900	6,190.00	55,091,000	
大阪製鐵	9,200	2,770.00	25,484,000	貸付有価証券 4,400株
淀川製鋼所	92,800	1,436.00	133,260,800	貸付有価証券 400株 (400株)
中部鋼鉄	16,300	2,291.00	37,343,300	貸付有価証券 1,600株
丸一鋼管	61,200	3,920.00	239,904,000	
モリ工業	25,500	950.00	24,225,000	貸付有価証券 200株
大同特殊鋼	126,600	1,345.00	170,277,000	
日本冶金工業	13,600	4,530.00	61,608,000	貸付有価証券 400株 (100株)
愛知製鋼	44,600	2,975.00	132,685,000	貸付有価証券 1,000株 (200株)
大太平洋金属	18,500	2,106.00	38,961,000	
新日本電工	110,100	345.00	37,984,500	貸付有価証券 100株
栗本鐵工所	9,300	8,120.00	75,516,000	貸付有価証券 1,700株 (700株)
三菱製鋼	14,900	1,805.00	26,894,500	貸付有価証券 200株 (200株)
日本精練	15,900	1,148.00	18,253,200	
エンビプロ・ホールディングス	19,900	490.00	9,751,000	貸付有価証券 2,700株 (600株)
J X 金属	507,400	1,570.00	796,618,000	貸付有価証券 7,500株
大紀アルミニウム工業所	28,600	1,164.00	33,290,400	貸付有価証券 100株
日本軽金属ホールディングス	58,700	2,157.00	126,615,900	
三井金属鉱業	50,200	10,675.00	535,885,000	
三菱マテリアル	143,700	2,600.00	373,620,000	貸付有価証券 4,000株

住友金属鉱山	254,300	4,264.00	1,084,335,200	貸付有価証券 300株
DOWAホールディングス	54,200	5,512.00	298,750,400	貸付有価証券 1,200株 (200株)
古河機械金属	23,900	2,945.00	70,385,500	
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	34,900	2,779.00	96,987,100	貸付有価証券 16,400株 (100株)
東邦チタニウム	41,500	1,758.00	72,957,000	
UACJ	27,000	6,350.00	171,450,000	
CKサンエツ	4,800	4,150.00	19,920,000	
古河電気工業	66,900	8,880.00	594,072,000	貸付有価証券 1,600株
住友電気工業	694,200	4,236.00	2,940,631,200	貸付有価証券 2,300株 (2,300株)
フジクラ	215,600	13,555.00	2,922,458,000	
SWCC	27,000	8,080.00	218,160,000	貸付有価証券 800株 (800株)
平河ヒューテック	13,500	1,972.00	26,622,000	貸付有価証券 200株
リョービ	23,800	2,904.00	69,115,200	貸付有価証券 1,200株
AREホールディングス	81,300	2,173.00	176,664,900	
稲葉製作所	11,200	1,697.00	19,006,400	貸付有価証券 5,400株
宮地エンジニアリンググ ループ	24,200	2,134.00	51,642,800	貸付有価証券 300株 (100株)
トーカロ	58,000	2,124.00	123,192,000	貸付有価証券 1,600株
SUMCO	382,700	1,289.00	493,300,300	貸付有価証券 35,300株 (17,000 株)
川田テクノロジーズ	12,700	4,085.00	51,879,500	
RS Technologies	13,500	3,685.00	49,747,500	貸付有価証券 700株
東洋製罐グループホール ディングス	118,900	3,583.00	426,018,700	
ホッカンホールディング ス	10,800	2,277.00	24,591,600	貸付有価証券 200株
コロナ	11,200	951.00	10,651,200	
横河ブリッジホールディ ングス	34,600	2,823.00	97,675,800	
三和ホールディングス	195,000	4,822.00	940,290,000	
文化シヤッター	52,600	2,403.00	126,397,800	貸付有価証券 6,300株 (6,200株)
三協立山	25,300	659.00	16,672,700	貸付有価証券 6,000株 (1,000株)
アルインコ	15,300	1,092.00	16,707,600	貸付有価証券

				500 株
L I X I L	293, 100	1, 983. 00	581, 217, 300	貸付有価証券 24, 000 株 (4, 500 株)
ノーリツ	35, 400	2, 072. 00	73, 348, 800	貸付有価証券 5, 400 株 (800 株)
長府製作所	20, 000	1, 899. 00	37, 980, 000	
リンナイ	104, 800	3, 726. 00	390, 484, 800	
日東精工	26, 200	646. 00	16, 925, 200	貸付有価証券 1, 700 株
岡部	35, 900	957. 00	34, 356, 300	貸付有価証券 600 株
ジーテクト	22, 400	2, 045. 00	45, 808, 000	貸付有価証券 500 株
東ブレ	35, 400	2, 253. 00	79, 756, 200	貸付有価証券 1, 300 株 (1, 300 株)
高周波熱錬	27, 600	1, 262. 00	34, 831, 200	貸付有価証券 600 株
東京製綱	11, 900	1, 539. 00	18, 314, 100	
サンコール	22, 300	858. 00	19, 133, 400	貸付有価証券 2, 800 株 (2, 600 株)
パイオラックス	27, 000	1, 869. 00	50, 463, 000	貸付有価証券 200 株
エイチワン	20, 700	1, 517. 00	31, 401, 900	貸付有価証券 100 株
日本発條	168, 400	1, 994. 00	335, 789, 600	貸付有価証券 4, 900 株
中央発條	13, 000	3, 355. 00	43, 615, 000	貸付有価証券 6, 100 株 (300 株)
立川ブラインド工業	10, 200	1, 845. 00	18, 819, 000	貸付有価証券 300 株
日本製鋼所	59, 600	8, 923. 00	531, 810, 800	貸付有価証券 500 株
三浦工業	91, 300	2, 960. 00	270, 248, 000	
タクマ	64, 600	2, 291. 00	147, 998, 600	貸付有価証券 100 株
ツガミ	42, 000	2, 258. 00	94, 836, 000	
オークマ	34, 400	3, 515. 00	120, 916, 000	
芝浦機械	25, 300	4, 220. 00	106, 766, 000	貸付有価証券 100 株
アマダ	263, 000	1, 902. 50	500, 357, 500	
アイダエンジニアリング	44, 100	930. 00	41, 013, 000	貸付有価証券 7, 700 株
F U J I	85, 500	2, 778. 50	237, 561, 750	貸付有価証券 2, 500 株 (2, 500 株)
牧野フライス製作所	21, 800	11, 560. 00	252, 008, 000	
オーエスジー	70, 100	2, 052. 00	143, 845, 200	貸付有価証券 32, 900 株 (14, 300

				株)
旭ダイヤモンド工業	49,200	848.00	41,721,600	貸付有価証券 2,500株
DMG森精機	134,800	3,056.00	411,948,800	貸付有価証券 14,700株
ソディック	47,900	884.00	42,343,600	貸付有価証券 5,700株 (3,500株)
ディスコ	94,800	37,730.00	3,576,804,000	
日東工器	7,000	1,832.00	12,824,000	貸付有価証券 300株
日進工具	16,400	815.00	13,366,000	貸付有価証券 300株 (100株)
富士ダイス	14,600	859.00	12,541,400	
リケンNPR	24,700	3,050.00	75,335,000	貸付有価証券 300株
島精機製作所	31,300	1,078.00	33,741,400	貸付有価証券 4,600株
オプトラン	32,300	1,655.00	53,456,500	貸付有価証券 5,000株 (200株)
イワキポンプ	13,100	2,483.00	32,527,300	貸付有価証券 200株
フリュー	18,600	1,120.00	20,832,000	
ヤマシンフィルタ	41,600	690.00	28,704,000	貸付有価証券 19,100株 (600株)
日阪製作所	20,900	1,392.00	29,092,800	貸付有価証券 100株
やまびこ	32,100	2,472.00	79,351,200	貸付有価証券 400株 (200株)
野村マイクロ・サイエンス	32,500	3,350.00	108,875,000	貸付有価証券 3,300株
平田機工	28,200	1,850.00	52,170,000	貸付有価証券 7,300株 (6,600株)
P E G A S U S	21,700	670.00	14,539,000	貸付有価証券 600株 (600株)
マルマエ	7,600	1,726.00	13,117,600	貸付有価証券 2,800株 (300株)
タツモ	13,000	2,053.00	26,689,000	貸付有価証券 6,100株 (2,700株)
ナブテスコ	114,700	3,223.00	369,678,100	貸付有価証券 17,900株
三井海洋開発	49,800	7,880.00	392,424,000	貸付有価証券 4,900株
レオン自動機	20,700	1,411.00	29,207,700	貸付有価証券 800株
SMC	55,800	44,230.00	2,468,034,000	貸付有価証券 100株
ホソカワミクロン	14,900	5,630.00	83,887,000	
ユニオンツール	8,600	8,680.00	74,648,000	貸付有価証券

				4,000株(3,200株)
瑞光	16,800	1,002.00	16,833,600	貸付有価証券 4,200株
オイレス工業	26,700	2,296.00	61,303,200	貸付有価証券 200株(200株)
日精エー・エス・ビー機 械	7,800	7,220.00	56,316,000	貸付有価証券 300株
サトー	24,500	2,326.00	56,987,000	
技研製作所	18,500	1,480.00	27,380,000	貸付有価証券 8,600株(1,200株)
日本エアーテック	9,200	1,253.00	11,527,600	
日精樹脂工業	13,000	889.00	11,557,000	貸付有価証券 1,400株
ワイエイシイホールディ ングス	19,900	845.00	16,815,500	貸付有価証券 7,400株(900株)
小松製作所	970,100	5,205.00	5,049,370,500	貸付有価証券 2,600株(2,600株)
住友重機械工業	116,400	3,502.00	407,632,800	貸付有価証券 21,900株(400株)
日立建機	78,400	4,924.00	386,041,600	貸付有価証券 100株
日工	29,100	806.00	23,454,600	貸付有価証券 100株(100株)
巴工業	23,000	1,722.00	39,606,000	貸付有価証券 600株(100株)
井関農機	18,400	2,383.00	43,847,200	貸付有価証券 8,500株(1,000株)
TOWA	60,200	1,821.00	109,624,200	貸付有価証券 28,500株(1,600株)
北川鉄工所	7,700	1,680.00	12,936,000	貸付有価証券 300株
ローツェ	102,800	1,698.00	174,554,400	貸付有価証券 12,400株
クボタ	1,006,300	1,856.00	1,867,692,800	貸付有価証券 231,400株(2,700 株)
荏原実業	10,400	4,410.00	45,864,000	貸付有価証券 100株
三菱化工機	20,800	2,916.00	60,652,800	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
月島ホールディングス	25,700	3,445.00	88,536,500	貸付有価証券 1,700株(900株)
帝国電機製作所	12,300	3,230.00	39,729,000	貸付有価証券 800株
新東工業	43,700	1,016.00	44,399,200	貸付有価証券 2,200株(800株)
澁谷工業	18,500	3,420.00	63,270,000	貸付有価証券 600株(400株)
アイチコーポレーショ	32,600	1,369.00	44,629,400	貸付有価証券

ン				200 株
小森コーポレーション	46,800	1,565.00	73,242,000	
鶴見製作所	13,900	3,940.00	54,766,000	
酒井重工業	7,700	2,173.00	16,732,100	貸付有価証券 100 株
荏原製作所	404,100	3,155.00	1,274,935,500	貸付有価証券 78,900 株
西島製作所	16,900	2,074.00	35,050,600	貸付有価証券 2,500 株
A I R M A N	19,800	2,063.00	40,847,400	貸付有価証券 300 株
ダイキン工業	256,300	18,665.00	4,783,839,500	貸付有価証券 6,800 株 (6,800 株)
オルガノ	30,400	11,820.00	359,328,000	貸付有価証券 300 株
トーヨーカネツ	7,000	4,500.00	31,500,000	
栗田工業	110,100	5,181.00	570,428,100	貸付有価証券 4,400 株 (4,400 株)
椿本チエイン	85,100	2,202.00	187,390,200	貸付有価証券 3,000 株 (2,100 株)
木村化工機	15,000	1,047.00	15,705,000	
アネスト岩田	33,500	1,606.00	53,801,000	
ダイフク	332,100	4,815.00	1,599,061,500	貸付有価証券 32,800 株 (6,300 株)
サムコ	5,300	2,921.00	15,481,300	貸付有価証券 2,100 株 (100 株)
タダノ	103,800	1,092.00	113,349,600	貸付有価証券 100 株
フジテック	63,200	5,632.00	355,942,400	貸付有価証券 1,000 株
C K D	54,400	2,464.00	134,041,600	
平和	65,500	2,217.00	145,213,500	貸付有価証券 300 株
理想科学工業	31,500	1,214.00	38,241,000	貸付有価証券 6,400 株
S A N K Y O	227,300	3,005.00	683,036,500	
日本金銭機械	23,800	1,012.00	24,085,600	貸付有価証券 1,500 株 (300 株)
マースグループホールディングス	13,200	3,235.00	42,702,000	貸付有価証券 400 株
ガリレイ	28,900	3,650.00	105,485,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
ダイコク電機	8,600	2,682.00	23,065,200	貸付有価証券 4,000 株 (100 株)
竹内製作所	35,700	5,320.00	189,924,000	貸付有価証券 5,300 株
アマノ	55,900	4,340.00	242,606,000	

J U K I	30,500	454.00	13,847,000	貸付有価証券 400株 (400株)
ジャノメ	15,800	1,200.00	18,960,000	
マックス	23,700	5,760.00	136,512,000	
グローリー	51,500	3,853.00	198,429,500	貸付有価証券 100株
新晃工業	56,400	1,352.00	76,252,800	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
大和冷機工業	30,100	1,711.00	51,501,100	貸付有価証券 100株 (100株)
セガサミーホールディングス	161,200	3,154.00	508,424,800	貸付有価証券 4,900株 (4,200株)
T P R	25,000	2,438.00	60,950,000	貸付有価証券 200株
ツバキ・ナカシマ	45,500	370.00	16,835,000	貸付有価証券 2,600株
ホシザキ	126,700	5,815.00	736,760,500	貸付有価証券 12,200株
大豊工業	17,000	709.00	12,053,000	
日本精工	364,300	797.90	290,674,970	
N T N	465,600	347.90	161,982,240	貸付有価証券 69,200株 (54,700株)
ジェイテクト	162,500	1,531.00	248,787,500	貸付有価証券 9,300株 (4,100株)
不二越	14,500	3,580.00	51,910,000	貸付有価証券 1,400株
日本トムソン	53,600	671.00	35,965,600	貸付有価証券 4,600株
T H K	113,500	4,055.00	460,242,500	貸付有価証券 18,700株
Y U S H I N	18,200	631.00	11,484,200	貸付有価証券 600株 (600株)
前澤給装工業	14,100	1,501.00	21,164,100	
イーグル工業	21,800	2,660.00	57,988,000	
P I L L A R	18,200	4,080.00	74,256,000	
キッツ	70,200	1,650.00	115,830,000	貸付有価証券 4,500株
マキタ	244,800	5,139.00	1,258,027,200	
三井E & S	105,200	4,230.00	444,996,000	貸付有価証券 14,100株 (4,300株)
カナデビア	161,200	1,041.00	167,809,200	貸付有価証券 400株
三菱重工業	3,441,400	3,727.00	12,826,097,800	
I H I	157,800	15,855.00	2,501,919,000	
スター精密	31,800	1,692.00	53,805,600	貸付有価証券 100株

キオクシアホールディングス	117,900	3,150.00	371,385,000	貸付有価証券 55,400株 (30,500株)
日清紡ホールディングス	148,100	1,183.50	175,276,350	貸付有価証券 29,400株
イビデン	112,900	7,267.00	820,444,300	貸付有価証券 1,400株
コニカミノルタ	439,500	549.50	241,505,250	
ブラザー工業	262,900	2,659.00	699,051,100	
ミネベアミツミ	342,300	2,695.50	922,669,650	貸付有価証券 3,400株 (300株)
日立製作所	5,006,100	3,931.00	19,678,979,100	
三菱電機	2,001,700	3,659.00	7,324,220,300	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
富士電機	119,700	9,770.00	1,169,469,000	
安川電機	213,800	2,993.50	640,010,300	貸付有価証券 5,400株
シンフォニアテクノロジー	19,500	7,500.00	146,250,000	貸付有価証券 300株
明電舎	33,200	5,880.00	195,216,000	
山洋電気	8,500	10,000.00	85,000,000	
デンヨー	14,300	2,852.00	40,783,600	貸付有価証券 600株
PHCホールディングス	36,800	1,109.00	40,811,200	貸付有価証券 6,800株
KOKUSAI ELECTRIC	138,800	2,745.50	381,075,400	貸付有価証券 59,900株
ソシオネクスト	196,600	2,810.50	552,544,300	貸付有価証券 13,000株 (7,900株)
東芝テック	29,400	2,987.00	87,817,800	
芝浦メカトロニクス	14,300	10,380.00	148,434,000	
マブチモーター	95,000	2,557.00	242,915,000	貸付有価証券 6,900株
ニデック	869,000	2,536.50	2,204,218,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,400	305.00	3,782,000	
トレックス・セミコンダクター	9,300	1,634.00	15,196,200	
東光高岳	10,700	3,175.00	33,972,500	貸付有価証券 400株
ダブル・スコープ	60,400	254.00	15,341,600	貸付有価証券 25,900株 (15,800株)
ダイヘン	18,400	7,920.00	145,728,000	
ヤーマン	38,300	812.00	31,099,600	貸付有価証券 16,700株 (5,500株)

J V C ケンウッド	155,300	1,216.00	188,844,800	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ミマキエンジニアリング	16,300	1,819.00	29,649,700	貸付有価証券 1,700株 (1,300株)
大崎電気工業	42,200	1,306.00	55,113,200	貸付有価証券 900株
オムロン	180,300	3,949.00	712,004,700	貸付有価証券 4,100株
日東工業	26,500	3,575.00	94,737,500	貸付有価証券 400株 (400株)
I D E C	27,400	2,457.00	67,321,800	貸付有価証券 700株 (700株)
ジーエス・ユアサ コー ポレーション	87,800	3,427.00	300,890,600	貸付有価証券 5,900株
B U F F A L O	3,700	3,675.00	13,597,500	貸付有価証券 1,700株
テクノメディカ	3,800	2,047.00	7,778,600	貸付有価証券 1,800株
ダイヤモンドエレクトロニ ックホールディング	8,000	578.00	4,624,000	貸付有価証券 1,400株
日本電気	1,391,700	4,458.00	6,204,198,600	
富士通	1,810,900	3,646.00	6,602,541,400	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
沖電気工業	95,300	1,686.00	160,675,800	貸付有価証券 1,900株 (1,900株)
電気興業	7,900	2,086.00	16,479,400	
サンケン電気	20,100	7,760.00	155,976,000	貸付有価証券 4,700株 (500株)
アイホン	11,900	2,850.00	33,915,000	貸付有価証券 900株 (200株)
ルネサスエレクトロニク ス	1,908,200	1,702.00	3,247,756,400	貸付有価証券 18,800株 (18,800 株)
セイコーエプソン	245,000	1,997.00	489,265,000	
ワコム	127,900	770.00	98,483,000	
アルバック	43,200	6,330.00	273,456,000	貸付有価証券 11,000株
アクセル	9,800	1,200.00	11,760,000	貸付有価証券 600株 (200株)
E I Z O	25,600	2,284.00	58,470,400	貸付有価証券 100株
日本信号	44,800	1,225.00	54,880,000	
京三製作所	45,800	540.00	24,732,000	貸付有価証券 1,000株 (200株)
能美防災	26,600	3,895.00	103,607,000	
ホーチキ	11,500	3,870.00	44,505,000	貸付有価証券 100株
エレコム	47,000	1,856.00	87,232,000	

パナソニック ホールディングス	2,325,000	1,543.00	3,587,475,000	貸付有価証券 11,800 株 (11,800 株)
シャープ	284,300	872.00	247,909,600	貸付有価証券 47,700 株
アンリツ	138,600	1,716.00	237,837,600	貸付有価証券 24,400 株 (3,600 株)
ソニーグループ	6,721,500	4,184.00	28,122,756,000	
T D K	1,699,600	2,081.00	3,536,867,600	
帝国通信工業	8,600	2,457.00	21,130,200	
タムラ製作所	78,400	504.00	39,513,600	貸付有価証券 8,000 株 (7,800 株)
アルプスアルパイン	159,800	1,850.00	295,630,000	
日本電波工業	18,500	935.00	17,297,500	
鈴木	10,500	2,119.00	22,249,500	
メイコー	19,500	9,910.00	193,245,000	
日本トリム	4,400	4,660.00	20,504,000	
フォスター電機	20,000	2,323.00	46,460,000	貸付有価証券 300 株
S M K	4,700	2,273.00	10,683,100	貸付有価証券 300 株
ヨコオ	17,400	1,472.00	25,612,800	
ホシデン	48,200	2,320.00	111,824,000	貸付有価証券 2,500 株
ヒロセ電機	28,600	19,335.00	552,981,000	
日本航空電子工業	51,200	2,546.00	130,355,200	
T O A	19,900	1,154.00	22,964,600	貸付有価証券 200 株
マクセル	37,600	2,153.00	80,952,800	貸付有価証券 300 株 (300 株)
古野電気	23,200	5,780.00	134,096,000	貸付有価証券 3,300 株 (1,000 株)
スミダコーポレーション	33,800	1,066.00	36,030,800	
アイコム	7,600	2,971.00	22,579,600	
リオン	8,100	2,663.00	21,570,300	貸付有価証券 100 株
横河電機	215,300	4,390.00	945,167,000	
新電元工業	7,500	3,115.00	23,362,500	
アズビル	512,800	1,469.50	753,559,600	
日本光電工業	174,400	1,728.50	301,450,400	貸付有価証券 1,200 株
チノー	8,100	2,620.00	21,222,000	貸付有価証券 3,800 株
日本電子材料	12,000	2,890.00	34,680,000	貸付有価証券

				2,500株 (1,200株)
堀場製作所	36,900	11,730.00	432,837,000	貸付有価証券 3,600株
アドバンテスト	614,100	11,940.00	7,332,354,000	貸付有価証券 1,600株 (100株)
エスベック	17,300	3,345.00	57,868,500	
キーエンス	194,900	55,890.00	10,892,961,000	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
日置電機	10,200	6,090.00	62,118,000	貸付有価証券 400株
シスメックス	504,500	1,962.00	989,829,000	
日本マイクロニクス	32,100	4,575.00	146,857,500	貸付有価証券 15,000株 (1,700株)
メガチップス	15,000	6,090.00	91,350,000	貸付有価証券 500株 (500株)
OBARA GROUP	10,600	4,325.00	45,845,000	貸付有価証券 2,800株 (2,400株)
コーセル	24,000	1,240.00	29,760,000	貸付有価証券 3,200株
イリソ電子工業	19,600	3,045.00	59,682,000	貸付有価証券 500株
オブテックスグループ	33,000	1,971.00	65,043,000	貸付有価証券 1,700株
千代田インテグレ	5,900	3,180.00	18,762,000	
レーザーテック	75,600	16,000.00	1,209,600,000	貸付有価証券 28,600株
スタンレー電気	110,800	2,976.00	329,740,800	
ウシオ電機	74,100	2,232.00	165,391,200	貸付有価証券 600株
日本セラミック	15,900	3,400.00	54,060,000	
古河電池	14,300	1,395.00	19,948,500	貸付有価証券 1,400株 (1,000株)
山一電機	15,900	3,305.00	52,549,500	貸付有価証券 100株
図研	17,800	5,080.00	90,424,000	
日本電子	45,100	4,965.00	223,921,500	
カシオ計算機	155,900	1,280.00	199,552,000	貸付有価証券 4,800株 (3,500株)
ファナック	930,500	4,175.00	3,884,837,500	
日本シイエムケイ	57,100	358.00	20,441,800	貸付有価証券 14,300株 (3,100株)
エンプラス	5,700	5,290.00	30,153,000	貸付有価証券 100株
大真空	21,100	593.00	12,512,300	貸付有価証券 7,200株 (2,100株)
ローム	353,000	2,109.00	744,477,000	

浜松ホトニクス	325,600	1,568.00	510,540,800	貸付有価証券 9,400株
三井ハイテック	86,300	868.00	74,908,400	貸付有価証券 4,800株
京セラ	1,210,600	2,042.00	2,472,045,200	
太陽誘電	85,400	3,097.00	264,483,800	貸付有価証券 1,100株 (900株)
村田製作所	1,716,400	2,524.50	4,333,051,800	貸付有価証券 17,100株 (17,000株)
双葉電子工業	37,100	661.00	24,523,100	貸付有価証券 9,400株 (3,000株)
ニチコン	45,900	1,394.00	63,984,600	
日本ケミコン	24,000	1,439.00	34,536,000	貸付有価証券 9,700株 (1,000株)
KOA	30,000	1,188.00	35,640,000	貸付有価証券 800株
市光工業	42,200	458.00	19,327,600	
小糸製作所	201,900	2,230.50	450,337,950	貸付有価証券 13,600株 (13,600株)
ミツバ	36,500	997.00	36,390,500	貸付有価証券 4,500株
S C R E E Nホールディングス	81,400	11,215.00	912,901,000	貸付有価証券 300株 (300株)
キャノン電子	21,500	2,683.00	57,684,500	
キャノン	874,600	4,477.00	3,915,584,200	貸付有価証券 61,800株
リコー	498,200	1,391.00	692,996,200	貸付有価証券 900株
象印マホービン	52,900	1,688.00	89,295,200	貸付有価証券 6,700株 (5,900株)
東京エレクトロン	412,400	20,600.00	8,495,440,000	
イノテック	14,000	1,555.00	21,770,000	貸付有価証券 200株
トヨタ紡織	82,000	2,501.00	205,082,000	貸付有価証券 500株 (500株)
ユニプレス	32,800	1,274.00	41,787,200	貸付有価証券 800株
豊田自動織機	166,200	16,595.00	2,758,089,000	貸付有価証券 500株 (500株)
モリタホールディングス	30,800	2,320.00	71,456,000	
三櫻工業	27,000	899.00	24,273,000	貸付有価証券 600株 (600株)
デンソー	1,908,900	2,204.50	4,208,170,050	
東海理化電機製作所	52,000	2,777.00	144,404,000	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
川崎重工業	146,800	9,082.00	1,333,237,600	貸付有価証券

				48,300株 (5,000株)
名村造船所	55,600	3,275.00	182,090,000	貸付有価証券 3,300株 (300株)
日本車輛製造	7,500	2,850.00	21,375,000	
三菱ロジスネクスト	31,100	1,839.00	57,192,900	貸付有価証券 6,300株
日産自動車	2,435,500	353.20	860,218,600	貸付有価証券 1,118,000株 (289,400株)
いすゞ自動車	571,900	2,001.00	1,144,371,900	貸付有価証券 700株 (700株)
トヨタ自動車	10,357,900	2,970.00	30,762,963,000	
日野自動車	293,100	390.80	114,543,480	貸付有価証券 8,500株
三菱自動車工業	744,900	423.90	315,763,110	貸付有価証券 262,400株 (35,100株)
武蔵精密工業	47,800	3,165.00	151,287,000	貸付有価証券 4,000株
日産車体	29,600	1,224.00	36,230,400	貸付有価証券 1,700株 (300株)
新明和工業	56,100	1,797.00	100,811,700	貸付有価証券 3,200株 (3,200株)
極東開発工業	26,300	2,773.00	72,929,900	
トピー工業	15,800	3,060.00	48,348,000	貸付有価証券 1,000株
ティラド	4,300	6,810.00	29,283,000	
タチエス	36,000	2,070.00	74,520,000	貸付有価証券 900株 (900株)
NOK	75,700	2,697.50	204,200,750	
フタバ産業	58,700	990.00	58,113,000	貸付有価証券 1,300株
カヤバ	33,100	4,000.00	132,400,000	貸付有価証券 100株
大同メタル工業	38,100	944.00	35,966,400	貸付有価証券 3,200株 (1,000株)
プレス工業	72,900	674.00	49,134,600	貸付有価証券 2,500株
太平洋工業	44,700	2,446.00	109,336,200	貸付有価証券 3,400株 (200株)
アイシン	387,100	2,659.50	1,029,492,450	貸付有価証券 11,100株 (11,100株)
マツダ	598,500	1,176.00	703,836,000	貸付有価証券 29,800株 (6,500株)
本田技研工業	4,616,700	1,694.00	7,820,689,800	貸付有価証券 1,500株
スズキ	1,574,600	2,054.00	3,234,228,400	

S U B A R U	587, 500	3, 120. 00	1, 833, 000, 000	
ヤマハ発動機	964, 400	1, 133. 50	1, 093, 147, 400	貸付有価証券 225, 200 株 (3, 500 株)
エクセディ	31, 900	5, 490. 00	175, 131, 000	
豊田合成	55, 800	3, 816. 00	212, 932, 800	貸付有価証券 100 株
愛三工業	37, 000	2, 002. 00	74, 074, 000	貸付有価証券 300 株
ヨロズ	20, 100	1, 003. 00	20, 160, 300	貸付有価証券 100 株
エフ・シー・シー	34, 100	3, 245. 00	110, 654, 500	
シマノ	83, 100	16, 920. 00	1, 406, 052, 000	貸付有価証券 14, 100 株
テイ・エス テック	72, 300	1, 936. 00	139, 972, 800	貸付有価証券 700 株
リガク・ホールディング ス	117, 100	911. 00	106, 678, 100	貸付有価証券 10, 300 株
北里コーポレーション	15, 300	1, 525. 00	23, 332, 500	
テルモ	1, 294, 600	2, 657. 50	3, 440, 399, 500	
日機装	45, 400	1, 527. 00	69, 325, 800	貸付有価証券 4, 000 株 (600 株)
日本エム・ディ・エム	15, 400	516. 00	7, 946, 400	貸付有価証券 200 株 (200 株)
島津製作所	280, 400	3, 642. 00	1, 021, 216, 800	貸付有価証券 3, 100 株 (2, 500 株)
J M S	18, 000	451. 00	8, 118, 000	貸付有価証券 1, 000 株
長野計器	12, 700	2, 095. 00	26, 606, 500	貸付有価証券 3, 100 株
ブイ・テクノロジー	9, 500	3, 055. 00	29, 022, 500	貸付有価証券 100 株
東京計器	13, 700	4, 205. 00	57, 608, 500	貸付有価証券 6, 300 株
愛知時計電機	9, 300	2, 904. 00	27, 007, 200	貸付有価証券 100 株 (100 株)
インターアクション	11, 700	1, 402. 00	16, 403, 400	貸付有価証券 1, 000 株 (900 株)
東京精密	40, 000	8, 435. 00	337, 400, 000	貸付有価証券 3, 500 株 (3, 500 株)
マニー	78, 000	1, 310. 00	102, 180, 000	貸付有価証券 7, 800 株 (5, 800 株)
ニコン	291, 700	1, 701. 50	496, 327, 550	貸付有価証券 43, 200 株 (4, 000 株)
トプコン	110, 500	3, 294. 00	363, 987, 000	
オリンパス	1, 079, 000	1, 875. 50	2, 023, 664, 500	貸付有価証券 1, 400 株
理研計器	27, 600	3, 090. 00	85, 284, 000	貸付有価証券

				700 株 (700 株)
タムロン	99,600	1,044.00	103,982,400	貸付有価証券 21,900 株
HOYA	375,000	20,755.00	7,783,125,000	
ノーリツ鋼機	54,800	1,770.00	96,996,000	貸付有価証券 4,100 株 (900 株)
A&D ホロンホールディングス	24,300	2,010.00	48,843,000	
朝日インテック	237,500	2,707.00	642,912,500	貸付有価証券 1,200 株
シチズン時計	179,200	1,067.00	191,206,400	貸付有価証券 20,300 株
メニコン	72,700	1,235.00	89,784,500	貸付有価証券 9,600 株 (3,700 株)
松風	19,600	1,992.00	39,043,200	貸付有価証券 600 株
セイコーグループ	30,200	6,900.00	208,380,000	貸付有価証券 100 株
ニプロ	162,400	1,565.00	254,156,000	貸付有価証券 2,300 株 (2,300 株)
三井松島ホールディングス	13,300	6,620.00	88,046,000	貸付有価証券 5,500 株
パラマウントベッドホールディングス	42,000	2,723.00	114,366,000	貸付有価証券 600 株
トランザクション	21,400	1,191.00	25,487,400	貸付有価証券 4,300 株 (2,400 株)
ニホンフラッシュ	16,400	815.00	13,366,000	貸付有価証券 300 株
前田工織	39,700	1,855.00	73,643,500	貸付有価証券 1,100 株 (300 株)
アートネイチャー	20,000	811.00	16,220,000	貸付有価証券 9,500 株
フルヤ金属	16,600	2,725.00	45,235,000	貸付有価証券 5,200 株
バンダイナムコホールディングス	521,000	5,000.00	2,605,000,000	
SHOEI	50,900	1,870.00	95,183,000	貸付有価証券 3,300 株 (1,100 株)
フランスベッドホールディングス	25,300	1,296.00	32,788,800	貸付有価証券 4,000 株 (4,000 株)
パイロットコーポレーション	29,800	4,598.00	137,020,400	貸付有価証券 400 株 (100 株)
萩原工業	13,000	1,681.00	21,853,000	貸付有価証券 6,200 株
フジシールインターナショナル	43,800	2,925.00	128,115,000	貸付有価証券 500 株 (500 株)
タカラトミー	81,900	3,321.00	271,989,900	貸付有価証券 200 株 (200 株)
広済堂ホールディングス	73,600	434.00	31,942,400	貸付有価証券 28,200 株 (2,100 株)

プロネクス	20,200	1,146.00	23,149,200	貸付有価証券 100株
TOPPANホールディングス	236,200	3,936.00	929,683,200	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
大日本印刷	382,200	2,621.00	1,001,746,200	
共同印刷	22,000	1,578.00	34,716,000	貸付有価証券 400株
NISSHA	37,100	1,429.00	53,015,900	貸付有価証券 3,900株 (200株)
TAKARA & COMPANY	10,500	4,020.00	42,210,000	
アシックス	749,200	4,114.00	3,082,208,800	貸付有価証券 32,300株
ツツミ	4,600	2,269.00	10,437,400	貸付有価証券 200株
ローランド	15,500	3,420.00	53,010,000	貸付有価証券 400株 (200株)
小松ウオール工業	12,900	2,674.00	34,494,600	貸付有価証券 200株
ヤマハ	329,900	1,022.00	337,157,800	貸付有価証券 400株 (400株)
河合楽器製作所	5,900	2,601.00	15,345,900	
クリナップ	19,100	777.00	14,840,700	
ピジョン	115,200	1,866.00	214,963,200	貸付有価証券 15,600株
キングジム	17,200	848.00	14,585,600	貸付有価証券 8,200株 (5,200株)
リンテック	37,000	3,580.00	132,460,000	
イトーキ	42,800	2,385.00	102,078,000	貸付有価証券 6,500株
任天堂	1,230,200	13,790.00	16,964,458,000	
三菱鉛筆	26,700	2,136.00	57,031,200	貸付有価証券 6,500株 (3,900株)
タカラスタANDARD	44,100	2,705.00	119,290,500	
コクヨ	404,800	928.20	375,735,360	貸付有価証券 47,900株
ナカバヤシ	21,000	588.00	12,348,000	貸付有価証券 700株
グローブライド	19,200	2,422.00	46,502,400	貸付有価証券 1,200株
オカムラ	58,700	2,430.00	142,641,000	
美津濃	58,100	2,638.00	153,267,800	貸付有価証券 3,000株 (1,500株)
グリムス	8,700	2,553.00	22,211,100	
東京電力ホールディングス	1,639,300	761.50	1,248,326,950	貸付有価証券 446,200株
中部電力	718,000	2,086.00	1,497,748,000	

関西電力	950,500	2,116.00	2,011,258,000	
中国電力	338,500	883.90	299,200,150	貸付有価証券 107,800 株
北陸電力	199,200	931.40	185,534,880	貸付有価証券 86,600 株
東北電力	513,000	1,145.00	587,385,000	
四国電力	181,500	1,389.00	252,103,500	貸付有価証券 200 株 (200 株)
九州電力	449,200	1,564.50	702,773,400	貸付有価証券 4,400 株 (3,700 株)
北海道電力	203,900	1,191.50	242,946,850	貸付有価証券 95,800 株
沖縄電力	49,800	1,018.00	50,696,400	貸付有価証券 4,400 株 (100 株)
電源開発	146,700	2,868.00	420,735,600	
エフオン	14,200	437.00	6,205,400	
イーレックス	38,000	739.00	28,082,000	貸付有価証券 17,000 株 (7,500 株)
レノバ	53,200	953.00	50,699,600	貸付有価証券 5,200 株
東京瓦斯	351,500	5,715.00	2,008,822,500	
大阪瓦斯	376,900	4,327.00	1,630,846,300	
東邦瓦斯	71,600	4,477.00	320,553,200	貸付有価証券 1,500 株 (400 株)
北海道瓦斯	58,200	675.00	39,285,000	貸付有価証券 1,300 株
広島ガス	41,200	386.00	15,903,200	貸付有価証券 600 株 (400 株)
西部ガスホールディングス	20,300	1,999.00	40,579,700	
静岡ガス	44,400	1,147.00	50,926,800	貸付有価証券 1,800 株
メタウォーター	25,800	3,060.00	78,948,000	
SBSホールディングス	17,400	3,765.00	65,511,000	貸付有価証券 2,700 株
東武鉄道	205,300	2,780.00	570,734,000	
相鉄ホールディングス	64,400	2,662.50	171,465,000	
東急	546,400	1,911.00	1,044,170,400	貸付有価証券 18,300 株 (17,800 株)
京浜急行電鉄	241,100	1,595.00	384,554,500	貸付有価証券 35,200 株 (10,900 株)
小田急電鉄	322,200	1,755.00	565,461,000	貸付有価証券 6,300 株
京王電鉄	95,900	3,905.00	374,489,500	貸付有価証券 2,700 株 (2,400 株)

京成電鉄	339,200	1,430.50	485,225,600	
富士急行	24,000	2,358.00	56,592,000	貸付有価証券 11,300株 (1,400株)
東日本旅客鉄道	1,074,500	3,795.00	4,077,727,500	貸付有価証券 12,800株 (12,800株)
西日本旅客鉄道	480,500	3,372.00	1,620,246,000	
東海旅客鉄道	750,500	4,156.00	3,119,078,000	
東京地下鉄	434,400	1,746.00	758,462,400	貸付有価証券 204,800株 (11,500株)
西武ホールディングス	212,100	5,478.00	1,161,883,800	貸付有価証券 800株
鴻池運輸	33,200	3,390.00	112,548,000	
西日本鉄道	56,400	2,323.50	131,045,400	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
ハマキョウレックス	66,500	1,558.00	103,607,000	貸付有価証券 600株
サカイ引越センター	24,700	2,989.00	73,828,300	貸付有価証券 5,100株
近鉄グループホールディングス	208,400	3,079.00	641,663,600	貸付有価証券 13,300株 (7,100株)
阪急阪神ホールディングス	258,100	4,416.00	1,139,769,600	貸付有価証券 1,700株
南海電気鉄道	86,800	2,760.00	239,568,000	貸付有価証券 40,700株
京阪ホールディングス	101,200	3,466.00	350,759,200	貸付有価証券 200株
神戸電鉄	5,300	2,590.00	13,727,000	貸付有価証券 2,500株
名古屋鉄道	215,000	1,753.50	377,002,500	貸付有価証券 12,000株 (1,300株)
山陽電気鉄道	14,600	2,112.00	30,835,200	貸付有価証券 7,000株
ヤマトホールディングス	236,400	2,506.50	592,536,600	貸付有価証券 9,300株 (8,700株)
山九	44,500	8,179.00	363,965,500	
丸全昭和運輸	12,000	7,330.00	87,960,000	
センコーグループホールディングス	128,000	2,092.00	267,776,000	貸付有価証券 1,000株
ニッコンホールディングス	110,600	3,253.00	359,781,800	貸付有価証券 47,900株 (47,600株)
福山通運	20,800	3,745.00	77,896,000	
セイノーホールディングス	95,700	2,313.50	221,401,950	貸付有価証券 100株 (100株)
神奈川中央交通	5,500	3,690.00	20,295,000	貸付有価証券 2,500株

A Z - C O M 丸和ホールディングス	60,300	1,101.00	66,390,300	貸付有価証券 20,300株 (6,200株)
九州旅客鉄道	149,000	4,168.00	621,032,000	
S G ホールディングス	326,600	1,618.50	528,602,100	貸付有価証券 20,600株
N I P P O N E X P R E S S ホールディング	209,200	3,453.00	722,367,600	貸付有価証券 35,900株 (5,800株)
日本郵船	379,600	5,544.00	2,104,502,400	
商船三井	370,200	4,861.00	1,799,542,200	貸付有価証券 7,400株
川崎汽船	419,200	2,341.00	981,347,200	貸付有価証券 172,400株 (152,700株)
N S ユナイテッド海運	12,200	5,360.00	65,392,000	貸付有価証券 200株
飯野海運	71,400	1,237.00	88,321,800	貸付有価証券 3,300株
乾汽船	24,700	1,659.00	40,977,300	貸付有価証券 11,600株
日本航空	445,900	3,152.00	1,405,476,800	
A N A ホールディングス	529,300	2,966.50	1,570,168,450	貸付有価証券 6,600株
三菱倉庫	193,200	1,238.50	239,278,200	
三井倉庫ホールディングス	60,100	4,280.00	257,228,000	
住友倉庫	56,600	3,155.00	178,573,000	
澁澤倉庫	8,900	4,580.00	40,762,000	貸付有価証券 900株 (100株)
日本トランスシティ	39,100	1,181.00	46,177,100	貸付有価証券 1,200株
中央倉庫	11,500	1,447.00	16,640,500	貸付有価証券 200株
安田倉庫	13,300	2,116.00	28,142,800	
上組	85,400	4,545.00	388,143,000	
キューソー流通システム	11,100	3,450.00	38,295,000	
エーアイティー	12,200	2,109.00	25,729,800	貸付有価証券 500株 (500株)
日本コンセプト	3,000	3,040.00	9,120,000	貸付有価証券 800株 (500株)
クロスキャット	11,200	1,149.00	12,868,800	
システナ	279,300	492.00	137,415,600	貸付有価証券 6,700株 (6,700株)
デジタルアーツ	12,400	7,990.00	99,076,000	貸付有価証券 3,500株 (1,800株)
日鉄ソリューションズ	66,700	3,533.00	235,651,100	貸付有価証券 32,100株
キューブシステム	10,300	1,201.00	12,370,300	貸付有価証券

				4,900株
コア	8,600	2,060.00	17,716,000	
手間いらず	2,800	3,020.00	8,456,000	
ラクーンホールディングス	14,600	696.00	10,161,600	貸付有価証券 7,000株
ソリトンシステムズ	10,100	1,405.00	14,190,500	
ソフトクリエイトホールディングス	14,100	2,398.00	33,811,800	貸付有価証券 1,100株
T I S	206,600	4,999.00	1,032,793,400	
グリーンホールディングス	65,500	452.00	29,606,000	貸付有価証券 3,800株
GMOペパボ	2,400	1,730.00	4,152,000	
コーエーテクモホールディングス	146,900	1,912.50	280,946,250	貸付有価証券 37,400株 (2,000株)
三菱総合研究所	9,400	4,855.00	45,637,000	貸付有価証券 100株
ファインデックス	13,600	846.00	11,505,600	貸付有価証券 600株 (600株)
ブレインパッド	14,600	1,264.00	18,454,400	貸付有価証券 6,900株
K L a b	52,800	177.00	9,345,600	貸付有価証券 15,700株
ポルトゥウィンホールディングス	27,800	375.00	10,425,000	貸付有価証券 8,500株 (200株)
ネクソン	480,100	3,406.00	1,635,220,600	貸付有価証券 39,900株 (4,300株)
アイスタイル	66,900	581.00	38,868,900	貸付有価証券 23,300株 (7,600株)
エムアップホールディングス	23,900	2,232.00	53,344,800	
エイチームホールディングス	15,200	1,109.00	16,856,800	貸付有価証券 7,200株 (1,000株)
セルシス	26,400	1,842.00	48,628,800	貸付有価証券 200株
エニグモ	21,700	302.00	6,553,400	貸付有価証券 10,100株
コロプラ	66,400	530.00	35,192,000	貸付有価証券 4,300株
ブロードリーフ	71,300	720.00	51,336,000	貸付有価証券 1,200株
デジタルハーツホールディングス	13,900	954.00	13,260,600	
メディアドゥ	8,800	1,926.00	16,948,800	貸付有価証券 200株 (100株)
じげん	48,100	535.00	25,733,500	貸付有価証券 22,800株
バイキューブ	25,000	157.00	3,925,000	貸付有価証券 11,000株 (7,200株)

フィックスターズ	27,000	1,813.00	48,951,000	貸付有価証券 12,200株 (6,900株)
CARTAHOLDINGS	11,100	2,096.00	23,265,600	貸付有価証券 5,200株
オブティム	20,100	587.00	11,798,700	貸付有価証券 9,400株 (1,200株)
セレス	8,800	2,450.00	21,560,000	貸付有価証券 4,200株
SHIFT	175,400	1,422.00	249,418,800	
セック	3,400	4,470.00	15,198,000	貸付有価証券 600株
テクマトリックス	42,200	2,064.00	87,100,800	
プロシップ	8,600	3,215.00	27,649,000	貸付有価証券 2,100株 (800株)
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	45,400	2,829.00	128,436,600	
GMOペイメントゲート ウェイ	39,000	8,393.00	327,327,000	貸付有価証券 2,000株 (1,400株)
システムリサーチ	13,400	2,143.00	28,716,200	貸付有価証券 6,400株
インターネットイニシア ティブ	106,900	2,755.00	294,509,500	
さくらインターネット	30,500	2,970.00	90,585,000	貸付有価証券 14,700株 (900株)
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	6,000	2,197.00	13,182,000	
SRAホールディングス	11,100	4,825.00	53,557,500	
朝日ネット	21,000	694.00	14,574,000	貸付有価証券 1,100株 (200株)
eBASE	27,500	507.00	13,942,500	貸付有価証券 800株
アバントグループ	27,400	1,511.00	41,401,400	貸付有価証券 1,000株
アドソル日進	15,600	1,339.00	20,888,400	
フリービット	10,200	1,583.00	16,146,600	貸付有価証券 500株
コムチュア	25,800	1,701.00	43,885,800	貸付有価証券 1,700株 (1,100株)
アステリア	15,300	1,668.00	25,520,400	貸付有価証券 7,200株 (2,900株)
アイル	10,900	3,025.00	32,972,500	貸付有価証券 600株 (300株)
マークラインズ	11,600	2,128.00	24,684,800	貸付有価証券 200株 (200株)
メディカル・データ・ビ ジョン	20,400	597.00	12,178,800	貸付有価証券 9,600株 (1,400株)
gumi	36,100	611.00	22,057,100	貸付有価証券 17,100株 (1,100株)

テラスカイ	7,500	2,138.00	16,035,000	貸付有価証券 3,500株 (800株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	11,300	2,390.00	27,007,000	貸付有価証券 500株 (100株)
ネオジャパン	5,100	2,019.00	10,296,900	
P R T I M E S	3,900	2,903.00	11,321,700	貸付有価証券 300株
ラクス	92,000	2,719.50	250,194,000	貸付有価証券 4,800株
ダブルスタンダード	6,900	1,780.00	12,282,000	貸付有価証券 100株
オープンドア	13,700	479.00	6,562,300	貸付有価証券 6,600株 (1,100株)
アカツキ	9,500	2,890.00	27,455,000	
U b i c o mホールディ ングス	6,200	1,108.00	6,869,600	貸付有価証券 900株 (100株)
カナミックネットワーク	24,500	519.00	12,715,500	貸付有価証券 600株 (400株)
チェンジホールディン グス	48,400	1,112.00	53,820,800	貸付有価証券 21,600株 (6,200株)
オークネット	18,000	1,910.00	34,380,000	貸付有価証券 400株
オロ	8,100	2,779.00	22,509,900	貸付有価証券 3,900株
ユーザーローカル	9,500	2,072.00	19,684,000	貸付有価証券 400株
P K S H A T e c h n o l o g y	23,300	3,690.00	85,977,000	貸付有価証券 4,700株
マネーフォワード	44,500	6,291.00	279,949,500	貸付有価証券 12,200株 (6,200株)
GMOフィナンシャルゲ ート	3,200	6,170.00	19,744,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
S u n A s t e r i s k	17,100	468.00	8,002,800	貸付有価証券 2,300株 (1,000株)
プラスアルファ・コンサ ルティング	24,800	2,452.00	60,809,600	貸付有価証券 5,700株 (200株)
電算システムホールディ ングス	8,700	3,515.00	30,580,500	貸付有価証券 4,100株 (300株)
A p p i e r G r o u p	74,700	1,617.00	120,789,900	貸付有価証券 25,600株 (12,900 株)
ビジョナル	23,400	11,320.00	264,888,000	
ハイマックス	6,100	1,223.00	7,460,300	
野村総合研究所	423,500	5,727.00	2,425,384,500	貸付有価証券 500株
日本システム技術	18,100	2,133.00	38,607,300	貸付有価証券 2,300株 (200株)
インテージホールディン グス	14,700	1,824.00	26,812,800	

東邦システムサイエンス	9,100	1,243.00	11,311,300	貸付有価証券 4,300株（100株）
ソースネクスト	101,400	178.00	18,049,200	貸付有価証券 19,100株
シンプレクス・ホールディングス	38,600	4,365.00	168,489,000	貸付有価証券 1,300株
HEROZ	7,700	1,127.00	8,677,900	貸付有価証券 400株
ラクスル	38,900	1,361.00	52,942,900	貸付有価証券 800株
メルカリ	107,800	2,327.00	250,850,600	貸付有価証券 17,200株（7,000株）
I P S	5,700	3,105.00	17,698,500	貸付有価証券 2,400株
システムサポートホールディングス	6,800	2,841.00	19,318,800	
ボードルア	5,300	2,928.00	15,518,400	
イーソル	13,100	549.00	7,191,900	貸付有価証券 1,000株（200株）
ウイングアーク 1 s t	20,400	3,325.00	67,830,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	7,800	1,122.00	8,751,600	貸付有価証券 3,700株
サーバーワークス	3,500	2,050.00	7,175,000	
S a n s a n	55,300	1,917.00	106,010,100	貸付有価証券 400株（400株）
ギフトィ	15,100	1,214.00	18,331,400	貸付有価証券 6,200株
メドレー	23,900	2,462.00	58,841,800	貸付有価証券 11,200株（2,000株）
ベース	8,200	3,590.00	29,438,000	
J M D C	23,800	4,417.00	105,124,600	貸付有価証券 2,100株（1,500株）
フォーカスシステムズ	13,100	1,624.00	21,274,400	貸付有価証券 100株（100株）
クレスコ	30,600	1,682.00	51,469,200	貸付有価証券 500株（300株）
フジ・メディア・ホールディングス	187,700	3,383.00	634,989,100	貸付有価証券 23,700株（5,400株）
オービック	362,900	5,301.00	1,923,732,900	
ジャストシステム	28,100	4,770.00	134,037,000	貸付有価証券 200株（100株）
T D C ソフト	32,900	1,390.00	45,731,000	貸付有価証券 500株
L I N E ヤフー	3,036,000	479.30	1,455,154,800	貸付有価証券 64,400株（62,900株）
トレンドマイクロ	112,900	7,940.00	896,426,000	貸付有価証券 10,000株

I Dホールディングス	12,600	2,275.00	28,665,000	
日本オラクル	37,400	15,160.00	566,984,000	貸付有価証券 2,600株
アルファシステムズ	6,100	3,740.00	22,814,000	貸付有価証券 700株
フューチャー	41,700	2,226.00	92,824,200	貸付有価証券 100株
C A C H o l d i n g s	12,000	2,140.00	25,680,000	貸付有価証券 200株 (100株)
オービックビジネスコン サルタント	33,000	8,769.00	289,377,000	
アイティフォー	22,400	1,481.00	33,174,400	貸付有価証券 500株
東計電算	5,500	4,020.00	22,110,000	
大塚商会	221,500	3,100.00	686,650,000	貸付有価証券 90,000株
サイボウズ	26,900	3,610.00	97,109,000	貸付有価証券 600株
電通総研	23,700	6,580.00	155,946,000	貸付有価証券 1,100株 (100株)
デジタルガレージ	31,200	3,720.00	116,064,000	
EMシステムズ	25,700	777.00	19,968,900	貸付有価証券 100株 (100株)
ウェザーニューズ	15,500	4,765.00	73,857,500	貸付有価証券 500株 (200株)
C I J	53,500	489.00	26,161,500	貸付有価証券 400株 (400株)
ビジネスエンジニアリン グ	4,600	5,900.00	27,140,000	貸付有価証券 100株
WOWOW	14,700	1,727.00	25,386,900	貸付有価証券 6,900株 (1,400株)
スカラ	18,100	422.00	7,638,200	貸付有価証券 2,400株 (100株)
ANYCOLOR	26,700	4,750.00	126,825,000	貸付有価証券 10,200株 (4,800株)
システムソフト	68,000	62.00	4,216,000	貸付有価証券 31,900株
アルゴグラフィックス	16,000	4,790.00	76,640,000	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
マーベラス	36,300	571.00	20,727,300	貸付有価証券 6,500株
エイベックス	36,700	1,304.00	47,856,800	貸付有価証券 1,000株
B I P R O G Y	66,000	6,344.00	418,704,000	
都築電気	11,100	3,170.00	35,187,000	
T B S ホールディングス	96,500	5,523.00	532,969,500	貸付有価証券 700株
日本テレビホールディン	173,000	4,038.00	698,574,000	貸付有価証券

グス				20,500株 (3,300株)
朝日放送グループホールディングス	24,400	777.00	18,958,800	貸付有価証券 11,600株
テレビ朝日ホールディングス	47,400	3,255.00	154,287,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	151,800	1,346.00	204,322,800	
テレビ東京ホールディングス	12,100	4,715.00	57,051,500	
ビジョン	40,800	1,253.00	51,122,400	貸付有価証券 4,200株
U-NEXT HOLDINGS	65,700	2,058.00	135,210,600	貸付有価証券 3,600株 (3,600株)
日本通信	157,200	146.00	22,951,200	貸付有価証券 73,800株 (63,000株)
N T T	58,128,500	158.80	9,230,805,800	貸付有価証券 257,000株
K D D I	2,746,300	2,513.50	6,902,825,050	
ソフトバンク	31,367,000	227.40	7,132,855,800	貸付有価証券 200株
光通信	22,600	39,200.00	885,920,000	
エムティーアイ	13,200	834.00	11,008,800	貸付有価証券 4,700株 (400株)
GMOインターネットグループ	63,100	3,880.00	244,828,000	貸付有価証券 1,800株
ファイバーゲート	7,500	707.00	5,302,500	貸付有価証券 2,600株 (1,000株)
K A D O K A W A	100,000	3,295.00	329,500,000	貸付有価証券 1,000株 (400株)
学研ホールディングス	35,800	1,050.00	37,590,000	貸付有価証券 1,400株 (100株)
ゼンリン	33,400	1,125.00	37,575,000	貸付有価証券 5,800株
アイネット	11,300	1,721.00	19,447,300	貸付有価証券 400株
松竹	11,200	12,420.00	139,104,000	貸付有価証券 100株
東宝	115,400	9,259.00	1,068,488,600	貸付有価証券 8,000株
東映	32,300	5,240.00	169,252,000	
ピー・シー・エー	12,800	1,962.00	25,113,600	
ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,936.00	24,368,800	貸付有価証券 700株
D T S	33,300	5,140.00	171,162,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	98,200	10,015.00	983,473,000	貸付有価証券 200株
シーイーシー	23,600	2,318.00	54,704,800	

カプコン	388,400	4,011.00	1,557,872,400	
アイ・エス・ビー	9,200	1,677.00	15,428,400	貸付有価証券 300株
S C S K	159,600	4,790.00	764,484,000	
N S W	8,700	2,612.00	22,724,400	貸付有価証券 700株
アイネス	15,200	1,958.00	29,761,600	貸付有価証券 100株
T K C	30,500	4,375.00	133,437,500	貸付有価証券 100株 (100株)
N S D	75,200	3,243.00	243,873,600	貸付有価証券 400株
コナミグループ	73,200	21,835.00	1,598,322,000	
福井コンピュータホールディングス	13,600	3,350.00	45,560,000	
J B C Cホールディングス	51,800	1,382.00	71,587,600	貸付有価証券 600株 (400株)
ミロク情報サービス	16,500	1,868.00	30,822,000	
ソフトバンクグループ	964,000	15,865.00	15,293,860,000	貸付有価証券 1,600株
リョーサン菱洋ホールディングス	31,500	3,050.00	96,075,000	
高千穂交易	16,300	1,942.00	31,654,600	貸付有価証券 7,800株
伊藤忠食品	4,600	10,430.00	47,978,000	貸付有価証券 200株
あらた	31,500	3,175.00	100,012,500	貸付有価証券 100株
トーメンデバイス	3,000	6,340.00	19,020,000	貸付有価証券 1,400株
東京エレクトロン デバイス	20,500	2,910.00	59,655,000	貸付有価証券 6,200株
円谷フィールズホールディングス	33,400	2,288.00	76,419,200	貸付有価証券 15,600株 (11,700株)
双日	229,500	4,026.00	923,967,000	貸付有価証券 1,300株
アルフレッサ ホールディングス	181,200	2,281.00	413,317,200	
横浜冷凍	51,800	1,219.00	63,144,200	貸付有価証券 5,200株 (4,400株)
ラサ商事	10,800	1,712.00	18,489,600	貸付有価証券 100株
アルコニックス	29,400	2,180.00	64,092,000	
神戸物産	179,400	4,102.00	735,898,800	貸付有価証券 56,700株
あい ホールディングス	37,100	2,690.00	99,799,000	
ダイワボウホールディングス	91,300	3,137.00	286,408,100	貸付有価証券

グス				4,300株 (4,300株)
マクニカホールディングス	156,600	2,059.50	322,517,700	貸付有価証券 12,300株
ラクト・ジャパン	8,800	4,200.00	36,960,000	貸付有価証券 2,600株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,400	1,312.00	37,260,800	貸付有価証券 1,000株
八洲電機	16,700	2,304.00	38,476,800	貸付有価証券 8,000株
メディアスホールディングス	13,400	858.00	11,497,200	貸付有価証券 6,400株
レスター	17,500	2,653.00	46,427,500	
TOKAIホールディングス	112,000	1,059.00	118,608,000	貸付有価証券 3,600株 (2,800株)
三洋貿易	25,400	1,640.00	41,656,000	
ビューティガレージ	5,600	1,714.00	9,598,400	貸付有価証券 800株 (600株)
ウイン・パートナーズ	15,000	1,336.00	20,040,000	貸付有価証券 1,700株
シップヘルスケアホールディングス	75,600	2,290.00	173,124,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
明治電機工業	10,200	2,126.00	21,685,200	
コメダホールディングス	53,900	3,045.00	164,125,500	貸付有価証券 1,100株
アセンテック	8,100	1,784.00	14,450,400	貸付有価証券 3,900株 (1,000株)
フルサト・マルカホールディングス	18,300	2,338.00	42,785,400	貸付有価証券 100株
ヤマエグループホールディングス	22,200	2,839.00	63,025,800	貸付有価証券 300株 (100株)
小野建	22,000	1,459.00	32,098,000	
佐鳥電機	13,100	1,917.00	25,112,700	
伯東	10,800	4,075.00	44,010,000	貸付有価証券 600株 (300株)
コンドーテック	15,800	1,695.00	26,781,000	
ナガイレーベン	26,000	2,056.00	53,456,000	貸付有価証券 1,600株 (900株)
松田産業	15,700	4,050.00	63,585,000	
第一興商	79,800	1,722.00	137,415,600	貸付有価証券 7,100株
メディパルホールディングス	223,600	2,707.50	605,397,000	貸付有価証券 700株 (700株)
S P K	8,400	2,406.00	20,210,400	貸付有価証券 100株
萩原電気ホールディングス	8,800	3,645.00	32,076,000	
アズワン	60,400	2,585.50	156,164,200	貸付有価証券

				3,400株 (1,300株)
スズデン	11,700	1,718.00	20,100,600	貸付有価証券 2,300株
シモジマ	13,800	1,311.00	18,091,800	
ドウシシャ	19,100	2,824.00	53,938,400	
高速	12,200	2,947.00	35,953,400	貸付有価証券 300株 (100株)
たけびし	8,700	2,102.00	18,287,400	貸付有価証券 4,100株
リックス	4,700	3,435.00	16,144,500	
丸文	18,400	1,223.00	22,503,200	貸付有価証券 8,600株
ハピネット	15,800	6,690.00	105,702,000	貸付有価証券 700株 (400株)
橋本総業ホールディングス	8,100	1,296.00	10,497,600	
日本ライフライン	52,000	1,536.00	79,872,000	貸付有価証券 3,600株
タカショー	16,700	446.00	7,448,200	貸付有価証券 5,200株 (1,200株)
I DOM	70,100	1,027.00	71,992,700	
進和	12,100	3,360.00	40,656,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ダイトロン	8,500	4,220.00	35,870,000	貸付有価証券 100株
シークス	33,100	1,355.00	44,850,500	貸付有価証券 1,100株
オーハシテクニカ	9,600	2,327.00	22,339,200	貸付有価証券 400株
白銅	5,800	2,318.00	13,444,400	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,385,800	8,726.00	12,092,490,800	
丸紅	1,694,100	3,543.00	6,002,196,300	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)
長瀬産業	88,100	3,329.00	293,284,900	貸付有価証券 3,000株
蝶理	11,100	3,970.00	44,067,000	貸付有価証券 400株
豊田通商	619,100	4,054.00	2,509,831,400	
三共生興	26,800	688.00	18,438,400	
兼松	86,200	3,170.00	273,254,000	
三井物産	2,963,700	3,720.00	11,024,964,000	貸付有価証券 38,500株 (38,500株)
日本紙パルプ商事	98,500	720.00	70,920,000	貸付有価証券 300株
カメイ	19,200	2,924.00	56,140,800	貸付有価証券

				100 株
スターゼン	42,700	1,225.00	52,307,500	貸付有価証券 700 株
山善	69,400	1,403.00	97,368,200	貸付有価証券 33,100 株 (33,100 株)
椿本興業	11,400	2,973.00	33,892,200	貸付有価証券 5,300 株
住友商事	1,235,400	4,370.00	5,398,698,000	
内田洋行	7,600	11,360.00	86,336,000	
三菱商事	3,809,900	3,497.00	13,323,220,300	
第一実業	19,100	2,765.00	52,811,500	貸付有価証券 500 株
キャノンマーケティング ジャパン	48,600	5,873.00	285,427,800	
西華産業	9,900	5,980.00	59,202,000	
佐藤商事	14,300	1,750.00	25,025,000	貸付有価証券 200 株
東京産業	20,900	948.00	19,813,200	貸付有価証券 300 株 (100 株)
ユアサ商事	17,700	5,100.00	90,270,000	
神鋼商事	13,600	2,333.00	31,728,800	貸付有価証券 700 株
阪和興業	33,900	6,520.00	221,028,000	貸付有価証券 100 株
正栄食品工業	13,700	4,185.00	57,334,500	貸付有価証券 100 株
カナデン	14,800	2,043.00	30,236,400	貸付有価証券 100 株
R Y O D E N	15,700	3,195.00	50,161,500	
岩谷産業	204,800	1,669.50	341,913,600	
極東貿易	11,800	1,799.00	21,228,200	
アステナホールディング ス	38,900	520.00	20,228,000	
三愛オブリ	48,100	2,119.00	101,923,900	貸付有価証券 1,200 株
稲畑産業	54,800	3,555.00	194,814,000	貸付有価証券 300 株
G S I クレオス	11,000	2,427.00	26,697,000	貸付有価証券 5,200 株 (100 株)
明和産業	29,400	840.00	24,696,000	
ワキタ	30,300	1,880.00	56,964,000	貸付有価証券 1,700 株
東邦ホールディングス	53,200	5,660.00	301,112,000	貸付有価証券 3,100 株
サンゲツ	51,800	3,175.00	164,465,000	貸付有価証券 400 株

ミツウロコグループホールディングス	24,900	2,201.00	54,804,900	貸付有価証券 400株 (300株)
シナネンホールディングス	5,200	6,550.00	34,060,000	貸付有価証券 800株 (200株)
伊藤忠エネクス	51,100	1,973.00	100,820,300	
サンリオ	167,500	7,627.00	1,277,522,500	貸付有価証券 2,800株
サンワテクノス	9,400	2,650.00	24,910,000	
新光商事	27,700	1,020.00	28,254,000	貸付有価証券 1,600株 (1,500株)
トーヨー	8,800	3,585.00	31,548,000	貸付有価証券 1,100株
三信電気	8,300	2,805.00	23,281,500	貸付有価証券 200株
東陽テクニカ	19,000	1,594.00	30,286,000	
モスフードサービス	30,300	4,010.00	121,503,000	貸付有価証券 14,200株
加賀電子	41,800	3,590.00	150,062,000	貸付有価証券 1,600株 (900株)
ソーダニッカ	20,100	1,117.00	22,451,700	貸付有価証券 200株
立花エレテック	12,300	3,025.00	37,207,500	
フォーバル	8,100	1,399.00	11,331,900	貸付有価証券 3,900株 (100株)
PALTAC	32,100	4,690.00	150,549,000	
三谷産業	36,000	428.00	15,408,000	貸付有価証券 900株 (200株)
コア商事ホールディングス	18,400	780.00	14,352,000	貸付有価証券 8,800株
KPPグループホールディングス	39,200	837.00	32,810,400	貸付有価証券 2,800株
ヤマタネ	16,500	2,893.00	47,734,500	貸付有価証券 500株 (300株)
泉州電業	13,100	4,325.00	56,657,500	貸付有価証券 300株 (300株)
トラスコ中山	43,300	2,455.00	106,301,500	貸付有価証券 2,500株 (200株)
オートバックスセブン	71,700	1,610.00	115,437,000	貸付有価証券 7,200株 (300株)
モリト	16,400	1,563.00	25,633,200	貸付有価証券 5,200株
加藤産業	25,500	5,820.00	148,410,000	
イエローハット	65,000	1,730.00	112,450,000	貸付有価証券 2,200株
JKホールディングス	15,800	1,315.00	20,777,000	貸付有価証券 1,600株
日伝	11,500	2,839.00	32,648,500	貸付有価証券 5,400株 (4,900株)

杉本商事	18,300	1,881.00	34,422,300	貸付有価証券 900株 (100株)
因幡電機産業	58,000	4,231.00	245,398,000	
東テク	20,600	3,265.00	67,259,000	
ミスミグループ本社	311,600	2,352.50	733,039,000	
スズケン	63,100	6,074.00	383,269,400	
ジェコス	12,300	1,435.00	17,650,500	
インターメスティック	8,900	3,035.00	27,011,500	貸付有価証券 1,200株 (700株)
サンエー	35,000	2,864.00	100,240,000	
カワチ薬品	16,100	2,864.00	46,110,400	
エービーシー・マート	90,200	3,150.00	284,130,000	貸付有価証券 42,300株
ハードオフコーポレーション	8,100	1,826.00	14,790,600	貸付有価証券 500株 (200株)
アスクル	48,300	1,563.00	75,492,900	
ゲオホールディングス	23,200	1,680.00	38,976,000	
アンドエスティHD	28,400	3,190.00	90,596,000	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
くら寿司	24,100	3,945.00	95,074,500	貸付有価証券 7,100株 (500株)
キャンドウ	7,300	3,605.00	26,316,500	貸付有価証券 3,500株 (300株)
パルグループホールディングス	47,200	5,620.00	265,264,000	貸付有価証券 2,400株 (1,300株)
エディオン	89,800	2,111.00	189,567,800	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
サーラコーポレーション	43,300	1,024.00	44,339,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ハローズ	8,200	5,080.00	41,656,000	
フジオフードグループ本社	33,600	1,166.00	39,177,600	貸付有価証券 15,700株
あみやき亭	15,000	1,561.00	23,415,000	貸付有価証券 7,100株
大黒天物産	7,400	7,700.00	56,980,000	貸付有価証券 1,700株
ハニーズホールディングス	18,300	1,562.00	28,584,600	貸付有価証券 1,700株 (800株)
アルペン	19,800	2,436.00	48,232,800	貸付有価証券 9,400株
クオールホールディングス	25,500	2,099.00	53,524,500	貸付有価証券 400株
ジンズホールディングス	14,000	9,610.00	134,540,000	貸付有価証券 6,400株
ビックカメラ	109,700	1,657.50	181,827,750	貸付有価証券 3,300株

DCMホールディングス	106,700	1,525.00	162,717,500	
Monotaro	292,200	2,519.00	736,051,800	貸付有価証券 34,800株 (15,300株)
J.フロントリテイ リング	236,600	2,479.00	586,531,400	貸付有価証券 22,300株 (2,200株)
ドトール・日レスホール ディングス	36,600	2,647.00	96,880,200	
マツキヨココカラ&カン パニー	358,700	3,260.00	1,169,362,000	貸付有価証券 14,600株 (14,600株)
ブロンコビリー	12,100	4,000.00	48,400,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
ZOZO	455,000	1,404.00	638,820,000	貸付有価証券 5,100株 (5,100株)
トレジャー・ファクトリ ー	14,200	1,892.00	26,866,400	
物語コーポレーション	40,000	4,330.00	173,200,000	貸付有価証券 12,100株 (1,200株)
三越伊勢丹ホールディン グス	304,800	2,835.00	864,108,000	貸付有価証券 11,900株 (700株)
Hamee	9,500	1,377.00	13,081,500	貸付有価証券 400株
ウエルシアホールディン グス	107,000	2,942.00	314,794,000	貸付有価証券 3,100株
クリエイトSDホールデ ィングス	29,200	3,445.00	100,594,000	
シュッピン	19,400	1,264.00	24,521,600	貸付有価証券 3,700株
オイシックス・ラ・大地	33,200	1,587.00	52,688,400	貸付有価証券 5,000株 (3,500株)
ネクステージ	47,100	2,290.00	107,859,000	貸付有価証券 7,400株 (4,100株)
ジョイフル本田	55,800	2,194.00	122,425,200	
エターナルホスピタリテ ィグループ	8,500	3,070.00	26,095,000	貸付有価証券 300株
ホットランドホールディ ィングス	15,800	2,025.00	31,995,000	貸付有価証券 7,700株
すかいらくホールディ ィングス	281,800	3,100.00	873,580,000	貸付有価証券 41,100株 (1,600株)
SFPホールディングス	11,600	2,179.00	25,276,400	貸付有価証券 5,500株
綿半ホールディングス	16,000	1,638.00	26,208,000	
ヨシックスホールディン グス	6,800	2,650.00	18,020,000	貸付有価証券 3,200株 (100株)
ユナイテッド・スーパー マーケット・ホール	88,000	976.00	85,888,000	貸付有価証券 17,900株 (600株)
あさひ	17,200	1,423.00	24,475,600	貸付有価証券 900株

日本調剤	13,600	3,925.00	53,380,000	貸付有価証券 5,600株 (5,400株)
コスモス薬品	40,800	8,870.00	361,896,000	貸付有価証券 2,800株
セブン&アイ・ホールディングス	2,277,300	1,964.00	4,472,617,200	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	310,100	791.00	245,289,100	貸付有価証券 150,400株 (1,200株)
ツルハホールディングス	180,800	2,567.00	464,113,600	貸付有価証券 71,500株 (58,500株)
サンマルクホールディングス	20,300	2,831.00	57,469,300	貸付有価証券 400株
トリドールホールディングス	58,100	5,111.00	296,949,100	貸付有価証券 27,300株 (700株)
TOKYO BASE	22,200	541.00	12,010,200	貸付有価証券 200株
JMホールディングス	14,900	2,826.00	42,107,400	貸付有価証券 3,900株
アレンザホールディングス	15,400	1,042.00	16,046,800	貸付有価証券 7,400株 (6,900株)
串カツ田中ホールディングス	6,200	2,810.00	17,422,000	貸付有価証券 2,900株
パロックジャパンリミテッド	24,100	760.00	18,316,000	貸付有価証券 11,600株
クスリのアオキホールディングス	53,600	3,996.00	214,185,600	貸付有価証券 20,700株 (7,400株)
力の源ホールディングス	15,500	1,550.00	24,025,000	貸付有価証券 7,400株 (3,400株)
FOOD & LIFE COMPANIE	118,400	8,161.00	966,262,400	貸付有価証券 14,900株
メディカルシステムネットワーク	20,100	490.00	9,849,000	貸付有価証券 500株
ノジマ	67,300	3,605.00	242,616,500	貸付有価証券 100株
カッパ・クリエイト	32,400	1,640.00	53,136,000	貸付有価証券 15,300株 (900株)
良品計画	450,100	3,066.00	1,380,006,600	貸付有価証券 24,700株
アドヴァングループ	16,500	943.00	15,559,500	
アルビス	6,700	3,125.00	20,937,500	
G-7ホールディングス	22,500	1,353.00	30,442,500	
イオン北海道	50,800	926.00	47,040,800	貸付有価証券 22,200株 (300株)
コジマ	34,100	1,125.00	38,362,500	貸付有価証券 16,200株
コーナン商事	22,700	4,090.00	92,843,000	
エコス	7,600	2,770.00	21,052,000	貸付有価証券

				3,600株
ワタミ	24,900	999.00	24,875,100	貸付有価証券 7,300株(300株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	416,700	5,522.00	2,301,017,400	貸付有価証券 7,700株
西松屋チェーン	45,600	2,204.00	100,502,400	貸付有価証券 3,900株
ゼンショーホールディン グス	117,100	9,300.00	1,089,030,000	
幸楽苑	17,900	1,063.00	19,027,700	貸付有価証券 7,100株
サイゼリヤ	26,700	5,260.00	140,442,000	貸付有価証券 200株
V Tホールディングス	80,400	496.00	39,878,400	貸付有価証券 4,100株(400株)
魚力	7,200	2,614.00	18,820,800	貸付有価証券 3,400株
フジ・コーポレーション	2,700	2,817.00	7,605,900	貸付有価証券 300株
ユナイテッドアローズ	22,000	2,226.00	48,972,000	
ハイデイ日高	33,400	3,760.00	125,584,000	貸付有価証券 15,800株
コロワイド	116,300	1,924.00	223,761,200	貸付有価証券 56,000株(700株)
壱番屋	81,400	930.00	75,702,000	貸付有価証券 33,800株(6,100株)
スギホールディングス	110,700	3,862.00	427,523,400	貸付有価証券 900株(900株)
薬王堂ホールディングス	10,100	2,280.00	23,028,000	貸付有価証券 1,000株
ダブルユー	5,600	1,300.00	7,280,000	貸付有価証券 1,500株
スクロール	30,100	1,159.00	34,885,900	貸付有価証券 600株
ヨンドシーホールディン グス	19,500	1,745.00	34,027,500	貸付有価証券 8,000株(1,800株)
木曽路	31,200	2,544.00	79,372,800	貸付有価証券 14,600株
S R Sホールディングス	34,000	1,280.00	43,520,000	貸付有価証券 16,400株
千趣会	41,700	247.00	10,299,900	貸付有価証券 5,900株
リテールパートナーズ	30,600	1,472.00	45,043,200	貸付有価証券 14,800株
上新電機	20,400	2,575.00	52,530,000	貸付有価証券 8,300株
日本瓦斯	98,700	2,889.00	285,144,300	貸付有価証券 200株(200株)
ロイヤルホールディン グス	40,000	2,733.00	109,320,000	貸付有価証券 11,700株

チヨダ	18,200	1,289.00	23,459,800	貸付有価証券 1,000株
ライフコーポレーション	39,600	2,513.00	99,514,800	貸付有価証券 200株
リンガーハット	26,600	2,271.00	60,408,600	貸付有価証券 12,500株 (3,400株)
MrMaxHD	26,000	866.00	22,516,000	貸付有価証券 10,100株
AOKIホールディングス	44,200	1,812.00	80,090,400	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
オークワ	30,600	971.00	29,712,600	貸付有価証券 4,200株 (1,800株)
コメリ	27,800	3,345.00	92,991,000	貸付有価証券 600株 (400株)
青山商事	44,100	2,566.00	113,160,600	貸付有価証券 2,100株
しまむら	48,400	11,235.00	543,774,000	
高島屋	275,900	1,406.00	387,915,400	貸付有価証券 95,700株 (71,800株)
松屋	34,900	1,397.00	48,755,300	貸付有価証券 3,600株 (3,100株)
エイチ・ツー・オー リテイリング	100,300	2,248.50	225,524,550	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
近鉄百貨店	11,800	2,031.00	23,965,800	貸付有価証券 3,300株 (1,300株)
丸井グループ	120,400	3,289.00	395,995,600	
アクシアル リテイリング	56,200	1,162.00	65,304,400	貸付有価証券 100株 (100株)
イオン	2,513,700	1,797.00	4,517,118,900	貸付有価証券 4,300株
イズミ	31,300	3,242.00	101,474,600	
平和堂	33,800	2,885.00	97,513,000	
フジ	38,000	2,019.00	76,722,000	貸付有価証券 17,800株
ヤオコー	24,400	9,082.00	221,600,800	
ゼビオホールディングス	27,900	1,163.00	32,447,700	貸付有価証券 3,900株 (100株)
ケーズホールディングス	127,500	1,579.50	201,386,250	
シルバーライフ	5,600	791.00	4,429,600	貸付有価証券 700株
Genky Drug Stores	18,100	4,860.00	87,966,000	貸付有価証券 1,900株 (400株)
ブックオフグループ ホールディングス	15,000	1,586.00	23,790,000	貸付有価証券 1,200株 (200株)
ギフトホールディングス	11,700	3,035.00	35,509,500	貸付有価証券 5,500株 (3,900株)
アインホールディングス	20,700	6,196.00	128,257,200	

Genki Global Dining	11,700	3,545.00	41,476,500	貸付有価証券 5,300株
ヤマダホールディングス	634,000	489.90	310,596,600	貸付有価証券 70,700株
アークランズ	61,300	1,858.00	113,895,400	貸付有価証券 28,800株
ニトリホールディングス	75,000	14,230.00	1,067,250,000	貸付有価証券 900株 (800株)
グルメ杵屋	16,700	1,013.00	16,917,100	貸付有価証券 8,000株
ケーユーホールディングス	12,100	1,203.00	14,556,300	
吉野家ホールディングス	80,700	3,078.00	248,394,600	貸付有価証券 37,500株
松屋フーズホールディングス	9,700	6,520.00	63,244,000	貸付有価証券 400株 (400株)
サガミホールディングス	33,100	1,885.00	62,393,500	貸付有価証券 15,500株 (4,800株)
王将フードサービス	37,800	3,895.00	147,231,000	貸付有価証券 3,600株
ミニストップ	17,100	1,999.00	34,182,900	貸付有価証券 8,300株 (100株)
アークス	34,700	3,120.00	108,264,000	
バローホールディングス	39,300	2,956.00	116,170,800	貸付有価証券 500株 (500株)
ベルク	10,300	7,500.00	77,250,000	
大庄	13,900	1,219.00	16,944,100	貸付有価証券 1,900株 (1,500株)
ファーストリテイリング	139,100	49,180.00	6,840,938,000	貸付有価証券 300株
サンドラッグ	69,600	4,663.00	324,544,800	
サックスパーホールディングス	19,600	814.00	15,954,400	貸付有価証券 400株 (100株)
ベルーナ	49,600	1,039.00	51,534,400	貸付有価証券 18,900株
いよぎんホールディングス	251,200	2,022.00	507,926,400	貸付有価証券 900株
しずおかフィナンシャルグループ	422,700	1,949.00	823,842,300	貸付有価証券 100株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	161,600	2,124.50	343,319,200	貸付有価証券 500株 (500株)
楽天銀行	89,000	7,774.00	691,886,000	貸付有価証券 10,100株
京都フィナンシャルグループ	241,500	2,907.50	702,161,250	貸付有価証券 2,000株
めぶきフィナンシャルグループ	935,000	910.50	851,317,500	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,600	7,190.00	176,874,000	

九州フィナンシャルグループ	337,600	879.00	296,750,400	
ゆうちょ銀行	1,563,300	1,888.50	2,952,292,050	貸付有価証券 25,500 株
富山第一銀行	60,900	1,273.00	77,525,700	貸付有価証券 1,700 株 (900 株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,000,800	1,120.50	1,121,396,400	
西日本フィナンシャルホールディングス	117,300	2,482.00	291,138,600	貸付有価証券 4,700 株
三十三フィナンシャルグループ	17,200	3,540.00	60,888,000	貸付有価証券 400 株
第四北越フィナンシャルグループ	60,300	4,075.00	245,722,500	貸付有価証券 1,000 株
ひろぎんホールディングス	267,000	1,418.00	378,606,000	貸付有価証券 4,100 株
おきなわフィナンシャルグループ	15,100	3,655.00	55,190,500	貸付有価証券 300 株
十六フィナンシャルグループ	26,900	5,510.00	148,219,000	貸付有価証券 200 株
北國フィナンシャルホールディングス	18,400	6,310.00	116,104,000	貸付有価証券 200 株
プロクレアホールディングス	21,900	1,714.00	37,536,600	
あいちフィナンシャルグループ	35,800	3,090.00	110,622,000	貸付有価証券 200 株 (200 株)
あおぞら銀行	132,400	2,279.50	301,805,800	貸付有価証券 16,400 株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,310,200	2,285.50	28,134,962,100	
りそなホールディングス	2,353,500	1,476.00	3,473,766,000	貸付有価証券 26,000 株 (26,000 株)
三井住友トラストグループ	675,600	4,259.00	2,877,380,400	
三井住友フィナンシャルグループ	3,962,500	4,090.00	16,206,625,000	
千葉銀行	586,900	1,522.00	893,261,800	貸付有価証券 25,400 株 (6,100 株)
群馬銀行	325,300	1,587.00	516,251,100	貸付有価証券 35,400 株 (34,900 株)
武蔵野銀行	29,200	3,885.00	113,442,000	貸付有価証券 300 株 (300 株)
千葉興業銀行	45,300	1,557.00	70,532,100	貸付有価証券 1,400 株
筑波銀行	84,200	299.00	25,175,800	貸付有価証券 1,900 株
七十七銀行	61,400	5,694.00	349,611,600	
秋田銀行	12,900	3,560.00	45,924,000	貸付有価証券

				400 株
山形銀行	21, 100	1, 640. 00	34, 604, 000	貸付有価証券 200 株
岩手銀行	12, 100	3, 810. 00	46, 101, 000	貸付有価証券 100 株
東邦銀行	220, 800	419. 00	92, 515, 200	貸付有価証券 5, 400 株 (1, 700 株)
ふくおかフィナンシャル グループ	167, 100	4, 466. 00	746, 268, 600	貸付有価証券 2, 800 株
スルガ銀行	129, 300	1, 525. 00	197, 182, 500	貸付有価証券 300 株
八十二銀行	431, 700	1, 451. 00	626, 396, 700	貸付有価証券 26, 600 株 (26, 000 株)
山梨中央銀行	21, 500	3, 105. 00	66, 757, 500	貸付有価証券 100 株
大垣共立銀行	36, 600	3, 190. 00	116, 754, 000	
福井銀行	17, 200	2, 005. 00	34, 486, 000	貸付有価証券 800 株
清水銀行	7, 600	1, 968. 00	14, 956, 800	貸付有価証券 100 株
滋賀銀行	29, 000	6, 640. 00	192, 560, 000	
南都銀行	28, 900	4, 970. 00	143, 633, 000	
百五銀行	180, 500	865. 00	156, 132, 500	貸付有価証券 200 株 (200 株)
紀陽銀行	68, 700	2, 980. 00	204, 726, 000	貸付有価証券 2, 200 株 (600 株)
ほくほくフィナンシャル グループ	107, 900	3, 752. 00	404, 840, 800	貸付有価証券 600 株 (600 株)
山陰合同銀行	120, 100	1, 366. 00	164, 056, 600	
百十四銀行	18, 800	5, 020. 00	94, 376, 000	
四国銀行	27, 800	1, 450. 00	40, 310, 000	貸付有価証券 500 株 (100 株)
阿波銀行	26, 200	3, 490. 00	91, 438, 000	
大分銀行	11, 100	4, 885. 00	54, 223, 500	
宮崎銀行	12, 200	4, 385. 00	53, 497, 000	貸付有価証券 100 株
佐賀銀行	11, 100	2, 952. 00	32, 767, 200	貸付有価証券 1, 300 株
琉球銀行	44, 000	1, 372. 00	60, 368, 000	貸付有価証券 800 株 (300 株)
セブン銀行	687, 400	287. 60	197, 696, 240	貸付有価証券 36, 200 株 (30, 100 株)
みずほフィナンシャルグ ループ	2, 564, 300	4, 891. 00	12, 541, 991, 300	
山口フィナンシャルグル ープ	188, 200	1, 782. 50	335, 466, 500	

名古屋銀行	12,000	10,530.00	126,360,000	貸付有価証券 700株 (700株)
北洋銀行	247,900	720.00	178,488,000	
愛媛銀行	28,000	1,225.00	34,300,000	貸付有価証券 2,700株
京葉銀行	86,200	1,220.00	105,164,000	
栃木銀行	87,900	483.00	42,455,700	貸付有価証券 2,100株
北日本銀行	6,600	3,860.00	25,476,000	
東和銀行	35,200	968.00	34,073,600	
トモニホールディングス	183,300	656.00	120,244,800	
フィデアホールディングス	19,800	1,612.00	31,917,600	貸付有価証券 1,100株
池田泉州ホールディングス	266,200	645.00	171,699,000	貸付有価証券 8,000株 (6,200株)
F P G	61,100	2,480.00	151,528,000	
ジャパンインベストメント アドバイザー	31,100	1,930.00	60,023,000	貸付有価証券 1,500株
S B I ホールディングス	309,200	6,643.00	2,054,015,600	貸付有価証券 59,000株 (46,300株)
ジャフコ グループ	57,200	2,614.00	149,520,800	貸付有価証券 100株
大和証券グループ本社	1,372,200	1,207.00	1,656,245,400	貸付有価証券 205,900株
野村ホールディングス	3,227,100	1,083.50	3,496,562,850	貸付有価証券 133,400株
岡三証券グループ	151,600	691.00	104,755,600	貸付有価証券 5,700株 (2,800株)
丸三証券	63,800	977.00	62,332,600	貸付有価証券 6,600株 (4,500株)
東洋証券	48,400	547.00	26,474,800	貸付有価証券 9,600株 (5,900株)
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス	227,800	592.00	134,857,600	貸付有価証券 100株
水戸証券	52,600	556.00	29,245,600	貸付有価証券 200株
いちよし証券	38,700	816.00	31,579,200	貸付有価証券 500株 (300株)
松井証券	132,200	802.00	106,024,400	貸付有価証券 5,300株 (2,100株)
マネックスグループ	184,800	806.00	148,948,800	
極東証券	23,900	1,619.00	38,694,100	貸付有価証券 9,000株 (300株)
岩井コスモホールディングス	21,900	2,716.00	59,480,400	貸付有価証券 300株
アイザワ証券グループ	23,000	1,445.00	33,235,000	貸付有価証券 3,100株 (700株)

スパークス・グループ	21,200	1,608.00	34,089,600	貸付有価証券 1,500株
ライフネット生命保険	35,100	2,107.00	73,955,700	貸付有価証券 16,800株 (16,800株)
かんぽ生命保険	216,700	4,194.00	908,839,800	
F P パートナー	8,400	2,195.00	18,438,000	貸付有価証券 4,000株 (400株)
S O M P Oホールディングス	884,900	4,801.00	4,248,404,900	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
アニコム ホールディングス	60,100	906.00	54,450,600	貸付有価証券 400株 (200株)
M S & A Dインシュアランスグループホール	1,406,300	3,506.00	4,930,487,800	
第一生命ホールディングス	3,504,900	1,239.50	4,344,323,550	
東京海上ホールディングス	1,831,900	6,514.00	11,932,996,600	貸付有価証券 7,600株 (7,600株)
T & Dホールディングス	515,300	3,937.00	2,028,736,100	貸付有価証券 5,300株 (5,300株)
全国保証	100,400	3,465.00	347,886,000	
ジェイリース	14,500	1,687.00	24,461,500	
S B I アルヒ	19,500	839.00	16,360,500	貸付有価証券 2,500株 (300株)
プレミアグループ	32,500	2,237.00	72,702,500	
ネットプロテクションズホールディングス	65,200	846.00	55,159,200	貸付有価証券 16,000株
クレディセゾン	121,600	3,881.00	471,929,600	貸付有価証券 1,800株 (300株)
芙蓉総合リース	53,000	4,460.00	236,380,000	
みずほリース	144,200	1,307.00	188,469,400	
東京センチュリー	143,400	1,910.00	273,894,000	
日本証券金融	70,500	1,892.00	133,386,000	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
アイフル	317,800	490.00	155,722,000	
リコーリース	18,200	5,830.00	106,106,000	
イオンフィナンシャルサービス	110,200	1,546.00	170,369,200	貸付有価証券 27,800株
アコム	456,600	478.40	218,437,440	貸付有価証券 39,300株 (21,700株)
ジャックス	23,000	4,435.00	102,005,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オリエントコーポレーション	62,600	1,043.00	65,291,800	
オリックス	1,101,600	3,903.00	4,299,544,800	貸付有価証券 28,200株 (700株)

三菱HCキャピタル	962,000	1,226.00	1,179,412,000	
日本取引所グループ	1,141,700	1,541.50	1,759,930,550	貸付有価証券 300株
イー・ギャランティ	31,400	1,486.00	46,660,400	貸付有価証券 6,100株 (100株)
NECキャピタルソリューション	9,400	3,905.00	36,707,000	貸付有価証券 1,100株
r o b o t h o m e	53,100	194.00	10,301,400	貸付有価証券 25,600株
大東建託	65,300	16,340.00	1,067,002,000	
いちご	162,400	443.00	71,943,200	
日本駐車場開発	228,500	298.00	68,093,000	
スター・マイカ・ホールディングス	20,300	1,150.00	23,345,000	
SREホールディングス	7,100	3,370.00	23,927,000	貸付有価証券 2,500株
ヒューリック	559,500	1,622.00	907,509,000	貸付有価証券 56,500株
野村不動産ホールディングス	601,900	960.00	577,824,000	
三重交通グループホールディングス	41,000	554.00	22,714,000	貸付有価証券 19,700株
ディア・ライフ	29,400	1,333.00	39,190,200	貸付有価証券 1,700株 (1,600株)
地主	15,700	3,050.00	47,885,000	
JPMC	10,300	1,320.00	13,596,000	
フージャースホールディングス	32,900	1,347.00	44,316,300	貸付有価証券 6,500株 (800株)
オープンハウスグループ	61,600	7,969.00	490,890,400	
東急不動産ホールディングス	576,900	1,247.00	719,394,300	
飯田グループホールディングス	183,900	2,432.50	447,336,750	貸付有価証券 6,300株 (900株)
And Doホールディングス	11,600	1,118.00	12,968,800	貸付有価証券 5,500株
ケイアイスター不動産	10,400	5,560.00	57,824,000	貸付有価証券 200株
グッドコムアセット	20,000	1,557.00	31,140,000	貸付有価証券 9,500株 (2,300株)
ジェイ・エス・ビー	8,000	3,815.00	30,520,000	
ロードスターキャピタル	10,900	3,140.00	34,226,000	貸付有価証券 800株
アズーム	1,700	9,580.00	16,286,000	
霞ヶ関キャピタル	15,800	9,130.00	144,254,000	貸付有価証券 4,500株
パーク24	137,100	2,023.00	277,353,300	貸付有価証券 29,000株 (7,100株)

パラカ	5,300	2,042.00	10,822,600	
三井不動産	2,635,400	1,634.00	4,306,243,600	
三菱地所	1,093,700	3,355.00	3,669,363,500	貸付有価証券 5,200株 (5,200株)
平和不動産	62,300	2,358.00	146,903,400	
東京建物	182,900	2,867.50	524,465,750	貸付有価証券 12,200株
京阪神ビルディング	32,000	1,628.00	52,096,000	貸付有価証券 900株
住友不動産	312,200	6,374.00	1,989,962,800	
テーオーシー	34,200	819.00	28,009,800	
レオパレス 2 1	168,000	731.00	122,808,000	貸付有価証券 100株
スターツコーポレーショ ン	31,500	4,995.00	157,342,500	
フジ住宅	24,200	814.00	19,698,800	貸付有価証券 500株
空港施設	27,000	1,091.00	29,457,000	貸付有価証券 200株 (100株)
明和地所	15,400	1,110.00	17,094,000	
ゴールドクレスト	13,000	3,440.00	44,720,000	貸付有価証券 1,000株 (100株)
エスリード	9,000	5,350.00	48,150,000	貸付有価証券 300株
日神グループホールディ ングス	30,800	585.00	18,018,000	貸付有価証券 400株
エスコン	50,300	1,047.00	52,664,100	貸付有価証券 4,300株
M I R A R T Hホールデ イングス	112,500	402.00	45,225,000	貸付有価証券 20,700株 (9,200株)
カチタス	51,600	2,786.00	143,757,600	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
トーセイ	28,400	3,335.00	94,714,000	
サンフロンティア不動産	32,000	2,344.00	75,008,000	
F J ネクストホールディ ングス	20,200	1,642.00	33,168,400	貸付有価証券 1,700株 (100株)
グランディハウス	18,000	576.00	10,368,000	貸付有価証券 800株 (100株)
日本空港ビルデング	67,900	4,970.00	337,463,000	
L I F U L L	58,700	228.00	13,383,600	貸付有価証券 1,300株
M I X I	36,400	3,310.00	120,484,000	
ジェイエシーリクルー トメント	72,400	1,100.00	79,640,000	
日本M&Aセンターホー ルディングス	294,600	795.90	234,472,140	

メンバーズ	7,800	1,230.00	9,594,000	
U T グループ	26,200	2,766.00	72,469,200	貸付有価証券 100 株
アイティメディア	10,700	1,704.00	18,232,800	
ケアネット	34,200	1,127.00	38,543,400	貸付有価証券 2,400 株 (400 株)
E・J ホールディングス	13,200	1,781.00	23,509,200	
オープンアップグループ	66,900	1,820.00	121,758,000	貸付有価証券 600 株
コシダカホールディング ス	54,900	1,404.00	77,079,600	貸付有価証券 26,600 株 (100 株)
パソナグループ	23,400	2,185.00	51,129,000	貸付有価証券 5,300 株 (3,500 株)
リンクアンドモチベーシ ョン	47,700	559.00	26,664,300	貸付有価証券 19,400 株
エス・エム・エス	76,600	1,625.00	124,475,000	貸付有価証券 800 株
パーソルホールディング ス	1,826,200	290.00	529,598,000	
クックパッド	39,100	170.00	6,647,000	貸付有価証券 10,300 株 (3,200 株)
学情	9,100	1,920.00	17,472,000	貸付有価証券 4,900 株
スタジオアリス	10,000	2,094.00	20,940,000	貸付有価証券 4,800 株
N J S	4,400	6,340.00	27,896,000	貸付有価証券 2,300 株
A L S O K	334,600	1,170.50	391,649,300	
カカコム	144,400	2,703.50	390,385,400	
セントケア・ホールディ ング	12,800	821.00	10,508,800	貸付有価証券 100 株
ルネサンス	15,600	1,210.00	18,876,000	貸付有価証券 7,500 株
ディップ	35,100	2,397.00	84,134,700	貸付有価証券 16,300 株 (5,200 株)
デジタルホールディング ス	10,200	2,012.00	20,522,400	貸付有価証券 600 株 (600 株)
新日本科学	21,200	1,741.00	36,909,200	貸付有価証券 700 株
エムスリー	395,900	2,416.00	956,494,400	貸付有価証券 41,900 株 (13,300 株)
ワールドホールディング ス	9,200	2,585.00	23,782,000	貸付有価証券 900 株
ディー・エヌ・エー	80,100	2,338.00	187,273,800	貸付有価証券 35,000 株 (100 株)
博報堂D Y ホールディ ングス	227,100	1,204.50	273,541,950	貸付有価証券 200 株

ぐるなび	37,300	242.00	9,026,600	貸付有価証券 12,100株 (3,600株)
タカミヤ	27,200	374.00	10,172,800	貸付有価証券 300株 (100株)
ファンコミュニケーションズ	29,000	534.00	15,486,000	貸付有価証券 1,000株
ライク	10,400	1,496.00	15,558,400	貸付有価証券 5,000株 (100株)
エスプール	51,800	329.00	17,042,200	貸付有価証券 300株
WDBホールディングス	10,200	1,805.00	18,411,000	貸付有価証券 4,800株 (300株)
アドウェイズ	21,400	303.00	6,484,200	貸付有価証券 4,000株 (2,400株)
バリューコマース	17,600	823.00	14,484,800	
インフォマート	189,000	360.00	68,040,000	貸付有価証券 27,100株
J Pホールディングス	51,200	632.00	32,358,400	貸付有価証券 24,400株
CLホールディングス	5,100	988.00	5,038,800	貸付有価証券 2,200株 (200株)
プレステージ・インターナショナル	92,700	686.00	63,592,200	貸付有価証券 8,200株 (7,400株)
アミューズ	12,200	2,020.00	24,644,000	貸付有価証券 500株 (100株)
ドリームインキュベータ	4,900	2,673.00	13,097,700	貸付有価証券 2,300株
クイック	13,700	2,466.00	33,784,200	貸付有価証券 100株
電通グループ	193,700	3,100.00	600,470,000	貸付有価証券 23,300株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,600	876.00	8,409,600	貸付有価証券 500株
ぴあ	6,800	3,525.00	23,970,000	貸付有価証券 200株
イオンファンタジー	8,600	3,635.00	31,261,000	貸付有価証券 4,100株
シーティーエス	27,500	915.00	25,162,500	貸付有価証券 800株
H. U. グループホールディングス	58,600	3,887.00	227,778,200	貸付有価証券 200株 (200株)
アルプス技研	16,600	2,923.00	48,521,800	貸付有価証券 1,000株
日本空調サービス	21,500	1,280.00	27,520,000	貸付有価証券 10,100株
オリエンタルランド	1,180,700	3,655.00	4,315,458,500	貸付有価証券 9,100株
ダスキン	42,000	3,965.00	166,530,000	貸付有価証券 300株 (300株)

明光ネットワークジャパン	26,300	742.00	19,514,600	貸付有価証券 8,400株(2,300株)
ファルコホールディングス	7,900	2,521.00	19,915,900	
ラウンドワン	189,200	1,349.00	255,230,800	
リゾートトラスト	158,100	1,854.00	293,117,400	
ビー・エム・エル	24,700	3,735.00	92,254,500	
リソー教育グループ	125,200	220.00	27,544,000	貸付有価証券 58,000株
早稲田アカデミー	11,100	2,777.00	30,824,700	貸付有価証券 5,300株
ユー・エス・エス	379,900	1,809.00	687,239,100	貸付有価証券 186,400株
東京個別指導学院	23,700	340.00	8,058,000	貸付有価証券 1,900株(300株)
サイバーエージェント	406,000	1,769.00	718,214,000	
楽天グループ	1,577,500	909.70	1,435,051,750	貸付有価証券 341,100株
クリーク・アンド・リバー社	10,100	1,500.00	15,150,000	貸付有価証券 1,500株
SBIグローバルアセットマネジメント	39,200	649.00	25,440,800	貸付有価証券 1,200株(200株)
テー・オー・ダブリュー	35,700	381.00	13,601,700	貸付有価証券 500株(500株)
GMOインターネット	4,900	1,183.00	5,796,700	貸付有価証券 2,300株(200株)
山田コンサルティンググループ	10,100	1,829.00	18,472,900	
セントラルスポーツ	7,500	2,557.00	19,177,500	貸付有価証券 3,600株
フルキャストホールディングス	15,400	1,784.00	27,473,600	貸付有価証券 2,400株
エン・ジャパン	32,600	1,798.00	58,614,800	貸付有価証券 2,300株(1,400株)
テクノプロ・ホールディングス	121,800	4,827.00	587,928,600	貸付有価証券 10,300株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,400	783.00	8,143,200	貸付有価証券 2,400株(1,000株)
Keepers 技研	12,400	3,410.00	42,284,000	貸付有価証券 5,800株
Gunosy	15,900	744.00	11,829,600	貸付有価証券 3,600株
イー・ガーディアン	6,100	2,060.00	12,566,000	貸付有価証券 2,900株
ジャパンマテリアル	61,300	1,518.00	93,053,400	貸付有価証券 8,900株
ベクトル	27,300	1,149.00	31,367,700	貸付有価証券 1,200株

チャーム・ケア・コーポレーション	16,700	1,048.00	17,501,600	貸付有価証券 3,700株
キャリアリンク	7,300	2,400.00	17,520,000	貸付有価証券 100株
I B J	15,300	843.00	12,897,900	貸付有価証券 100株
アサンテ	9,900	1,701.00	16,839,900	貸付有価証券 4,600株
バリューHR	18,000	1,559.00	28,062,000	貸付有価証券 8,500株 (100株)
M&Aキャピタルパートナーズ	16,200	3,170.00	51,354,000	貸付有価証券 100株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	8,000	1,008.00	8,064,000	
シグマクシス・ホールディングス	58,400	945.00	55,188,000	
ウィルグループ	16,800	970.00	16,296,000	貸付有価証券 400株
メドピア	6,400	697.00	4,460,800	貸付有価証券 2,000株
リクルートホールディングス	1,481,400	8,454.00	12,523,755,600	
エラン	17,700	826.00	14,620,200	
日本郵政	1,988,400	1,548.50	3,079,037,400	
ベルシステム24ホールディングス	21,700	1,320.00	28,644,000	
鎌倉新書	17,100	628.00	10,738,800	貸付有価証券 100株
エアトリ	16,300	999.00	16,283,700	貸付有価証券 4,300株 (200株)
アトラエ	15,500	820.00	12,710,000	貸付有価証券 900株 (900株)
ストライク	9,800	4,570.00	44,786,000	貸付有価証券 300株 (200株)
ソラスト	55,200	490.00	27,048,000	
セラク	6,000	1,744.00	10,464,000	
インソース	43,500	981.00	42,673,500	貸付有価証券 7,400株 (100株)
ペイカレント	147,200	8,276.00	1,218,227,200	
Orchestra Holdings	4,400	774.00	3,405,600	貸付有価証券 500株 (200株)
アイモバイル	29,700	663.00	19,691,100	
MS-Japan	10,900	1,002.00	10,921,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	77,900	3,830.00	298,357,000	貸付有価証券 100株 (100株)
エル・ティール・エス	2,800	2,026.00	5,672,800	貸付有価証券 400株 (200株)

ミダックホールディングス	12,100	1,974.00	23,885,400	貸付有価証券 1,000株
キュービーネットホールディングス	11,500	1,320.00	15,180,000	貸付有価証券 5,300株
オープングループ	31,900	405.00	12,919,500	貸付有価証券 100株 (100株)
マネジメントソリューションズ	11,000	1,519.00	16,709,000	貸付有価証券 5,200株
プロレド・パートナーズ	4,900	797.00	3,905,300	
フロンティア・マネジメント	7,700	701.00	5,397,700	貸付有価証券 3,600株 (100株)
アンビスホールディングス	42,900	612.00	26,254,800	貸付有価証券 10,600株 (9,800株)
カーブスホールディングス	54,700	838.00	45,838,600	貸付有価証券 3,100株
フォーラムエンジニアリング	23,400	1,333.00	31,192,200	貸付有価証券 2,400株
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,800	1,884.00	12,811,200	
M a c b e e P l a n e t	7,500	2,493.00	18,697,500	貸付有価証券 3,500株 (1,100株)
ダイレクトマーケティングミックス	20,800	300.00	6,240,000	貸付有価証券 500株 (100株)
ポピンズ	3,000	1,458.00	4,374,000	
L I T A L I C O	18,200	1,318.00	23,987,600	
リログループ	111,500	1,760.00	196,240,000	貸付有価証券 3,800株
東祥	16,800	719.00	12,079,200	
ビーウィズ	5,100	1,507.00	7,685,700	貸付有価証券 2,400株
サンウェルズ	10,300	740.00	7,622,000	貸付有価証券 4,900株 (4,800株)
T R Eホールディングス	46,000	1,603.00	73,738,000	貸付有価証券 1,900株 (1,900株)
人・夢・技術グループ	8,200	1,834.00	15,038,800	
N I S S Oホールディングス	17,400	653.00	11,362,200	貸付有価証券 8,200株
大栄環境	43,700	3,495.00	152,731,500	貸付有価証券 4,800株 (1,000株)
G E N O V A	9,100	688.00	6,260,800	貸付有価証券 1,200株 (900株)
日本管財ホールディングス	21,000	2,809.00	58,989,000	貸付有価証券 200株
M&A総研ホールディングス	25,900	1,350.00	34,965,000	貸付有価証券 12,400株 (400株)
エイチ・アイ・エス	58,200	1,477.00	85,961,400	貸付有価証券 300株 (200株)
ラックランド	9,100	1,293.00	11,766,300	貸付有価証券

				3,500株 (600株)
共立メンテナンス	63,700	3,390.00	215,943,000	貸付有価証券 19,000株
イチネンホールディングス	19,000	1,857.00	35,283,000	貸付有価証券 700株
建設技術研究所	20,600	2,950.00	60,770,000	
スペース	14,500	1,371.00	19,879,500	
燦ホールディングス	16,800	1,464.00	24,595,200	
スバル興業	7,800	3,635.00	28,353,000	貸付有価証券 200株
タナベコンサルティンググループ	16,700	721.00	12,040,700	貸付有価証券 7,900株
ナガワ	5,400	6,760.00	36,504,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,700	5,250.00	77,175,000	
カナモト	28,200	3,520.00	99,264,000	貸付有価証券 100株
ニシオホールディングス	16,500	4,320.00	71,280,000	
トランス・コスモス	25,600	3,670.00	93,952,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
乃村工藝社	87,400	1,071.00	93,605,400	貸付有価証券 4,700株
藤田観光	8,000	10,550.00	84,400,000	貸付有価証券 2,300株
KNT-CTホールディングス	11,900	1,542.00	18,349,800	貸付有価証券 1,300株 (100株)
トーカイ	17,700	2,241.00	39,665,700	貸付有価証券 600株 (100株)
セコム	408,000	5,551.00	2,264,808,000	
セントラル警備保障	10,800	2,525.00	27,270,000	貸付有価証券 200株
丹青社	42,300	1,461.00	61,800,300	貸付有価証券 400株
メイテックグループホールディングス	73,900	3,330.00	246,087,000	
応用地質	18,100	2,962.00	53,612,200	貸付有価証券 200株
船井総研ホールディングス	40,100	2,574.00	103,217,400	
学究社	8,000	2,350.00	18,800,000	貸付有価証券 200株
ナック	20,400	552.00	11,260,800	貸付有価証券 9,600株
ダイセキ	48,300	3,665.00	177,019,500	貸付有価証券 6,900株 (2,700株)
ステップ	7,300	2,402.00	17,534,600	貸付有価証券 700株

	小計	銘柄数：1,665 組入時価比率：98.8%			865,028,192,180 100.0%	
合計					865,028,192,180	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注 2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 9 月 8 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	10,317,320,300	—	10,492,485,000	174,998,875
合計	10,317,320,300	—	10,492,485,000	174,998,875

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSC I－KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 9 月 8 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	10,127,848,569
コール・ローン	1,091,400,298
株式	3,166,553,749,881
投資証券	53,191,544,836
派生商品評価勘定	851,681,328
未収入金	22,303,235
未収配当金	4,175,727,845
未収利息	14,589
差入委託証拠金	39,091,681,411
流動資産合計	3,275,105,951,992
資産合計	3,275,105,951,992
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	51,118,108

未払解約金	838, 194, 607
その他未払費用	13, 272, 700
流動負債合計	902, 585, 415
負債合計	902, 585, 415
純資産の部	
元本等	
元本	394, 287, 670, 189
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2, 879, 915, 696, 388
元本等合計	3, 274, 203, 366, 577
純資産合計	3, 274, 203, 366, 577
負債純資産合計	3, 275, 105, 951, 992

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	8.3041 円
(10,000 口当たり純資産額)	(83,041 円)

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 9 月 8 日現在	
期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	358,788,995,487 円
同期中における追加設定元本額	65,962,175,626 円
同期中における一部解約元本額	30,463,500,924 円
期末元本額	394,287,670,189 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 3 0	11,932,424 円
バランスセレクト 5 0	45,023,765 円
バランスセレクト 7 0	68,955,770 円
野村外国株式インデックスファンド	362,411,858 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,632,272,801 円

野村世界6資産分散投信（分配コース）	2,552,490,326円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	5,630,151,149円
野村資産設計ファンド2015	4,650,101円
野村資産設計ファンド2020	4,961,912円
野村資産設計ファンド2025	6,714,475円
野村資産設計ファンド2030	12,994,187円
野村資産設計ファンド2035	14,823,273円
野村資産設計ファンド2040	27,127,461円
野村外国株インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	31,194,050,842円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,350,919,012円
のむラップ・ファンド（普通型）	22,944,641,350円
のむラップ・ファンド（積極型）	28,797,601,380円
野村資産設計ファンド2045	6,128,875円
野村インデックスファンド・外国株式	10,235,820,354円
マイ・ロード	1,434,879,573円
ネクストコア	7,551,907円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	149,691,821円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	4,624,965,750円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	160,906,797円
野村資産設計ファンド2050	7,089,801円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,209,804円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	903,062円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	897,358円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	956,216円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	614,506,051円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,593,735,617円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,947,850円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,187,313円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	24,305,271円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	11,571,855円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	45,528,101円
野村6資産均等バランス	2,501,372,598円
野村つみたて外国株投信	21,864,308,084円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,020,480,965円
世界6資産分散ファンド	40,436,301円
野村資産設計ファンド2060	6,964,429円
野村スリーゼロ先進国株式投信	5,395,071,070円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	8,855,623,590円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,684,620,632円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8,412,871,009円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	46,559,582円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	33,891,635円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	191,870,877円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	155,128,277円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	205,925円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,529,536円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	134,352円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,226,590円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	325,478,087円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,043,204円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,146,084円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,925,385円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,373,291,633円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	5,804,397円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	704,042,401円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,075,938,095円

野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2％コース向け）（適格機関投資家専用）	366,706円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	922,041円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	5,483,504円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,884,659円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）	125,521,824,249円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,333,948,700円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	5,861,910,886円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,187,500,006円
マイバランスDC30	614,611,625円
マイバランスDC50	1,616,506,945円
マイバランスDC70	1,781,706,807円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	54,859,832,660円
野村DC運用戦略ファンド	534,777,039円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	38,734,355円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	621,222,672円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	411,232,889円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	596,315,675円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	23,822,620円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	12,791,289円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	92,473,251円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	15,040,492円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	18,596,392円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	14,616,365円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	343,201,887円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	303,751,389円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	227,625,821円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	320,308,108円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	15,704,761円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	129,693,405円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	99,277,586円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	60,821,567円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	101,195,643円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	9,538,655円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	501,862,670円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	293,000	45.58	13,354,940.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	22.10	5,613,400.00	
		SCHLUMBERGER LTD	439,000	35.82	15,724,980.00	
		CHENIERE ENERGY INC	65,300	235.78	15,396,434.00	
		CHEVRON CORP	574,662	153.66	88,302,562.92	
		CONOCOPHILLIPS	370,000	92.95	34,391,500.00	

COTERRA ENERGY INC	226,000	23.98	5,419,480.00
DEVON ENERGY CORP	179,000	34.76	6,222,040.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	56,400	138.71	7,823,244.00
EOG RESOURCES INC	159,900	117.93	18,857,007.00
EQT CORP	174,000	51.60	8,978,400.00
EXPAND ENERGY CORP	66,500	95.51	6,351,415.00
EXXON MOBIL CORP	1,262,300	109.23	137,881,029.00
KINDER MORGAN INC	589,000	26.59	15,661,510.00
MARATHON PETROLEUM CORP	91,200	180.28	16,441,536.00
OCCIDENTAL PETE CORP	207,000	45.91	9,503,370.00
ONEOK INC	183,000	72.63	13,291,290.00
PHILLIPS 66	119,400	131.55	15,707,070.00
TARGA RESOURCES CORP	64,100	162.35	10,406,635.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,820	889.19	5,175,085.80
VALERO ENERGY CORP	93,800	156.77	14,705,026.00
WILLIAMS COS	354,000	57.20	20,248,800.00
AIR PRODUCTS	64,700	289.86	18,753,942.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	84.48	4,224,000.00
CORTEVA INC	201,000	72.30	14,532,300.00
DOW INC	205,000	24.50	5,022,500.00
DUPONT DE NEMOURS INC	124,000	77.82	9,649,680.00
ECOLAB INC	74,100	273.56	20,270,796.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	66.03	4,820,190.00
LINDE PLC	137,900	469.52	64,746,808.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	55.08	4,241,160.00
PPG INDUSTRIES	66,500	109.98	7,313,670.00
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	126.62	4,532,996.00
SHERWIN-WILLIAMS	69,400	372.43	25,846,642.00
CRH PLC	200,000	112.36	22,472,000.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	18,100	622.64	11,269,784.00
VULCAN MATERIALS CO	38,300	294.81	11,291,223.00
AMCOR PLC	658,000	8.30	5,461,400.00
AVERY DENNISON CORP	24,400	168.06	4,100,664.00
BALL CORP	77,000	50.94	3,922,380.00
CROWN HOLDINGS INC	33,700	94.23	3,175,551.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	48.69	7,011,360.00

PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	220.25	5,616,375.00
SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	46.91	7,036,500.00
FREEMPORT-MCMORAN INC	415,000	46.34	19,231,100.00
NEWMONT CORP	322,000	76.17	24,526,740.00
NUCOR CORP	67,600	147.26	9,954,776.00
RELIANCE INC	16,000	298.99	4,783,840.00
STEEL DYNAMICS	41,600	134.63	5,600,608.00
AXON ENTERPRISE INC	21,100	728.41	15,369,451.00
BOEING CO	220,400	229.61	50,606,044.00
GENERAL DYNAMICS	66,800	322.86	21,567,048.00
GENERAL ELECTRIC CO	312,400	279.23	87,231,452.00
HEICO CORP	13,400	321.62	4,309,708.00
HEICO CORP-CLASS A	22,300	252.34	5,627,182.00
HOWMET AEROSPACE INC	112,400	178.20	20,029,680.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	55,400	272.39	15,090,406.00
LOCKHEED MARTIN	61,800	463.90	28,669,020.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,200	580.80	23,348,160.00
ROCKET LAB CORP	126,000	45.84	5,775,840.00
RTX CORP	391,500	157.52	61,669,080.00
TEXTRON INC	54,000	81.45	4,398,300.00
TRANSDIGM GROUP INC	16,320	1,271.04	20,743,372.80
ALLEGION PLC	24,300	171.86	4,176,198.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	149.21	5,088,061.00
CARLISLE COS INC	13,300	396.20	5,269,460.00
CARRIER GLOBAL CORP	228,000	65.51	14,936,280.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	195,000	106.23	20,714,850.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	578.05	5,433,670.00
MASCO CORP	63,000	76.07	4,792,410.00
OWENS CORNING INC	25,200	155.59	3,920,868.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	65,300	413.83	27,023,099.00
AECOM	37,700	126.62	4,773,574.00
EMCOR GROUP INC	13,500	625.40	8,442,900.00
QUANTA SERVICES INC	43,100	372.50	16,054,750.00
AMETEK INC	68,400	187.45	12,821,580.00
EATON CORP PLC	114,700	349.03	40,033,741.00

EMERSON ELEC	165,600	132.55	21,950,280.00
GE VERNOVA INC	80,100	582.08	46,624,608.00
HUBBELL INC	15,700	436.04	6,845,828.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	339.76	11,008,224.00
VERTIV HOLDINGS CO	105,000	124.00	13,020,000.00
3M CORP	158,000	155.30	24,537,400.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	188,200	214.25	40,321,850.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	59.99	2,759,540.00
CATERPILLAR INC DEL	137,800	423.08	58,300,424.00
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	11.46	2,830,620.00
CUMMINS INC	39,700	399.85	15,874,045.00
DEERE & COMPANY	75,900	473.26	35,920,434.00
DOVER CORP	41,000	177.75	7,287,750.00
FORTIVE CORP	101,000	47.87	4,834,870.00
GRACO INC	47,000	85.87	4,035,890.00
IDEX CORP	22,000	164.93	3,628,460.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	81,700	266.24	21,751,808.00
INGERSOLL-RAND INC	118,000	80.95	9,552,100.00
NORDSON CORP	14,900	225.03	3,352,947.00
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	87.00	10,048,500.00
PACCAR	153,000	99.05	15,154,650.00
PARKER HANNIFIN CORP	37,400	758.56	28,370,144.00
PENTAIR PLC	49,000	110.64	5,421,360.00
SNAP-ON INC	15,600	328.70	5,127,720.00
WABTEC CORP	49,900	193.18	9,639,682.00
XYLEM INC	70,700	140.56	9,937,592.00
AERCAP HOLDINGS NV	51,700	123.53	6,386,501.00
FASTENAL CO	334,000	47.99	16,028,660.00
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	238.34	13,680,716.00
GRAINGER(W.W.) INC	13,460	993.47	13,372,106.20
UNITED RENTALS INC	19,000	975.23	18,529,370.00
WATSCO INC	10,100	408.98	4,130,698.00
CINTAS CORP	105,400	204.50	21,554,300.00
COPART INC	270,000	48.57	13,113,900.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	63,800	229.73	14,656,774.00
ROLLINS INC	88,000	56.52	4,973,760.00

VERALTO CORP	72,200	105.71	7,632,262.00
WASTE CONNECTIONS INC	76,100	179.30	13,644,730.00
WASTE MANAGEMENT INC	117,900	220.06	25,945,074.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	126.13	4,099,225.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	120.91	4,884,764.00
FEDEX CORPORATION	67,500	227.72	15,371,100.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	215,000	85.04	18,283,600.00
DELTA AIR LINES INC	50,000	61.18	3,059,000.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	106.59	2,558,160.00
CSX CORP	555,000	32.53	18,054,150.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	5.16	3,457,200.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	143.73	3,219,552.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	66,500	277.75	18,470,375.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	150.71	8,409,618.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	53.57	1,607,100.00
UBER TECHNOLOGIES INC	582,000	90.99	52,956,180.00
UNION PAC CORP	175,500	220.31	38,664,405.00
APTIV PLC	64,000	80.44	5,148,160.00
FORD MOTOR COMPANY	1,140,000	11.74	13,383,600.00
GENERAL MOTORS CO	283,000	58.27	16,490,410.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	234,000	14.21	3,325,140.00
TESLA INC	847,900	350.84	297,477,236.00
DR HORTON INC	81,000	181.80	14,725,800.00
GARMIN LTD	47,900	237.39	11,370,981.00
LENNAR CORP-A	68,000	141.88	9,647,840.00
NVR INC	810	8,502.00	6,886,620.00
PULTEGROUP INC	59,300	140.57	8,335,801.00
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	120.40	5,381,880.00
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	167.80	5,403,160.00
NIKE INC-B	348,000	73.91	25,720,680.00
TAPESTRY INC	61,000	104.18	6,354,980.00
AIRBNB INC-CLASS A	126,000	123.81	15,600,060.00
BOOKING HOLDINGS INC	9,530	5,505.80	52,470,274.00
CARNIVAL CORP	311,000	31.57	9,818,270.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	401,000	41.06	16,465,060.00
DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	210.14	7,102,732.00

DOMINOS PIZZA INC	10,100	463.83	4,684,683.00
DOORDASH INC-A	105,200	246.85	25,968,620.00
DRAFTKINGS INC	130,000	46.56	6,052,800.00
EXPEDIA GROUP INC	36,000	214.95	7,738,200.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	295.28	15,177,392.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	70,200	272.30	19,115,460.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	144.95	1,869,855.00
LAS VEGAS SANDS CORP	103,000	53.70	5,531,100.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	68,200	264.70	18,052,540.00
MCDONALD'S CORP	209,300	314.38	65,799,734.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	75,300	352.27	26,525,931.00
STARBUCKS CORP	333,000	85.43	28,448,190.00
YUM BRANDS INC	80,700	144.58	11,667,606.00
GENUINE PARTS CO	40,900	139.50	5,705,550.00
POOL CORP	10,500	333.09	3,497,445.00
AMAZON.COM INC	2,797,500	232.33	649,943,175.00
EBAY INC	136,000	92.66	12,601,760.00
MERCADOLIBRE INC	13,390	2,417.49	32,370,191.10
AUTOZONE	4,940	4,219.41	20,843,885.40
BEST BUY COMPANY INC	61,000	76.17	4,646,370.00
BURLINGTON STORES INC	18,700	291.20	5,445,440.00
CARVANA CO	35,600	368.88	13,132,128.00
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	221.24	3,827,452.00
HOME DEPOT	291,100	418.95	121,956,345.00
LOWES COS INC	163,900	269.97	44,248,083.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	250,550	104.84	26,267,662.00
ROSS STORES INC	97,400	150.95	14,702,530.00
TJX COS INC	328,300	139.26	45,719,058.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	60.52	9,380,600.00
ULTA BEAUTY INC	13,200	514.86	6,796,152.00
WILLIAMS SONOMA INC	36,500	202.42	7,388,330.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.06	2,001,300.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	129,950	963.48	125,204,226.00
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	109.28	6,884,640.00
DOLLAR TREE INC	60,000	101.12	6,067,200.00

KROGER CO	184,000	67.75	12,466,000.00
SYSCO CORP	144,000	82.45	11,872,800.00
TARGET CORP	133,700	93.17	12,456,829.00
WALMART INC	1,285,300	100.51	129,185,503.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	28.91	1,590,050.00
COCA COLA CO	1,195,000	67.96	81,212,200.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	68,000	88.88	6,043,840.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,900	148.43	6,516,077.00
KEURIG DR PEPPER INC	381,000	28.65	10,915,650.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	50.39	2,620,280.00
MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	62.46	13,179,060.00
PEPSICO INC	400,700	146.39	58,658,473.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	62.94	8,685,720.00
BUNGE GLOBAL SA	41,000	84.33	3,457,530.00
GENERAL MILLS	161,000	50.58	8,143,380.00
HERSHEY CO/THE	44,100	185.48	8,179,668.00
HORMEL FOODS CORP	86,000	25.66	2,206,760.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	32,400	112.51	3,645,324.00
KELLANOVA	82,000	79.87	6,549,340.00
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	27.29	7,040,820.00
MCCORMICK & CO INC.	76,000	70.91	5,389,160.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	379,000	61.74	23,399,460.00
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	56.20	4,720,800.00
ALTRIA GROUP INC	497,000	66.55	33,075,350.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	455,900	161.55	73,650,645.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	95.80	6,686,840.00
CLOROX CO	35,200	127.03	4,471,456.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	225,300	85.13	19,179,789.00
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	129.89	12,508,407.00
PROCTER & GAMBLE CO	687,700	160.02	110,045,754.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	89.20	6,065,600.00
KENVUE INC	567,000	18.62	10,557,540.00
ABBOTT LABORATORIES	506,500	132.94	67,334,110.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	139.12	2,935,432.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	24.42	3,492,060.00
BECTON, DICKINSON	84,300	192.39	16,218,477.00

BOSTON SCIENTIFIC CORP	433,800	107.22	46,512,036.00
COOPER COS INC/THE	58,000	68.09	3,949,220.00
DEXCOM INC	116,000	80.51	9,339,160.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	80.94	13,840,740.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	136,000	75.73	10,299,280.00
HOLOGIC INC	69,000	66.76	4,606,440.00
IDEXX LABORATORIES INC	23,900	642.99	15,367,461.00
INSULET CORP	19,900	348.43	6,933,757.00
INTUITIVE SURGICAL INC	104,900	466.86	48,973,614.00
MEDTRONIC PLC	376,000	92.90	34,930,400.00
RESMED INC	42,600	277.05	11,802,330.00
SOLVENTUM CORP	44,000	72.72	3,199,680.00
STERIS PLC	28,000	245.30	6,868,400.00
STRYKER CORP	100,600	392.31	39,466,386.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	105.73	6,026,610.00
CARDINAL HEALTH INC	70,200	149.56	10,499,112.00
CENCORA INC	54,200	292.50	15,853,500.00
CENTENE CORP	146,000	28.98	4,231,080.00
CVS HEALTH CORP	371,000	73.78	27,372,380.00
DAVITA INC	12,300	137.87	1,695,801.00
ELEVANCE HEALTH INC	66,300	313.64	20,794,332.00
HCA HEALTHCARE INC	52,800	420.77	22,216,656.00
HUMANA INC	34,900	307.92	10,746,408.00
LABCORP HOLDINGS INC	24,200	278.67	6,743,814.00
MCKESSON CORP	36,700	687.40	25,227,580.00
MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	174.65	2,916,655.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	183.49	5,816,633.00
THE CIGNA GROUP	78,200	305.31	23,875,242.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	265,700	315.39	83,799,123.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,000	190.12	3,422,160.00
ABBVIE INC	518,100	212.56	110,127,336.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	38,300	452.00	17,311,600.00
AMGEN INC	157,000	283.64	44,531,480.00
BIOGEN INC	41,800	140.67	5,880,006.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	57.77	3,177,350.00
GILEAD SCIENCES INC	365,500	115.05	42,050,775.00

INCYTE CORP	47,000	86.64	4,072,080.00
NATERA INC	38,000	168.02	6,384,760.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	30,800	144.10	4,438,280.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	31,400	573.38	18,004,132.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	400.52	4,926,396.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	75,600	396.12	29,946,672.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	595,000	47.14	28,048,300.00
ELI LILLY & CO.	236,100	727.21	171,694,281.00
JOHNSON & JOHNSON	705,800	178.43	125,935,894.00
MERCK & CO INC	733,000	84.71	62,092,430.00
PFIZER INC	1,662,000	24.88	41,350,560.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	36.07	3,895,560.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	333,000	18.95	6,310,350.00
ZOETIS INC	130,700	153.32	20,038,924.00
BANK OF AMERICA CORP	2,096,000	49.77	104,317,920.00
CITIGROUP	539,000	95.40	51,420,600.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	51.71	6,463,750.00
FIFTH THIRD BANCORP	197,000	45.62	8,987,140.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,700	1,925.26	5,198,202.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	434,000	17.63	7,651,420.00
JPMORGAN CHASE & CO	814,000	294.38	239,625,320.00
KEYCORP	260,000	18.94	4,924,400.00
M & T BANK CORP	48,300	199.57	9,639,231.00
PNC FINANCIAL	115,300	204.40	23,567,320.00
REGIONS FINANCIAL CORP	269,000	27.03	7,271,070.00
TRUIST FINANCIAL CORP	387,000	46.52	18,003,240.00
US BANCORP	453,000	48.80	22,106,400.00
WELLS FARGO CO	943,000	78.96	74,459,280.00
AFFIRM HOLDINGS INC	78,000	87.35	6,813,300.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	127,800	131.55	16,812,090.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	396,900	499.77	198,358,713.00
BLOCK INC	163,000	74.94	12,215,220.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	33.68	2,559,680.00
CORPAY INC	19,100	316.65	6,048,015.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	53.37	4,856,670.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	155,000	68.74	10,654,700.00

FISERV INC	163,600	135.05	22,094,180.00
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	87.78	6,443,052.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	162.24	3,471,936.00
MASTERCARD INC	250,800	584.22	146,522,376.00
PAYPAL HOLDINGS INC	271,000	68.26	18,498,460.00
TOAST INC-CLASS A	132,000	41.22	5,441,040.00
VISA INC-CLASS A SHARES	501,100	343.22	171,987,542.00
AFLAC INC	151,900	106.93	16,242,667.00
ALLSTATE CORP	77,900	201.53	15,699,187.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	138.65	2,773,000.00
AMERICAN INTL GROUP	171,000	79.21	13,544,910.00
AON PLC	60,100	370.54	22,269,454.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	91.29	9,841,062.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	75,100	299.18	22,468,418.00
BROWN & BROWN INC	85,900	94.79	8,142,461.00
CHUBB LTD	112,400	277.38	31,177,512.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	46,700	153.36	7,161,912.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	335.07	2,311,983.00
EVEREST GROUP LTD	12,400	340.00	4,216,000.00
FNF GROUP	75,000	60.57	4,542,750.00
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	131.67	11,060,280.00
LOEWS CORP	53,000	96.64	5,121,920.00
MARKEL GROUP INC	3,710	1,912.13	7,094,002.30
MARSH & MCLENNAN COS	144,100	203.74	29,358,934.00
METLIFE INC	170,000	79.51	13,516,700.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	79.98	5,198,700.00
PROGRESSIVE CO	171,100	243.86	41,724,446.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	105.71	10,898,701.00
TRAVELERS COS INC/THE	66,000	275.22	18,164,520.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	329.27	9,515,903.00
WR BERKLEY CORP	88,000	71.96	6,332,480.00
ACCENTURE PLC-CL A	182,700	254.95	46,579,365.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	78.56	3,268,096.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	90,500	214.43	19,405,915.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	71.82	10,342,080.00
GARTNER INC	22,100	245.91	5,434,611.00

GODADDY INC - CLASS A	40,100	145.24	5,824,124.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	271,600	248.53	67,500,748.00
MONGODB INC	24,100	324.74	7,826,234.00
OKTA INC	47,000	91.48	4,299,560.00
SNOWFLAKE INC	93,300	225.58	21,046,614.00
TWILIO INC - A	40,700	108.67	4,422,869.00
VERISIGN INC	25,300	280.09	7,086,277.00
WIX.COM LTD	16,000	153.10	2,449,600.00
ADOBE INC	124,800	348.97	43,551,456.00
APPROVIN CORP-CLASS A	68,100	490.24	33,385,344.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	47,900	172.43	8,259,397.00
AUTODESK INC.	63,300	326.37	20,659,221.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	53.80	2,582,400.00
CADENCE DESIGN SYS INC	79,600	351.01	27,940,396.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	26,100	193.09	5,039,649.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	72,300	417.63	30,194,649.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	14,200	462.77	6,571,334.00
DATADOG INC - CLASS A	83,800	136.08	11,403,504.00
DOCUSIGN INC	61,000	79.86	4,871,460.00
DYNATRACE INC	84,000	50.00	4,200,000.00
FAIR ISAAC CORP	7,180	1,531.99	10,999,688.20
FORTINET INC	191,700	78.83	15,111,711.00
GEN DIGITAL INC	153,000	29.50	4,513,500.00
HUBSPOT INC	14,600	487.53	7,117,938.00
INTUIT INC	81,700	672.82	54,969,394.00
MICROSOFT CORP	2,068,500	495.00	1,023,907,500.00
MONDAY.COM LTD	11,500	185.73	2,135,895.00
NUTANIX INC - A	72,000	69.92	5,034,240.00
ORACLE CORPORATION	496,200	232.80	115,515,360.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	663,200	153.11	101,542,552.00
PALO ALTO NETWORKS INC	194,300	194.46	37,783,578.00
PTC INC	34,600	213.90	7,400,940.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	31,200	518.44	16,175,328.00
SALESFORCE INC	280,000	250.76	70,212,800.00
SAMSARA INC-CL A	85,000	42.09	3,577,650.00

SERVICENOW INC	60,630	913.80	55,403,694.00
STRATEGY INC	76,500	335.87	25,694,055.00
SYNOPSYS INC	54,000	598.14	32,299,560.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	559.96	6,999,500.00
WORKDAY INC-CLASS A	63,100	231.08	14,581,148.00
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	83.68	6,108,640.00
ZSCALER INC	29,700	274.20	8,143,740.00
ARISTA NETWORKS INC	315,000	142.85	44,997,750.00
CISCO SYSTEMS	1,163,000	66.90	77,804,700.00
F5 INC	16,700	315.89	5,275,363.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	49,200	478.98	23,565,816.00
APPLE INC	4,374,600	239.69	1,048,547,874.00
DELL TECHNOLOGIES-C	95,800	124.83	11,958,714.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	23.52	8,867,040.00
HP INC	270,000	29.34	7,921,800.00
NETAPP INC	58,400	118.75	6,935,000.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	79.23	7,130,700.00
SEAGATE TECHNOLOGY	63,000	188.16	11,854,080.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	40.41	6,101,910.00
WESTERN DIGITAL CORP	104,000	92.04	9,572,160.00
AMPHENOL CORP-CL A	356,000	110.45	39,320,200.00
CDW CORPORATION	39,800	169.73	6,755,254.00
CORNING INC	241,000	71.19	17,156,790.00
JABIL INC	31,400	210.10	6,597,140.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	51,600	167.90	8,663,640.00
TE CONNECTIVITY PLC	87,300	208.74	18,223,002.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	549.03	7,302,099.00
TRIMBLE INC	70,000	80.74	5,651,800.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	313.80	4,675,620.00
ADVANCED MICRO DEVICES	473,900	151.14	71,625,246.00
ANALOG DEVICES INC	145,600	247.07	35,973,392.00
APPLIED MATERIALS	235,000	162.75	38,246,250.00
BROADCOM INC	1,308,300	334.89	438,136,587.00
ENTEGRIS INC	46,000	81.98	3,771,080.00
FIRST SOLAR INC	30,100	205.14	6,174,714.00
INTEL CORP	1,280,000	24.49	31,347,200.00

KLA CORP	38,800	905.09	35,117,492.00
LAM RESEARCH CORP	375,000	102.95	38,606,250.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	252,000	63.33	15,959,160.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	65.92	10,349,440.00
MICRON TECHNOLOGY	328,000	131.37	43,089,360.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	865.86	12,295,212.00
NVIDIA CORP	7,146,700	167.02	1,193,641,834.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	226.74	16,642,716.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	49.10	6,089,020.00
QUALCOMM INC	316,800	159.84	50,637,312.00
TERADYNE INC	47,000	120.20	5,649,400.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	266,400	187.93	50,064,552.00
AT & T INC	2,095,000	29.59	61,991,050.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,237,000	44.38	54,898,060.00
T-MOBILE US INC	149,700	252.76	37,838,172.00
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	64.62	4,652,640.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	156,900	108.11	16,962,459.00
CONSTELLATION ENERGY	92,000	301.58	27,745,360.00
DUKE ENERGY CORP	226,800	120.61	27,354,348.00
EDISON INTERNATIONAL	113,000	54.45	6,152,850.00
ENTERGY CORP	128,000	87.75	11,232,000.00
EVERGY INC	68,000	71.60	4,868,800.00
EVERSOURCE ENERGY	105,000	63.53	6,670,650.00
EXELON CORPORATION	293,000	43.43	12,724,990.00
FIRSTENERGY CORP	158,000	43.48	6,869,840.00
NEXTERA ENERGY INC	601,000	70.90	42,610,900.00
NRG ENERGY INC	58,700	147.66	8,667,642.00
PG&E CORP	641,000	15.09	9,672,690.00
PPL CORPORATION	217,000	35.96	7,803,320.00
SOUTHERN CO.	322,000	91.78	29,553,160.00
XCEL ENERGY INC	166,000	72.68	12,064,880.00
ATMOS ENERGY CORP	46,300	166.48	7,708,024.00
AMEREN CORPORATION	76,800	100.63	7,728,384.00
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	37.78	7,027,080.00
CMS ENERGY CORP	88,000	71.55	6,296,400.00
CONSOLIDATED EDISON INC	106,100	98.05	10,403,105.00

DOMINION ENERGY INC	248,000	58.19	14,431,120.00	
DTE ENERGY COMPANY	60,800	136.60	8,305,280.00	
NISOURCE INC	134,000	40.33	5,404,220.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	81.12	11,681,280.00	
SEMPRA	192,000	81.11	15,573,120.00	
WEC ENERGY GROUP INC	93,800	107.79	10,110,702.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,900	143.60	8,314,440.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	39.35	2,990,600.00	
AMERICAN EXPRESS CO	164,600	326.22	53,695,812.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	187,724	221.53	41,586,497.72	
SOFI TECHNOLOGIES INC	324,000	25.60	8,294,400.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	75.61	8,468,320.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	489.28	13,699,840.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	63,200	177.31	11,205,992.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	211,000	103.69	21,878,590.00	
BLACKROCK INC	42,950	1,099.15	47,208,492.50	
BLACKSTONE INC	212,000	169.99	36,037,880.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	63.75	4,143,750.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	31,200	232.58	7,256,496.00	
CME GROUP INC	105,800	261.94	27,713,252.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	58,700	299.07	17,555,409.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	11,300	371.01	4,192,413.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	187.28	3,183,760.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	89,900	738.21	66,365,079.00	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	123,200	60.16	7,411,712.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	168,500	174.27	29,364,495.00	
KKR & CO INC-A	182,900	135.53	24,788,437.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	332.99	7,725,368.00	
MOODYS CORP	48,000	499.03	23,953,440.00	
MORGAN STANLEY	352,900	148.09	52,260,961.00	
MSCI INC	22,600	555.15	12,546,390.00	
NASDAQ INC	126,000	93.48	11,778,480.00	
NORTHERN TRUST CORP	55,700	127.27	7,088,939.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	57,200	165.50	9,466,600.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	215,000	101.25	21,768,750.00	
S&P GLOBAL INC	91,900	538.06	49,447,714.00	

SCHWAB (CHARLES) CORP	503,000	92.05	46,301,150.00
STATE STREET CORP	83,500	112.95	9,431,325.00
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	108.16	7,041,216.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	119.09	3,965,697.00
VISTRA CORP	100,500	188.00	18,894,000.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	45,100	272.93	12,309,143.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	128.75	10,673,375.00
DANAHER CORP	188,600	200.21	37,759,606.00
ILLUMINA INC	46,000	98.93	4,550,780.00
IQVIA HOLDINGS INC	51,600	187.68	9,684,288.00
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,305.71	7,860,374.20
REVVITY INC	35,700	86.64	3,093,048.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	110,600	492.60	54,481,560.00
WATERS CORP	16,800	306.32	5,146,176.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	250.73	5,240,257.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	119,500	295.97	35,368,415.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	38,100	102.45	3,903,345.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	34,800	251.02	8,735,496.00
EQUIFAX INC	36,300	249.67	9,063,021.00
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	145.42	5,322,372.00
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	179.00	6,658,800.00
PAYCHEX INC	95,700	135.44	12,961,608.00
PAYCOM SOFTWARE INC	15,600	224.12	3,496,272.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	88.80	5,594,400.00
TRUNSON	58,000	90.02	5,221,160.00
VERISK ANALYTICS INC	40,800	270.31	11,028,648.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	261.50	7,008,200.00
COMCAST CORP-CL A	1,091,000	33.91	36,995,810.00
FOX CORP-CLASS A	60,000	61.50	3,690,000.00
FOX CORP-CLASS B	39,000	55.97	2,182,830.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	29.44	3,208,960.00
OMNICOM GROUP	57,000	79.43	4,527,510.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	133,000	52.07	6,925,310.00
DISNEY (WALT) CO	528,800	117.91	62,350,808.00
ELECTRONIC ARTS	69,900	168.62	11,786,538.00

小計	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	100.75	6,045,000.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	163.42	7,713,424.00	
	NETFLIX INC	124,650	1,243.82	155,042,163.00	
	ROBLOX CORP -CLASS A	166,100	127.69	21,209,309.00	
	SEA LTD-ADR	113,100	191.62	21,672,222.00	
	SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	45,200	707.19	31,964,988.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	52,000	239.68	12,463,360.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	12.11	8,053,150.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,704,600	235.00	400,581,000.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,439,000	235.17	338,409,630.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	635,900	752.45	478,482,955.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	179,000	37.94	6,791,260.00	
	REDDIT INC-CL A	30,400	240.00	7,296,000.00	
	SNAP INC-A	295,000	7.31	2,156,450.00	
	CBRE GROUP INC	88,600	164.38	14,564,068.00	
	COSTAR GROUP INC	125,000	89.46	11,182,500.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	6.38	2,169,200.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	46,000	87.89	4,042,940.00	
	銘柄数 : 524			16,347,085,693.14	
				(2,427,051,812,860)	
	組入時価比率 : 74.1%			76.7%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	25.60	4,147,200.00	
	CAMECO CORP	128,000	105.13	13,456,640.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	613,000	42.06	25,782,780.00	
	CENOVUS ENERGY INC	397,000	22.11	8,777,670.00	
	ENBRIDGE INC	639,000	66.87	42,729,930.00	
	IMPERIAL OIL	54,000	120.90	6,528,600.00	
	KEYERA CORP	68,000	44.32	3,013,760.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	173,000	52.57	9,094,610.00	
	SUNCOR ENERGY INC	367,000	55.40	20,331,800.00	
	TC ENERGY CORP	306,000	71.83	21,979,980.00	
	TOURMALINE OIL CORP	106,000	57.99	6,146,940.00	
	WHITECAP RESOURCES INC	360,000	10.08	3,628,800.00	
	NUTRIEN LTD	144,000	78.16	11,255,040.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	80.43	3,378,060.00	

AGNICO EAGLE MINES LTD	147,800	210.42	31,100,076.00
ALAMOS GOLD INC-CLASS A	130,000	44.58	5,795,400.00
BARRICK MINING CORP	493,000	39.37	19,409,410.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	24.58	5,186,380.00
FRANCO-NEVADA CORP	55,800	268.65	14,990,670.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	12.56	2,888,800.00
KINROSS GOLD CORP	361,000	30.63	11,057,430.00
LUNDIN GOLD INC	35,000	93.80	3,283,000.00
LUNDIN MINING CORP	220,000	16.56	3,643,200.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	47.91	5,222,190.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	47.56	6,420,600.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	133,000	144.44	19,210,520.00
BOMBARDIER INC-B	25,700	155.01	3,983,757.00
CAE INC	92,000	36.86	3,391,120.00
ATKINSREALIS GROUP INC	49,000	94.71	4,640,790.00
STANTEC INC	34,000	149.87	5,095,580.00
WSP GLOBAL INC	38,900	281.47	10,949,183.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	144.87	3,288,549.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	36.74	4,114,880.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	72,000	66.37	4,778,640.00
RB GLOBAL INC	54,600	159.36	8,701,056.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	155,600	133.76	20,813,056.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	271,000	106.17	28,772,070.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	133.64	2,793,076.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	63.55	4,956,900.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	76.87	3,305,410.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	91,000	87.36	7,949,760.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	169.97	2,413,574.00
DOLLARAMA INC	82,400	188.43	15,526,632.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	76.24	16,696,560.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	52.49	2,047,110.00
LOBLAW COMPANIES LTD	174,400	56.62	9,874,528.00
METRO INC/CN	63,000	97.31	6,130,530.00
WESTON(GEORGE) LTD	52,200	88.58	4,623,876.00
SAPUTO INC	70,000	34.67	2,426,900.00

BANK OF MONTREAL	208,900	174.72	36,499,008.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	87.86	31,541,740.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	108.42	29,490,240.00
NATIONAL BANK OF CANADA	117,000	145.91	17,071,470.00
ROYAL BANK OF CANADA	413,100	200.22	82,710,882.00
TORONTO DOMINION BANK	502,000	103.16	51,786,320.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,376.85	13,690,656.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	83,000	54.18	4,496,940.00
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	149.18	4,162,122.00
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	278.33	14,361,828.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	510,000	42.48	21,664,800.00
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	57.96	9,389,520.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	162,000	79.98	12,956,760.00
CGI INC	60,800	133.93	8,142,944.00
SHOPIFY INC - CLASS A	356,000	203.34	72,389,040.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,920	4,599.69	27,230,164.80
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	149.45	3,571,855.00
OPEN TEXT CORP	70,000	46.02	3,221,400.00
CELESTICA INC	33,500	336.26	11,264,710.00
BCE INC	20,000	34.23	684,600.00
TELUS CORP	148,600	22.97	3,413,342.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	49.70	5,119,100.00
EMERA INC	86,000	64.81	5,573,660.00
FORTIS INC	141,000	68.18	9,613,380.00
HYDRO ONE LTD	98,000	49.99	4,899,020.00
ALTAGAS LTD	84,000	41.46	3,482,640.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	38.07	1,484,730.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	120,000	80.66	9,679,200.00
BROOKFIELD CORP	403,000	92.16	37,140,480.00
IGM FINANCIAL INC	21,000	49.97	1,049,370.00
TMX GROUP LTD	76,000	54.30	4,126,800.00
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	45.99	1,747,620.00
THOMSON REUTERS CORP	46,200	241.93	11,177,166.00
FIRSTSERVICE CORP	11,800	279.26	3,295,268.00
小計銘柄数：83			1,043,861,798.80

				(111,995,932,393)	
	組入時価比率：3.4%			3.5%	
ユーロ	TENARIS SA	130,000	14.96	1,945,450.00	
	ENI SPA	599,000	14.62	8,760,974.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	15.76	1,907,565.00	
	NESTE OYJ	116,000	16.77	1,945,900.00	
	OMV AG	38,000	46.10	1,751,800.00	
	REPSOL SA	338,000	14.19	4,796,220.00	
	TOTALENERGIES SE	599,000	51.82	31,040,180.00	
	AIR LIQUIDE SA	169,600	175.38	29,744,448.00	
	AKZO NOBEL	48,000	60.36	2,897,280.00	
	ARKEMA	16,800	57.35	963,480.00	
	BASF SE	264,000	43.81	11,565,840.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	55.20	2,870,400.00	
	DSM-FIRMENICH AG	55,700	82.02	4,568,514.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	16.10	1,191,400.00	
	SYENSQO SA	19,300	74.62	1,440,166.00	
	SYMRISE AG	39,200	82.32	3,226,944.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	198.35	7,715,815.00	
	ARCELORMITTAL	140,000	28.86	4,040,400.00	
	STORA ENSO OYJ-R	163,000	9.72	1,585,664.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	150,000	23.79	3,568,500.00	
	AIRBUS SE	174,400	183.84	32,061,696.00	
	DASSAULT AVIATION SA	5,900	269.20	1,588,280.00	
	HENSOLDT AG	19,000	90.40	1,717,600.00	
	LEONARDO SPA	115,000	47.14	5,421,100.00	
	MTU AERO ENGINES AG	15,600	361.80	5,644,080.00	
	RHEINMETALL AG	13,440	1,744.50	23,446,080.00	
	SAFRAN SA	105,700	278.20	29,405,740.00	
	THALES SA	26,400	222.20	5,866,080.00	
	COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	132,600	91.46	12,127,596.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	45,000	69.40	3,123,000.00	
	ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	55,328	64.90	3,590,787.20	
	BOUYGUES	57,000	36.03	2,053,710.00	
	EIFFAGE SA	19,000	107.85	2,049,150.00	
	FERROVIAL SE	150,692	46.96	7,076,496.32	

VINCI	143,600	115.55	16,592,980.00
LEGRAND SA	77,000	131.05	10,090,850.00
PRYSMIAN SPA	79,000	76.48	6,041,920.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	160,300	218.30	34,993,490.00
SIEMENS ENERGY AG	201,000	87.58	17,603,580.00
SIEMENS AG	221,900	226.00	50,149,400.00
ALSTOM	99,000	20.03	1,982,970.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	143,000	38.21	5,464,030.00
GEA GROUP AG	47,000	63.30	2,975,100.00
KNORR-BREMSE AG	22,000	85.80	1,887,600.00
KONE OYJ	98,000	55.68	5,456,640.00
METSO CORPORATION	194,000	11.56	2,243,610.00
RATIONAL AG	1,360	642.00	873,120.00
WARTSILA OYJ	150,000	24.74	3,711,000.00
BRENNTAG SE	34,100	51.80	1,766,380.00
IMCD NV	17,300	92.82	1,605,786.00
REXEL SA	65,000	27.59	1,793,350.00
DHL GROUP	284,000	39.00	11,076,000.00
INPOST SA	57,000	11.46	653,220.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	7.56	1,436,400.00
INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	360,000	4.50	1,621,800.00
RYANAIR HOLDINGS PLC	249,000	24.04	5,985,960.00
ADP	9,000	111.80	1,006,200.00
AENA SME SA	220,000	24.41	5,370,200.00
GETLINK	87,000	15.68	1,364,160.00
CONTINENTAL AG	31,000	72.82	2,257,420.00
MICHELIN (CGDE)	200,000	30.95	6,190,000.00
BAYER MOTOREN WERK	85,000	88.44	7,517,400.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	81.40	1,221,000.00
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	44.06	1,409,920.00
FERRARI NV	36,700	418.40	15,355,280.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	211,000	52.92	11,166,120.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	36.15	1,482,150.00
RENAULT SA	59,000	33.01	1,947,590.00
STELLANTIS NV	572,000	7.75	4,433,000.00

VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	99.92	6,025,176.00	
ADIDAS AG	49,500	175.70	8,697,150.00	
HERMES INTERNATIONAL	9,380	2,039.00	19,125,820.00	
KERING SA	22,100	237.35	5,245,435.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	73,200	496.25	36,325,500.00	
MONCLER SPA	71,000	47.05	3,340,550.00	
ACCOR SA	54,000	40.91	2,209,140.00	
AMADEUS IT GROUP SA	133,000	68.56	9,118,480.00	
DELIVERY HERO SE	59,000	25.11	1,481,490.00	
FDJ UNITED	33,000	27.92	921,360.00	
SODEXO	23,500	52.35	1,230,225.00	
D'IETEREN GROUP	7,000	159.40	1,115,800.00	
PROSUS NV	383,000	52.43	20,080,690.00	
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	314,000	42.07	13,209,980.00	
ZALANDO SE	60,000	24.69	1,481,400.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	164,000	12.30	2,017,200.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	21.90	1,795,800.00	
KESKO OYJ-B SHS	85,000	19.20	1,632,000.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	34.74	9,275,580.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	290,000	51.32	14,882,800.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	6.12	966,960.00	
HEINEKEN HOLDING NV	40,000	59.05	2,362,000.00	
HEINEKEN NV	83,000	66.80	5,544,400.00	
PERNOD RICARD SA	59,500	96.12	5,719,140.00	
DANONE	190,000	75.08	14,265,200.00	
JDE PEET'S BV	55,000	31.26	1,719,300.00	
KERRY GROUP PLC-A	48,400	78.85	3,816,340.00	
LOTUS BAKERIES	110	8,500.00	935,000.00	
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	67.75	2,100,250.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	74.08	3,555,840.00	
BEIERSDORF AG	28,700	97.32	2,793,084.00	
LOREAL-ORD	70,600	402.65	28,427,090.00	
BIOMERIEUX	11,000	118.30	1,301,300.00	
ESSILORLUXOTTICA	88,600	259.60	23,000,560.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	238,013	23.80	5,664,709.40	

SIEMENS HEALTHINEERS AG	102,000	47.24	4,818,480.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	67,000	41.99	2,813,330.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	126,000	46.82	5,899,320.00
ARGENX SE	17,500	639.80	11,196,500.00
GRIFOLS SA	89,000	12.30	1,094,700.00
BAYER AG-REG	289,000	28.15	8,136,795.00
IPSEN	11,800	120.00	1,416,000.00
MERCK KGAA	37,600	109.55	4,119,080.00
ORION OYJ	30,000	65.90	1,977,000.00
RECORDATI SPA	36,000	54.05	1,945,800.00
SANOFI	325,300	79.50	25,861,350.00
UCB SA	37,800	206.90	7,820,820.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	171,000	25.04	4,281,840.00
AIB GROUP PLC	630,000	7.14	4,501,350.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,694,000	15.60	26,434,870.00
BANCO BPM SPA	333,000	11.49	3,827,835.00
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	2,400,000	0.71	1,705,920.00
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	3.21	4,925,070.00
BANCO SANTANDER SA	4,340,000	8.08	35,106,260.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	12.92	3,824,320.00
BANKINTER S. A.	198,000	12.51	2,477,970.00
BNP PARIBAS	300,000	76.52	22,956,000.00
BPER BANCA	430,000	8.67	3,729,820.00
CAIXABANK	1,120,000	8.57	9,605,120.00
COMMERZBANK AG	226,000	32.58	7,363,080.00
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	15.69	4,895,280.00
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	81.05	7,294,500.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.47	3,288,550.00
ING GROEP NV	878,000	20.55	18,047,290.00
INTESA SANPAOLO	4,170,000	5.29	22,063,470.00
KBC GROEP NV	67,000	99.50	6,666,500.00
MEDIOBANCA S. P. A.	141,000	19.38	2,733,285.00
NORDEA BANK ABP	912,000	13.34	12,166,080.00
SOCIETE GENERALE	213,000	53.04	11,297,520.00
UNICREDIT SPA	410,000	64.92	26,617,200.00

ADYEN NV	7, 380	1, 386. 40	10, 231, 632. 00
BANCA MEDIOLANUM SPA	66, 000	16. 98	1, 120, 680. 00
EDENRED	68, 000	23. 81	1, 619, 080. 00
EXOR NV	27, 500	84. 80	2, 332, 000. 00
GROUPE BRUXELLES LAM	25, 000	75. 70	1, 892, 500. 00
NEXI SPA	180, 000	5. 25	946, 080. 00
SOFINA SA	4, 900	252. 60	1, 237, 740. 00
AEGON LTD	390, 000	6. 47	2, 525, 640. 00
AGEAS	43, 000	58. 55	2, 517, 650. 00
ALLIANZ SE-REG	112, 800	351. 40	39, 637, 920. 00
ASR NEDERLAND NV	43, 000	57. 74	2, 482, 820. 00
AXA SA	521, 000	39. 51	20, 584, 710. 00
GENERALI	253, 000	33. 21	8, 402, 130. 00
HANNOVER RUECK SE	17, 500	244. 40	4, 277, 000. 00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	38, 300	531. 80	20, 367, 940. 00
NN GROUP NV	79, 000	57. 90	4, 574, 100. 00
POSTE ITALIANE SPA	139, 000	19. 72	2, 741, 775. 00
SAMPO OYJ-A SHS	712, 000	9. 75	6, 942, 000. 00
TALANX AG	17, 700	110. 80	1, 961, 160. 00
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	117, 000	17. 21	2, 014, 155. 00
CAPGEMINI SA	48, 400	125. 00	6, 050, 000. 00
DASSAULT SYSTEMES SE	198, 000	26. 80	5, 306, 400. 00
NEMETSCHEK SE	16, 900	114. 90	1, 941, 810. 00
SAP SE	304, 900	228. 25	69, 593, 425. 00
NOKIA OYJ	1, 590, 000	3. 88	6, 172, 380. 00
ASM INTERNATIONAL NV	13, 800	415. 70	5, 736, 660. 00
ASML HOLDING NV	115, 000	660. 20	75, 923, 000. 00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	21, 400	108. 70	2, 326, 180. 00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378, 000	31. 57	11, 935, 350. 00
STMICROELECTRONICS NV	193, 000	22. 80	4, 400, 400. 00
CELLNEX TELECOM SA	145, 000	30. 62	4, 439, 900. 00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	1, 024, 000	31. 65	32, 409, 600. 00
ELISA OYJ	42, 000	45. 86	1, 926, 120. 00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97, 000	10. 24	993, 280. 00
KONINKLIJKE KPN NV	1, 150, 000	4. 16	4, 784, 000. 00
ORANGE SA	542, 000	13. 62	7, 384, 750. 00

TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.43	1,169,640.00
TELECOM ITALIA SPA/MIRAN-RTS	2,700,000	0.00	27.00
TELEFONICA SA	1,080,000	4.55	4,918,320.00
ACCIONA S. A.	8,200	167.70	1,375,140.00
EDP SA	930,000	3.74	3,486,570.00
ELIA GROUP SA/NV	14,400	94.30	1,357,920.00
ENDESA S. A.	91,000	25.74	2,342,340.00
ENEL SPA	2,390,000	7.84	18,739,990.00
FORTUM OYJ	140,000	14.74	2,063,600.00
IBERDROLA SA	1,859,282	15.72	29,227,913.04
REDEIA CORP SA	123,000	16.68	2,051,640.00
TERNA SPA	410,000	8.53	3,499,760.00
VERBUND AG	21,000	61.90	1,299,900.00
SNAM SPA	590,000	5.17	3,051,480.00
E.ON SE	664,000	15.17	10,076,200.00
ENGIE	541,000	17.64	9,543,240.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	184,000	28.42	5,229,280.00
AMUNDI SA	17,000	62.50	1,062,500.00
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	15.42	878,940.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	546,000	29.87	16,309,020.00
DEUTSCHE BOERSE AG	55,500	245.80	13,641,900.00
EURONEXT NV	23,200	140.20	3,252,640.00
EDP RENOVAVEIS SA	88,918	10.00	889,180.00
RWE AG	186,000	35.02	6,513,720.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	63.84	2,234,400.00
QIAGEN N. V.	64,000	40.39	2,584,960.00
SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	193.20	1,391,040.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	173.75	1,476,875.00
BUREAU VERITAS SA	94,000	26.40	2,481,600.00
RANDSTAD NV	32,000	38.50	1,232,000.00
TELEPERFORMANCE	16,500	65.78	1,085,370.00
WOLTERS KLUWER	70,500	108.20	7,628,100.00
PUBLICIS GROUPE	65,400	82.32	5,383,728.00
BOLLORE SE	210,000	4.86	1,020,600.00
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	84.45	1,579,215.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	322,000	24.30	7,824,600.00

	小計	SCOUT24 SE	22,000	110.30	2,426,600.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	70.40	1,408,000.00	
		VONOVIA SE	221,000	26.77	5,916,170.00	
		銘柄数：214			1,661,101,100.96	
		組入時価比率：8.8%			(288,799,037,412)	9.1%
	英ポンド	BP PLC	4,680,000	4.15	19,452,420.00	
		SHELL PLC-NEW	1,726,000	26.27	45,350,650.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	324,110	22.77	7,379,984.70	
		ANTOFAGASTA PLC	116,000	21.33	2,474,280.00	
		FRESNILLO PLC	62,000	21.18	1,313,160.00	
		GLENCORE PLC	2,970,000	2.86	8,520,930.00	
		RIO TINTO PLC-REG	332,000	46.81	15,540,920.00	
		MONDI PLC	115,727	10.12	1,171,157.24	
		BAE SYSTEMS PLC	874,000	17.77	15,530,980.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	400,000	6.16	2,464,000.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,467,000	10.75	26,532,585.00	
		DCC PLC	30,000	47.56	1,426,800.00	
		SMITHS GROUP PLC	93,000	23.56	2,191,080.00	
		SPIRAX GROUP PLC	22,000	71.95	1,582,900.00	
		ASHTED GROUP PLC	127,000	55.38	7,033,260.00	
		BUNZLE	91,000	25.88	2,355,080.00	
		RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.77	2,828,250.00	
		BARRATT REDROW PLC	420,000	3.67	1,545,180.00	
		COMPASS GROUP PLC	500,000	25.57	12,785,000.00	
		ENTAIN PLC	162,000	8.64	1,400,328.00	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,600	90.88	3,780,608.00	
		WHITBREAD PLC	56,000	31.03	1,737,680.00	
		NEXT PLC	33,800	122.00	4,123,600.00	
		JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.94	576,206.00	
		KINGFISHER PLC	520,000	2.53	1,316,640.00	
		MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.42	1,984,760.00	
		SAINSBURY	520,000	3.12	1,625,520.00	
		TESCO PLC	1,970,000	4.41	8,687,700.00	
		COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	37.80	2,381,400.00	
		DIAGEO PLC	655,000	20.34	13,322,700.00	

ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	100,000	22.22	2,222,000.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	609,000	41.33	25,169,970.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	222,000	31.44	6,979,680.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	197,000	57.10	11,248,700.00	
UNILEVER PLC	718,000	47.69	34,241,420.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	14.16	3,398,400.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	452,800	120.90	54,743,520.00	
GSK PLC	1,203,000	14.76	17,756,280.00	
HALEON PLC	2,670,000	3.65	9,764,190.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	17.20	825,600.00	
BARCLAYS PLC	4,190,000	3.61	15,127,995.00	
HSBC HOLDINGS PLC	5,109,000	9.63	49,199,670.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,620,000	0.79	13,983,232.00	
NATWEST GROUP PLC	2,360,000	5.06	11,941,600.00	
STANDARD CHARTERED PLC	591,000	13.66	8,073,060.00	
M&G PLC	710,000	2.60	1,850,260.00	
WISE PLC - A	189,000	11.42	2,158,380.00	
ADMIRAL GROUP PLC	77,000	33.42	2,573,340.00	
AVIVA PLC	890,000	6.56	5,841,960.00	
LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.34	4,063,770.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	6.70	1,474,000.00	
PRUDENTIAL PLC	771,000	9.75	7,521,876.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	272,000	10.85	2,951,200.00	
HALMA PLC	110,000	32.42	3,566,200.00	
BT GROUP PLC	1,750,000	2.04	3,582,250.00	
VODAFONE GROUP PLC	5,560,000	0.87	4,885,016.00	
SSE PLC	322,000	16.51	5,317,830.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.54	2,209,350.00	
NATIONAL GRID PLC	1,421,000	10.34	14,693,140.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	25.54	1,915,500.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.24	2,135,600.00	
3I GROUP PLC	283,000	39.22	11,099,260.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	138,800	92.70	12,866,760.00	
SCHRODERS PLC	249,176	3.67	916,469.32	
PEARSON	164,000	10.45	1,714,620.00	

小計	EXPERIAN PLC	272,000	39.21	10,665,120.00	
	INTERTEK GROUP PLC	48,000	46.96	2,254,080.00	
	RELX PLC	534,000	34.82	18,593,880.00	
	INFORMA PLC	395,000	8.90	3,516,290.00	
	WPP PLC	330,000	3.98	1,316,040.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	8.03	2,017,538.00	
	銘柄数：72			614,790,805.26	
				(123,154,894,109)	
	組入時価比率：3.8%			3.9%	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	610.00	1,201,700.00	
	GIVAUDAN-REG	2,730	3,504.00	9,565,920.00	
	SIKA AG-REG	44,900	185.40	8,324,460.00	
	AMRIZE LTD	153,600	42.34	6,503,424.00	
	HOLCIM LTD	147,000	66.86	9,828,420.00	
	SIG GROUP AG	88,000	12.83	1,129,040.00	
	BELIMO HOLDING AG - REG	2,880	831.50	2,394,720.00	
	GEBERIT AG-REG	9,900	598.20	5,922,180.00	
	ABB LTD	465,000	55.08	25,612,200.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	291.00	2,037,000.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,300	303.20	3,729,360.00	
	VAT GROUP AG	8,100	276.30	2,238,030.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,600	163.80	2,391,480.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	157,800	144.55	22,809,990.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	148.10	1,244,040.00	
	AVOLTA AG	22,000	44.68	982,960.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	960	1,128.00	1,082,880.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	12,650.00	3,453,450.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	124,600.00	3,862,600.00	
	NESTLE SA-REG	754,700	75.41	56,911,927.00	
	ALCON INC	145,600	64.08	9,330,048.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	239.50	3,472,750.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	94.94	2,971,622.00	
	GALDERMA GROUP AG	38,300	144.70	5,542,010.00	
	NOVARTIS AG-REG	556,900	103.98	57,906,462.00	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	205,200	274.20	56,265,840.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	289.20	2,689,560.00	

小計	SANDOZ GROUP AG	124,000	48.88	6,061,120.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	93.05	837,450.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	200.80	2,269,040.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	11,400	198.70	2,265,180.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	8,600	834.00	7,172,400.00	
	SWISS RE LTD	88,900	140.95	12,530,455.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	43,000	575.40	24,742,200.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,000	85.26	3,836,700.00	
	SWISSCOM AG-REG	7,600	587.50	4,465,000.00	
	BKW AG	6,200	163.40	1,013,080.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	57.02	3,364,180.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,510	1,068.00	6,952,680.00	
	UBS GROUP AG	930,000	32.10	29,853,000.00	
	LONZA AG-REG	20,600	577.40	11,894,440.00	
	SGS SA-REG	45,800	85.38	3,910,404.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	22,800	112.50	2,565,000.00	
	銘柄数 : 43			433,136,402.00	
				(80,524,388,495)	
	組入時価比率 : 2.5%			2.5%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	88,000	333.10	29,312,800.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	365.60	8,774,400.00	
	SVENSKA CELLULOSE AB-B	180,000	127.05	22,869,000.00	
	SAAB AB-B	93,000	514.50	47,848,500.00	
	ASSA ABLOY AB-B	291,000	342.10	99,551,100.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	38.16	17,172,000.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	230.70	21,455,100.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	235.90	10,143,700.00	
	LIFCO AB-B SHS	70,000	332.80	23,296,000.00	
	ALFA LAVAL AB	83,000	433.70	35,997,100.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	794,000	155.80	123,705,200.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	456,000	139.75	63,726,000.00	
	EPIROC AB - A	197,000	200.40	39,478,800.00	
	EPIROC AB - B	122,000	180.40	22,008,800.00	
	INDUTRADE AB	74,000	236.20	17,478,800.00	
	SANDVIK AB	314,000	241.80	75,925,200.00	

		SKF AB-B SHARES	102,000	238.80	24,357,600.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	369.80	23,297,400.00	
		VOLVO AB-B SHS	459,000	276.90	127,097,100.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	78,000	323.40	25,225,200.00	
		BEIJER REF AB	113,000	163.00	18,419,000.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	146.00	20,273,122.00	
		EVOLUTION AB	42,000	800.00	33,600,000.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	145.55	22,560,250.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	257.70	45,355,200.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	276.20	16,335,296.60	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	443,000	175.60	77,790,800.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	119.25	51,158,250.00	
		SWEDBANK AB	241,000	265.20	63,913,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	371.20	11,507,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	371.10	14,844,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	504,000	290.55	146,437,200.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	478.60	9,572,000.00	
		ERICSSON LM-B	800,000	75.38	60,304,000.00	
		HEXAGON AB-B SHS	617,000	110.10	67,931,700.00	
		TELIA CO AB	680,000	35.80	24,344,000.00	
		TELE 2 AB-B SHS	170,000	166.85	28,364,500.00	
		EQT AB	113,000	331.80	37,493,400.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	67.92	15,621,600.00	
		SAGAX AB-B	62,000	202.40	12,548,800.00	
	小計	銘柄数：40			1,637,093,318.60	
					(25,898,816,300)	
		組入時価比率：0.8%			0.8%	
ノルウェークローネ		AKER BP ASA	95,000	244.20	23,199,000.00	
		EQUINOR ASA	225,000	239.40	53,865,000.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	359.90	16,915,300.00	
		NORSK HYDRO	400,000	66.80	26,720,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	133,000	298.65	39,720,450.00	
		MOWI ASA	141,000	206.40	29,102,400.00	
		ORKLA ASA	210,000	113.30	23,793,000.00	
		SALMAR ASA	21,000	514.00	10,794,000.00	

	小計	DNB BANK ASA	256,000	263.20	67,379,200.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	276.80	14,393,600.00	
		TELENOR ASA	188,000	168.60	31,696,800.00	
		銘柄数：11			337,578,750.00	
		組入時価比率：0.2%			(4,992,789,712)	0.2%
	デンマーク クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	409.70	40,976,555.20	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	241.60	6,281,600.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	125.70	36,578,700.00	
		DSV A/S	60,400	1,352.50	81,691,000.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	13,410.00	11,934,900.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,160	13,500.00	15,660,000.00	
		PANDORA A/S	24,100	859.60	20,716,360.00	
		CARLSBERG B	27,400	784.20	21,487,080.00	
		COLOPLAST-B	37,400	628.60	23,509,640.00	
		DEMANT A/S	25,000	248.80	6,220,000.00	
		GENMAB A/S	18,500	1,751.50	32,402,750.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	941,000	350.00	329,350,000.00	
		DANSKE BANK AS	202,000	258.90	52,297,800.00	
		TRYG A/S	94,000	166.00	15,604,000.00	
		ORSTED A/S	49,000	204.50	10,020,500.00	
		小計			704,730,885.20	
		銘柄数：15			(16,413,182,316)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	990,000	7.80	7,722,000.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	25.68	14,226,720.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	176,000	29.93	5,267,680.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,488,000	41.61	61,915,680.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	22.91	2,795,020.00	
		EVOLUTION MINING LTD	610,000	9.06	5,526,600.00	
		FORTESCUE LTD	509,000	18.87	9,604,830.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	402,000	19.94	8,015,880.00	
		RIO TINTO LTD	108,000	117.23	12,660,840.00	
		SOUTH32 LTD	1,250,000	2.64	3,300,000.00	
		SGH LTD	55,000	49.41	2,717,550.00	
		BRAMBLES LTD	398,000	26.56	10,570,880.00	

	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	11.85	2,607,000.00	
	TRANSURBAN GROUP	900,000	14.37	12,933,000.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	168,000	69.69	11,707,920.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.92	3,729,600.00	
	WESFARMERS LIMITED	334,000	92.56	30,915,040.00	
	COLES GROUP LTD	397,000	23.96	9,512,120.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	350,000	27.59	9,656,500.00	
	COCHLEAR LTD	18,300	298.53	5,463,099.00	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	1,450,000	3.04	4,408,000.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	22.94	2,936,320.00	
	CSL LIMITED	142,900	209.25	29,901,825.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	878,000	33.29	29,228,620.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	488,700	168.14	82,170,018.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	893,000	43.17	38,550,810.00	
	WESTPAC BANKING CORP	997,000	38.17	38,055,490.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73,000	43.96	3,209,080.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	720,000	8.69	6,256,800.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	820,000	5.08	4,165,600.00	
	QBE INSURANCE	432,000	21.62	9,339,840.00	
	SUNCORP GROUP LTD	321,000	21.21	6,808,410.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	61,000	93.56	5,707,160.00	
	XERO LIMITED	47,900	158.89	7,610,831.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.83	5,457,900.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	500,000	12.42	6,210,000.00	
	APA GROUP	380,000	8.88	3,374,400.00	
	ASX LTD	60,000	61.47	3,688,200.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	106,900	221.79	23,709,351.00	
	PRO MEDICUS LTD	16,300	298.23	4,861,149.00	
	COMPUTERSHARE LTD	151,000	37.46	5,656,460.00	
	CAR GROUP LTD	108,000	39.46	4,261,680.00	
	REA GROUP LTD	14,500	241.62	3,503,490.00	
	小計 銘柄数：43			559,919,393.00	
				(54,485,756,132)	
	組入時価比率：1.7%			1.7%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.63	3,662,400.00	

	小計	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	37.89	6,630,750.00	
		INFRATIL LTD	290,000	12.08	3,503,200.00	
		CONTACT ENERGY LTD	250,000	9.19	2,297,500.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.75	2,070,000.00	
		銘柄数：5			18,163,850.00	
		組入時価比率：0.0%			(1,588,973,598)	0.1%
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	51.30	40,529,052.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	67.40	7,009,600.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	429,000	96.70	41,484,300.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	28.26	10,738,800.00	
		MTR CORP	480,000	26.40	12,672,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	680,000	41.28	28,070,400.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	19.71	13,087,440.00	
		WH GROUP LIMITED	2,499,806	8.34	20,848,382.04	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,100,000	37.28	41,008,000.00	
		HANG SENG BANK	216,000	114.00	24,624,000.00	
		AIA GROUP LTD	3,110,000	71.65	222,831,500.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	11.65	12,460,840.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	52.95	9,001,500.00	
		CLP HLDGS	470,000	64.60	30,362,000.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	51.30	20,007,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	3,300,383	6.89	22,739,638.87	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	351,000	435.60	152,895,600.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	36.98	20,340,479.20	
		HENDERSON LAND	390,443	26.52	10,354,548.36	
		SINO LAND CO. LTD	1,170,000	9.67	11,313,900.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,000	92.15	39,624,500.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	370,000	23.06	8,532,200.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	22.62	10,857,600.00	
		銘柄数：23			811,393,280.47	
		組入時価比率：0.5%			(15,448,928,060)	0.5%
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	7.92	3,722,400.00	

		KEPPEL LTD	430,000	8.63	3,710,900.00		
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	3.10	2,139,000.00		
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.57	2,759,400.00		
		GENTING SINGAPORE LTD	2,000,000	0.76	1,530,000.00		
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	2.97	1,544,400.00		
		DBS GROUP HLDGS	629,000	50.81	31,959,490.00		
		OCBC-ORD	988,000	16.85	16,647,800.00		
		UNITED OVERSEAS BANK	375,000	35.84	13,440,000.00		
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,180,000	4.39	9,570,200.00		
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.12	1,713,600.00		
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	16.25	3,737,500.00		
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.77	1,994,400.00		
		小計	銘柄数：13			94,469,090.00	
						(10,912,124,585)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%		
	新シケル	ICL GROUP LTD	240,000	20.30	4,872,000.00		
		ELBIT SYSTEMS LTD	8,200	1,622.70	13,306,140.00		
		BANK HAPOLIM BM	373,000	65.30	24,356,900.00		
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	63.40	27,262,000.00		
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	32.70	11,445,000.00		
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	219.80	10,110,800.00		
		PHOENIX FINANCE LTD	66,000	118.30	7,807,800.00		
		NICE LTD	17,900	468.80	8,391,520.00		
		NOVA LTD	8,600	863.90	7,429,540.00		
		AZRIELI GROUP	12,000	329.60	3,955,200.00		
		小計	銘柄数：10			118,936,900.00	
					(5,287,113,909)		
	組入時価比率：0.2%			0.2%			
合計				3,166,553,749,881			
				(3,166,553,749,881)			

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0)	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,845,380.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,206,200.00	
		AMERICAN TOWER CORP	137,200	27,209,504.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	172,000	3,799,480.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	41,700	8,148,597.00	
		BXP INC	43,000	3,303,690.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,418,752.00	
		CROWN CASTLE INC	128,400	12,345,660.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	99,000	16,160,760.00	
		EQUINIX INC	28,700	22,204,616.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,086,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,681,000.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	19,100	5,121,092.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	62,900	9,263,912.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,874,400.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,733,170.00	
		INVITATION HOMES INC	171,000	5,172,750.00	
		IRON MOUNTAIN INC	86,000	7,927,480.00	
		KIMCO REALTY CORP	195,000	4,438,200.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	4,827,280.00	
		PROLOGIS INC	271,900	30,901,435.00	
		PUBLIC STORAGE	45,900	13,669,020.00	
		REALTY INCOME CORP	262,000	15,533,980.00	
		REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,757,680.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	31,600	6,248,584.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	95,900	17,477,775.00	
		SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,764,394.00	
		UDR INC	88,000	3,439,920.00	
		VENTAS INC	129,000	8,760,390.00	
		VICI PROPERTIES INC	308,000	10,348,800.00	

	小計	WELLTOWER INC	190,300	31,936,146.00	
		WEYERHAEUSER CO	208,000	5,439,200.00	
		WP CAREY INC	61,000	4,155,320.00	
		銘柄数：33	3,597,600	314,200,567.00	
		組入時価比率：1.4%		(46,649,358,182)	87.7%
	ユーロ	COVIVIO	17,000	956,250.00	
		GECINA SA	11,700	979,875.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,978,860.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	3,065,300.00	
		銘柄数：4	122,700	6,980,285.00	
		組入時価比率：0.0%		(1,213,592,350)	2.3%
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	220,000	1,186,900.00	
		SEGRO PLC	390,000	2,448,420.00	
		銘柄数：2	610,000	3,635,320.00	
		組入時価比率：0.0%		(728,227,302)	1.4%
	豪ドル	GOODMAN GROUP	588,000	19,686,240.00	
		SCENTRE GROUP	1,520,000	6,171,200.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	4,478,400.00	
		VICINITY CENTRES	1,200,000	3,072,000.00	
		銘柄数：4	4,028,000	33,407,840.00	
		組入時価比率：0.1%		(3,250,916,910)	6.1%
	香港ドル	LINK REIT	760,000	31,540,000.00	
		銘柄数：1	760,000	31,540,000.00	
		組入時価比率：0.0%		(600,521,600)	1.1%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,853,210.80	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,606,397	3,630,457.22	
		銘柄数：2	2,636,437	6,483,668.02	
		組入時価比率：0.0%		(748,928,492)	1.4%
	合計			53,191,544,836	
				(53,191,544,836)	

合計		53, 191, 544, 836	
		(53, 191, 544, 836)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 9 月 8 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	51, 696, 130, 396	—	52, 496, 693, 616	800, 563, 220
合計	51, 696, 130, 396	—	52, 496, 693, 616	800, 563, 220

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 9 月 8 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2, 025, 643, 306
コール・ローン	218, 378, 168
株式	173, 736, 708, 439
投資信託受益証券	6, 963, 726, 121
投資証券	146, 991, 047
派生商品評価勘定	261, 781, 876
未収入金	650, 996
未収配当金	185, 251, 584
未収利息	2, 919
差入委託証拠金	6, 757, 491, 446
流動資産合計	190, 296, 625, 902
資産合計	190, 296, 625, 902
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	492, 178
未払解約金	23, 306, 177
その他未払費用	8, 908, 200

流動負債合計	32,706,555
負債合計	32,706,555
純資産の部	
元本等	
元本	79,415,221,303
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	110,848,698,044
元本等合計	190,263,919,347
純資産合計	190,263,919,347
負債純資産合計	190,296,625,902

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 9 月 8 日現在
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額

1 口当たり純資産額	2. 3958 円
(10,000 口当たり純資産額)	(23,958 円)

(金融商品に関する注記)	
(1)金融商品の状況に関する事項	
自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項	
2025 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)	
元本の移動及び期末元本額の内訳	
2025 年 9 月 8 日現在	
期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	67,239,617,685 円
同期中における追加設定元本額	22,234,003,713 円
同期中における一部解約元本額	10,058,400,095 円
期末元本額	79,415,221,303 円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド2015	11,342,703 円
野村資産設計ファンド2020	12,100,679 円
野村資産設計ファンド2025	16,379,285 円
野村資産設計ファンド2030	31,270,232 円
野村資産設計ファンド2035	36,167,473 円

野村資産設計ファンド2040	65,868,689 円
野村資産設計ファンド2045	14,827,662 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,700,107,232 円
ネクストコア	9,622,558 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	525,466,437 円
野村資産設計ファンド2050	17,062,364 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,911,117 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,216,859 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,181,509 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,307,679 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	814,028 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	1,038,584 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	10,415,857 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	6,236,146 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	25,718,021 円
野村つみたて外国株投信	9,415,917,744 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	594,459,822 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	2,158,601,316 円
世界6資産分散ファンド	141,979,524 円
野村資産設計ファンド2060	16,893,637 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	3,813,712,342 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	1,940,104,694 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,308,408,340 円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 外国株式	4,793,805,245 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,389,672 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式 (適格機関投資家専用)	1,118,319,186 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	321,551 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	48,070,109,320 円
野村DC運用戦略ファンド	677,424,396 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	40,297,646 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	36,186,809 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	45,168,405 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	35,174,010 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	38,084,325 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	69,699,246 円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	216,128,738 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.00	310,620.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	

SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00
TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	19,800	45.86	908,028.00
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	19.99	431,784.00
NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00
PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00
PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00
POLYUS PJSC	23,550	0.00	0.00
SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00
SOUTHERN COPPER CORP	11,209	102.98	1,154,302.82
LATAM AIRLINES GROUP-SA ADR	13,558	50.34	682,509.72
H WORLD GROUP LTD-ADR	27,800	37.60	1,045,280.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	50,400	44.93	2,264,472.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
PDD HOLDINGS INC ADR	93,200	124.68	11,620,176.00
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	17.14	675,316.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
JBS NV-A	49,050	16.07	788,233.50
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	36.08	400,488.00
BANCO DE CHILE-ADR	33,600	30.42	1,022,112.00
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	25.65	502,740.00
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	330,036	1.89	626,408.32
CREDICORP LTD	9,400	261.20	2,455,280.00
GRUPO CIBEST SA-ADR	15,630	52.12	814,635.60
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	445,200	14.74	6,562,248.00
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
STATE BANK OF INDIA-GDR	23,210	91.80	2,130,678.00
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00
ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.70	270,100.00
INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00
QFIN HOLDINGS INC-ADR	13,400	28.77	385,518.00

		MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
		XP INC - CLASS A	53,000	18.91	1,002,230.00	
		TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	10.14	507,000.00	
		KANZHUN LTD	53,800	23.98	1,290,124.00	
		TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	75,200	24.49	1,841,648.00	
		AUTOHOME INC-ADR	7,500	28.61	214,575.00	
		VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	小計	銘柄数：48			39,906,506.96	
					(5,924,919,088)	
		組入時価比率：3.1%			3.4%	
	メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	17.59	32,928,216.15	
		GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	417,983	127.02	53,092,200.66	
		INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	721.08	18,971,614.80	
		GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	131.83	8,568,950.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	636.05	15,646,830.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	246.04	10,579,720.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	55,800	466.39	26,024,562.00	
		PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	245.73	4,570,578.00	
		GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	149.62	6,433,660.00	
		WALMART DE MEXICO-SER V	685,000	57.05	39,079,250.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	76,400	189.54	14,480,856.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	155.99	10,451,330.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	228,000	159.53	36,372,840.00	
		ALFA S. A. B. -A	537,968	14.04	7,553,070.72	
		GRUMA S. A. B. -B	21,900	331.01	7,249,119.00	
		GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	63.21	9,923,970.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	245,000	36.98	9,060,100.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	175.63	58,080,841.00	
		GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	51.39	10,740,510.00	
		QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	173.28	5,371,680.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,507,000	18.30	45,878,100.00	
	小計	銘柄数：21			431,057,998.33	
					(3,418,031,291)	
		組入時価比率：1.8%			2.0%	
	リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	499,000	32.90	16,417,100.00	
		PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	612,000	30.59	18,721,080.00	

PRIO SA	108,700	36.55	3,972,985.00
ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	21.04	1,809,440.00
KLABIN SA-UNIT	83,600	18.52	1,548,272.00
GERDAU SA PFD NPV	194,020	17.44	3,383,708.80
VALE SA	492,552	56.22	27,691,273.44
SUZANO SA	87,960	51.99	4,573,040.40
EMBRAER SA	93,000	82.04	7,629,720.00
WEG SA	221,648	37.85	8,389,376.80
LOCALIZA RENT A CAR	120,795	38.10	4,602,289.50
RUMO SA	164,000	14.70	2,410,800.00
MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	121,000	14.90	1,802,900.00
VIBRA ENERGIA SA	138,000	24.95	3,443,100.00
RAIA DROGASIL SA	153,980	17.35	2,671,553.00
AMBEV SA	593,956	12.25	7,275,961.00
BRF SA	77,000	19.77	1,522,290.00
REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	39.30	4,185,450.00
BANCO BRADESCO S. A.	209,953	14.71	3,088,408.63
BANCO BRADESCO SA - PREF	731,042	17.24	12,603,164.08
BANCO DO BRASIL SA	208,000	21.15	4,399,200.00
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	699,990	38.36	26,851,616.40
ITAUSA SA	792,968	11.15	8,841,593.20
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	32.24	2,804,880.00
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	14.18	1,148,580.00
PORTO SEGURO SA	25,500	50.95	1,299,225.00
TOTVS SA	86,000	43.09	3,705,740.00
TELEFONICA BRASIL S. A.	118,400	34.00	4,025,600.00
TIM SA	135,900	22.95	3,118,905.00
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	48.04	1,393,160.00
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	45.54	7,382,034.00
CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	11.14	2,862,790.62
COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	180,000	12.25	2,205,000.00
CPFL ENERGIA SA	18,400	38.50	708,400.00
ENERGISA SA-UNITS	35,700	50.03	1,786,071.00
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	36.59	5,415,320.00
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	64,500	124.87	8,054,115.00

		B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	13.38	9,098,386.62	
		BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	46.27	7,310,660.00	
		ENEVA SA	98,100	15.18	1,489,158.00	
		ENGIE BRASIL SA	16,600	39.40	654,040.00	
		小計 銘柄数：41			242,296,387.49	
		組入時価比率：3.5%			(6,643,621,567)	3.8%
	チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,540.00	183,260,000.00	
		S. A. C. I. FALABELLA	94,000	5,825.00	547,550,000.00	
		EMPRESAS COPEC SA	57,000	7,362.30	419,651,100.00	
		CENCOSUD SA	204,000	2,990.00	609,960,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	42,200.00	554,254,800.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	100.20	232,965,000.00	
		小計 銘柄数：6			2,547,640,900.00	
		組入時価比率：0.2%			(391,373,690)	0.2%
	コロンビアペソ	GRUPO CIBEST SA	28,900	60,180.00	1,739,202,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	22,240.00	1,334,400,000.00	
		小計 銘柄数：2			3,073,602,000.00	
		組入時価比率：0.1%			(115,189,382)	0.1%
	ユーロ	METLEN ENERGY & METALS	15,200	53.15	807,880.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	18.77	379,154.00	
		JUMBO SA	15,932	30.30	482,739.60	
		ALPHA BANK SA	283,000	3.51	995,594.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	366,000	3.18	1,165,344.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	12.23	1,370,320.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S. A.	121,000	6.84	827,882.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	16.29	293,220.00	
		PUBLIC POWER CORP	31,600	14.15	447,140.00	
		小計 銘柄数：10			6,769,273.60	
		組入時価比率：0.6%			(1,176,905,908)	0.7%
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	167.50	19,547,250.00	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	27.34	11,428,120.00	

		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	175.00	35,161,000.00	
		KOC HLDGS	85,000	168.00	14,280,000.00	
		TURK HAVA YOLLARI AO	83,000	319.50	26,518,500.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	115,000	107.00	12,305,000.00	
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	515.00	28,582,500.00	
		AKBANK T. A. S	411,000	62.45	25,666,950.00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	85.80	11,325,600.00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	13.69	13,142,126.20	
		YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	417,000	30.30	12,635,100.00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	90.05	16,118,950.00	
	小計	銘柄数：12			226,711,096.20	
					(816,953,435)	
		組入時価比率：0.4%			0.5%	
チェコ	コルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,042.00	9,430,100.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	154.60	6,493,200.00	
		CEZ AS	21,600	1,327.00	28,663,200.00	
	小計	銘柄数：3			44,586,500.00	
					(317,901,745)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	
フオ	リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,900.00	173,420,000.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,270.00	166,374,000.00	
		OTP BANK NYRT	29,100	30,100.00	875,910,000.00	
	小計	銘柄数：3			1,215,704,000.00	
					(534,909,760)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
ズロチ		ORLEN SA	77,387	81.08	6,274,537.96	
		KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	18,100	132.50	2,398,250.00	
		BUDIMEX	2,100	527.60	1,107,960.00	
		LPP SA	130	17,395.00	2,261,350.00	
		ALLEGRO.EU SA	99,100	34.89	3,457,599.00	
		CCC SA	6,800	171.00	1,162,800.00	
		DINO POLSKA SA	66,500	47.42	3,153,430.00	
		ZABKA GROUP SA	47,000	21.78	1,023,660.00	
		BANK MILLENNIUM SA	77,000	14.22	1,094,940.00	
		BANK PEKAO SA	26,500	180.10	4,772,650.00	
		MBANK	2,040	877.20	1,789,488.00	

小計	PKO BANK POLSKI SA	110,600	71.26	7,881,356.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	492.90	2,789,814.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	61.04	4,693,976.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	148,000	11.12	1,646,500.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	250.20	2,001,600.00	
	銘柄数：16			47,509,910.96	
	組入時価比率：1.0%			(1,942,205,160)	1.1%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	7.11	1,450,440.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	9.39	2,535,300.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	4.13	12,558,917.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	463,000	36.24	16,779,120.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,800,000	7.69	21,532,000.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	484,700	9.39	4,551,333.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	23.98	3,309,240.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	5.12	2,012,160.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	6.94	3,400,600.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	24.96	8,910,720.00	
	CMOC GROUP LTD-H	582,000	12.65	7,362,300.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	183,000	24.56	4,494,480.00	
	MMG LTD	464,800	5.50	2,556,400.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	126,250	32.82	4,143,525.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	254,000	28.24	7,172,960.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	779,000	28.24	21,998,960.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	402,000	4.08	1,640,160.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.54	1,681,616.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.81	1,600,200.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	10.67	2,424,757.50	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	10,900	432.20	4,710,980.00	
	CITIC LTD	517,000	11.31	5,847,270.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	5.43	1,226,854.20	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	6.00	3,300,000.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	103,000	22.14	2,280,420.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.68	1,542,240.00	

WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	15.15	3,254,220.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	37.32	2,060,064.00
BOC AVIATION LTD	28,100	70.00	1,967,000.00
J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	9.84	3,670,320.00
JD LOGISTICS INC	279,400	13.09	3,657,346.00
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	143.50	7,720,300.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	368,000	13.68	5,034,240.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	127.00	1,714,500.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	15.06	2,740,920.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	9.21	1,363,080.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	7.14	1,123,264.80
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	71.60	5,957,120.00
BYD CO LTD-H	483,500	105.60	51,057,600.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	18.68	14,364,920.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	19.28	5,263,440.00
LI AUTO INC	172,200	93.15	16,040,430.00
NIO INC.	219,000	47.84	10,476,960.00
XPENG INC	174,400	77.90	13,585,760.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.59	1,821,060.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	76,000	62.75	4,769,000.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	327,000	25.74	8,416,980.00
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	86.50	3,710,850.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	94.55	15,109,090.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	4.63	3,379,900.00
LAOPU GOLD CO LTD	3,700	767.50	2,839,750.00
LI NING CO LTD	276,000	18.85	5,202,600.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	123,400	59.15	7,299,110.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	13.40	2,546,000.00
MEITUAN-CLASS B	653,340	103.00	67,294,020.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	22.08	4,045,056.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.78	1,175,020.00
TRIP.COM GROUP LTD	84,000	572.00	48,048,000.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	2,278,380	131.80	300,290,484.00
JD.COM, INC.	320,167	122.10	39,092,390.70
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	47.68	3,280,384.00

CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	259,000	16.02	4,149,180.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	309.60	21,610,080.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	6.49	5,646,300.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	63.85	9,762,665.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	109.75	1,349,925.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	27.28	5,710,604.24
NONGFU SPRING LTD	258,400	50.95	13,165,480.00
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	50.20	3,915,600.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.39	1,777,950.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	435,000	15.02	6,533,700.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	278,000	11.30	3,141,400.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.56	3,074,680.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	19.10	5,080,600.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	58.50	2,340,000.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	24.86	1,491,600.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	5.68	1,408,640.00
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	18.56	3,526,400.00
3SBIO, INC	236,000	35.66	8,415,760.00
AKESO INC	86,000	154.70	13,304,200.00
BEONE MEDICINES LTD	112,320	202.00	22,688,640.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	191,000	103.10	19,692,100.00
SICHUAN KELUN-BIOTECH BIOPHA	6,400	524.00	3,353,600.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	4.89	877,755.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	11.19	11,721,748.80
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	178,000	37.12	6,607,360.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	8.91	11,997,315.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,690,000	5.48	20,221,200.00
BANK OF CHINA LTD-H	9,330,000	4.33	40,398,900.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,173,790	6.79	7,970,034.10
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	7.04	7,251,200.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	12,623,000	7.67	96,818,410.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.58	920,060.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	534,692	47.40	25,344,400.80
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	4.35	4,262,130.00

CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	287,000	5.98	1,716,260.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,640,000	5.77	49,852,800.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1,219,000	5.75	7,009,250.00
FAR EAST HORIZON LTD	370,000	7.34	2,715,800.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,000,000	22.58	22,580,000.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	373,000	32.14	11,988,220.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	15.97	3,434,699.84
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	45.92	6,107,360.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	6.67	8,070,700.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	938,420	18.12	17,004,170.40
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	880,000	55.45	48,796,000.00
GDS HOLDINGS LIMITED	137,000	32.42	4,441,540.00
HORIZON ROBOTICS INC	540,000	9.81	5,297,400.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	15.45	5,654,700.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	42.24	4,561,920.00
ZTE CORP-H	111,052	32.22	3,578,095.44
LENOVO GROUP LTD	896,000	11.00	9,856,000.00
XIAOMI CORPORATION	2,275,000	53.65	122,053,750.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	42.74	3,932,080.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	79.80	7,604,940.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.47	3,976,350.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	107,000	47.58	5,091,060.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.71	1,736,280.00
CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	11.08	5,961,040.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	33.90	1,661,100.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	7.81	2,483,580.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	20.52	2,544,480.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	112,100	63.95	7,168,795.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.24	3,243,520.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.69	1,089,450.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	7.36	2,487,680.00
CHINA CITIC FINANCIAL ASSET MANAGEMENT	1,857,000	1.07	1,986,990.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	10.96	5,041,600.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	252,000	20.56	5,181,120.00

	CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	28.10	5,340,405.00	
	GUOTAI HAITONG SECURITIES CO-H	252,960	15.73	3,979,060.80	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	18.56	2,338,560.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	37.66	7,004,760.00	
	CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.88	3,715,200.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	7.40	2,708,400.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.38	1,656,200.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	18.75	4,462,500.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	680,000	5.89	4,005,200.00	
	GENSCRIPT BIOTECH CORP	198,000	17.36	3,437,280.00	
	WUXI APPTEC CO LTD	54,000	113.60	6,134,400.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	459,000	36.94	16,955,460.00	
	WUXI XDC CAYMAN INC	39,000	65.40	2,550,600.00	
	CHINA LITERATURE LTD	49,800	41.56	2,069,688.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	1,424,000	2.78	3,958,720.00	
	KINGSOFT CORP LTD	111,000	32.60	3,618,600.00	
	NETEASE CLOUD MUSIC INC	11,400	273.20	3,114,480.00	
	NETEASE, INC.	235,050	210.00	49,360,500.00	
	BAIDU INC-CLASS A	290,410	97.00	28,169,770.00	
	BILIBILI INC	30,120	176.70	5,322,204.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	354,200	72.95	25,838,890.00	
	MEITU INC	450,000	9.77	4,396,500.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	851,200	605.50	515,401,600.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	17.33	1,265,090.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	563,000	13.85	7,797,550.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	31.32	13,168,306.08	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	104,000	39.52	4,110,080.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.22	1,268,460.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	287,200	48.80	14,015,360.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.31	2,804,320.00	
	小計銘柄数：161			2,361,800,624.70	
	組入時価比率：23.6%			(44,968,683,894)	
				25.9%	
リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	21.80	654,000.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	4.20	1,386,000.00	

小計	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	551,000	5.58	3,074,580.00	
	GAMUDA BERHAD	685,000	5.56	3,808,600.00	
	SUNWAY BHD	418,000	5.28	2,207,040.00	
	MISC BHD	210,960	7.47	1,575,871.20	
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.58	571,170.00	
	IOI CORP	247,000	3.86	953,420.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	19.92	1,454,160.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	93.24	680,652.00	
	QL RESOURCES BHD	178,500	4.19	747,915.00	
	SD GUTHRIE BHD	238,000	5.06	1,204,280.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.91	1,796,600.00	
	AMMB HOLDING	313,000	5.50	1,721,500.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,038,000	7.30	7,577,400.00	
	HONG LEONG BANK	92,960	20.06	1,864,777.60	
	MALAYAN BANKING	839,000	9.99	8,381,610.00	
	PUBLIC BANK BHD	1,915,000	4.27	8,177,050.00	
	RHB BANK BHD	228,023	6.50	1,482,149.50	
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	7.01	904,290.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.43	840,780.00	
	CELCOMDIGI BHD	429,000	3.72	1,595,880.00	
	MAXIS BHD	265,000	3.55	940,750.00	
	TENAGA NASIONAL	368,000	13.06	4,806,080.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	18.70	1,701,700.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	480,000	2.50	1,200,000.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	360,000	4.04	1,454,400.00	
	小計銘柄数 : 27			62,762,655.30	
				(2,206,540,396)	
	組入時価比率 : 1.2%			1.3%	
パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	112.00	18,368,000.00	
	PTT PCL-NVDR	1,352,000	31.50	42,588,000.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	219.00	22,053,300.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	38.50	20,944,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	24.30	10,083,965.40	
	CP ALL PCL-NVDR	762,000	47.50	36,195,000.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	19.80	4,039,457.40	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	22.50	9,585,000.00	

		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	21.00	30,198,000.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	101,000	185.50	18,735,500.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	170.00	14,110,000.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	25.25	12,727,262.50	
		SCB X PCL-NVDR	125,000	126.50	15,812,500.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.91	4,532,430.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	437,100	147.50	64,472,250.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,559,966	11.30	17,627,615.80	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	132,000	293.00	38,676,000.00	
		GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	608,119	47.50	28,885,652.50	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	55.25	14,420,250.00	
	小計	銘柄数：19			424,054,183.60	
		組入時価比率：1.0%			(1,963,370,870)	
					1.1%	
フィリピン	ペンソ	AYALA CORPORATION	28,302	549.00	15,537,798.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	763.50	23,286,750.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	142,000	487.80	69,267,600.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	85,000	232.80	19,788,000.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297,940	111.60	33,250,104.00	
		BDO UNIBANK INC	303,075	133.40	40,430,205.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	69.50	14,254,102.50	
		PLDT INC	7,000	1,125.00	7,875,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	537.50	20,048,750.00	
		AYALA LAND INC	768,000	28.90	22,195,200.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	23.00	31,946,425.00	
	小計	銘柄数：11			297,879,934.50	
		組入時価比率：0.4%			(776,721,929)	
					0.4%	
ルピ	ア	DIAN SWASTATIKA SENTOSA TBK	132,800	106,200.00	14,103,360,000.00	
		PETRINDO JAYA KREASI TBK PT	2,981,000	1,530.00	4,560,930,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	25,350.00	5,806,417,500.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	2,200.00	6,365,477,800.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	1,290,000	8,125.00	10,481,250,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	2,135,000	8,075.00	17,240,125,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	3,000,000	5,500.00	16,500,000,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	59.00	6,202,080,000.00	

		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,080.00	4,097,600,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	9,250.00	2,858,250,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,525.00	3,160,500,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,520.00	5,152,800,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,180.00	2,714,000,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	7,300,000	8,000.00	58,400,000,000.00	
		BANK MANDIRI	4,990,000	4,680.00	23,353,200,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,370.00	7,079,400,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,850,028	4,000.00	35,400,112,000.00	
		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	3,150.00	19,561,500,000.00	
	小計	銘柄数：18			243,037,002,300.00	
					(2,211,636,720)	
		組入時価比率：1.2%			1.3%	
	ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	144,700.00	737,970,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	60,600.00	238,158,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	9,340	105,400.00	984,436,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	6,350	274,500.00	1,743,075,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	901,000.00	639,710,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	9,860	276,500.00	2,726,290,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	4,330	920,000.00	3,983,600,000.00	
		HANWHA SYSTEMS CO LTD	9,600	52,400.00	503,040,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10,800	94,400.00	1,019,520,000.00	
		LIG NEX1 CO LTD	1,700	476,000.00	809,200,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59,800	61,800.00	3,695,640,000.00	
		ECOPRO BM CO LTD	5,590	116,600.00	651,794,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,311	49,800.00	613,087,800.00	
		HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	517,000.00	1,576,850,000.00	
		HYOSUNG HEAVY INDUSTRIES CORP	730	1,232,000.00	899,360,000.00	
		LG ENERGY SOLUTION	5,650	343,000.00	1,937,950,000.00	
		LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	293,000.00	495,170,000.00	
		POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	131,600.00	450,072,000.00	
		DOOSAN CORP	1,000	579,000.00	579,000,000.00	
		LG CORP	11,750	75,600.00	888,300,000.00	
		SAMSUNG C&T CORP	12,230	175,000.00	2,140,250,000.00	
		SK INC	4,570	206,500.00	943,705,000.00	
		SK SQUARE CO LTD	12,900	152,800.00	1,971,120,000.00	

DOOSAN BOBCAT INC	6,550	53,700.00	351,735,000.00
HANWHA OCEAN CO LTD	16,300	112,500.00	1,833,750,000.00
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	513,000.00	1,426,140,000.00
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	5,860	428,500.00	2,511,010,000.00
HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	205,000.00	2,337,000,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	99,600	21,100.00	2,101,560,000.00
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	48,650.00	252,980,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	185,800.00	994,030,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	23,650.00	626,725,000.00
HMM COMPANY LIMITED	38,300	22,950.00	878,985,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNNOGY CO	9,300	39,300.00	365,490,000.00
HYUNDAI MOBIS	8,010	323,000.00	2,587,230,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	18,330	220,000.00	4,032,600,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	170,900.00	705,817,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	167,500.00	485,750,000.00
KIA CORP	33,120	106,600.00	3,530,592,000.00
COWAY CO LTD	7,930	102,500.00	812,825,000.00
LG ELECTRONICS INC	12,030	75,100.00	903,453,000.00
HANJIN KAL CORP	1,900	109,200.00	207,480,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	108,400.00	313,276,000.00
SAMYANG FOODS CO LTD	530	1,552,000.00	822,560,000.00
KT & G CORP	13,000	135,200.00	1,757,600,000.00
AMOREPACIFIC CORP	3,730	118,200.00	440,886,000.00
LG H&H	1,002	296,500.00	297,093,000.00
HLB INC	15,700	40,550.00	636,635,000.00
ALTEOGEN INC	5,050	475,500.00	2,401,275,000.00
CELLTRION INC	21,611	169,000.00	3,652,259,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	109,200.00	362,544,000.00
YUHAN CORPORATION	7,100	119,000.00	844,900,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	38,400	81,200.00	3,118,080,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	42,800	19,010.00	813,628,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	23,550.00	454,515,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	48,800	108,600.00	5,299,680,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	56,300	64,600.00	3,636,980,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	86,400	24,300.00	2,099,520,000.00

小計	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	123,100.00	1,538,750,000.00	
	DB INSURANCE CO LTD	5,600	138,600.00	776,160,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	4,390	457,500.00	2,008,425,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	149,900.00	1,588,940,000.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	151,500.00	710,535,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	628,260	69,500.00	43,664,070,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	110,880	57,100.00	6,331,248,000.00	
	LG.DISPLAY CO LTD	30,970	11,990.00	371,330,300.00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	178,200.00	1,250,964,000.00	
	SAMSUNG SDI CO,LTD	8,852	199,500.00	1,765,974,000.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	82,900.00	447,660,000.00	
	SK HYNIX INC	72,430	273,500.00	19,809,605,000.00	
	LG UPLUS CORP	35,700	14,370.00	513,009,000.00	
	SK TELECOM CO LTD	5,500	54,800.00	301,400,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER	36,700	36,750.00	1,348,725,000.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	131,200.00	700,608,000.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	19,010.00	470,250,370.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	19,240.00	359,788,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,475	1,030,000.00	2,549,250,000.00	
	HYBE CO LTD	3,330	290,500.00	967,365,000.00	
	KRAFTON INC	3,630	326,000.00	1,183,380,000.00	
	KAKAO CORP	40,170	58,500.00	2,349,945,000.00	
	NAVER CORP	19,360	229,000.00	4,433,440,000.00	
	小計銘柄数：81			179,564,702,470.00	
				(19,195,466,694)	
	組入時価比率：10.1%			11.0%	
新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	28.55	11,762,542.90	
	FORMOSA PLASTIC	492,424	37.80	18,613,627.20	
	NAN YA PLASTICS CORP	633,726	38.45	24,366,764.70	
	ASIA CEMENT	314,980	36.40	11,465,272.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	929,888	22.65	21,061,963.20	
	CHINA STEEL	1,478,544	19.55	28,905,535.20	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	20,730	622.00	12,894,060.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,010.00	8,080,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	455,454	27.45	12,502,212.30	

AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	787.00	12,170,168.00
CHINA AIRLINES LTD	375,000	21.65	8,118,750.00
EVA AIRWAYS CORP	303,000	39.55	11,983,650.00
EVERGREEN MARINE	147,950	186.50	27,592,675.00
WAN HAI LINES LIMITED	86,335	82.20	7,096,737.00
YANG MING MARINE TRANSPORT	259,000	57.90	14,996,100.00
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.90	6,891,300.00
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	38.10	8,459,571.60
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	451.50	10,836,000.00
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	410.00	10,021,630.00
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	115.00	8,003,080.00
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	42,580	562.00	23,929,960.00
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	84,816	252.50	21,416,040.00
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	78.10	49,033,991.60
PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	510.00	16,320,000.00
CALIWAY BIOPHARMACEUTICALS C	132,000	255.00	33,660,000.00
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	939,955	19.45	18,282,124.75
CTBC FINANCIAL HOLDING	2,172,212	41.85	90,907,072.20
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	2,004,943	34.30	68,769,544.90
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,519,065	29.20	44,356,698.00
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,174,606	29.15	34,239,764.90
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,579,626	41.25	65,159,572.50
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,560,946	24.30	37,930,987.80
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	2,794,002	17.10	47,777,434.20
TAIWAN BUSINESS BANK	785,462	15.30	12,017,568.60
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,367,265	24.20	33,087,813.00
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	41.30	19,283,217.80
CHAILEASE HOLDING CO LTD	190,422	116.50	22,184,163.00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,517,197	33.80	51,281,258.60
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,303,293	64.60	84,192,727.80
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,076,830	87.00	93,684,210.00
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	2,103,617	15.25	32,080,159.25
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	65,000	1,020.00	66,300,000.00
ACER INC	348,767	33.40	11,648,817.80
ADVANTECH CO., LTD.	60,620	341.00	20,671,420.00

ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	944.00	42,480,000.00
ASUSTEK COMPUTER INC	94,805	645.00	61,149,225.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	187.50	14,407,500.00
COMPAL ELECTRONICS	571,590	28.10	16,061,679.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	269.00	19,637,000.00
INVENTEC CO.,LTD	331,911	41.70	13,840,688.70
KING SLIDE WORKS CO LTD	8,000	3,210.00	25,680,000.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285,897	130.50	37,309,558.50
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101,000	129.50	13,079,500.00
PEGATRON CORP	242,692	70.20	17,036,978.40
QUANTA COMPUTER INC	357,684	258.50	92,461,314.00
WISTRON CORP	414,000	115.50	47,817,000.00
WIWYNN CORP	15,000	3,025.00	45,375,000.00
AUO CORP	802,606	12.30	9,872,053.80
DELTA ELECTRONICS INC	254,681	726.00	184,898,406.00
E INK HOLDINGS INC	116,000	250.00	29,000,000.00
ELITE MATERIAL CO LTD	39,000	1,165.00	45,435,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,658,649	205.00	340,023,045.00
INNOLUX CORP	866,744	13.50	11,701,044.00
LARGAN PRECISION CO LTD	14,040	2,405.00	33,766,200.00
LOTES CO LTD	10,000	1,495.00	14,950,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	194,566	59.60	11,596,133.60
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	134.00	21,172,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	220,387	64.90	14,303,116.30
YAGEO CORPORATION	235,928	135.00	31,850,280.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	88,410	174.00	15,383,340.00
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	3,970.00	39,700,000.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	449,658	156.00	70,146,648.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,460.00	19,680,000.00
GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,345.00	13,450,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	370.50	11,485,500.00
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	13,000	2,410.00	31,330,000.00
MEDIATEK INC	202,538	1,435.00	290,642,030.00
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	73,058	438.50	32,035,933.00
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	67,417	539.00	36,337,763.00

		SILERGY CORP	47,000	297.50	13,982,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,268,000	1,180.00	3,856,240,000.00	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,496,500	41.20	61,655,800.00	
		VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	185,335	91.70	16,995,219.50	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	500,065	134.50	67,258,742.50	
		FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	274,000	84.40	23,125,600.00	
		TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	106.00	25,567,200.00	
		INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33,000	784.00	25,872,000.00	
	小計	銘柄数：87			7,119,827,184.10	
		組入時価比率：18.2%			(34,573,880,805)	
					19.9%	
	インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	218,000	312.50	68,125,000.00	
		COAL INDIA LTD	245,000	392.65	96,199,250.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	383.60	50,251,600.00	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	139.65	47,899,950.00	
		OIL INDIA LTD	54,800	396.40	21,722,720.00	
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	234.13	91,778,960.00	
		PETRONET LNG LTD	129,000	273.20	35,242,800.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	807,900	1,375.00	1,110,862,500.00	
		ASIAN PAINTS LTD	44,100	2,579.90	113,773,590.00	
		COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	18,300	2,257.90	41,319,570.00	
		PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,664.00	37,006,400.00	
		PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	3,095.10	60,973,470.00	
		SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	4,000	13,915.00	55,660,000.00	
		SRF LTD	19,200	2,851.80	54,754,560.00	
		SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	4,577.70	36,163,830.00	
		UPL LTD	65,500	688.85	45,119,675.00	
		AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	566.70	32,301,900.00	
		GRASIM INDUSTRIES LIMITED	35,800	2,804.00	100,383,200.00	
		SHREE CEMENT LIMITED	1,080	30,040.00	32,443,200.00	
		ULTRATECH CEMENT LTD	16,220	12,601.00	204,388,220.00	
		APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,664.70	42,949,260.00	
		HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177,100	743.80	131,726,980.00	
		JINDAL STAINLESS LTD	35,920	755.70	27,144,744.00	
		JINDAL STEEL LTD	61,000	1,034.85	63,125,850.00	
		JSW STEEL LTD	81,300	1,073.10	87,243,030.00	

NMDC LTD	375,000	74.53	27,948,750.00
TATA STEEL LIMITED	971,400	167.68	162,884,352.00
VEDANTA LTD	169,000	445.50	75,289,500.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	491,000	370.80	182,062,800.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	4,404.80	114,965,280.00
ASTRAL LTD	16,300	1,454.90	23,714,870.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	88,800	3,553.60	315,559,680.00
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	329.40	19,302,840.00
VOLTAS LIMITED	29,100	1,432.80	41,694,480.00
ABB INDIA LTD	6,600	5,117.40	33,774,840.00
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	212.36	26,969,720.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	108,000	736.30	79,520,400.00
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,582.50	50,007,000.00
HITACHI ENERGY INDIA LTD	1,760	18,850.00	33,176,000.00
POLYCAB INDIA LTD	6,630	7,228.00	47,921,640.00
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	57.87	67,939,380.00
SIEMENS LIMITED	10,200	3,089.10	31,508,820.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	368,400	130.77	48,175,668.00
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,936.80	63,382,480.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,281.40	37,643,100.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	38,700	714.05	27,633,735.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	26,700	5,670.00	151,389,000.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	50,875	542.25	27,586,968.75
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,321.80	83,273,400.00
GMR AIRPORTS LTD	301,000	85.95	25,870,950.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12,300	2,309.10	28,401,930.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,136.70	34,555,680.00
BOSCH LTD	800	40,910.00	32,728,000.00
MRF LTD	300	148,100.00	44,430,000.00
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	675,000	94.60	63,855,000.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,990.60	36,485,320.00
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	9,084.50	72,676,000.00
EICHER MOTORS LTD	17,400	6,580.50	114,500,700.00
HERO MOTOCORP LTD	14,900	5,363.00	79,908,700.00
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24,000	2,541.70	61,000,800.00

MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	122,400	3,561.30	435,903,120.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	17,350	14,895.00	258,428,250.00
TATA MOTORS LTD	271,600	691.70	187,865,720.00
TVS MOTOR CO LTD	32,900	3,476.60	114,380,140.00
TVS MOTOR COMPANY	131,600	0.00	0.00
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4,900	17,855.00	87,489,500.00
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	501.95	28,862,125.00
PAGE INDUSTRIES LTD	840	44,285.00	37,199,400.00
TITAN CO LTD	49,300	3,665.30	180,699,290.00
ETERNAL LTD	317,000	329.15	104,340,550.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115,000	774.75	89,096,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	57,100	656.00	37,457,600.00
SWIGGY LTD	115,000	439.05	50,490,750.00
VISHAL MEGA MART LTD	275,000	152.48	41,932,000.00
FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	145,200	242.64	35,231,328.00
TRENT LTD	25,200	5,528.50	139,318,200.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	22,220	4,793.30	106,507,126.00
UNITED SPIRITS LTD	41,800	1,312.10	54,845,780.00
VARUN BEVERAGES LTD	178,750	469.65	83,949,937.50
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	16,100	6,076.00	97,823,600.00
MARICO LIMITED	67,800	731.70	49,609,260.00
NESTLE INDIA LTD	90,840	1,208.50	109,780,140.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80,800	1,072.40	86,649,920.00
ITC LTD	416,000	407.35	169,457,600.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	15,900	2,423.30	38,530,470.00
DABUR INDIA LTD	59,800	546.70	32,692,660.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,231.50	68,717,700.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	110,300	2,633.40	290,464,020.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	7,804.50	99,507,375.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	105,000	1,170.00	122,850,000.00
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	5,333.50	33,067,700.00
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,044.10	37,169,960.00
CIPLA LIMITED	77,200	1,553.40	119,922,480.00
DR. REDDY'S LABORATORIES	79,610	1,268.10	100,953,441.00
LUPIN LTD	34,800	1,943.90	67,647,720.00
MANKIND PHARMA LTD	18,300	2,550.60	46,675,980.00

SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	123,700	1,593.60	197,128,320.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17,100	3,579.10	61,202,610.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	1,013.85	28,691,955.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	694.30	34,298,420.00
AXIS BANK LIMITED	297,600	1,055.90	314,235,840.00
BANK OF BARODA	171,000	234.26	40,058,460.00
CANARA BANK	198,000	107.14	21,213,720.00
HDFC BANK LIMITED	1,486,600	963.40	1,432,190,440.00
ICICI BANK LTD	700,600	1,402.80	982,801,680.00
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	72.60	30,876,780.00
INDUSIND BANK LTD	77,200	757.05	58,444,260.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	144,400	1,945.50	280,930,200.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	103.75	27,078,750.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	127.34	23,430,560.00
YES BANK LTD	1,840,000	20.44	37,609,600.00
BAJAJ FINSERV LTD	54,140	2,014.40	109,059,616.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	12,926.00	48,860,280.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	398,800	309.40	123,388,720.00
POWER FINANCE CORPORATION	221,100	394.40	87,201,840.00
REC LTD	159,100	366.15	58,254,465.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	137,300	759.55	104,286,215.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	36,700	1,840.40	67,542,680.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	59,000	596.75	35,208,250.00
PB FINTECH LTD	50,300	1,822.50	91,671,750.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	61,200	1,805.30	110,484,360.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	122,900	1,419.00	174,395,100.00
INFOSYS LTD	436,100	1,444.60	629,990,060.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,195.50	50,292,440.00
MPHASIS LTD	15,100	2,797.40	42,240,740.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	15,270	5,132.00	78,365,640.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	118,600	3,048.30	361,528,380.00
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,477.90	99,462,670.00
WIPRO LTD	359,200	243.67	87,526,264.00
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	8,280.00	20,203,200.00
TATA ELXSI LTD	4,000	5,451.00	21,804,000.00

小計	WAAREE ENERGIES LTD	11,000	3,219.50	35,414,500.00
	INDUS TOWERS LTD	191,400	337.40	64,578,360.00
	TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,549.60	17,665,440.00
	BHARTI AIRTEL LIMITED	336,800	1,895.30	638,337,040.00
	VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	7.23	19,304,100.00
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	641,000	285.35	182,909,350.00
	TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	385.80	80,246,400.00
	TORRENT POWER LTD	28,600	1,262.90	36,118,940.00
	GAIL INDIA LTD	273,000	173.97	47,493,810.00
	BAJAJ FINANCE LTD	381,680	937.60	357,863,168.00
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	62,200	1,490.90	92,733,980.00
	MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,837.90	38,311,650.00
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	791.45	33,636,625.00
	SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	592.50	104,576,250.00
	SUNDARAM FINANCE LTD	10,800	4,537.50	49,005,000.00
	BSE LTD	27,000	2,319.60	62,629,200.00
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	13,700	5,572.50	76,343,250.00
	ADANI POWER LIMITED	66,000	609.70	40,240,200.00
	JSW ENERGY LTD	61,400	504.10	30,951,740.00
	NHPC LTD	328,600	77.82	25,571,652.00
	NTPC LIMITED	565,000	328.70	185,715,500.00
	DIVIS LABORATORIES LTD	15,160	6,009.00	91,096,440.00
	INFO EDGE INDIA LTD	43,700	1,347.00	58,863,900.00
	DLF LIMITED	95,000	755.55	71,777,250.00
	GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	1,961.80	39,236,000.00
	LODHA DEVELOPERS LTD	37,100	1,174.90	43,588,790.00
	OBEROI REALTY LTD	18,200	1,628.60	29,640,520.00
	PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,518.10	32,487,340.00
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,510.50	35,647,800.00
	銘柄数：160			17,295,757,595.25
				(29,229,830,335)
	組入時価比率：15.4%			16.8%
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.05	963,200.00
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.77	1,763,451.00
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.32	935,535.00
	INDUSTRIES QATAR	192,000	12.52	2,403,840.00

		COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.68	2,067,408.00	
		DUKHAN BANK	233,000	3.64	848,819.00	
		MASRAF AL RAYAN	946,000	2.40	2,272,292.00	
		QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	152,000	11.17	1,697,840.00	
		QATAR ISLAMIC BANK	229,000	24.28	5,560,120.00	
		QATAR NATIONAL BANK	606,000	18.80	11,392,800.00	
		OOEDOO QSC	100,000	13.03	1,303,000.00	
		QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	16.02	951,588.00	
		BARWA REAL ESTATE CO	369,000	2.74	1,012,536.00	
		小計 銘柄数：13			33,172,429.00	
	エジプトポンド				(1,355,425,448)	
					0.8%	
		組入時価比率：0.7%				
		EASTERN CO SAE	69,316	37.03	2,566,771.48	
		T M G HOLDING	101,000	52.61	5,313,610.00	
		小計 銘柄数：2			7,880,381.48	
					(24,087,962)	
	ランド				0.0%	
		組入時価比率：0.0%				
		SASOL LTD	57,900	125.54	7,268,766.00	
		ANGLOGOLD ASHANTI PLC	68,200	1,041.50	71,030,300.00	
		GOLD FIELDS LTD	122,200	605.81	74,029,982.00	
		HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	250.58	17,039,440.00	
		IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	184.00	20,552,800.00	
		SIBANYE STILLWATER LTD	371,700	37.81	14,053,977.00	
		VALTERRA PLATINUM LIMITED	29,460	945.90	27,866,214.00	
		BIDVEST GROUP LTD	47,000	216.32	10,167,040.00	
		NASPERS LTD-N SHS	20,510	5,724.15	117,402,316.50	
		PEPKOR HOLDINGS LTD	530,000	25.00	13,250,000.00	
		BID CORP LTD	47,100	444.00	20,912,400.00	
		CLICKS GROUP LTD	31,000	361.94	11,220,140.00	
		SHOPRITE HOLDINGS LTD	73,100	278.33	20,345,923.00	
		ABSA GROUP LTD	107,100	185.95	19,915,245.00	
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	11,550	3,423.80	39,544,890.00	
		NEDBANK GROUP LTD	56,279	212.51	11,959,850.29	
		STANDARD BANK GROUP LTD	173,800	241.48	41,969,224.00	
		FIRSTRAND LTD	672,000	73.60	49,459,200.00	
		REMGRO LTD	67,200	167.96	11,286,912.00	

		DISCOVERY LTD	68,307	222.24	15,180,547.68	
		OLD MUTUAL LTD	692,000	13.22	9,148,240.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	86,000	72.36	6,222,960.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	83.77	19,015,790.00	
		MTN GROUP LTD	233,100	139.56	32,531,436.00	
		VODACOM GROUP	91,100	137.99	12,570,889.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	20,700	517.82	10,718,874.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	144.00	10,497,600.00	
		小計 銘柄数：27			715,160,956.47	
		組入時価比率：3.2%			(6,028,806,863)	3.5%
	U A Eディールハム	ADNOC DRILLING COMPANY P. J. S. C.	424,000	5.47	2,319,280.00	
		ADNOC GAS PLC	780,000	3.31	2,581,800.00	
		MULTIPLY GROUP	391,000	3.00	1,173,000.00	
		SALIK CO PJSC	299,000	6.36	1,901,640.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	1.88	567,760.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	500,000	3.68	1,840,000.00	
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	14.76	5,311,415.52	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	21.84	3,778,320.00	
		DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	9.44	3,644,113.76	
		EMIRATES NBD PJSC	262,000	24.95	6,536,900.00	
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	601,925	16.50	9,931,762.50	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	450,500	17.82	8,027,910.00	
		DUBAI ELECTRICITY & WATER AU	762,000	2.76	2,103,120.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	9.44	4,804,960.00	
		EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	14.30	2,087,800.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	867,000	14.35	12,441,450.00	
		小計 銘柄数：16			69,051,231.78	
		組入時価比率：1.5%			(2,795,884,374)	1.6%
	クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K. S. C	237,953	0.68	163,949.61	
		GULF BANK	285,139	0.33	96,662.12	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,512,964	0.76	1,158,930.42	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,096,870	1.01	1,113,323.05	
		WARBA BANK KSCP	295,000	0.27	82,305.00	

小計	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.51	96,390.00	
	MABANEE CO SAKC	90,455	0.99	90,274.09	
	銘柄数：7			2,801,834.29	
	組入時価比率：0.7%			(1,356,788,254)	0.8%
サウジアラビア リヤル	ADES HOLDING CO	33,800	14.84	501,592.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	810,140	23.47	19,013,985.80	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	115.00	3,392,500.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	18.58	754,348.00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	83.95	537,280.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	123,800	60.00	7,428,000.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	32.02	925,378.00	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	175,700	53.30	9,364,810.00	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	6,000	167.60	1,005,600.00	
	JABAL OMAR DEVELOPMENT CO	73,400	18.18	1,334,412.00	
	JARIR MARKETING CO	61,000	12.70	774,700.00	
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	115.50	392,700.00	
	ALMARAI CO	63,200	48.10	3,039,920.00	
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	130.40	417,280.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	245.00	2,842,000.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	73.45	734,500.00	
	AL RAJHI BANK	258,500	93.65	24,208,525.00	
	ALINMA BANK	157,675	24.82	3,913,493.50	
	ARAB NATIONAL BANK	104,533	22.42	2,343,629.86	
	BANK AL - JAZIRA	90,781	12.03	1,092,095.43	
	BANK ALBILAD	100,778	25.24	2,543,636.72	
	BANQUE SAUDI FRANSI	169,437	15.82	2,680,493.34	
	RIYAD BANK	198,500	26.18	5,196,730.00	
	SAUDI AWWAL BANK	124,500	30.28	3,769,860.00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	13.25	1,142,812.50	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	383,184	34.98	13,403,776.32	
	AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	114.70	516,150.00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	147.00	1,425,900.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11,400	123.70	1,410,180.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3,800	240.20	912,760.00	

		ELM CO	3,300	852.00	2,811,600.00	
		SAUDI TELECOM CO	275,000	41.82	11,500,500.00	
		ETIHAD ETISALAT CO	55,900	61.90	3,460,210.00	
		SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	14.53	1,525,650.00	
		SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	168.10	924,550.00	
		ACWA POWER CO	22,141	209.50	4,638,539.50	
		SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	174.50	872,500.00	
		DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	83,000	18.50	1,535,500.00	
		MAKKAH CONSTRUCTION & DEVEPL	16,400	69.35	1,137,340.00	
	小計	銘柄数：39			145,425,437.97	
					(5,767,572,869)	
		組入時価比率：3.0%			3.3%	
合計					173,736,708,439	
					(173,736,708,439)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	8,637,800	46,903,254.00	
	小計	銘柄数：1	8,637,800	46,903,254.00	
				(6,963,726,121)	
		組入時価比率：3.7%		97.9%	
合計				6,963,726,121	
				(6,963,726,121)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	9,088,310.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	9,449,164.10	
	小計	銘柄数：2	450,990	18,537,474.10	
				(146,991,047)	
		組入時価比率：0.1%		2.1%	
合計				146,991,047	
				(146,991,047)	
合計				7,110,717,168	
				(7,110,717,168)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 9 月 8 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	8,962,151,028	—	9,223,220,676	261,069,648
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	133,373,520	—	133,593,570	220,050
米ドル	133,373,520	—	133,593,570	220,050
合計	—	—	—	261,289,698

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引
- 外国先物取引について
- 先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 9 月 8 日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	5,203,767,185
国債証券	1,002,615,061,650
地方債証券	61,010,702,270
特殊債券	68,297,019,894
社債券	56,278,774,100
未収利息	3,649,876,677
前払費用	290,974,862

流動資産合計	1, 197, 346, 176, 638
資産合計	1, 197, 346, 176, 638
負債の部	
流動負債	
未払金	300, 000, 000
未払解約金	341, 343, 195
流動負債合計	641, 343, 195
負債合計	641, 343, 195
純資産の部	
元本等	
元本	1, 012, 851, 155, 361
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	183, 853, 678, 082
元本等合計	1, 196, 704, 833, 443
純資産合計	1, 196, 704, 833, 443
負債純資産合計	1, 197, 346, 176, 638

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 1815 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(11, 815 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 9 月 8 日現在	
期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	906,544,819,001 円
同期中における追加設定元本額	270,342,198,534 円
同期中における一部解約元本額	164,035,862,174 円
期末元本額	1,012,851,155,361 円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	226,966,794 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	45,495,348,997 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	23,713,247,858 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	11,208,984,482 円
野村資産設計ファンド 2015	329,495,975 円
野村資産設計ファンド 2020	351,612,702 円
野村資産設計ファンド 2025	475,800,261 円
野村資産設計ファンド 2030	457,786,281 円
野村資産設計ファンド 2035	306,353,229 円
野村資産設計ファンド 2040	355,449,788 円
野村日本債券インデックスファンド	491,123,551 円
野村日本債券インデックス (野村投資一任口座向け)	118,261,135,258 円
のむラップ・ファンド (保守型)	29,597,929,831 円
のむラップ・ファンド (普通型)	121,481,607,350 円
のむラップ・ファンド (積極型)	17,055,216,148 円
野村日本債券インデックス (野村 SMA 向け)	4,176,985,828 円
野村資産設計ファンド 2045	57,711,586 円
野村円債投資インデックスファンド	311,783,271 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,188,854,035 円
マイ・ロード	51,689,867,047 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1,467,915,330 円
野村日本債券インデックス (野村 SMA・EW 向け)	29,092,342,872 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	2,515,461,899 円
野村資産設計ファンド 2050	41,628,253 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026-2028 年目標型	28,421,886 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029-2031 年目標型	19,569,937 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032-2034 年目標型	9,865,759 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035-2037 年目標型	6,413,122 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	7,157,393,072 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	6,000,469,824 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	34,683,219 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	15,905,310 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	93,627,928 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	30,325,339 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	25,825,435 円

野村6資産均等バランス	17,429,601,917円
世界6資産分散ファンド	281,757,948円
野村資産設計ファンド2060	23,442,358円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	138,283,116,330円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）債券・安定型	17,341,025,020円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	389,651,875円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	94,544,472円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,117,569,298円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	325,281,133円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	5,265,830円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	7,757,844円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	170,358円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,066,768,073円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	8,554,254円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	37,965,473円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	450,415,709円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	264,492,699円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,196,078,961円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	80,883,936円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	8,032,790,814円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	649,707,693円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	10,221,614円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	51,059,424,483円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	81,672,853,288円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	40,025,863,696円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合（確定拠出年金向け）	51,360,460,947円
マイバランスDC30	23,515,283,635円
マイバランスDC50	22,517,132,317円
マイバランスDC70	9,940,871,087円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合	13,142,375,271円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	5,457,863,121円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	15,760,310,366円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	7,518,910,385円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	663,993,345円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	118,833,889円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	184,098,912円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	529,905,662円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	243,563,619円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	85,825,880円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	7,174,394,909円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	3,222,958,168円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	1,619,163,367円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,785,550,595円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	52,865,798円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	722,973,717円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	1,152,959,613円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	8,476,213,388円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	705,141,259円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	53,172,982円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年9月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第465回	27,000,000,000	26,920,350,000	
		国庫債券 利付(2年)第466回	1,200,000,000	1,197,264,000	
		国庫債券 利付(2年)第468回	6,000,000,000	5,989,860,000	
		国庫債券 利付(2年)第469回	4,000,000,000	3,997,480,000	
		国庫債券 利付(2年)第471回	3,000,000,000	3,006,210,000	
		国庫債券 利付(2年)第473回	5,000,000,000	5,001,250,000	
		国庫債券 利付(5年)第153回	9,000,000,000	8,875,260,000	
		国庫債券 利付(5年)第154回	10,000,000,000	9,857,200,000	
		国庫債券 利付(5年)第155回	6,000,000,000	5,928,840,000	
		国庫債券 利付(5年)第156回	3,000,000,000	2,957,700,000	
		国庫債券 利付(5年)第157回	19,000,000,000	18,687,640,000	
		国庫債券 利付(5年)第158回	6,500,000,000	6,377,020,000	
		国庫債券 利付(5年)第160回	2,500,000,000	2,452,900,000	
		国庫債券 利付(5年)第161回	6,000,000,000	5,903,220,000	
		国庫債券 利付(5年)第162回	14,500,000,000	14,232,765,000	
		国庫債券 利付(5年)第163回	17,000,000,000	16,736,840,000	
		国庫債券 利付(5年)第164回	5,000,000,000	4,879,950,000	
		国庫債券 利付(5年)第165回	10,000,000,000	9,791,700,000	
		国庫債券 利付(5年)第166回	4,000,000,000	3,929,400,000	
		国庫債券 利付(5年)第167回	8,600,000,000	8,428,516,000	
		国庫債券 利付(5年)第168回	10,500,000,000	10,362,240,000	
		国庫債券 利付(5年)第169回	3,000,000,000	2,950,410,000	
		国庫債券 利付(5年)第170回	2,500,000,000	2,462,675,000	
		国庫債券 利付(5年)第172回	3,000,000,000	2,943,780,000	
		国庫債券 利付(5年)第173回	10,000,000,000	9,831,700,000	
		国庫債券 利付(5年)第174回	9,000,000,000	8,883,270,000	
		国庫債券 利付(5年)第175回	6,500,000,000	6,460,025,000	
		国庫債券 利付(5年)第176回	3,000,000,000	2,994,450,000	
		国庫債券 利付(5年)第177回	5,000,000,000	5,011,250,000	
		国庫債券 利付(5年)第178回	9,000,000,000	8,972,730,000	

		国庫債券 利付（５年）第１７９回	8,500,000,000	8,463,280,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,726,228,800	
		国庫債券 利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,380,725,000	
		国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	778,464,000	
		国庫債券 利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,381,571,700	
		国庫債券 利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,038,908,000	
		国庫債券 利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,540,560,000	
		国庫債券 利付（４０年）第７回	2,500,000,000	1,812,375,000	
		国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	991,485,000	
		国庫債券 利付（４０年）第９回	3,200,000,000	1,485,952,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,551,063,800	
		国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	915,705,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１２回	1,000,000,000	453,020,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１３回	3,100,000,000	1,375,160,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１４回	3,260,000,000	1,527,799,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,062,840,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１６回	5,900,000,000	3,322,821,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１７回	6,900,000,000	5,121,732,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１８回	1,800,000,000	1,670,886,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（５年）第１回	3,500,000,000	3,426,535,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（５年）第２回	7,000,000,000	6,863,780,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（５年）第３回	3,000,000,000	2,987,040,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（１０年）第１回	5,000,000,000	4,722,750,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（１０年）第２回	7,000,000,000	6,753,250,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,456,715,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４６回	2,000,000,000	1,980,380,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,890,290,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,857,200,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,410,130,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,429,582,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	978,450,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	975,530,000	

		回			
		国庫債券 利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,809,670,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,757,360,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５５回	4,000,000,000	3,866,120,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,488,300,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５７回	6,700,000,000	6,435,350,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５８回	6,000,000,000	5,743,740,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５９回	12,300,000,000	11,733,585,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６０回	16,000,000,000	15,211,840,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６１回	4,500,000,000	4,263,750,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６２回	1,600,000,000	1,510,736,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６３回	1,100,000,000	1,034,616,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６４回	1,600,000,000	1,498,912,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６５回	4,500,000,000	4,198,680,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６６回	5,500,000,000	5,146,845,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６７回	8,000,000,000	7,456,400,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,425,920,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,394,010,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７０回	23,500,000,000	22,120,080,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７１回	24,000,000,000	22,324,320,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,432,420,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,375,100,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,495,900,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７５回	9,000,000,000	8,734,230,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７６回	8,100,000,000	7,698,159,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７７回	8,500,000,000	8,268,630,000	

		回			
		国庫債券 利付（１０年）第３７８回	4,500,000,000	4,443,930,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７９回	1,000,000,000	994,480,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,139,460,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２回	500,000,000	528,915,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	168,868,800	
		国庫債券 利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,525,384,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	158,584,500	
		国庫債券 利付（３０年）第６回	900,000,000	964,242,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	640,692,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	103,531,000	
		国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	266,939,800	
		国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	246,065,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１１回	660,000,000	677,212,800	
		国庫債券 利付（３０年）第１２回	720,000,000	759,391,200	
		国庫債券 利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,140,630,500	
		国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	862,248,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,085,560,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,535,458,950	
		国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,614,555,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,347,664,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,653,617,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２０回	770,000,000	834,941,800	
		国庫債券 利付（３０年）第２１回	300,000,000	319,383,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	649,230,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	907,410,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２４回	700,000,000	755,167,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２５回	500,000,000	528,140,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２６回	850,000,000	904,723,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,230,810,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,065,550,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,096,760,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,575,725,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,720,281,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,070,920,000	

		国庫債券 利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,333,904,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,461,255,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,203,699,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,336,305,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,140,265,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,452,880,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,284,752,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,168,739,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,761,680,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,627,880,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	872,130,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,735,480,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	2,915,710,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,319,968,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,428,493,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４８回	3,000,000,000	2,414,520,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４９回	1,500,000,000	1,200,420,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,684,320,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５１回	1,500,000,000	927,030,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５２回	3,600,000,000	2,319,804,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５３回	2,400,000,000	1,572,240,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,159,995,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,016,445,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５６回	2,400,000,000	1,614,024,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,335,720,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	1,988,520,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	1,924,410,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６０回	1,950,000,000	1,306,812,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６１回	7,000,000,000	4,423,300,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６２回	2,900,000,000	1,720,889,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６３回	3,300,000,000	1,884,333,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６４回	3,900,000,000	2,204,007,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,125,454,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６６回	4,200,000,000	2,323,734,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,035,565,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	1,986,579,000	

		国庫債券 利付（３０年）第６９回	6,500,000,000	3,820,635,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７０回	4,010,000,000	2,340,115,700	
		国庫債券 利付（３０年）第７１回	2,900,000,000	1,677,940,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７２回	2,900,000,000	1,664,716,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	1,993,390,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	2,477,880,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７５回	5,500,000,000	3,684,780,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,055,000,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,154,930,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	1,901,004,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７９回	2,800,000,000	1,790,796,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	2,613,730,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	3,963,848,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	2,598,715,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８３回	6,100,000,000	4,973,757,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	3,579,930,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８５回	3,000,000,000	2,497,470,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８６回	1,600,000,000	1,362,240,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８７回	1,000,000,000	927,690,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９２回	650,000,000	661,407,500	
		国庫債券 利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,343,723,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,775,924,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,539,840,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,534,575,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,541,940,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,333,748,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,131,625,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１００回	820,000,000	847,478,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１０１回	750,000,000	778,837,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,562,040,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	623,184,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	413,288,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,966,956,000	

	国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	415,276,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１０７回	800,000,000	829,784,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,030,700,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	928,692,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,701,088,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１１回	500,000,000	522,125,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１２回	500,000,000	520,210,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１３回	500,000,000	521,105,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,048,170,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,154,901,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,463,504,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,146,497,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	826,352,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	818,896,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	1,973,378,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２２回	900,000,000	930,465,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,099,780,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,462,496,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,901,160,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,091,040,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,248,384,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,914,548,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,345,773,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,278,056,000	
	国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	823,648,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,338,337,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	1,967,716,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	1,968,381,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	720,741,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	716,289,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,029,400,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	813,000,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,022,820,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,086,220,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,672,696,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	983,221,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,345,678,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,316,458,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,386,064,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,610,745,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,583,655,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,827,360,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,365,225,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,495,753,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	4,863,900,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,024,421,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	7,800,000,000	7,614,984,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,647,299,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１５５回	4,250,000,000	4,001,927,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６回	4,900,000,000	4,310,089,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	3,700,000,000	3,161,317,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	9,270,000,000	8,142,211,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	4,610,000,000	4,070,307,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	9,700,000,000	8,611,563,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６１回	8,500,000,000	7,407,920,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	6,000,000,000	5,195,520,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,731,540,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６４回	6,500,000,000	5,482,165,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６５回	5,100,000,000	4,269,261,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６６回	10,600,000,000	9,049,326,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６７回	8,600,000,000	7,093,796,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６８回	3,600,000,000	2,904,804,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６９回	3,000,000,000	2,366,040,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,564,080,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７１回	2,000,000,000	1,550,860,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７２回	1,500,000,000	1,172,445,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７３回	2,500,000,000	1,938,675,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７４回	2,970,000,000	2,283,603,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１７５回	6,800,000,000	5,272,992,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,174,116,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７７回	7,670,000,000	5,756,258,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,268,795,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７９回	7,600,000,000	5,718,848,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,123,820,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	3,983,750,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,276,280,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	5,477,760,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,021,725,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,606,920,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８６回	7,500,000,000	6,420,225,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,467,830,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,169,000,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８９回	6,800,000,000	6,129,724,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,206,050,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９１回	2,300,000,000	2,089,228,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９２回	3,200,000,000	3,089,088,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９３回	3,000,000,000	2,933,970,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第２回	100,000,000	99,024,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第３回	100,000,000	98,652,000	
		スロベニア共和国 第１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,352,000	
		メキシコ合衆国 第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,014,000	
		メキシコ合衆国 第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	195,458,000	
		ポーランド共和国 第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,532,000	
		ポーランド共和国 第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	97,049,000	
		ポーランド共和国 第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,626,000	
		ポーランド共和国 第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	97,424,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	98,066,000	
		銘柄数：287 組入時価比率：83.8%	1,112,200,000,000	1,002,615,061,650 84.5%	
	小計				
	合計			1,002,615,061,650	
地方債証券	日本円	東京都 公募第７６９回	500,000,000	493,885,000	

		東京都 公募第 7 7 8 回	100,000,000	97,959,000	
		東京都 公募第 7 8 1 回	140,000,000	136,759,000	
		東京都 公募第 7 8 4 回	200,000,000	195,264,000	
		東京都 公募第 7 9 4 回	100,000,000	95,994,000	
		東京都 公募第 8 0 0 回	100,000,000	95,435,000	
		東京都 公募第 8 1 3 回	200,000,000	189,006,000	
		東京都 公募第 8 2 2 回	130,000,000	120,805,100	
		東京都 公募第 8 3 0 回	400,000,000	371,224,000	
		東京都 公募第 8 4 3 回	500,000,000	475,105,000	
		東京都 公募第 8 5 0 回	100,000,000	95,064,000	
		東京都 公募（30年）第 7 回	100,000,000	104,304,000	
		東京都 公募第 1 0 回	200,000,000	201,326,000	
		東京都 公募（30年）第 1 3 回	100,000,000	92,222,000	
		東京都 公募（30年）第 3 回	100,000,000	56,021,000	
		東京都 公募（30年）第 4 回	250,000,000	142,932,500	
		東京都 公募（30年）第 1 9 回	200,000,000	115,610,000	
		東京都 公募（30年）第 5 回	300,000,000	168,468,000	
		東京都 公募（30年）第 2 0 回	100,000,000	55,865,000	
		東京都 公募（20年）第 1 1 回	100,000,000	102,048,000	
		東京都 公募（20年）第 1 3 回	100,000,000	102,701,000	
		東京都 公募（20年）第 1 5 回	100,000,000	103,778,000	
		東京都 公募（20年）第 1 6 回	200,000,000	206,058,000	
		東京都 公募（20年）第 1 7 回	200,000,000	206,566,000	
		東京都 公募（20年）第 2 0 回	280,000,000	290,245,200	
		東京都 公募第 2 3 回	100,000,000	104,409,000	
		東京都 公募（20年）第 2 6 回	100,000,000	102,257,000	
		東京都 公募（20年）第 2 8 回	100,000,000	100,877,000	
		東京都 公募（20年）第 2 9 回	200,000,000	200,922,000	
		東京都 公募（20年）第 3 0 回	100,000,000	99,332,000	
		東京都 公募（20年）第 3 2 回	100,000,000	96,419,000	
		北海道 公募（20年）平成 2 5 年度第 1 2 回	100,000,000	100,695,000	
		北海道 公募（20年）平成 2 8 年度第 3 回	100,000,000	85,597,000	
		北海道 公募平成 2 9 年度第 5 回	200,000,000	197,384,000	
		北海道 公募平成 2 9 年度第 7 回	100,000,000	98,592,000	
		北海道 公募平成 2 9 年度第 9 回	100,000,000	98,451,000	

		北海道 公募平成29年度第11回	100,000,000	84,855,000	
		北海道 公募平成30年度第15回	207,840,000	190,668,259	
		北海道 公募平成30年度第18回	228,500,000	221,098,885	
		北海道 公募令和2年度第4回	300,000,000	285,336,000	
		北海道 公募令和4年度第5回	100,000,000	92,652,000	
		北海道 公募令和5年度第2回	100,000,000	97,968,000	
		北海道 公募令和5年度第8回	100,000,000	95,157,000	
		北海道 公募令和5年度第10回	300,000,000	284,058,000	
		神奈川県 公募第231回	200,000,000	196,712,000	
		神奈川県 公募第243回	200,000,000	190,830,000	
		神奈川県 公募第247回	339,150,000	321,938,137	
		神奈川県 公募第254回	180,000,000	167,518,800	
		神奈川県 公募第258回	100,000,000	92,899,000	
		神奈川県 公募（30年）第1回	170,000,000	182,882,600	
		神奈川県 公募（30年）第3回	100,000,000	107,061,000	
		神奈川県 公募第7回	300,000,000	306,168,000	
		神奈川県 公募（20年）第13回	100,000,000	104,300,000	
		神奈川県 公募（20年）第14回	100,000,000	103,530,000	
		神奈川県 公募（20年）第17回	200,000,000	207,552,000	
		神奈川県 公募（20年）第20回	100,000,000	102,015,000	
		神奈川県 公募（20年）第21回	200,000,000	204,236,000	
		神奈川県 公募（20年）第26回	200,000,000	198,110,000	
		神奈川県 公募（20年）第27回	100,000,000	98,129,000	
		神奈川県 公募（20年）第32回	100,000,000	83,968,000	
		神奈川県 公募（20年）第43回	100,000,000	76,251,000	
		神奈川県 公募（20年）第46回	100,000,000	73,405,000	
		神奈川県 公募（20年）第48回	100,000,000	74,453,000	
		大阪府 公募第417回	102,000,000	101,087,100	
		大阪府 公募第421回	148,000,000	146,074,520	
		大阪府 公募第423回	100,000,000	98,555,000	
		大阪府 公募第429回	179,000,000	175,602,580	
		大阪府 公募第451回	130,000,000	123,953,700	
		大阪府 公募第452回	100,000,000	95,207,000	
		大阪府 公募第458回	140,000,000	132,549,200	
		大阪府 公募第464回	128,000,000	120,083,200	
		大阪府 公募第465回	100,000,000	93,931,000	

	大阪府 公募第4 6 6 回	107,000,000	100,721,240	
	大阪府 公募第4 6 7 回	140,000,000	131,479,600	
	大阪府 公募第4 6 9 回	150,000,000	140,220,000	
	大阪府 公募第4 7 9 回	200,000,000	185,968,000	
	大阪府 公募第4 8 1 回	100,000,000	93,186,000	
	大阪府 公募第4 8 6 回	114,000,000	107,079,060	
	大阪府 公募第4 8 9 回	176,000,000	165,128,480	
	大阪府 公募第4 9 2 回	156,000,000	149,263,920	
	大阪府 公募第4 9 7 回	144,000,000	134,962,560	
	大阪府 公募（20年）第1回	100,000,000	104,048,000	
	大阪府 公募（20年）第2回	100,000,000	104,312,000	
	大阪府 公募第5回	100,000,000	104,332,000	
	大阪府 公募（20年）第6回	100,000,000	103,586,000	
	大阪府 公募第8回	200,000,000	205,852,000	
	大阪府 公募（20年）第12回	230,000,000	226,688,000	
	大阪府 公募（20年）第19回	100,000,000	75,861,000	
	大阪府 公募（20年）第20回	200,000,000	149,504,000	
	大阪府 公募（5年）第190回	200,000,000	197,832,000	
	京都府 公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	207,210,000	
	京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	98,711,000	
	京都府 公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	191,114,000	
	京都府 公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	97,724,000	
	京都府 公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	188,392,000	
	京都府 公募（20年）平成28年度第5回	200,000,000	169,854,000	
	京都府 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,736,000	
	京都府 公募令和元年度第5回	100,000,000	75,671,000	
	京都府 公募令和3年度第5回	100,000,000	73,077,000	
	京都府 公募令和6年度第5回	128,000,000	125,336,320	
	兵庫県 公募平成29年度第22回	100,000,000	98,191,000	
	兵庫県 公募令和3年度第5回	100,000,000	93,163,000	
	兵庫県 公募（10年）令和5年度第2回	100,000,000	94,304,000	
	兵庫県 公募（30年）第2回	200,000,000	200,900,000	
	兵庫県 公募（15年）第3回	200,000,000	201,602,000	

		兵庫県 公募（１５年）第８回	500,000,000	499,550,000	
		兵庫県 公募（１５年）第１１回	100,000,000	97,782,000	
		兵庫県 公募第２回	100,000,000	102,861,000	
		兵庫県 公募第９回	100,000,000	104,421,000	
		兵庫県 公募（２０年）第１１回	200,000,000	205,816,000	
		兵庫県 公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,147,000	
		兵庫県 公募（２０年）第１９回	200,000,000	200,430,000	
		兵庫県 公募（２０年）第２１回	100,000,000	99,598,000	
		兵庫県 公募（２０年）第２２回	100,000,000	98,074,000	
		兵庫県 公募（２０年）第４１回	100,000,000	75,604,000	
		兵庫県 公募（２０年）第４３回	100,000,000	76,319,000	
		静岡県 公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,945,000	
		静岡県 公募（３１年）第１回	174,000,000	168,002,220	
		静岡県 公募（１５年）第２回	300,000,000	302,652,000	
		静岡県 公募（１５年）第３回	300,000,000	302,688,000	
		静岡県 公募（１５年）第５回	200,000,000	200,188,000	
		静岡県 公募（１５年）第９回	100,000,000	97,577,000	
		静岡県 公募（３０年）第１４回	300,000,000	172,305,000	
		静岡県 公募（３０年）第１５回	100,000,000	56,010,000	
		静岡県 公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,957,000	
		静岡県 公募（２０年）第１４回	200,000,000	204,464,000	
		静岡県 公募（２０年）第１８回	200,000,000	197,958,000	
		静岡県 公募（２０年）第２３回	100,000,000	85,961,000	
		静岡県 公募（２０年）第２９回	200,000,000	152,880,000	
		静岡県 公募（２０年）第３０回	200,000,000	151,696,000	
		愛知県 公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	102,647,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	103,975,000	
		愛知県 公募平成２０年度第８回	100,000,000	103,124,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	206,332,000	
		愛知県 公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	100,819,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	101,924,000	
		愛知県 公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	403,260,000	
		愛知県 公募平成２４年度第１７回	100,000,000	102,637,000	

	愛知県 公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	109,815,600	
	愛知県 公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	402,276,000	
	愛知県 公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	99,686,000	
	愛知県 公募平成２６年度第８回	100,000,000	86,789,000	
	愛知県 公募平成２６年度第１３回	200,000,000	195,342,000	
	愛知県 公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	293,748,000	
	愛知県 公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	81,612,000	
	愛知県 公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,572,000	
	愛知県 公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,434,000	
	愛知県 公募平成３０年度第７回	200,000,000	195,220,000	
	愛知県 公募令和２年度第１３回	200,000,000	150,906,000	
	愛知県 公募令和３年度第６回	100,000,000	56,226,000	
	愛知県 公募令和３年度第１０回	200,000,000	198,230,000	
	広島県 公募平成２９年度第２回	129,000,000	127,330,740	
	広島県 公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,409,000	
	広島県 公募平成２９年度第４回	211,300,000	207,955,121	
	広島県 公募令和２年度第２回	100,000,000	95,021,000	
	広島県 公募令和２年度第７回	300,000,000	283,065,000	
	広島県 公募令和５年度第４回	140,000,000	134,055,600	
	広島県 公募（２０年）平成２０年度第１回	100,000,000	103,840,000	
	広島県 公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	75,284,000	
	広島県 公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	76,005,000	
	広島県 公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	73,204,000	
	埼玉県 公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,412,000	
	埼玉県 公募平成３０年度第４回	200,000,000	195,588,000	
	埼玉県 公募令和元年度第４回	100,000,000	96,012,000	
	埼玉県 公募令和２年度第４回	300,000,000	285,201,000	
	埼玉県 公募令和２年度第６回	100,000,000	94,704,000	
	埼玉県 公募令和３年度第３回	100,000,000	93,687,000	
	埼玉県 公募令和５年度第４回	100,000,000	94,392,000	
	埼玉県 公募（１５年）第１回	200,000,000	198,234,000	
	埼玉県 公募（１５年）第２回	200,000,000	196,878,000	

		埼玉県 公募（３０年）第４回	100,000,000	76,903,000	
		埼玉県 公募（１５年）第３回	100,000,000	94,390,000	
		埼玉県 公募（２５年）第２回	200,000,000	151,330,000	
		埼玉県 公募（３０年）第９回	200,000,000	130,230,000	
		埼玉県 公募（３０年）第１１回	200,000,000	113,304,000	
		埼玉県 公募（１５年）第７回	200,000,000	174,942,000	
		埼玉県 公募（１５年）第８回	200,000,000	172,404,000	
		埼玉県 公募（２０年）第６回	100,000,000	103,605,000	
		埼玉県 公募（２０年）第１３回	100,000,000	100,922,000	
		埼玉県 公募（２０年）第１６回	200,000,000	190,882,000	
		埼玉県 公募（２０年）第１９回	200,000,000	172,534,000	
		埼玉県 公募（２０年）第２０回	100,000,000	86,189,000	
		埼玉県 公募（２０年）第２６回	100,000,000	75,826,000	
		埼玉県 公募（２０年）第２７回	200,000,000	150,320,000	
		福岡県 公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,750,000	
		福岡県 公募平成３０年度第８回	140,000,000	135,480,800	
		福岡県 公募令和７年度第１回	100,000,000	97,896,000	
		福岡県 公募平成２３年度第１回	100,000,000	100,792,000	
		福岡県 公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	195,288,000	
		福岡県 公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	267,336,000	
		福岡県 公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	176,398,000	
		福岡県 公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	106,576,000	
		福岡県 公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	86,948,000	
		福岡県 公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	67,076,000	
		福岡県 公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	55,787,000	
		福岡県 公募（２０年）平成１９年度第１回	100,000,000	102,803,000	
		福岡県 公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	310,710,000	
		福岡県 公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	103,156,000	
		福岡県 公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	307,758,000	
		福岡県 公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	313,341,000	
		福岡県 公募（２０年）平成２４年	100,000,000	101,513,000	

		度第2回			
		福岡県 公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	99,643,000	
		福岡県 公募（20年）平成29年度第1回	100,000,000	86,106,000	
		福岡県 公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	200,000,000	146,820,000	
		千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,415,000	
		千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,030,000	
		千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	286,575,000	
		千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	93,061,000	
		千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	188,238,000	
		千葉県 公募令和6年度第4回	172,010,000	165,872,683	
		千葉県 公募（20年）第3回	190,000,000	194,997,000	
		千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	104,370,000	
		千葉県 公募（20年）第9回	100,000,000	102,942,000	
		千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	203,746,000	
		千葉県 公募（20年）第16回	300,000,000	299,622,000	
		千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	98,081,000	
		千葉県 公募（20年）第20回	100,000,000	86,715,000	
		千葉県 公募（20年）第25回	100,000,000	83,642,000	
		千葉県 公募（20年）第28回	300,000,000	225,894,000	
		新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	194,966,000	
		新潟県 公募令和2年度第1回	100,000,000	75,898,000	
		新潟県 公募令和2年度第2回	120,000,000	113,240,400	
		新潟県 公募令和6年度第3回	100,000,000	99,417,000	
		長野県 公募令和3年度第1回	300,000,000	282,321,000	
		長野県 公募令和3年度第5回	100,000,000	98,916,000	
		茨城県 公募令和5年度第1回	100,000,000	94,109,000	
		茨城県 公募令和5年度第2回	200,000,000	196,088,000	
		群馬県 公募第22回	100,000,000	94,762,000	
		群馬県 公募（20年）第3回	100,000,000	101,902,000	
		群馬県 公募（20年）第11回	100,000,000	76,128,000	
		群馬県 公募（20年）第12回	100,000,000	74,520,000	
		大分県 公募令和2年度第2回	120,000,000	113,367,600	
		大分県 公募令和5年度第1回	100,000,000	95,226,000	
		共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	592,326,000	

		共同発行市場地方債 公募第 1 7 9 回	101,000,000	99,188,060	
		共同発行市場地方債 公募第 1 8 4 回	100,000,000	97,609,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 8 6 回	400,000,000	390,440,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 8 8 回	300,000,000	292,482,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 0 回	610,000,000	591,462,100	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 1 回	100,000,000	96,789,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 4 回	300,000,000	289,044,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 6 回	400,000,000	383,592,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 7 回	400,000,000	383,188,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 8 回	110,000,000	105,196,300	
		共同発行市場地方債 公募第 1 9 9 回	150,000,000	143,293,500	
		共同発行市場地方債 公募第 2 0 0 回	100,000,000	95,492,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 0 4 回	200,000,000	189,882,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 0 5 回	600,000,000	571,230,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 0 6 回	300,000,000	285,267,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 1 3 回	300,000,000	282,666,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 1 5 回	400,000,000	376,236,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 2 7 回	300,000,000	279,444,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 2 8 回	300,000,000	278,250,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 2 9 回	250,000,000	232,970,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 3 1 回	200,000,000	185,996,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 3 3 回	219,000,000	203,212,290	
		共同発行市場地方債 公募第 2 3 4 回	300,000,000	279,000,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 3 9 回	100,000,000	94,927,000	
		共同発行市場地方債 公募第 2 4 8 回	100,000,000	95,541,000	

	共同発行市場地方債 公募第256回	500,000,000	481,965,000	
	共同発行市場地方債 公募第257回	500,000,000	472,980,000	
	共同発行市場地方債 公募第258回	200,000,000	189,974,000	
	共同発行市場地方債 公募第259回	215,400,000	204,457,680	
	共同発行市場地方債 公募第263回	134,000,000	130,660,720	
	共同発行市場地方債 公募第265回	201,000,000	193,892,640	
	堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	103,610,000	
	堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	84,211,000	
	堺市 公募第3回	100,000,000	92,683,000	
	堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	189,934,000	
	長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	95,994,000	
	長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	93,384,000	
	島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	67,756,000	
	佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,083,000	
	福島県 公募令和3年度第2回	300,000,000	296,448,000	
	熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	130,872,720	
	熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,340,000	
	熊本市 公募令和2年度第1回	200,000,000	188,744,000	
	新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,326,000	
	新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	189,524,000	
	奈良県 公募令和3年度第2回	100,000,000	74,782,000	
	静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	95,754,000	
	大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	285,282,000	
	大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	281,415,000	
	大阪市 公募(15年)第2回	200,000,000	201,920,000	
	大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	308,802,000	
	大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	104,238,000	
	大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	103,680,000	
	大阪市 公募(20年)第17回	200,000,000	203,896,000	
	大阪市 公募(20年)第19回	100,000,000	95,189,000	
	大阪市 公募(20年)第26回	100,000,000	85,261,000	
	名古屋市 公募第501回	200,000,000	196,910,000	
	名古屋市 公募第503回	100,000,000	98,043,000	

		名古屋市 公募第504回	200,000,000	195,614,000	
		名古屋市 公募第511回	200,000,000	190,086,000	
		名古屋市 公募第512回	300,000,000	285,183,000	
		名古屋市 公募（15年）第2回	100,000,000	98,918,000	
		名古屋市 公募（5年）第30回	200,000,000	197,864,000	
		名古屋市 公募（30年）第13回	100,000,000	68,184,000	
		名古屋市 公募（20年）第9回	100,000,000	103,219,000	
		名古屋市 公募（20年）第15回	100,000,000	101,546,000	
		名古屋市 公募（20年）第17回	200,000,000	191,300,000	
		名古屋市 公募（20年）第18回	100,000,000	94,307,000	
		名古屋市 公募（20年）第19回	100,000,000	85,708,000	
		名古屋市 公募（20年）第21回	100,000,000	83,149,000	
		京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,613,000	
		京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	99,522,792	
		京都市 公募平成30年度第1回	101,090,000	98,786,158	
		京都市 公募（20年）第5回	200,000,000	203,836,000	
		京都市 公募（20年）第6回	100,000,000	102,881,000	
		京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	97,595,000	
		京都市 公募（20年）第15回	200,000,000	171,714,000	
		京都市 公募（20年）第19回	100,000,000	75,303,000	
		神戸市 公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	103,251,000	
		神戸市 公募（20年）平成25年度第3回	100,000,000	102,404,000	
		神戸市 公募平成25年度第12回	100,000,000	99,735,000	
		神戸市 公募（20年）平成26年度第3回	300,000,000	297,141,000	
		神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	130,230,000	
		神戸市 公募令和元年度第6回	100,000,000	75,406,000	
		神戸市 公募令和3年度第6回	100,000,000	56,165,000	
		横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	297,291,000	
		横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	98,664,000	
		横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	191,110,000	
		横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	214,346,000	
		横浜市 公募（20年）第11回	100,000,000	101,716,000	
		横浜市 公募（20年）第14回	300,000,000	309,963,000	
		横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	103,971,000	
		横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	102,273,000	

		横浜市 公募（２０年）第３０回	100,000,000	97,864,000	
		横浜市 公募（２０年）第３２回	100,000,000	94,461,000	
		横浜市 公募（２０年）第３５回	100,000,000	85,623,000	
		横浜市 公募（２０年）第４０回	200,000,000	166,548,000	
		横浜市 公募（５年）第６４回	300,000,000	293,382,000	
		札幌市 公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	103,579,000	
		札幌市 公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	201,786,000	
		札幌市 公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	102,611,000	
		札幌市 公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	204,698,000	
		札幌市 公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	85,551,000	
		札幌市 公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	55,372,000	
		札幌市 公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	75,652,000	
		札幌市 公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	92,865,000	
		札幌市 公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	93,554,000	
		札幌市 公募（２０年）第６回	200,000,000	208,154,000	
		川崎市 公募第９５回	160,000,000	150,702,400	
		川崎市 公募（２０年）第１４回	200,000,000	205,342,000	
		川崎市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	100,423,000	
		川崎市 公募（２０年）第１８回	100,000,000	99,853,000	
		川崎市 公募（２０年）第１９回	100,000,000	97,807,000	
		川崎市 公募（２０年）第２０回	100,000,000	95,267,000	
		川崎市 公募（２０年）第２２回	100,000,000	86,278,000	
		川崎市 公募（２０年）第２４回	100,000,000	86,968,000	
		川崎市 公募（３０年）第１１回	100,000,000	64,649,000	
		川崎市 公募（５年）第６６回	230,000,000	226,343,000	
		川崎市 公募（５年）第６７回	100,000,000	98,325,000	
		北九州市 公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	188,450,000	
		北九州市 公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	189,528,000	
		北九州市 公募（２０年）第３回	200,000,000	205,592,000	
		北九州市 公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,060,000	
		北九州市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	99,494,000	

	福岡市 公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	207,732,000	
	福岡市 公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	103,285,000	
	福岡市 公募平成２６年度第２回	100,000,000	99,155,000	
	福岡市 公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	54,230,000	
	福岡市 公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	151,370,000	
	福岡市 公募（３０年）２０２０年度第８回	100,000,000	57,597,000	
	福岡市 公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	146,240,000	
	福岡市 公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	73,646,000	
	広島市 公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	233,309,690	
	広島市 公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	93,148,000	
	広島市 公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	94,762,000	
	さいたま市 公募第２１回	320,100,000	303,333,162	
	相模原市 公募令和２年度第１回	100,000,000	94,604,000	
	相模原市 公募令和５年度第１回	100,000,000	95,317,000	
	三重県 公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,646,850	
	三重県 公募令和５年度第３回	200,000,000	189,524,000	
	福井県 公募令和元年度第３回	200,000,000	190,998,000	
	福井県 公募令和４年度第５回	100,000,000	93,020,000	
	徳島県 公募平成２９年度第２回	200,000,000	196,680,000	
	徳島県 公募平成３０年度第２回	300,000,000	292,458,000	
	山梨県 公募令和元年度第１回	100,000,000	95,497,000	
	岡山県 公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,158,641	
	岡山県 公募令和２年度第３回	300,000,000	283,053,000	
	岡山県 公募令和３年度第１回	100,000,000	92,893,000	
	秋田県 公募令和３年度第１回	116,600,000	108,422,842	
	神奈川県住宅供給公社債券 第４回	100,000,000	97,810,000	
	広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第１９回	100,000,000	74,655,000	
	広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第２２回	100,000,000	74,250,000	
	広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第２７回	100,000,000	79,551,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第９６回	100,000,000	103,600,000	

	小計	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	312,258,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	95,015,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	86,556,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	103,347,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	97,791,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	85,264,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	302,052,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	94,820,000	
		銘柄数：396	64,930,170,000	61,010,702,270	
		組入時価比率：5.1%		5.1%	
合計			61,010,702,270		
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	115,741,080	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	302,538,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	100,146,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	99,180,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第14回	100,000,000	95,979,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第28回	100,000,000	93,678,000	
		第2回国立大学法人東京大学	100,000,000	45,330,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	300,000,000	297,648,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	197,752,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	98,723,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	295,194,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	195,036,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	292,563,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第109回	200,000,000	92,984,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	375,556,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第157回	200,000,000	100,682,000	

		日本政策投資銀行社債 政府保証第 3 7 回	400,000,000	396,312,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 2 回	200,000,000	196,574,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 5 5 回	300,000,000	289,959,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 6 7 回	120,000,000	113,500,800	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 回	400,000,000	405,552,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 4 回	100,000,000	106,995,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 2 3 回	700,000,000	718,123,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 2 6 回	100,000,000	106,338,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 2 7 回	100,000,000	102,774,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 3 3 回	200,000,000	192,412,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 3 9 回	300,000,000	311,136,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 4 3 回	300,000,000	242,448,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 4 6 回	400,000,000	371,356,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 4 7 回	100,000,000	104,331,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 5 5 回	100,000,000	104,123,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 6 9 回	400,000,000	417,504,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 7 5 回	200,000,000	206,574,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 8 9 回	290,000,000	294,837,200	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 9 5 回	200,000,000	203,978,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 0 5 回	100,000,000	102,312,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 2 6 回	100,000,000	99,465,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 4 5 回	300,000,000	242,253,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 4 9 回	100,000,000	81,460,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 5 1 回	100,000,000	95,275,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 5 2 回	100,000,000	81,777,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第154回	100,000,000	98,439,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第155回	100,000,000	95,757,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	98,029,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	200,000,000	190,508,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第163回	100,000,000	94,438,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	94,032,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	200,000,000	93,018,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第181回	100,000,000	65,359,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	84,545,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第198回	100,000,000	53,494,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	200,000,000	102,998,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第218回	200,000,000	114,282,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第230回	100,000,000	42,785,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第233回	100,000,000	44,883,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第234回	200,000,000	102,438,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	108,758,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	103,797,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	207,714,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	207,868,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	208,228,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	103,727,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	206,562,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	96,565,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第127回	300,000,000	311,604,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	102,809,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	101,969,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	90,937,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	101,927,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	300,000,000	304,971,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	275,349,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	203,104,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	101,583,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	101,975,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第214回	100,000,000	99,350,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	99,321,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	86,196,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	85,757,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第226回	100,000,000	98,193,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	98,148,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	97,279,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第237回	100,000,000	94,084,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	478,145,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第245回	500,000,000	473,685,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第246回	200,000,000	191,036,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第255回	100,000,000	95,621,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第259回	200,000,000	188,810,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第278回	100,000,000	84,657,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第296回	200,000,000	172,590,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	110,000,000	108,948,400	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	398,659,690	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 4 回	300,000,000	257,424,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5 回	100,000,000	98,665,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 7 回	100,000,000	54,768,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1 回	600,000,000	591,252,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4 回	100,000,000	98,341,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5 回	100,000,000	65,488,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9 回	500,000,000	490,810,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2 回	239,000,000	234,105,280	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 0 回	100,000,000	63,365,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1 回	218,000,000	212,903,160	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 3 回	100,000,000	50,945,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4 回	200,000,000	195,050,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7 回	100,000,000	97,655,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 8 回	300,000,000	249,780,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 7 5 回	231,000,000	223,270,740	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 7 7 回	200,000,000	93,854,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 8 6 回	300,000,000	124,695,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 8 8 回	100,000,000	53,984,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 1 回	316,000,000	301,808,440	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 8 回	100,000,000	54,064,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 0 2 回	200,000,000	80,522,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 1 5 回	300,000,000	222,321,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 1 8 回	100,000,000	53,980,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 3 5 回	100,000,000	82,600,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 3 6 回	500,000,000	407,570,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第449回	500,000,000	489,360,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第453回	200,000,000	192,636,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第463回	500,000,000	420,740,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第473回	200,000,000	191,616,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第475回	200,000,000	171,302,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第481回	400,000,000	385,232,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	109,379,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	110,256,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第43回	130,000,000	140,570,300	
	公営企業債券 30年第4回財投機関債	500,000,000	552,745,000	
	地方公営企業等金融機構債券（20年）第1回	100,000,000	102,991,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第1回	300,000,000	311,901,000	
	地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	103,697,000	
	地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	101,514,000	
	地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	313,002,000	
	地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	416,836,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第10回	300,000,000	306,606,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第12回	100,000,000	103,949,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第13回	100,000,000	104,187,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第19回	200,000,000	205,202,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第20回	200,000,000	204,746,000	
	地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	302,682,000	
	地方公共団体金融機構債券（20年）第21回	100,000,000	102,407,000	
	地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	100,780,000	
	地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	100,791,000	

		地方公共団体金融機構債券（20年）第24回	200,000,000	203,150,000	
		地方公共団体金融機構債券 F143回	300,000,000	302,112,000	
		地方公共団体金融機構債券 F147回	100,000,000	100,558,000	
		地方公共団体金融機構債券 F160回	100,000,000	99,977,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第29回	100,000,000	101,319,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第32回	100,000,000	100,349,000	
		地方公共団体金融機構債券（15年）第2回	200,000,000	200,130,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第37回	200,000,000	198,006,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第38回	300,000,000	295,635,000	
		地方公共団体金融機構債券 F240回	300,000,000	297,624,000	
		地方公共団体金融機構債券 F243回	300,000,000	296,805,000	
		地方公共団体金融機構債券 F248回	100,000,000	96,222,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	195,674,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	97,360,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	94,948,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	200,000,000	191,624,000	
		地方公共団体金融機構債券 F308回	200,000,000	183,572,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第52回	100,000,000	84,452,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第53回	200,000,000	166,314,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第91回	300,000,000	297,234,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第58回	100,000,000	86,897,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第95回	137,000,000	135,461,490	
		地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	197,600,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第97回	300,000,000	296,115,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第98回	122,000,000	120,377,400	

		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 0 回	108,000,000	106,238,520	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	393,552,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 2 回	100,000,000	98,370,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 6 回	200,000,000	126,182,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	267,000,000	261,077,940	
		地方公共団体金融機構債券 第 6 7 回	100,000,000	82,215,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100,000,000	97,568,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 2 回	200,000,000	195,176,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	107,289,600	
		地方公共団体金融機構債券 (3 0 年) 第 7 回	100,000,000	64,798,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 回	200,000,000	96,376,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 8 回	112,000,000	108,260,320	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 9 回	116,000,000	111,705,680	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 2 0 回	103,000,000	98,677,090	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 2 1 回	100,000,000	95,441,000	
		地方公共団体金融機構債券 (3 0 年) 第 9 回	200,000,000	106,344,000	
		地方公共団体金融機構債券 2 回	100,000,000	42,484,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 2 回	200,000,000	110,344,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 3 9 回	300,000,000	281,742,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 8 9 回	100,000,000	75,257,000	
		地方公共団体金融機構債券 (3 0 年) 第 1 3 回	100,000,000	54,762,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 9 2 回	500,000,000	365,475,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 4 回	100,000,000	53,568,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 5 2 回	100,000,000	92,660,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	200,000,000	158,552,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 6 6 回	200,000,000	189,116,000	

		地方公共団体金融機構債券 第 1 7 1 回	100,000,000	94,228,000	
		公営企業債券（20年） 第 1 9 回 財投機関債	100,000,000	101,867,000	
		公営企業債券（20年） 第 2 0 回 財投機関債	100,000,000	102,019,000	
		公営企業債券（20年） 第 2 3 回 財投機関債	350,000,000	359,149,000	
		公営企業債券（20年） 第 2 4 回 財投機関債	200,000,000	206,390,000	
		公営企業債券（20年） 第 2 5 回 財投機関債	100,000,000	103,886,000	
		首都高速道路 第 3 3 回	300,000,000	294,006,000	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 4 7 回	100,000,000	98,354,000	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 5 5 回	308,000,000	297,771,320	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 6 3 回	270,000,000	253,605,600	
		都市再生債券 財投機関債第 9 3 回	100,000,000	99,624,000	
		都市再生債券 財投機関債第 9 7 回	100,000,000	99,178,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 0 1 回	100,000,000	98,759,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 0 9 回	100,000,000	98,304,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 1 3 回	300,000,000	293,349,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 2 1 回	200,000,000	190,990,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 4 1 回	100,000,000	83,716,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 4 7 回	100,000,000	55,224,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 5 5 回	100,000,000	47,396,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 6 6 回	100,000,000	45,048,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 6 9 回	100,000,000	46,507,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 7 0 回	100,000,000	73,793,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 9 1 回	100,000,000	63,186,000	
		民間都市開発推進機構 政府保証第 2 0 回	113,600,000	111,278,016	
		民間都市開発推進機構 政府保証第 2 2 回	200,000,000	149,902,000	
		福祉医療機構債券 第 5 0 回財投機 関債	300,000,000	295,995,000	

		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第3回	400,000,000	408,156,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第6回	200,000,000	205,254,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第49回	100,000,000	103,805,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	103,141,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	180,000,000	186,940,800	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	103,821,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第81回	100,000,000	103,089,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第85回	200,000,000	205,192,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	201,776,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第94回	100,000,000	102,813,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第111回	100,000,000	100,775,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第112回	100,000,000	101,778,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	102,261,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第119回	100,000,000	100,839,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	102,371,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	95,208,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	200,182,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	100,629,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	200,000,000	201,262,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	100,191,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	95,669,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第195回	100,000,000	85,074,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	297,192,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第203回	100,000,000	98,976,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	197,530,000	

	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第213回	100,000,000	98,682,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	196,516,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	92,601,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	98,196,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	126,865,700	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	400,000,000	219,988,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	200,000,000	172,294,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第320回	100,000,000	55,137,000	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第 27回	200,000,000	180,806,000	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第 29回	200,000,000	173,320,000	
	成田国際空港 第38回	200,000,000	188,444,000	
	成田国際空港 第39回	300,000,000	259,806,000	
	沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第30回	100,000,000	92,264,000	
	商工債券 利付第862回い号	100,000,000	98,669,000	
	商工債券 利付第868回い号	100,000,000	98,185,000	
	商工債券 利付第871回い号	100,000,000	98,182,000	
	商工債券 利付第872回い号	100,000,000	98,327,000	
	商工債券 利付第876回い号	400,000,000	392,008,000	
	商工債券 利付第878回い号	200,000,000	195,434,000	
	商工債券 利付第879回い号	400,000,000	390,976,000	
	商工債券 利付第883回い号	200,000,000	195,694,000	
	商工債券 利付第885回い号	300,000,000	293,187,000	
	商工債券 利付第895回い号	100,000,000	98,276,000	
	しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	98,818,000	
	しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	98,325,000	
	しんきん中金債券 利付第401回	300,000,000	294,618,000	
	しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	97,968,000	
	しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	97,769,000	
	しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	293,847,000	
	しんきん中金債券 利付第412回	100,000,000	97,682,000	
	しんきん中金債券 利付第421回	100,000,000	98,386,000	

	しんきん中金債券 利付第4 2 7回	100,000,000	99,775,000	
	しんきん中金債券 利付第4 2 9回	100,000,000	99,694,000	
	商工債券 利付（3年）第2 8 9回	100,000,000	99,081,000	
	商工債券 利付（10年）第3 6回	100,000,000	93,354,000	
	商工債券 利付（10年）第4 1回	300,000,000	276,534,000	
	商工債券 利付（10年）第4 6回	100,000,000	93,197,000	
	アンデス開発公社 第2 1回円貨社債（2023）	100,000,000	98,435,000	
	国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	207,852,000	
	国際協力機構債券 第1 5回財投機関債	100,000,000	101,677,000	
	国際協力機構債券 第2 5回財投機関債	100,000,000	98,778,000	
	国際協力機構債券 第3 2回財投機関債	100,000,000	94,605,000	
	国際協力機構債券 第4 0回財投機関債	100,000,000	98,691,000	
	国際協力機構債券 第5 1回財投機関債	100,000,000	54,270,000	
	国際協力機構債券 第5 4回財投機関債	100,000,000	75,666,000	
	国際協力機構債券 第6 8回財投機関債	100,000,000	93,226,000	
	東日本高速道路 第1 2 3回	200,000,000	199,610,000	
	東日本高速道路 第6 1回	200,000,000	191,788,000	
	東日本高速道路 第6 4回	100,000,000	95,447,000	
	東日本高速道路 第6 9回	200,000,000	190,536,000	
	東日本高速道路 第8 6回	400,000,000	395,628,000	
	東日本高速道路 第8 8回	300,000,000	277,704,000	
	東日本高速道路 第8 9回	130,000,000	128,579,100	
	東日本高速道路 第9 5回	850,000,000	838,729,000	
	中日本高速道路 第1 1 4回	600,000,000	598,734,000	
	中日本高速道路 第9 3回	200,000,000	197,580,000	
	中日本高速道路 第9 6回	200,000,000	197,382,000	
	中日本高速道路 第9 7回	200,000,000	198,068,000	
	中日本高速道路 第9 8回	300,000,000	296,079,000	
	中日本高速道路 第1 0 1回	500,000,000	490,375,000	
	西日本高速道路 第3 3回	100,000,000	99,210,000	
	西日本高速道路 第3 4回	300,000,000	297,501,000	
	西日本高速道路 第6 9回	200,000,000	197,330,000	

		西日本高速道路 第 7 7 回	200,000,000	196,312,000	
		西日本高速道路 第 8 8 回	100,000,000	97,139,000	
		西日本高速道路 第 1 0 1 回	300,000,000	299,022,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 9 回	200,000,000	195,914,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 9 0 回	300,000,000	280,857,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 1 2 7 回	200,000,000	177,952,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 1 3 5 回	300,000,000	285,027,000	
		貸付債権担保第 2 5 回住宅金融支援機構債券	12,567,000	12,775,737	
		貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援機構債券	44,145,000	44,865,887	
		貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援機構債券	39,424,000	39,462,241	
		貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援機構債券	46,026,000	46,702,582	
		貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援機構債券	33,776,000	33,979,331	
		貸付債権担保第 2 4 回住宅金融支援機構債券	22,328,000	22,566,239	
		貸付債権担保第 4 8 回住宅金融支援機構債券	42,480,000	43,171,999	
		貸付債権担保第 4 0 回住宅金融支援機構債券	49,515,000	49,614,030	
		貸付債権担保第 6 2 回住宅金融支援機構債券	75,234,000	73,997,905	
		貸付債権担保第 6 0 回住宅金融支援機構債券	65,289,000	64,903,142	
		貸付債権担保第 6 1 回住宅金融支援機構債券	44,120,000	43,675,270	
		貸付債権担保第 5 1 回住宅金融支援機構債券	15,769,000	15,932,997	
		貸付債権担保第 4 3 回住宅金融支援機構債券	38,622,000	38,910,892	
		貸付債権担保第 7 9 回住宅金融支援機構債券	26,017,000	25,361,111	
		貸付債権担保第 8 1 回住宅金融支援機構債券	57,500,000	55,842,275	
		貸付債権担保第 7 2 回住宅金融支援機構債券	122,890,000	120,174,131	
		貸付債権担保第 7 0 回住宅金融支援機構債券	77,526,000	76,381,716	
		貸付債権担保第 3 3 回住宅金融支援機構債券	15,949,000	16,199,399	
		貸付債権担保第 3 4 回住宅金融支援機構債券	16,508,000	16,750,502	

	貸付債権担保第3 5 回住宅金融支援機構債券	15,648,000	15,926,690	
	貸付債権担保第4 6 回住宅金融支援機構債券	14,854,000	15,090,921	
	貸付債権担保第5 5 回住宅金融支援機構債券	42,310,000	42,254,573	
	貸付債権担保第5 6 回住宅金融支援機構債券	60,813,000	60,794,147	
	貸付債権担保第5 7 回住宅金融支援機構債券	20,295,000	20,296,623	
	貸付債権担保第7 6 回住宅金融支援機構債券	48,574,000	47,833,246	
	貸付債権担保第2 3 回住宅金融支援機構債券	45,776,000	46,352,319	
	貸付債権担保第3 2 回住宅金融支援機構債券	45,663,000	46,223,741	
	貸付債権担保第3 8 回住宅金融支援機構債券	50,724,000	51,178,487	
	貸付債権担保第3 9 回住宅金融支援機構債券	81,305,000	81,874,135	
	貸付債権担保第5 0 回住宅金融支援機構債券	149,090,000	150,788,135	
	貸付債権担保第5 8 回住宅金融支援機構債券	45,372,000	45,201,401	
	貸付債権担保第6 4 回住宅金融支援機構債券	81,612,000	79,801,845	
	貸付債権担保第6 7 回住宅金融支援機構債券	286,840,000	278,685,138	
	貸付債権担保第7 1 回住宅金融支援機構債券	73,230,000	71,600,632	
	貸付債権担保第7 3 回住宅金融支援機構債券	58,946,000	57,861,393	
	貸付債権担保第7 5 回住宅金融支援機構債券	48,386,000	47,747,304	
	貸付債権担保第8 3 回住宅金融支援機構債券	124,220,000	119,849,940	
	貸付債権担保第8 4 回住宅金融支援機構債券	210,420,000	203,156,301	
	貸付債権担保第8 8 回住宅金融支援機構債券	32,984,000	31,507,306	
	貸付債権担保第8 9 回住宅金融支援機構債券	33,743,000	32,240,761	
	貸付債権担保第9 0 回住宅金融支援機構債券	34,830,000	33,115,667	
	貸付債権担保第9 2 回住宅金融支援機構債券	74,256,000	69,509,556	
	貸付債権担保第9 3 回住宅金融支援機構債券	80,062,000	73,845,986	
	貸付債権担保第9 4 回住宅金融支援機構債券	41,929,000	39,225,837	

	貸付債権担保第9 6 回住宅金融支援機構債券	44,368,000	41,268,451	
	貸付債権担保第9 7 回住宅金融支援機構債券	130,086,000	121,656,427	
	貸付債権担保第9 8 回住宅金融支援機構債券	137,787,000	128,892,849	
	貸付債権担保第9 9 回住宅金融支援機構債券	93,354,000	87,008,728	
	貸付債権担保第1 0 0 回住宅金融支援機構債券	45,663,000	42,451,977	
	貸付債権担保第1 0 1 回住宅金融支援機構債券	46,447,000	43,320,187	
	貸付債権担保第1 0 3 回住宅金融支援機構債券	49,128,000	45,524,952	
	貸付債権担保第1 0 4 回住宅金融支援機構債券	49,107,000	45,424,957	
	貸付債権担保第1 0 5 回住宅金融支援機構債券	204,828,000	188,234,883	
	貸付債権担保第1 0 6 回住宅金融支援機構債券	52,057,000	46,962,701	
	貸付債権担保第1 0 7 回住宅金融支援機構債券	216,236,000	193,617,714	
	貸付債権担保第1 0 8 回住宅金融支援機構債券	277,610,000	246,228,965	
	貸付債権担保第1 0 9 回住宅金融支援機構債券	228,684,000	203,848,917	
	貸付債権担保第1 1 2 回住宅金融支援機構債券	244,316,000	217,162,719	
	貸付債権担保第1 1 3 回住宅金融支援機構債券	304,340,000	271,404,325	
	貸付債権担保第1 1 5 回住宅金融支援機構債券	182,139,000	161,972,569	
	貸付債権担保第1 1 6 回住宅金融支援機構債券	122,066,000	108,965,876	
	貸付債権担保第1 1 7 回住宅金融支援機構債券	122,902,000	109,253,732	
	貸付債権担保第1 1 8 回住宅金融支援機構債券	60,810,000	54,179,277	
	貸付債権担保第1 1 9 回住宅金融支援機構債券	122,778,000	109,224,536	
	貸付債権担保第1 2 0 回住宅金融支援機構債券	61,396,000	54,232,928	
	貸付債権担保第1 2 1 回住宅金融支援機構債券	62,216,000	54,984,012	
	貸付債権担保第1 2 3 回住宅金融支援機構債券	63,475,000	56,078,893	
	貸付債権担保第1 2 5 回住宅金融支援機構債券	251,056,000	220,939,322	
	貸付債権担保第1 2 6 回住宅金融支援機構債券	191,877,000	168,690,583	

	貸付債権担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	127,388,000	111,915,453	
	貸付債権担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	131,336,000	115,368,169	
	貸付債権担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	132,972,000	115,628,462	
	貸付債権担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	66,069,000	57,423,871	
	貸付債権担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	67,362,000	58,742,358	
	貸付債権担保第 1 3 8 回住宅金融支援機構債券	133,406,000	116,919,686	
	貸付債権担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	66,985,000	57,988,244	
	貸付債権担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	207,972,000	178,901,673	
	貸付債権担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	205,797,000	176,973,072	
	貸付債権担保第 1 4 5 回住宅金融支援機構債券	211,308,000	181,008,545	
	貸付債権担保第 1 4 8 回住宅金融支援機構債券	144,176,000	121,256,341	
	貸付債権担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	368,000,000	311,475,200	
	貸付債権担保第 1 5 1 回住宅金融支援機構債券	226,002,000	191,715,236	
	貸付債権担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	149,460,000	127,725,526	
	貸付債権担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	151,364,000	128,680,590	
	貸付債権担保第 1 5 8 回住宅金融支援機構債券	151,796,000	129,377,248	
	貸付債権担保第 1 6 2 回住宅金融支援機構債券	234,354,000	199,210,274	
	貸付債権担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	239,607,000	202,729,086	
	貸付債権担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	158,318,000	134,470,559	
	貸付債権担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	238,293,000	203,368,777	
	貸付債権担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	158,478,000	135,078,723	
	貸付債権担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	158,174,000	134,644,035	
	貸付債権担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	243,429,000	206,844,055	
	貸付債権担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	399,770,000	338,773,093	
	貸付債権担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	248,112,000	210,369,202	

		貸付債権担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	250,260,000	211,529,762	
		貸付債権担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	250,281,000	210,276,084	
		貸付債権担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	166,890,000	141,228,993	
		貸付債権担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	248,997,000	212,909,864	
		貸付債権担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	251,139,000	214,085,951	
		貸付債権担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	167,570,000	143,324,296	
		貸付債権担保第 1 8 3 回住宅金融支援機構債券	509,400,000	434,808,558	
		貸付債権担保第 1 8 5 回住宅金融支援機構債券	259,185,000	222,116,361	
		貸付債権担保第 1 8 6 回住宅金融支援機構債券	174,326,000	151,539,848	
		貸付債権担保第 1 9 5 回住宅金融支援機構債券	180,374,000	158,689,437	
		貸付債権担保第 1 9 7 回住宅金融支援機構債券	273,567,000	243,942,429	
		貸付債権担保第 1 9 8 回住宅金融支援機構債券	181,560,000	163,489,333	
		貸付債権担保第 1 9 9 回住宅金融支援機構債券	362,880,000	325,866,240	
		貸付債権担保第 2 0 0 回住宅金融支援機構債券	460,090,000	410,630,325	
		貸付債権担保第 2 0 2 回住宅金融支援機構債券	278,433,000	249,417,497	
		貸付債権担保第 2 0 3 回住宅金融支援機構債券	464,075,000	417,124,532	
		貸付債権担保第 2 0 5 回住宅金融支援機構債券	185,700,000	170,000,922	
		貸付債権担保 T 種第 4 回住宅金融支援機構債券	126,245,000	123,972,590	
		貸付債権担保 T 種第 5 回住宅金融支援機構債券	88,581,000	86,534,778	
		銘柄数：426	74,292,374,000	68,297,019,894	
		組入時価比率：5.7%		5.7%	
	小計				
	合計			68,297,019,894	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 3 1 回円貨社債	100,000,000	95,478,000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 1 回円貨社債	100,000,000	99,577,000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 2 回円貨社債	300,000,000	297,366,000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 6 回円貨社債	100,000,000	95,431,000	

	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	197,646,000	
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第36回円貨社債	100,000,000	99,574,000	
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第37回円貨社債	100,000,000	98,814,000	
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第40回円貨社債	100,000,000	97,296,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,554,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第18回円貨社債（2022）	100,000,000	99,265,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回円貨社債（2024）	200,000,000	198,962,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第26回円貨社債（2024）	100,000,000	98,229,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第27回円貨社債（2025）	100,000,000	99,713,000	
	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング 第4回円貨社債	100,000,000	99,470,000	
	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,590,000	
	韓国輸出入銀行保証 大韓航空 第4回円貨社債（2025）	100,000,000	99,727,000	
	フランス電力 第4回円貨社債（2017）	200,000,000	199,000,000	
	フランス電力 第11回円貨社債（2024）	100,000,000	98,024,000	
	フランス電力 第13回円貨社債（2025）	100,000,000	99,345,000	
	フランス電力 第14回円貨社債（2025）	100,000,000	98,244,000	
	ビー・エヌ・ビー・パリバ 第8回円貨社債	200,000,000	196,920,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行 第12回円貨社債	200,000,000	198,796,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行 第13回円貨社債	100,000,000	98,462,000	
	ケーティー 第12回円貨社債（2025）	100,000,000	100,028,000	
	清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,951,000	
	清水建設 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,631,000	
	長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,900,000	
	鹿島建設 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,407,000	
	戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,884,000	

	大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,498,000	
	大和ハウス工業 第14回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,129,000	
	大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	279,291,000	
	大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	73,995,000	
	積水ハウス 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,860,000	
	積水ハウス 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,377,000	
	積水ハウス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,302,000	
	森永乳業 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,485,000	
	森永乳業 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,343,000	
	日本ハム 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,309,000	
	博報堂DYホールディングス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,852,000	
	アサヒグループホールディングス 第20回特定社債間限定同順位	100,000,000	98,576,000	
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	94,488,000	
	アサヒグループホールディングス 第25回特定社債間限定同順位	200,000,000	196,454,000	
	麒麟ホールディングス 第25回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,982,000	
	サントリーホールディングス 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,876,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,566,000	
	伊藤園 第3回	100,000,000	97,757,000	
	味の素 第30回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,113,000	
	味の素 第32回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,556,000	
	味の素 第33回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,229,000	
	日本たばこ産業 第13回	100,000,000	97,384,000	
	ヒューリック 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,012,000	
	三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,519,000	
	東洋紡 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,529,000	
	野村不動産ホールディングス 第1	100,000,000	93,335,000	

		5回			
		森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,274,000	
		森ビル 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,192,000	
		東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,920,000	
		東急不動産ホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,850,000	
		東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,797,000	
		セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	195,604,000	
		セブン&アイ・ホールディングス 第17回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,789,000	
		セブン&アイ・ホールディングス 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	94,626,000	
		東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,729,000	
		東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,665,000	
		クラレ 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,853,000	
		旭化成 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,604,000	
		旭化成 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,647,000	
		旭化成 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,390,000	
		日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,116,000	
		王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,077,000	
		日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,920,000	
		レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,492,000	
		レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,902,000	
		住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,582,000	
		住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,154,000	
		住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,370,000	
		住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,013,000	
		住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,192,000	
		日本酸素ホールディングス 第4回	100,000,000	98,046,000	

		社債間限定同順位特約付			
		日本酸素ホールディングス 第5回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,140,000	
		三菱瓦斯化学 第24回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,990,000	
		三井化学 第48回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	97,611,000	
		三井化学 第58回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	97,668,000	
		J S R 第9回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	97,997,000	
		三菱ケミカルホールディングス 第 29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,995,000	
		三菱ケミカルホールディングス 第 33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,224,000	
		三菱ケミカルホールディングス 第 37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,291,000	
		ダイセル 第17回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	94,368,000	
		UBE株式会社 第21回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	95,818,000	
		日本化薬 第5回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,108,000	
		電通 第3回社債間限定同順位特約 付	100,000,000	97,410,000	
		電通 第6回社債間限定同順位特約 付	300,000,000	286,626,000	
		武田薬品工業 第16回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	275,271,000	
		アステラス製薬 第4回無担保社債 間限定	200,000,000	196,082,000	
		アステラス製薬 第5回無担保社債 間限定	100,000,000	98,072,000	
		テルモ 第10回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,263,000	
		大塚ホールディングス 第4回特定 社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,215,000	
		D I C 第48回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,804,000	
		オリエンタルランド 第18回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	188,572,000	
		オリエンタルランド 第24回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	94,942,000	
		L I N Eヤフー 第25回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	97,991,000	
		L I N Eヤフー 第27回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,664,000	
		楽天 第13回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	91,582,000	
		富士フイルムホールディングス 第	200,000,000	198,428,000	

		20回社債間限定同順位特約付			
		富士フイルムホールディングス 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,391,000	
		富士フイルムホールディングス 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,550,000	
		ユニカミノルタホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,884,000	
		出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,696,000	
		コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,942,000	
		TOYO TIRE 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,227,000	
		ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	
		AGC 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,289,000	
		AGC 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,327,000	
		住友大阪セメント 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,443,000	
		太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,289,000	
		日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,275,000	
		新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,317,000	
		神戸製鋼所 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,905,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス 第29回社債間限定同順位	100,000,000	96,370,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス 第36回社債間限定同順位	100,000,000	98,634,000	
		三井金属鉱業 第24回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,703,000	
		三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,282,000	
		住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,608,000	
		住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,774,000	
		LIXILグループ 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,187,000	
		LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,755,000	
		YKK 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,827,000	
		豊田自動織機 第37回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,316,000	
		小松製作所 第17回社債間限定同	100,000,000	99,206,000	

		順位特約付			
		住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,758,000	
		日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,989,000	
		荏原製作所 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,994,000	
		ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,717,000	
		ダイキン工業 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,305,000	
		ダイキン工業 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,060,000	
		タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,540,000	
		セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,996,000	
		日本精工 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,276,000	
		日本精工 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,311,000	
		ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,864,000	
		日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,820,000	
		日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,053,000	
		富士電機 第32回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,336,000	
		オムロン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,198,000	
		日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,327,000	
		日本電気 第66回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,689,000	
		日本電気 第67回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,515,000	
		パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,846,000	
		パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,152,000	
		パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,127,000	
		パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,667,000	
		パナソニック 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,753,000	
		ソニー 第36回	100,000,000	96,022,000	
		ソニー 第39回	100,000,000	99,097,000	

	ソニー 第40回	100,000,000	97,980,000	
	ソニー 第41回	100,000,000	94,043,000	
	T D K 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,839,000	
	T D K 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,333,000	
	デンソー 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,892,000	
	東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,503,000	
	三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
	I H I 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,727,000	
	J A三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,662,000	
	J A三井リース 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,313,000	
	J A三井リース 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,956,000	
	J A三井リース 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,618,000	
	いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,798,000	
	トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,977,000	
	本田技研工業株式会社 第14回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,674,000	
	S U B A R U 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,605,000	
	ヤマハ発動機 第7回	100,000,000	97,879,000	
	楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,024,000	
	オリックス銀行 第3回	100,000,000	97,815,000	
	良品計画 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,247,000	
	トプコン 第6回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,005,000	
	オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,995,000	
	シチズン時計 第4回	100,000,000	98,035,000	
	凸版印刷 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,306,000	
	大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,060,000	
	大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,085,000	
	アシックス 第7回特定社債間限定	100,000,000	98,101,000	

		同順位特約付			
		岡村製作所 第 1 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,669,000	
		伊藤忠商事 第 8 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,845,000	
		丸紅 第 1 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,720,000	
		丸紅 第 1 1 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,351,000	
		丸紅 第 1 1 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,755,000	
		三井物産 第 6 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,228,000	
		三井物産 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,619,000	
		三井物産 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,269,000	
		三井物産 第 7 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,485,000	
		日本紙パルプ商事 第 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,694,000	
		住友商事 第 4 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,987,000	
		住友商事 第 5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,617,000	
		住友商事 第 6 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,744,000	
		三菱商事 第 8 0 回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	201,882,000	
		三菱商事 第 8 3 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,389,000	
		丸井グループ 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,032,000	
		クレディセゾン 第 6 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,455,000	
		クレディセゾン 第 7 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,502,000	
		クレディセゾン 第 9 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,374,000	
		クレディセゾン 第 1 0 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,915,000	
		クレディセゾン 第 1 0 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,438,000	
		イオン 第 2 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,178,000	
		イオン 第 2 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,263,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ 第 7 回劣後特約付	100,000,000	97,914,000	
		みずほコーポレート銀行 第 8 回特	100,000,000	102,417,000	

		定社債間限定同順位特約付			
		三菱東京ＵＦＪ銀行 第２３回劣後特約付	100,000,000	104,638,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行 第２４回劣後特約付	100,000,000	101,725,000	
		三井住友フィナンシャルグループ 第４回劣後特約付	100,000,000	97,654,000	
		三井住友信託銀行 第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,933,000	
		セブン銀行 第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,248,000	
		みずほ銀行 第７回劣後特約付	100,000,000	101,801,000	
		芙蓉総合リース 第３０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,064,000	
		芙蓉総合リース 第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,819,000	
		芙蓉総合リース 第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,104,000	
		みずほリース 第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,262,000	
		みずほリース 第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,104,000	
		みずほリース 第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,810,000	
		みずほリース 第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,846,000	
		ＮＴＴファイナンス 第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,985,000	
		ＮＴＴファイナンス 第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	195,974,000	
		ＮＴＴファイナンス 第１８回日本電信電話保証付	900,000,000	850,293,000	
		ＮＴＴファイナンス 第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,228,000	
		ＮＴＴファイナンス 第２６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	277,800,000	
		ＮＴＴファイナンス 第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,962,000	
		ＮＴＴファイナンス 第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,430,000	
		ＮＴＴファイナンス 第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,319,000	
		ＮＴＴファイナンス 第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,394,000	
		ＮＴＴファイナンス 第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,051,000	
		ＮＴＴファイナンス 第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,040,000	
		東京センチュリー 第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,493,000	

	東京センチュリー 第33回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,563,000	
	東京センチュリー 第34回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,123,000	
	ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	97,634,000	
	ホンダファイナンス 第87回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	97,846,000	
	ホンダファイナンス 第88回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,005,000	
	ホンダファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,265,000	
	SBIホールディングス 第37回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,384,000	
	トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,320,000	
	トヨタファイナンス 第103回社 債間限定同順位特約付	200,000,000	195,612,000	
	トヨタファイナンス 第109回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,946,000	
	トヨタファイナンス 第110回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,837,000	
	トヨタファイナンス 第111回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,912,000	
	リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,422,000	
	リコーリース 第44回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,067,000	
	イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,928,000	
	オリエン트コーポレーション 第1 8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,818,000	
	オリエン트コーポレーション 第3 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,493,000	
	オリエン트コーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	183,888,000	
	日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	95,334,000	
	オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	198,234,000	
	オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	93,180,000	
	オリックス 第205回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,220,000	
	オリックス 第220回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,169,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,120,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,443,000	

	三井住友ファイナンス&リース 第4 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,166,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第4 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,038,000	
	三菱UFJリース 第5 2 回社債間限定同順位特約付	400,000,000	394,396,000	
	三菱UFJリース 第5 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,287,000	
	三菱UFJリース 第7 6 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,506,000	
	大和証券グループ本社 第3 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,684,000	
	三井住友海上火災保険 第7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,984,000	
	三井住友海上火災保険 第8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,851,000	
	三井住友海上火災保険 第9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,877,000	
	三井住友海上火災保険 第1 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,869,000	
	三井住友海上火災保険 第1 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,842,000	
	NECキャピタルソリューション 第2 9 回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,720,000	
	T&Dホールディングス第4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,265,000	
	T&Dホールディングス第6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,395,000	
	三井不動産 第6 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,690,000	
	三井不動産 第7 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,050,000	
	三井不動産 第7 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,755,000	
	三井不動産 第8 3 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	279,021,000	
	三井不動産 第8 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,285,000	
	三菱地所 第9 3 回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	207,438,000	
	三菱地所 第1 2 0 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,552,000	
	三菱地所 第1 2 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	40,235,000	
	三菱地所 第1 3 5 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	93,013,000	
	東京建物 第2 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,995,000	
	東京建物 第3 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,128,000	

	ダイビル 第 1 9 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,685,000	
	京阪神ビルディング 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,912,000	
	住友不動産 第 1 0 9 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,222,000	
	イオンモール 第 2 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,310,000	
	イオンモール 第 2 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,186,000	
	イオンモール 第 2 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,942,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第 1 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,940,000	
	日本ビルファンド投資法人 第 1 7 回	100,000,000	81,273,000	
	日本都市ファンド投資法人 第 1 回	100,000,000	93,387,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 第 2 7 回特定投資法人債間限定	100,000,000	91,568,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 第 9 回	100,000,000	99,122,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人 第 7 回特定投資法人債間限	100,000,000	103,789,000	
	東京急行電鉄 第 8 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,034,000	
	東京急行電鉄 第 8 3 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,976,000	
	東京急行電鉄 第 8 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,608,000	
	小田急電鉄 第 6 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,226,000	
	小田急電鉄 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,078,000	
	京王電鉄 第 3 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,271,000	
	京成電鉄 第 6 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,891,000	
	東日本旅客鉄道 第 5 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,474,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,499,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,505,000	
	東日本旅客鉄道 第 8 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,126,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,713,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,882,000	

	東日本旅客鉄道 第 1 1 9 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,966,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 2 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	63,189,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 3 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	53,761,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 7 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	53,616,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 9 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	48,626,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 2 回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	67,002,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 4 回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	108,216,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 5 回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	87,678,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 7 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	95,178,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 1 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	36,843,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 3 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	94,655,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 4 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	93,616,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 5 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	74,686,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 7 回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	92,262,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 9 2 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	59,477,000	
	西日本旅客鉄道 第 1 3 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	203,972,000	
	西日本旅客鉄道 第 1 5 回社債間限 定同順位特約付	300,000,000	307,980,000	
	西日本旅客鉄道 第 5 3 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	54,017,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 0 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	189,988,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 5 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	189,090,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 6 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	153,490,000	
	西日本旅客鉄道 第 7 7 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	45,743,000	
	東海旅客鉄道 第 5 1 回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	207,676,000	
	東海旅客鉄道 第 6 4 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,986,000	
	東海旅客鉄道 第 7 0 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,150,000	

	東海旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	278,721,000	
	東海旅客鉄道 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,923,000	
	東京地下鉄 第 2 2 回	100,000,000	98,572,000	
	東京地下鉄 第 2 3 回	100,000,000	84,969,000	
	東京地下鉄 第 2 4 回	100,000,000	66,672,000	
	東京地下鉄 第 2 7 回	100,000,000	66,131,000	
	東京地下鉄 第 3 4 回	100,000,000	51,052,000	
	東京地下鉄 第 4 4 回	100,000,000	38,713,000	
	東京地下鉄 第 4 9 回	100,000,000	75,058,000	
	東京地下鉄 第 5 6 回	100,000,000	57,853,000	
	西武ホールディングス 第 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,754,000	
	西日本鉄道 第 4 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,770,000	
	西日本鉄道 第 5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,602,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 7 回	400,000,000	398,572,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 9 回	100,000,000	86,661,000	
	名古屋鉄道 第 5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,728,000	
	名古屋鉄道 第 5 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,134,000	
	日本通運 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,354,000	
	センコー 第 1 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,915,000	
	日本郵船 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,290,000	
	商船三井 第 3 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,263,000	
	横浜高速鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,037,000	
	九州旅客鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	121,662,000	
	九州旅客鉄道 第 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,436,000	
	日本貨物鉄道株式会社 第 1 回	100,000,000	92,736,000	
	日本航空 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,888,000	
	日本航空 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,552,000	
	A N A ホールディングス 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,511,000	

	KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,350,000	
	KDDI 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,311,000	
	KDDI 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,407,000	
	KDDI 第36回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,564,000	
	KDDI 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,127,000	
	ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,076,000	
	ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,976,000	
	ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,938,000	
	ソフトバンク 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,850,000	
	東京電力 第548回	100,000,000	101,410,000	
	東京電力 第560回	100,000,000	100,483,000	
	中部電力 第524回	100,000,000	98,875,000	
	中部電力 第530回	200,000,000	192,158,000	
	中部電力 第559回	100,000,000	82,522,000	
	中部電力 第560回	100,000,000	78,122,000	
	中部電力 第574回	100,000,000	98,876,000	
	関西電力 第509回	100,000,000	98,976,000	
	関西電力 第511回	300,000,000	295,725,000	
	関西電力 第520回	100,000,000	80,383,000	
	関西電力 第522回	200,000,000	195,328,000	
	関西電力 第536回	100,000,000	94,417,000	
	関西電力 第551回	100,000,000	93,311,000	
	関西電力 第555回	100,000,000	94,246,000	
	関西電力 第556回	100,000,000	92,703,000	
	関西電力 第557回	100,000,000	78,878,000	
	関西電力 第562回	100,000,000	93,639,000	
	関西電力 第577回	100,000,000	99,381,000	
	中国電力 第394回	100,000,000	84,192,000	
	中国電力 第400回	100,000,000	98,421,000	
	中国電力 第406回	100,000,000	80,877,000	
	中国電力 第416回	100,000,000	96,431,000	
	中国電力 第422回	600,000,000	569,646,000	

		中国電力 第4 2 5回	100,000,000	94,756,000	
		中国電力 第4 4 8回	100,000,000	93,096,000	
		中国電力 第4 5 2回	100,000,000	78,210,000	
		北陸電力 第3 1 2回	100,000,000	97,894,000	
		北陸電力 第3 2 2回	100,000,000	98,733,000	
		北陸電力 第3 2 6回	200,000,000	161,710,000	
		北陸電力 第3 3 0回	100,000,000	96,378,000	
		北陸電力 第3 3 9回	100,000,000	85,314,000	
		東北電力 第4 8 4回	100,000,000	85,907,000	
		東北電力 第4 9 1回	100,000,000	99,097,000	
		東北電力 第5 0 8回	100,000,000	96,920,000	
		東北電力 第5 2 1回	300,000,000	286,026,000	
		東北電力 第5 3 4回	100,000,000	78,129,000	
		東北電力 第5 4 6回	100,000,000	92,995,000	
		東北電力 第5 6 0回	200,000,000	184,998,000	
		東北電力 第5 6 3回	200,000,000	186,872,000	
		東北電力 第5 6 6回	100,000,000	96,549,000	
		四国電力 第2 9 3回	100,000,000	84,629,000	
		四国電力 第3 2 1回	100,000,000	58,082,000	
		四国電力 第3 2 8回	100,000,000	93,550,000	
		四国電力 第3 3 2回	100,000,000	97,606,000	
		九州電力 第4 4 9回	200,000,000	197,974,000	
		九州電力 第4 5 1回	100,000,000	98,942,000	
		九州電力 第4 7 6回	100,000,000	96,696,000	
		九州電力 第4 7 8回	100,000,000	81,668,000	
		九州電力 第4 8 1回	300,000,000	288,174,000	
		九州電力 第4 8 4回	200,000,000	191,586,000	
		九州電力 第5 0 7回	200,000,000	186,326,000	
		九州電力 第5 2 7回	100,000,000	95,322,000	
		北海道電力 第3 2 3回	300,000,000	298,419,000	
		北海道電力 第3 2 5回	130,000,000	128,137,100	
		北海道電力 第3 3 8回	100,000,000	85,348,000	
		北海道電力 第3 4 1回	100,000,000	85,851,000	
		北海道電力 第3 5 0回	100,000,000	81,233,000	
		北海道電力 第3 8 5回	100,000,000	93,833,000	
		北海道電力 第4 0 5回	100,000,000	99,386,000	

	電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,730,000	
	電源開発 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,571,000	
	電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,795,000	
	電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,499,000	
	電源開発 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,813,000	
	電源開発 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,416,000	
	電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,106,000	
	電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,256,000	
	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,111,000	
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	295,983,000	
	東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	287,976,000	
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	97,818,000	
	東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	272,646,000	
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	97,653,000	
	東京電力パワーグリッド 第36回	100,000,000	91,398,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	360,172,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	282,759,000	
	東京電力パワーグリッド 第48回	300,000,000	249,189,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	93,278,000	
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	167,108,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	94,515,000	
	東京電力パワーグリッド 第72回	100,000,000	94,143,000	
	東京電力パワーグリッド 第73回	100,000,000	89,644,000	
	東京電力パワーグリッド 第76回	200,000,000	187,680,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,926,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,188,000	
	東京電力リニューアブルパワー第5回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	372,756,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,426,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,627,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,330,000	

小計	東京瓦斯 第 5 4 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	39, 324, 000	
	東京瓦斯 第 5 5 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	74, 791, 000	
	東京瓦斯 第 5 7 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	43, 725, 000	
	東京瓦斯 第 6 4 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	55, 952, 000	
	大阪瓦斯 第 3 6 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	56, 222, 000	
	大阪瓦斯 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	110, 630, 000	
	大阪瓦斯 第 5 1 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	93, 778, 000	
	大阪瓦斯 第 5 5 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	78, 007, 000	
	東邦瓦斯 第 4 4 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	74, 512, 000	
	北海道瓦斯 第 2 3 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	87, 409, 000	
	広島ガス 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	97, 262, 000	
	西部ガスホールディングス 第 2 1 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	95, 276, 000	
	日本空港ビルディング 第 6 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 427, 000	
	S C S K 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 271, 000	
	ファーストリテイリング 第 7 回特定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	98, 044, 000	
	ファーストリテイリング 第 8 回特定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	83, 685, 000	
	銘柄数：474	60, 530, 000, 000	56, 278, 774, 100	
	組入時価比率：4. 7%		4. 7%	
	合計		56, 278, 774, 100	
合計		1, 188, 201, 557, 914		

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 9 月 8 日現在)

資産の部
流動資産

預金	2, 028, 299, 839
コール・ローン	464, 010, 046
国債証券	1, 059, 219, 338, 923
派生商品評価勘定	316, 376
未収入金	533, 265, 346
未収利息	8, 529, 902, 567
前払費用	1, 678, 539, 570
その他未収収益	9, 676, 042
流動資産合計	1, 072, 463, 348, 709
資産合計	1, 072, 463, 348, 709
負債の部	
流動負債	
未払金	2, 483, 695, 369
未払解約金	244, 612, 534
その他未払費用	9, 469, 371
流動負債合計	2, 737, 777, 274
負債合計	2, 737, 777, 274
純資産の部	
元本等	
元本	341, 697, 875, 398
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	728, 027, 696, 037
元本等合計	1, 069, 725, 571, 435
純資産合計	1, 069, 725, 571, 435
負債純資産合計	1, 072, 463, 348, 709

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 1306 円

(10,000 口当たり純資産額)	(31,306 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	90,631,444,918 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	95,392,171,109 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 8 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 9 月 8 日現在	
期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	320,284,050,028 円
同期中における追加設定元本額	63,040,583,367 円
同期中における一部解約元本額	41,626,757,997 円
期末元本額	341,697,875,398 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	47,739,865 円
バランスセレクト50	59,943,606 円
バランスセレクト70	73,284,370 円
野村外国債券インデックスファンド	187,604,491 円

野村世界6資産分散投信（安定コース）	2,909,467,114円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	22,747,587,420円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	4,300,945,857円
野村資産設計ファンド2015	15,594,728円
野村資産設計ファンド2020	16,637,592円
野村資産設計ファンド2025	22,516,638円
野村資産設計ファンド2030	43,330,005円
野村資産設計ファンド2035	37,281,331円
野村資産設計ファンド2040	60,529,208円
野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	77,884,022,300円
のむラップ・ファンド（保守型）	3,682,967,258円
のむラップ・ファンド（普通型）	48,441,774,518円
のむラップ・ファンド（積極型）	21,389,296,272円
野村外国債券インデックス（野村SMA向け）	270,040,661円
野村資産設計ファンド2045	12,290,012円
野村インデックスファンド・外国債券	1,149,502,821円
マイ・ロード	4,845,212,410円
ネクストコア	57,091,946円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	400,230,369円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	9,689,359,055円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	782,456,976円
野村資産設計ファンド2050	11,820,041円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,689,331円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,050,846円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,048,526円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,773,661円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,448,098,618円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	6,308,864,805円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,867,063円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,720,659円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	2,996,684円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	804,239円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	4,959,648円
野村6資産均等バランス	6,687,832,113円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	9,844,048,913円
世界6資産分散ファンド	108,112,020円
野村資産設計ファンド2060	6,656,295円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,151,145,705円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10,711,796,189円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,211,699円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	597,456,832円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	144,967,052円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	600,343,980円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	208,020,091円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	550,511円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	4,460,721円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	65,304円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,959,312,400円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,918,667円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,460,251円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	151,074,624円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	101,388,057円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,835,771,580円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	31,071,858円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,123,588,923円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,133,433,936円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格	2,941,684円

機関投資家専用)	
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1, 098, 171, 825 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3, 674, 427 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7, 248, 676 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8, 347, 429 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	652, 314, 482 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5, 315, 031, 576 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7, 802, 974, 301 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7, 664, 803, 690 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	30, 010, 840, 853 円
マイバランスDC30	2, 443, 799, 357 円
マイバランスDC50	2, 155, 125, 036 円
マイバランスDC70	1, 900, 902, 522 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12, 676, 423, 767 円
野村DC運用戦略ファンド	4, 047, 861, 021 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	560, 444, 907 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	700, 477, 627 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1, 649, 267, 337 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	721, 261, 147 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	42, 462, 957 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	113, 993, 210 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	70, 639, 773 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	50, 154, 131 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	41, 494, 805 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	24, 369, 571 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	722, 253, 732 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	354, 387, 825 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	251, 048, 399 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	342, 562, 550 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	15, 010, 814 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	138, 704, 312 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	88, 479, 342 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	406, 545, 908 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	270, 566, 359 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	10, 201, 381 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	40, 250, 000. 00	42, 484, 188. 95	
		US TREASURY BOND	21, 950, 000. 00	23, 088, 656. 25	
		US TREASURY BOND	100, 000. 00	101, 089. 84	
		US TREASURY BOND	6, 450, 000. 00	5, 035, 786. 54	
		US TREASURY BOND	17, 200, 000. 00	15, 187, 734. 16	
		US TREASURY BOND	100, 000. 00	100, 980. 46	

		US TREASURY N/B	14, 050, 000. 00	13, 735, 188. 67	
		US TREASURY N/B	360, 000. 00	349, 835. 40	
		US TREASURY N/B	67, 200, 000. 00	67, 226, 611. 20	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	1, 009, 087. 70	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 871. 99	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 080. 54	
		US TREASURY N/B	24, 750, 000. 00	24, 698, 205. 67	
		US TREASURY N/B	14, 950, 000. 00	15, 098, 915. 44	
		US TREASURY N/B	5, 400, 000. 00	5, 275, 863. 17	
		US TREASURY N/B	20, 700, 000. 00	20, 106, 085. 95	
		US TREASURY N/B	71, 550, 000. 00	71, 882, 593. 02	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 066. 40	
		US TREASURY N/B	270, 000. 00	262, 216. 38	
		US TREASURY N/B	9, 450, 000. 00	9, 513, 307. 44	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 875. 00	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 593. 75	
		US TREASURY N/B	31, 550, 000. 00	30, 585, 626. 92	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 464. 84	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 109. 37	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 510, 195. 20	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 458. 98	
		US TREASURY N/B	3, 250, 000. 00	3, 169, 257. 65	
		US TREASURY N/B	7, 200, 000. 00	7, 268, 202. 72	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 556. 64	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 351. 56	
		US TREASURY N/B	42, 100, 000. 00	42, 689, 564. 19	
		US TREASURY N/B	42, 700, 000. 00	40, 628, 379. 61	
		US TREASURY N/B	350, 000. 00	345, 392. 56	
		US TREASURY N/B	69, 100, 000. 00	67, 766, 584. 21	
		US TREASURY N/B	67, 250, 000. 00	68, 250, 868. 30	
		US TREASURY N/B	9, 950, 000. 00	9, 446, 281. 25	
		US TREASURY N/B	59, 400, 000. 00	58, 463, 749. 08	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	284, 144. 52	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	298, 453. 11	
		US TREASURY N/B	70, 400, 000. 00	66, 362, 996. 48	
		US TREASURY N/B	62, 100, 000. 00	61, 200, 034. 38	

		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,830,671.73	
		US TREASURY N/B	50,000.00	47,133.78	
		US TREASURY N/B	45,100,000.00	44,753,821.42	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	10,037,727.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,197.26	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,710,603.91	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,242.18	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,777,631.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,769.53	
		US TREASURY N/B	500,000.00	468,281.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,814.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,990.23	
		US TREASURY N/B	600,000.00	589,546.86	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,425,194.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,181.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,326.17	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,923,753.40	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,100,107.36	
		US TREASURY N/B	51,350,000.00	50,532,610.70	
		US TREASURY N/B	45,300,000.00	42,667,820.85	
		US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,931,516.65	
		US TREASURY N/B	43,950,000.00	41,325,872.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,351.56	
		US TREASURY N/B	61,600,000.00	57,398,682.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,714.84	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,499,976.13	
		US TREASURY N/B	48,700,000.00	45,450,794.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,466.79	
		US TREASURY N/B	18,900,000.00	17,673,713.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	103,248.04	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,618,905.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,033.20	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,743,153.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,921.87	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,309,593.54	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	27,552,536.85	

		US TREASURY N/B	100,000.00	100,726.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,392.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,531.25	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	8,111,893.90	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	23,098,506.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,376.95	
		US TREASURY N/B	51,350,000.00	49,394,283.90	
		US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,577,442.65	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,786,709.76	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,430,925.20	
		US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,970,280.08	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,690,057.65	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,200,507.40	
		US TREASURY N/B	41,350,000.00	40,925,997.10	
		US TREASURY N/B	7,850,000.00	8,047,936.18	
		US TREASURY N/B	29,900,000.00	28,911,897.69	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,214,042.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,189.45	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	40,364,979.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,230.46	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,992,734.00	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,798,921.44	
		US TREASURY N/B	750,000.00	766,303.65	
		US TREASURY N/B	50,000.00	46,599.60	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,947,607.30	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,262,230.24	
		US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,560,777.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,171.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,712.89	
		US TREASURY N/B	15,450,000.00	15,873,064.26	
		US TREASURY N/B	450,000.00	412,347.64	
		US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,674,328.12	
		US TREASURY N/B	47,850,000.00	47,936,914.74	
		US TREASURY N/B	42,250,000.00	42,098,985.82	
		US TREASURY N/B	39,700,000.00	44,222,076.14	
		US TREASURY N/B	59,800,000.00	52,230,390.41	

		US TREASURY N/B	2, 350, 000. 00	2, 366, 339. 78	
		US TREASURY N/B	44, 400, 000. 00	44, 703, 513. 96	
		US TREASURY N/B	35, 050, 000. 00	35, 668, 166. 33	
		US TREASURY N/B	41, 180, 000. 00	35, 679, 410. 32	
		US TREASURY N/B	19, 750, 000. 00	20, 209, 418. 57	
		US TREASURY N/B	25, 750, 000. 00	26, 939, 428. 55	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	105, 832. 03	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	103, 509. 76	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 535. 15	
		US TREASURY N/B	5, 500, 000. 00	5, 595, 605. 40	
		US TREASURY N/B	9, 300, 000. 00	10, 086, 140. 16	
		US TREASURY N/B	500, 000. 00	439, 355. 45	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	102, 958. 98	
		US TREASURY N/B	43, 100, 000. 00	44, 110, 156. 25	
		US TREASURY N/B	5, 750, 000. 00	5, 150, 741. 90	
		US TREASURY N/B	64, 400, 000. 00	67, 515, 601. 16	
		US TREASURY N/B	50, 000. 00	43, 512. 69	
		US TREASURY N/B	9, 250, 000. 00	9, 271, 137. 17	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	870, 468. 70	
		US TREASURY N/B	1, 400, 000. 00	1, 448, 863. 22	
		US TREASURY N/B	14, 750, 000. 00	13, 166, 102. 22	
		US TREASURY N/B	64, 230, 000. 00	60, 781, 394. 95	
		US TREASURY N/B	48, 250, 000. 00	45, 146, 728. 87	
		US TREASURY N/B	200, 000. 00	203, 753. 90	
		US TREASURY N/B	51, 800, 000. 00	50, 615, 277. 02	
		US TREASURY N/B	37, 850, 000. 00	36, 595, 476. 89	
		US TREASURY N/B	46, 550, 000. 00	46, 489, 084. 67	
		US TREASURY N/B	23, 650, 000. 00	24, 610, 317. 71	
		US TREASURY N/B	55, 150, 000. 00	55, 355, 731. 56	
		US TREASURY N/B	68, 750, 000. 00	70, 774, 900. 62	
		US TREASURY N/B	29, 500, 000. 00	29, 214, 794. 00	
		US TREASURY N/B	62, 650, 000. 00	63, 703, 547. 46	
		US TREASURY N/B	20, 500, 000. 00	21, 420, 896. 90	
		US TREASURY N/B	5, 000, 000. 00	5, 070, 703. 00	
		US TREASURY N/B	350, 000. 00	363, 275. 36	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	102, 425. 78	

		US TREASURY N/B	100,000.00	91,574.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,558.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,884.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,312.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,859.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,968.75	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,113,334.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,214.84	
		US TREASURY N/B	850,000.00	534,752.85	
		US TREASURY N/B	50,000.00	32,538.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,625.00	
		US TREASURY N/B	200,000.00	140,277.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,121.09	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,014,697.20	
		US TREASURY N/B	400,000.00	332,468.72	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	40,522,114.29	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,699.21	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	23,681,943.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	80,882.81	
		US TREASURY N/B	500,000.00	419,375.00	
		US TREASURY N/B	200,000.00	155,101.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,064.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,140.62	
		US TREASURY N/B	41,590,000.00	33,843,862.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,587.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,396.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,015.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,375.00	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	39,887,301.23	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	7,153,452.48	
		US TREASURY N/B	50,450,000.00	40,255,548.32	
		US TREASURY N/B	47,650,000.00	37,127,907.94	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,864,885.41	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,680,036.84	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,547,936.96	
		US TREASURY N/B	400,000.00	280,609.36	

		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,669,139.29	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,341,374.72	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,316,992.10	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,515,156.20	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,219,132.10	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,530,585.78	
		US TREASURY N/B	49,700,000.00	37,352,656.25	
		US TREASURY N/B	52,650,000.00	40,400,645.80	
		US TREASURY N/B	39,750,000.00	29,737,968.75	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	39,984,375.00	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	32,849,331.48	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,974,421.67	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,284,437.50	
		US TREASURY N/B	300,000.00	194,929.68	
		US TREASURY N/B	35,300,000.00	20,945,583.29	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	573,023.38	
		US TREASURY N/B	6,850,000.00	3,878,812.50	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,117,436.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	58,064.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,039.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,523.43	
		US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,584,230.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	72,625.00	
		US TREASURY N/B	9,350,000.00	7,675,034.45	
		US TREASURY N/B	500,000.00	498,417.95	
		US TREASURY N/B	26,600,000.00	24,412,253.74	
		US TREASURY N/B	46,050,000.00	42,249,074.44	
	小計	銘柄数：213	3,523,530,000.00	3,284,262,282.05	
		組入時価比率：45.6%		(487,614,421,015) 46.1%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,481,941.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	756,061.72	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,723,574.41	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,112,811.82	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,412,521.99	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,312,948.21	

		CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 124, 135. 10	
		CANADIAN GOVERNMENT	250, 000. 00	246, 193. 97	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 600, 000. 00	6, 716, 590. 32	
		CANADIAN GOVERNMENT	24, 250, 000. 00	25, 317, 972. 42	
		CANADIAN GOVERNMENT	9, 530, 000. 00	10, 559, 585. 93	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	98, 560. 75	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 850, 000. 00	1, 904, 445. 87	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	98, 119. 34	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 300, 000. 00	6, 803, 874. 48	
		CANADIAN GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 331, 400. 48	
		CANADIAN GOVERNMENT	13, 600, 000. 00	12, 595, 380. 24	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	91, 737. 21	
		CANADIAN GOVERNMENT	4, 100, 000. 00	3, 847, 831. 14	
		CANADIAN GOVERNMENT	11, 750, 000. 00	11, 326, 048. 25	
		CANADIAN GOVERNMENT	21, 310, 000. 00	25, 137, 429. 43	
		CANADIAN GOVERNMENT	800, 000. 00	806, 088. 40	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 800, 000. 00	7, 993, 374. 48	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 101, 139. 71	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 697, 033. 16	
		CANADIAN GOVERNMENT	2, 250, 000. 00	2, 237, 719. 05	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 730, 000. 00	7, 772, 031. 47	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 240, 000. 00	6, 134, 668. 80	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 800, 000. 00	1, 538, 621. 46	
		CANADIAN GOVERNMENT	14, 600, 000. 00	10, 378, 826. 10	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 700, 000. 00	5, 041, 117. 62	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 550, 000. 00	1, 273, 563. 23	
		CANADIAN GOVERNMENT	5, 700, 000. 00	4, 559, 753. 19	
	小計	銘柄数 : 33	202, 300, 000. 00	197, 533, 101. 51	
				(21, 193, 326, 461)	
		組入時価比率 : 2. 0%		2. 0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2, 700, 000. 00	2, 682, 650. 88	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	171, 600, 000. 00	166, 493, 887. 56	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	133, 900, 000. 00	133, 492, 006. 70	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6, 000, 000. 00	6, 081, 420. 00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	52, 400, 000. 00	53, 037, 121. 12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84, 300, 000. 00	85, 318, 731. 78	

		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	156,873,779.30	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	64,357,072.05	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	374,640.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	35,091,873.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	61,300,000.00	66,417,115.58	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	185,500,000.00	177,067,244.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	78,588,663.07	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	102,091,919.50	
		銘柄数：14	1,173,200,000.00	1,127,968,124.74	
		組入時価比率：0.8%		(8,944,110,448)	
	小計			0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,507.85	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,760.00	
		BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,406,710.00	
		BELGIUM KINGDOM	11,650,000.00	11,650,000.00	
		BELGIUM KINGDOM	16,250,000.00	17,395,625.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,860.00	
		BELGIUM KINGDOM	6,850,000.00	6,871,920.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,902,030.00	
		BELGIUM KINGDOM	4,300,000.00	4,244,530.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,190.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	125,140.00	
		BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	11,800,045.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	950,700.00	
		BELGIUM KINGDOM	150,000.00	141,735.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,500,000.00	3,412,690.75	
		BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,448,060.00	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,216,365.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	596,551.00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	16,985,731.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,265.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,263.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	42,400,000.00	42,756,859.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,200,000.00	8,984,168.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	2,851,200.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,237.76	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 000, 000. 00	14, 071, 400. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	543, 300. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 087. 85	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22, 400, 000. 00	23, 325, 458. 24	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43, 300, 000. 00	43, 722, 175. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	91, 492. 90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 500, 000. 00	5, 144, 975. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	52, 100, 000. 00	53, 273, 161. 75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 082. 70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	101, 470. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 815. 77	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 450, 000. 00	15, 011, 103. 61	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9, 050, 000. 00	9, 167, 906. 11	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 650, 000. 00	5, 790, 617. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	88, 714. 30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950, 000. 00	945, 630. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	7, 825, 280. 72	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 900, 000. 00	16, 967, 836. 90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2, 000, 000. 00	1, 941, 656. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6, 750, 000. 00	7, 524, 410. 62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 300, 000. 00	852, 020. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 600, 000. 00	6, 567, 803. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	85, 572. 50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	405, 022. 25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	350, 000. 00	185, 445. 75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11, 950, 000. 00	11, 615, 866. 05	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 250, 000. 00	4, 423, 068. 30	
		BUNDESobligation	3, 750, 000. 00	3, 706, 125. 00	
		BUNDESobligation	12, 000, 000. 00	12, 142, 800. 00	
		BUNDESobligation	4, 000, 000. 00	4, 040, 600. 00	
		BUNDESobligation	11, 000, 000. 00	10, 992, 080. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 700. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	96, 713. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34, 900, 000. 00	37, 541, 581. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 900, 000. 00	2, 759, 930. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 979. 00	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 233. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27, 970, 000. 00	32, 691, 336. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 800, 000. 00	1, 815, 804. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45, 900, 000. 00	53, 328, 915. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12, 900, 000. 00	12, 781, 191. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 450, 000. 00	2, 388, 407. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15, 900, 000. 00	18, 663, 133. 80	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11, 150, 000. 00	8, 643, 480. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29, 850, 000. 00	33, 398, 973. 96	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30, 870, 000. 00	35, 451, 648. 22	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 209, 628. 70	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 075. 72	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19, 600, 000. 00	17, 586, 688. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	68, 308. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	450, 030. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16, 550, 000. 00	14, 145, 781. 50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	23, 000, 000. 00	21, 219, 340. 00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3, 400, 000. 00	3, 403, 264. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	105, 960. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	20, 950, 000. 00	21, 450, 705. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24, 360, 000. 00	24, 645, 012. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	29, 450, 000. 00	29, 623, 755. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	200, 580. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16, 900, 000. 00	16, 888, 170. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	199, 460. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	29, 050, 000. 00	29, 343, 405. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	27, 950, 000. 00	29, 509, 610. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	37, 550, 000. 00	38, 729, 070. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 160. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 000, 000. 00	11, 203, 500. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	166, 545. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 800, 000. 00	1, 894, 320. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	104, 200. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24, 000, 000. 00	25, 116, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 050, 000. 00	5, 111, 610. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15, 000, 000. 00	14, 974, 500. 00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 200, 000. 00	11, 882, 080. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 840. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 500, 000. 00	27, 435, 450. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	116, 890. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	206, 220. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 650, 000. 00	7, 744, 095. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	138, 750. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	87, 730. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	96, 370. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 950, 000. 00	36, 316, 730. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 020. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 700, 000. 00	6, 087, 600. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 000, 000. 00	4, 160, 000. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24, 450, 000. 00	27, 618, 720. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 650, 000. 00	4, 816, 005. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 880. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 700, 000. 00	31, 151, 290. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9, 300, 000. 00	9, 376, 260. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650, 000. 00	573, 690. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	90, 580. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	507, 150. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	182, 900. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 200, 000. 00	3, 596, 160. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 500, 000. 00	10, 363, 500. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	299, 920. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 250, 000. 00	27, 365, 625. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 400, 000. 00	1, 517, 180. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	391, 050. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	348, 480. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	93, 710. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	15, 200, 000. 00	14, 774, 400. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9, 250, 000. 00	6, 441, 621. 37	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 617, 380. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	3, 600, 000. 00	3, 679, 040. 52	
		FINNISH GOVERNMENT	2, 950, 000. 00	2, 749, 142. 46	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 050, 000. 00	930, 084. 43	

		FINNISH GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 090, 413. 65	
		FINNISH GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 671, 977. 52	
		FINNISH GOVERNMENT	350, 000. 00	354, 051. 53	
		FINNISH GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 730, 063. 60	
		FINNISH GOVERNMENT	3, 500, 000. 00	3, 486, 350. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	500, 000. 00	365, 190. 30	
		FINNISH GOVERNMENT	4, 000, 000. 00	3, 783, 014. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	600, 000. 00	567, 960. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	588, 413. 77	
		FRANCE (GOVT OF)	600, 000. 00	150, 960. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	97, 920. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	6, 400, 000. 00	6, 181, 120. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	23, 700, 000. 00	22, 780, 440. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	32, 950, 000. 00	33, 029, 080. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 050, 000. 00	1, 947, 500. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	250, 000. 00	252, 750. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	93, 110. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	59, 850, 000. 00	60, 191, 145. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	39, 280, 000. 00	39, 075, 744. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	650, 000. 00	543, 725. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	5, 200, 000. 00	5, 288, 400. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	84, 576. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 450, 000. 00	2, 373, 805. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	20, 850, 000. 00	20, 585, 205. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	800, 000. 00	636, 320. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 750, 000. 00	1, 663, 375. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	68, 170. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	116, 580. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	44, 650. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	400, 000. 00	172, 320. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	14, 250, 000. 00	11, 599, 500. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	18, 300, 000. 00	16, 396, 800. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	50, 000. 00	25, 335. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	32, 350, 000. 00	37, 914, 944. 05	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 050, 000. 00	48, 866, 457. 83	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16, 000, 000. 00	16, 363, 200. 00	

		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,350,000.00	40,850,420.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	9,450,000.00	8,390,938.50	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	23,750,000.00	22,443,750.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400,000.00	372,400.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,264,621.80	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	10,150,000.00	9,915,397.96	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	194,278.60	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	99,291.33	
		IRISH TSY 0.2% 2030	2,650,000.00	2,373,801.63	
		IRISH TSY 1.10% 2029	10,860,000.00	10,447,998.75	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,729.53	
		IRISH TSY 2% 2045	2,250,000.00	1,785,924.45	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	98,000.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,415.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,050,000.00	2,847,480.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	2,137,772.26	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,400,000.00	12,597,160.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,791,012.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,127,787.35	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,933,266.42	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	248,687.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,600,000.00	10,577,740.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	980,800.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,700,000.00	13,959,840.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	1,999,550.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,150,000.00	3,357,419.62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,187,899.36	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	289,509.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,850,000.00	3,573,965.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	1,060,200.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,400,000.00	8,772,080.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	987,700.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	11,850,000.00	11,653,290.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	150,000.00	121,020.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,500,000.00	3,249,050.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	4,107,600.00	

	小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,950,000.00	5,563,845.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,850,000.00	4,963,490.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	3,872,580.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,450,000.00	10,945,330.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	9,850,000.00	8,837,420.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,250,000.00	4,288,250.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,494,750.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,050,000.00	11,009,875.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,300,000.00	5,042,862.55	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,386,165.00	
		SPANISH GOVERNMENT	21,450,000.00	23,093,692.05	
		銘柄数：216	1,793,090,000.00	1,824,346,991.64	
				(317,180,967,966)	
		組入時価比率：29.7%		29.9%	
	英債券	UK TREASURY	150,000.00	144,636.01	
		UK TREASURY	400,000.00	382,048.32	
		UK TREASURY	100,000.00	101,135.38	
		UK TREASURY	90,000.00	82,726.32	
		UK TREASURY	200,000.00	187,540.56	
		UK TREASURY	100,000.00	106,763.54	
		UK TREASURY	100,000.00	89,510.07	
		UK TREASURY	200,000.00	177,495.34	
		UK TREASURY	100,000.00	83,600.88	
		UK TREASURY	160,000.00	160,335.79	
		UK TREASURY	100,000.00	76,534.95	
		UK TREASURY	480,000.00	478,392.00	
		UK TREASURY	650,000.00	444,306.91	
		UK TREASURY	1,480,000.00	1,420,433.70	
		UK TREASURY	100,000.00	72,053.12	
		UK TREASURY	18,050,000.00	16,077,015.87	
		UK TREASURY	6,690,000.00	6,561,636.96	
		UK TREASURY	1,800,000.00	1,132,974.00	
		UK TREASURY	18,200,000.00	16,779,462.70	
		UK TREASURY	500,000.00	453,431.10	
		UK TREASURY	320,000.00	293,052.92	
		UK TREASURY	70,000.00	54,395.06	

		UK TREASURY	21,600,000.00	18,460,286.64	
		UK TREASURY	100,000.00	50,198.74	
		UK TREASURY	100,000.00	51,594.41	
		UK TREASURY	100,000.00	83,997.05	
		UK TREASURY	550,000.00	230,324.05	
		UK TREASURY	100,000.00	75,817.52	
		UK TREASURY	600,000.00	260,593.56	
		UK TREASURY	550,000.00	243,946.01	
		UK TREASURY	100,000.00	44,453.42	
		UK TREASURY	100,000.00	77,346.42	
		UK TREASURY	19,850,000.00	15,196,977.38	
		UK TREASURY	100,000.00	53,020.61	
		UK TREASURY	700,000.00	481,582.57	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	12,431.04	
		UK TSY 0 5/8% 2050	300,000.00	105,690.00	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	75,690.00	
		UNITED KINGDOM GILT	1,720,000.00	1,724,626.80	
		UNITED KINGDOM GILT	20,620,000.00	20,572,167.78	
		UNITED KINGDOM GILT	26,990,000.00	27,273,400.39	
		UNITED KINGDOM GILT	7,590,000.00	7,704,333.48	
		UNITED KINGDOM GILT	7,080,000.00	7,115,068.65	
		UNITED KINGDOM GILT	34,750,000.00	35,204,113.00	
		UNITED KINGDOM GILT	28,500,000.00	28,158,165.30	
		UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,612,391.20	
		UNITED KINGDOM GILT	2,300,000.00	2,274,067.96	
		UNITED KINGDOM GILT	31,040,000.00	28,800,218.78	
		UNITED KINGDOM GILT	22,980,000.00	21,444,936.00	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,597.71	
		UNITED KINGDOM GILT	30,800,000.00	25,788,840.00	
		UNITED KINGDOM GILT	8,600,000.00	8,448,646.01	
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	139,193.94	
	小計	銘柄数 : 53	319,920,000.00	297,186,197.92	
				(59,532,339,167)	
	スウェーデンクローナ	組入時価比率 : 5.6%		5.6%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,328,718.75	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,474,854.74	

	小計	SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	19,049,010.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	23,400,000.00	20,953,838.88	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,800,000.00	20,863,648.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	7,600,000.00	7,254,200.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,188,758.00	
		銘柄数：7	130,300,000.00	127,113,028.37	
		組入時価比率：0.2%		(2,010,928,108)	0.2%
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,038,180.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	10,080,105.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	27,034,412.16	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,847,350.70	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	10,046,244.96	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,458,873.02	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,187,699.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,848,757.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	4,139,317.98	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	964,488.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,145,212.22	
		銘柄数：11	129,900,000.00	119,790,640.04	
		組入時価比率：0.2%		(1,771,703,566)	0.2%
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000.00	8,064,042.40	
		KINGDOM OF DENMARK	9,600,000.00	9,366,720.00	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,487,085.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,600,000.00	2,282,584.20	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,655,352.84	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	52,891,650.00	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,824,388.00	
	小計	銘柄数：7	99,450,000.00	103,571,822.44	
		組入時価比率：0.2%		(2,412,187,744)	0.2%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,153,148.04	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,681,225.82	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	49,072,771.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,111,003.25	

	小計	POLAND GOVERNMENT BOND	15,600,000.00	16,204,351.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,505,954.25	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	13,114,235.16	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,700,000.00	18,426,476.97	
		POLAND GOVERNMENT BOND	38,100,000.00	32,039,749.23	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,900,000.00	9,738,791.02	
		POLAND GOVERNMENT BOND	17,600,000.00	18,517,099.04	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,224,056.44	
		銘柄数 : 12	183,200,000.00	173,788,862.22	
		組入時価比率 : 0.7%		(7,104,488,687)	0.7%
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,670,000.00	12,257,211.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,208,018.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,213,816.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,858,884.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,570,000.00	3,538,191.30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,997,235.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	17,133,480.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	6,968,480.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,250,000.00	5,513,312.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,600,560.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,550,000.00	5,518,309.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,662,094.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,700,000.00	23,342,410.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,050,000.00	2,806,244.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,646.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,280,000.00	9,671,218.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,877,170.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,578,090.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,948,725.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,953,695.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,519,389.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,308,130.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,387,505.00	
		銘柄数 : 23	151,500,000.00	138,958,815.40	
				(13,522,082,326)	

		組入時価比率：1.3%		1.3%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,661,152.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,122,210.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,614,500.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,310,720.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,750,000.00	3,307,543.50	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,208,532.50	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,200,000.00	5,936,372.28	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,992,272.60	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	391,240.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,355,435.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,675,700.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	649,200.00	
小計	銘柄数：12	39,850,000.00	36,224,877.88 (3,168,952,316)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,330,450.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	349,545.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,204,530.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,261,864.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	618,120.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	473,445.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,890,180.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,967,749.70	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,250,000.00	1,246,375.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,399,635.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,570,000.00	4,729,950.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	943,500.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,395,505.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,949,000.00	
小計	銘柄数：14	35,810,000.00	37,759,848.70 (4,361,640,123)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,429,237.52	
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	108,968.16	
	MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,501,848.85	

		MALAYSIA GOVERNMENT	13, 100, 000. 00	14, 637, 064. 92	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8, 800, 000. 00	9, 212, 119. 84	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 124, 669. 50	
		MALAYSIA GOVERNMENT	400, 000. 00	404, 980. 92	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8, 200, 000. 00	8, 316, 078. 38	
		MALAYSIA GOVERNMENT	10, 800, 000. 00	10, 894, 902. 84	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6, 200, 000. 00	6, 308, 513. 64	
		MALAYSIA GOVERNMENT	500, 000. 00	523, 608. 95	
		MALAYSIA GOVERNMENT	4, 980, 000. 00	5, 118, 047. 09	
		MALAYSIA GOVERNMENT	15, 400, 000. 00	16, 288, 661. 62	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 326, 046. 64	
		MALAYSIA GOVERNMENT	9, 300, 000. 00	9, 772, 652. 04	
		MALAYSIA GOVERNMENT	12, 100, 000. 00	12, 499, 341. 14	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3, 600, 000. 00	3, 853, 831. 68	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 132, 507. 00	
		MALAYSIA GOVERNMENT	400, 000. 00	404, 700. 48	
		MALAYSIA GOVERNMENT	14, 350, 000. 00	16, 617, 360. 27	
		MALAYSIA GOVERNMENT	12, 100, 000. 00	13, 679, 471. 08	
		MALAYSIA GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	10, 939, 405. 10	
		MALAYSIA GOVERNMENT	300, 000. 00	327, 469. 95	
	小計	銘柄数：23	143, 130, 000. 00	153, 421, 487. 61	
				(5, 393, 823, 897)	
		組入時価比率：0. 5%		0. 5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	91, 300, 000. 00	91, 240, 636. 74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	160, 200, 000. 00	162, 112, 179. 24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	127, 900, 000. 00	127, 366, 912. 80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33, 000, 000. 00	33, 436, 517. 40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84, 200, 000. 00	84, 961, 193. 26	
		CHINA GOVERNMENT BOND	112, 000, 000. 00	112, 319, 222. 40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84, 800, 000. 00	86, 254, 498. 08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	460, 800, 000. 00	464, 154, 439. 68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	51, 600, 000. 00	51, 570, 928. 56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54, 000, 000. 00	54, 984, 814. 20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24, 400, 000. 00	24, 499, 146. 96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16, 500, 000. 00	16, 829, 104. 05	
		CHINA GOVERNMENT BOND	40, 200, 000. 00	40, 198, 548. 78	

		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,533,406.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,308,397.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,366,448.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	97,900,000.00	97,980,268.21	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,455,065.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000.00	4,491,733.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,234,773.64	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,132,927.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,307,418.74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,356,923.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,631,514.98	
		CHINA GOVERNMENT BOND	114,900,000.00	117,003,887.94	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,342,054.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	210,831,978.42	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,294,624.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,171,459.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,701,451.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	103,500,000.00	102,835,705.95	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	76,940,656.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	163,264,842.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,900,000.00	23,828,789.95	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	149,919,387.57	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	148,631,417.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,667,514.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	145,399,197.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	99,573,837.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,462,176.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,469,321.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,286,822.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	234,400,000.00	235,813,197.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,592,967.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	58,100,000.00	61,628,041.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,462,340.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,096,621.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,095,344.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	90,735,254.60	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	97,550,060.19		
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	154,024,397.00		
		CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	164,385,416.09		
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,044,270.19		
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	95,519,815.05		
		CHINA GOVERNMENT BOND	145,700,000.00	143,471,343.66		
		CHINA GOVERNMENT BOND	94,000,000.00	93,133,733.60		
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,700,000.00	9,709,908.55		
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,200,000.00	10,859,756.10		
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	40,141,221.12		
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	109,349,104.57		
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	80,119,829.83		
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	84,542,430.72		
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	217,548,024.48		
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	34,105,603.32		
		銘柄数：64	5,600,300,000.00	5,817,280,825.74		
				(121,025,618,939)		
		組入時価比率：11.3%		11.4%		
		新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,281,620.84	
	ISRAEL FIXED BOND		5,000,000.00	4,858,138.50		
	ISRAEL FIXED BOND		6,850,000.00	6,823,698.74		
	ISRAEL FIXED BOND		10,100,000.00	9,621,238.79		
	ISRAEL FIXED BOND		1,500,000.00	1,491,534.00		
	ISRAEL FIXED BOND		1,300,000.00	1,331,189.08		
	ISRAEL FIXED BOND		10,500,000.00	9,234,460.20		
	ISRAEL FIXED BOND		18,600,000.00	15,688,253.70		
	ISRAEL FIXED BOND		4,400,000.00	4,360,114.88		
	ISRAEL FIXED BOND		13,800,000.00	10,355,194.32		
	ISRAEL FIXED BOND		11,900,000.00	13,452,053.93		
	ISRAEL FIXED BOND		5,700,000.00	5,096,888.13		
	小計		銘柄数：12	96,750,000.00	89,594,385.11	
					(3,982,748,160)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%		
合計				1,059,219,338,923		
				(1,059,219,338,923)		

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細 (2025 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY BOND	5,482,000	
		US TREASURY N/B	3,485,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	297,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY BOND	23,212,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	38,505,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	46,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,800,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	15,300,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,355,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,300,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	19,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,866,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	6,400,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	10,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	230,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	250,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,450,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,138,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	582,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	770,000	

		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,360,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	990,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	300,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	440,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,360,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	710,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	10,000,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	25,000,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,350,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,477,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,465,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	20,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	13,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,830,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,072,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,845,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年9月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	113,323,443	—	113,639,819	316,376
米ドル	78,389,685	—	78,523,331	133,646
ユーロ	34,933,758	—	35,116,488	182,730
合計	113,323,443	—	113,639,819	316,376

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 9 月 8 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	197,621,135
コール・ローン	18,774,041
国債証券	16,587,999,245
派生商品評価勘定	7,220
未収利息	230,916,602
前払費用	25,970,161
流動資産合計	17,061,288,404
資産合計	17,061,288,404
負債の部	
流動負債	
未払金	41,097,380
未払解約金	4,281,378
その他未払費用	1,364,600
流動負債合計	46,743,358
負債合計	46,743,358
純資産の部	
元本等	
元本	8,550,458,803
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,464,086,243
元本等合計	17,014,545,046
純資産合計	17,014,545,046
負債純資産合計	17,061,288,404

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 9899 円
(10,000 口当たり純資産額)	(19,899 円)

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 9 月 8 日現在	
期首	2024 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,188,030,556 円
同期中における追加設定元本額	5,536,220,301 円
同期中における一部解約元本額	3,173,792,054 円
期末元本額	8,550,458,803 円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド 2015	8,598,169 円
野村資産設計ファンド 2020	9,175,137 円
野村資産設計ファンド 2025	12,413,788 円
野村資産設計ファンド 2030	23,885,831 円
野村資産設計ファンド 2035	20,551,495 円
野村資産設計ファンド 2040	33,359,871 円
野村資産設計ファンド 2045	6,775,479 円
野村インデックスファンド・新興国債券	603,792,743 円
ネクストコア	14,538,989 円

野村インデックスファンド・海外5資産バランス	628,125,537 円
野村資産設計ファンド2050	6,516,862 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,482,688 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,140,729 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,129,339 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,003,098 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	646,676 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	412,439 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	3,102,631 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	2,488,809 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	11,568,635 円
世界6資産分散ファンド	169,664,251 円
野村資産設計ファンド2060	3,669,914 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券 (適格機関投資家専用)	5,214,001,565 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	384,658 円
野村DC新興国債券 (現地通貨建て) インデックスファンド	592,925,761 円
野村DC運用戦略ファンド	1,029,288,474 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	77,568,120 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	27,654,600 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	22,878,795 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	13,437,310 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	8,276,410 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年9月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,200,000.00	12,121,607.68	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,400,000.00	13,001,270.94	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,550,000.00	18,493,478.15	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,600,000.00	4,662,422.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19,300,000.00	19,534,664.84	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	16,000,000.00	16,193,353.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8,000,000.00	8,082,074.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000.00	19,292,551.74	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,395,193.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	26,500,000.00	24,819,900.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,690,574.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,925,386.82	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,545,404.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19,600,000.00	16,908,208.52	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,600,000.00	10,947,729.24	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,400,000.00	15,400,800.00	
		銘柄数：16	217,650,000.00	207,014,618.93	
		組入時価比率：9.6%		(1,641,501,719)	9.9%
	レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	6,300,000.00	5,648,614.65	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,500,000.00	3,582,484.20	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2,300,000.00	1,725,998.66	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2,000,000.00	1,414,212.20	
		LETRA TESOURO NACIONAL	3,000,000.00	1,989,341.70	
		LETRA TESOURO NACIONAL	7,000,000.00	4,077,093.30	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2,200,000.00	976,471.32	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	660,000.00	6,435,839.52	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	830,000.00	7,778,842.17	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210,000.00	1,869,301.35	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	350,000.00	2,991,354.80	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	330,000.00	2,728,513.92	
		銘柄数：12	29,680,000.00	41,218,067.79	
		組入時価比率：6.6%		(1,130,174,687)	6.8%
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	100,000,000.00	92,285,050.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	360,000,000.00	367,506,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	300,000,000.00	292,635,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	375,000,000.00	396,735,562.50	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	78,725,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	235,000,000.00	225,155,779.50	
		BONOS TESORERIA PESOS	110,000,000.00	119,542,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	195,000,000.00	205,578,750.00	
	小計	銘柄数：8	1,745,000,000.00	1,778,164,142.00	
		組入時価比率：1.6%		(273,165,131)	1.6%
	コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	1,180,000,000.00	1,163,453,096.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,400,000,000.00	1,306,804,380.00	
		TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	620,921,396.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,130,000,000.00	1,873,628,514.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,135,370,923.00	

	小計	TITULOS DE TESORERIA	1,290,000,000.00	1,019,861,487.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,107,716,376.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,870,257,312.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,900,000,000.00	1,297,202,010.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,430,000,000.00	1,952,244,018.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,000,000,000.00	939,932,900.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,552,732,074.00	
		銘柄数：12	19,340,000,000.00	15,840,124,486.00	
		組入時価比率：3.5%		(593,640,345)	3.6%
	ソル	BONOS DE TESORERIA	300,000.00	318,884.10	
		BONOS DE TESORERIA	600,000.00	631,688.40	
		BONOS DE TESORERIA	1,100,000.00	1,168,271.61	
		BONOS DE TESORERIA	600,000.00	670,425.36	
		BONOS DE TESORERIA	1,900,000.00	1,843,036.29	
		BONOS DE TESORERIA	300,000.00	327,889.98	
		BONOS DE TESORERIA	800,000.00	708,705.36	
		PERU BONO SOBERANO	300,000.00	311,343.45	
		PERU BONO SOBERANO	900,000.00	997,741.71	
		PERU BONO SOBERANO	720,000.00	751,495.82	
		銘柄数：10	7,520,000.00	7,729,482.08	
		組入時価比率：1.9%		(325,639,988)	2.0%
	ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,054,240.40	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,391,320.00	
		銘柄数：2	8,000,000.00	8,445,560.40	
		組入時価比率：0.2%		(31,335,562)	0.2%
	ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,857,040.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,514,640.00	
		銘柄数：2	16,000,000.00	17,371,680.00	
		組入時価比率：0.2%		(40,639,308)	0.2%
	セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	10,057,500.00	
		SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	21,505,000.00	
		銘柄数：2	31,000,000.00	31,562,500.00	

			(46, 853, 615)	
		組入時価比率：0.3%	0.3%	
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,923,763.47	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	362,491.65	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,415,149.10	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,390,854.90	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	8,933,672.80	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	13,200,000.00	12,107,421.48	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	7,800,000.00	6,998,487.60	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	887,794.02	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	1,718,187.66	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	13,285,474.50	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,094,378.16	
小計	銘柄数：11	66,000,000.00	53,117,675.34	
			(191,409,543)	
	組入時価比率：1.1%		1.2%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	10,228,442.64	
	CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,351,000.00	
	CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,552,848.42	
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,596,146.00	
	CZECH REPUBLIC	3,800,000.00	4,063,005.60	
	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	10,028,304.00	
	CZECH REPUBLIC	8,600,000.00	7,538,533.82	
	CZECH REPUBLIC	8,400,000.00	8,811,012.00	
	CZECH REPUBLIC	9,000,000.00	7,783,650.00	
	CZECH REPUBLIC	1,600,000.00	1,780,896.00	
	CZECH REPUBLIC	13,000,000.00	13,265,068.70	
	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	8,811,501.92	
	CZECH REPUBLIC	9,400,000.00	9,814,258.00	
	CZECH REPUBLIC	7,400,000.00	6,916,040.00	
	CZECH REPUBLIC	6,000,000.00	5,863,501.20	
	CZECH REPUBLIC	6,700,000.00	4,478,952.68	
小計	銘柄数：16	118,800,000.00	112,883,160.98	
			(804,856,937)	
	組入時価比率：4.7%		4.9%	
フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	58,326,000.00	

	小計	HUNGARY GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	22,077,536.70	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	39,000,000.00	40,350,612.90	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	50,742,200.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	39,334,936.20	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	67,000,000.00	64,111,817.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	103,000,000.00	103,990,684.90	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	77,153,418.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	76,980,132.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	84,000,000.00	69,747,375.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	71,000,000.00	62,203,100.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	51,046,149.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	24,981,076.80	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	37,000,000.00	36,452,400.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	78,000,000.00	49,990,200.00	
		銘柄数：15	943,000,000.00	827,487,639.70	
				(364,094,561)	
		組入時価比率：2.1%		2.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,171,157.11	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,581,921.16	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,132,495.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,347,095.68	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,271,080.91	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,112,305.45	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,069,289.08	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,715,793.17	
		POLAND GOVERNMENT BOND	700,000.00	689,761.17	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000.00	3,279,659.37	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,209,641.66	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	3,051,112.91	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,540,165.68	
		POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	485,328.25	
		銘柄数：14	33,000,000.00	31,656,806.80	
				(1,294,130,261)	
		組入時価比率：7.6%		7.8%	
	ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	

	小計	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
		銘柄数：13	333,100,000.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	レイ	ROMANIA	500,000.00	493,860.30	
		ROMANIA	700,000.00	680,596.00	
		ROMANIA	760,000.00	740,620.38	
		ROMANIA	230,000.00	208,725.00	
		ROMANIA	1,300,000.00	1,205,069.97	
		ROMANIA	2,350,000.00	2,377,025.00	
		ROMANIA	700,000.00	573,533.03	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	500,000.00	500,800.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	299,742.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	787,950.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,029,100.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,271,130.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	800,000.00	761,800.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,031,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,070,960.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,061,500.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	763,800.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	717,920.00	
	小計	銘柄数：18	16,290,000.00	15,576,031.68	
				(533,634,845)	
		組入時価比率：3.1%		3.2%	
	リング	MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000.00	3,261,000.00	

	小計	MALAYSIA GOVERNMENT	700,000.00	708,527.61	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,444,855.30	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,564,266.48	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,000,000.00	2,093,663.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,500,000.00	1,687,004.25	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,057,351.10	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,658,540.00	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,260,382.44	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,400,000.00	1,419,601.82	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,500,000.00	1,579,047.30	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900,000.00	999,683.73	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,144,160.43	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,500,000.00	1,610,387.55	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,312,184.64	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,847,318.74	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,950,756.38	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,256,661.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,336,036.39	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,938,372.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,234,994.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,853,831.68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,132,507.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,618,801.92	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,549,044.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,510,602.95	
		銘柄数 : 26	45,050,000.00	47,029,583.89	
				(1,653,414,377)	
		組入時価比率 : 9.7%		10.0%	
	パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,381,477.30	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,599,369.75	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,800,000.00	12,005,665.74	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	13,979,893.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,710,479.25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,400,000.00	20,229,163.76	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	15,400,000.00	16,275,682.50	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,498,312.10	

		THAILAND GOVERNMENT BOND	12,200,000.00	13,906,638.48	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,846,328.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	14,600,000.00	16,665,085.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,044,908.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	18,713,126.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,500,000.00	12,175,986.90	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	7,238,405.12	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,718,242.36	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	7,844,486.68	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	15,802,264.07	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	20,700,688.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000.00	31,202,877.44	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,189,890.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	11,819,357.91	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	19,569,684.75	
	小計	銘柄数：23	287,700,000.00	319,118,013.85	
				(1,477,516,404)	
		組入時価比率：8.7%		8.9%	
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,207,854,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,400,000,000.00	6,602,048,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,800,000,000.00	5,785,268,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,575,579,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	8,600,000,000.00	8,735,192,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,400,000,000.00	7,579,302,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,577,774,100.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,700,871,420.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,800,000,000.00	8,484,372,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	8,500,000,000.00	8,781,095,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,326,845,604.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	10,098,048,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,697,090,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,700,000,000.00	3,151,953,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,286,476,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,100,000,000.00	6,769,780,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	4,073,904,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,193,177,000.00	

		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,293,392,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	10,100,000,000.00	10,275,513,760.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,980,000,000.00	5,627,051,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	13,400,000,000.00	14,434,346,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,000,000,000.00	4,109,660,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,536,268,200.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,969,760,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,782,576,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,922,414,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,400,000,000.00	8,469,300,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	8,200,000,000.00	8,764,406,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,883,300,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,300,000,000.00	7,513,744,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,500,000,000.00	1,544,640,000.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,800,000,000.00	1,793,339,100.00	
	小計	銘柄数：33	173,800,000,000.00	183,546,339,584.00	
				(1,670,271,690)	
		組入時価比率：9.8%		10.1%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,040,020.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,813,376.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,125,066.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,719,654.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	814,589.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,514,221.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,570,112.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	4,703,883.14	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,854,379.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	513,493.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,032,695.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	514,194.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,253,834.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,018,310.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,900,000.00	4,964,328.18	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,265,983.01	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,046,569.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,196,424.60	

		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,781,012.99	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,272,335.78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,073,978.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,021,803.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	987,183.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,515,072.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	533,221.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,823,990.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,298,946.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,321,134.42	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,388,993.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	835,386.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,155,228.53	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,736,723.91	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,166,348.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,080,647.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	851,201.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	935,540.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,986,540.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	498,741.64	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	1,090,890.27	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	614,407.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,655,174.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	200,000.00	204,809.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	966,164.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,720,013.24	
	小計	銘柄数：44	78,200,000.00	80,476,629.32	
		組入時価比率：9.8%		(1,674,276,034) 10.0%	
	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,285,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	35,956,875.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,740,980.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	56,000,000.00	57,668,352.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	58,000,000.00	58,360,006.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	74,641,439.20	
		INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000.00	83,785,224.00	

	小計	INDIA GOVERNMENT BOND	40,000,000.00	39,548,288.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	44,000,000.00	44,019,228.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,720,792.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	62,286,300.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	36,318,940.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	47,000,000.00	48,664,082.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	57,966,492.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,886,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	66,340,890.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	52,968,630.60	
		INDIA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,009,304.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	82,350,928.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	42,731,892.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	53,982,726.00	
		銘柄数：21	968,000,000.00	982,232,369.80	
				(1,659,972,704)	
		組入時価比率：9.8%		10.0%	
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,400,000.00	12,844,292.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	12,975,942.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,000,000.00	10,336,150.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,000,000.00	16,572,028.40	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,300,000.00	2,415,789.59	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,800,000.00	14,202,939.88	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,400,000.00	5,702,593.18	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,800,000.00	13,228,240.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000.00	16,055,802.29	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,600,000.00	11,367,301.60	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,800,000.00	19,699,947.82	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,400,000.00	4,749,807.48	
		銘柄数：12	152,600,000.00	140,150,834.44	
				(1,181,471,534)	
		組入時価比率：6.9%		7.1%	
合計				16,587,999,245	
				(16,587,999,245)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 9 月 8 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	4, 445, 899	—	4, 453, 119	7, 220
米ドル	4, 445, 899	—	4, 453, 119	7, 220
合計	4, 445, 899	—	4, 453, 119	7, 220

(注) 時価の算定方法

- 1 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界 6 資産分散ファンド

2025 年 9 月 30 日現在	
I 資産総額	2, 073, 899, 339円
II 負債総額	3, 903, 250円
III 純資産総額（I－II）	2, 069, 996, 089円
IV 発行済口数	1, 235, 459, 268口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 6755円

(参考) 国内株式マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在	
I 資産総額	954, 332, 955, 962円
II 負債総額	69, 985, 115, 318円
III 純資産総額（I－II）	884, 347, 840, 644円
IV 発行済口数	241, 519, 346, 834口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3. 6616円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	3,384,216,839,582円
II 負債総額	7,145,675,942円
III 純資産総額 (I - II)	3,377,071,163,640円
IV 発行済口数	395,554,764,451口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	8.5376円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	202,841,653,302円
II 負債総額	799,333,261円
III 純資産総額 (I - II)	202,042,320,041円
IV 発行済口数	79,912,380,474口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5283円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	1,243,600,417,612円
II 負債総額	37,533,018,280円
III 純資産総額 (I - II)	1,206,067,399,332円
IV 発行済口数	1,021,151,291,814口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1811円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	1,078,408,614,378円
II 負債総額	2,378,022,053円
III 純資産総額 (I - II)	1,076,030,592,325円
IV 発行済口数	342,728,019,158口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1396円

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	19,885,972,698円
II 負債総額	18,280,619円
III 純資産総額 (I - II)	19,867,692,079円
IV 発行済口数	9,881,347,406口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0106円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025 年 10 月末現在、17,180 百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

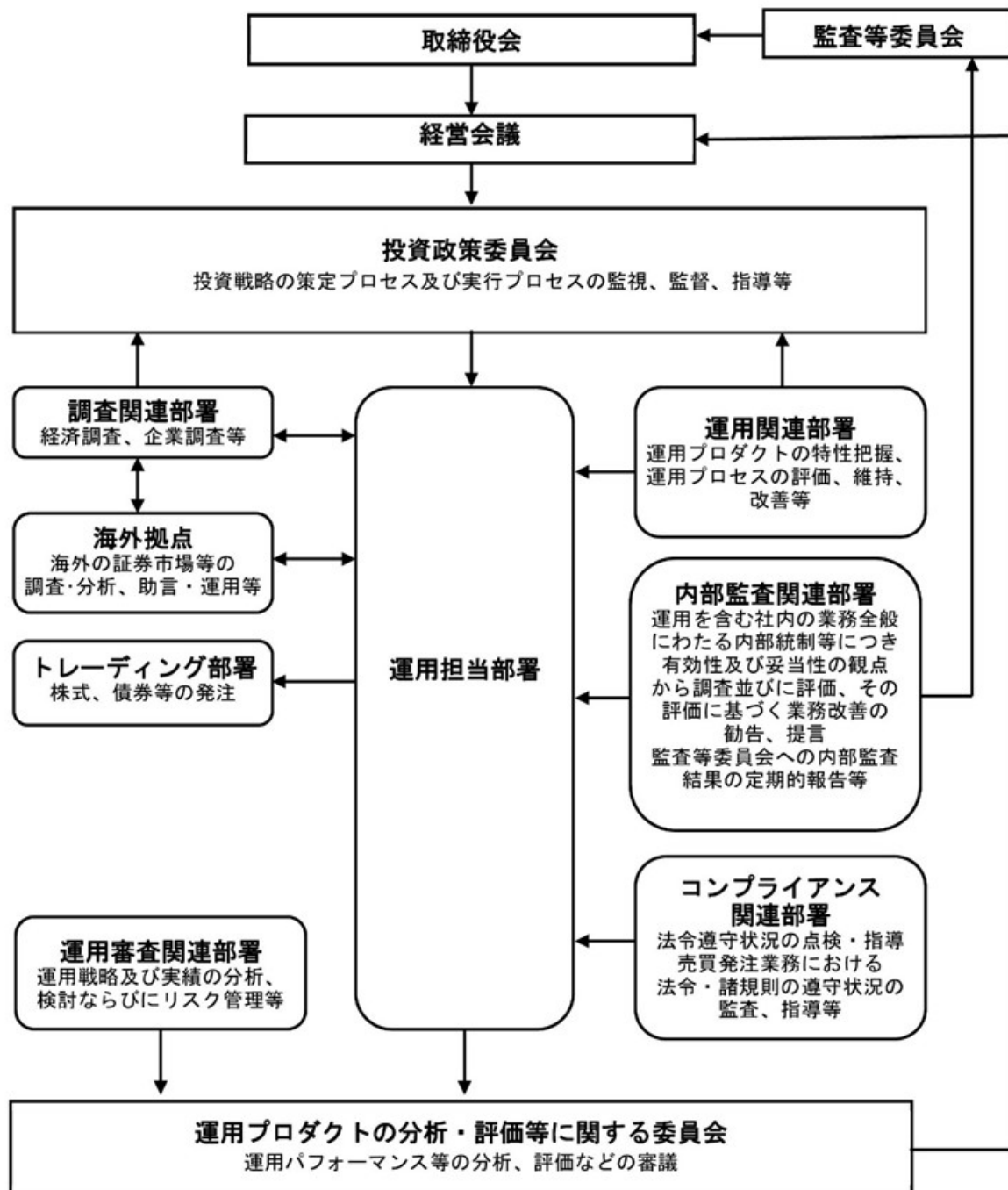
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 9 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	901	62,445,335
単位型株式投資信託	131	757,692
追加型公社債投資信託	14	7,162,815
単位型公社債投資信託	373	618,316
合計	1,419	70,984,159

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		－	
関係会社株式評価損		490		－	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 （企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 38,115 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 7,400 円 |
| 基準日 | 2025 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2025 年 6 月 30 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額	13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益	7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円		損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円	
普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円		普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(世界6資産分散ファンド)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券マザーファンドおよび新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（以下「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：1/6

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：1/6

新興国株式マザーファンド受益証券：1/6

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：1/6

外国債券マザーファンド受益証券：1/6

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1/6

（※）各マザーファンドが対象とする指数

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）

新興国株式マザーファンド：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
世界6資産分散ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23

条、第 27 条及び第 31 条に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券マザーファンドおよび新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド (以下「各マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7. 投資法人債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券
 13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
 15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といい

ます。)

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をする

ことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使

により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債

型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に

つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2018年9月6日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第48条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 59 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 45 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 31 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018年5月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 3 項および第 48 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA・BPI 総合 (NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA・BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りします。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りします。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社